

# SGRA REPORT

SGRAレポート No. 86

## No. 86

ISSN 1346-0382

第59回 SGRA フォーラム

## 第3回 日本・中国・韓国における 国史たちの対話の可能性

17世紀東アジアの国際関係——戦乱から安定へ



### 第3回 日本・中国・韓国における 国史たちの対話の可能性

17世紀東アジアの国際関係——戦乱から安定へ

#### ■ フォーラムの趣旨と経緯

渥美国際交流財団は2015年7月に第49回SGRA（関口グローバル研究会）フォーラムを開催し、「東アジアの公共財」及び「東アジア市民社会」の可能性について議論した。そのなかで、先ず東アジアに「知の共有空間」あるいは「知のプラットフォーム」を構築し、そこから和解につながる智恵を東アジアに供給することの意義を確認した。

このプラットフォームに「国史たちの対話」のコーナーを設置したのは2016年9月のアジア未来会議の機会に開催された第1回「国史たちの対話」であった。いままで3カ国の研究者の間ではさまざまな対話が行われてきたが、各国の歴史認識を左右する「国史研究者」同士の対話はまだ深められていない、という意識から、先ず東アジアにおける歴史対話を可能にする条件を探った。具体的には、三谷博先生（東京大学名誉教授）、葛兆光先生（復旦大学教授）、趙珖先生（高麗大学名誉教授）の講演により、3カ国のそれぞれの「国史」の中でアジアの出来事がどのように扱われているかを検討した。

第2回対話は、自国史と国際関係をより構造的に理解するために、「蒙古襲来と13世紀モンゴル帝国のグローバル化」というテーマを設定した。2017年8月に日本・中国・韓国・モンゴルから11名の国史研究者が北九州に集い、各国の国史の視点からの研究発表の後、東アジアの歴史という視点から、朝貢冊封の問題、モンゴル史と中国史の問題、資料の扱い方等について活発な議論が行われた。この会議の諸発表は、東アジア全体の動きに注目すると、国際関係だけでなく、個別の国と社会をより深く理解する手掛りも示すことを明らかにした。

第3回対話はさらに時代を下げて「17世紀東アジアの国際関係」と設定した。1600年を挟む約1世紀は東アジアが3度目の大規模な戦乱に直面した時代であった。東アジアには中国市場が世界に求めていた銀を朝鮮から製錬技術を学んだ日本が大量に供給したことを一因として緊密な経済関係が生まれる一方、経済繁栄は域内の諸民族に政治的覇権への欲望も生み出した。日本の豊臣秀吉と満洲のホンタイジによる各2度の朝鮮侵攻および満洲族による中国での清朝の創立である。経済の相互依存の深まりと各国の覇権争奪の同時進行が生んだ大規模な戦乱、およびその後の長期安定は、現代の東アジアに対して深い自省を促すことであろう。ただし、この会議の目的は何らかの合意を得ることにはない。立場によりさまざまな歴史があることを確認した上で、「対話」により相互の理解を深めてゆくの目的である。

なお、円滑な対話を進めるため、日本語⇔中国語、日本語⇔韓国語、中国語⇔韓国語の同時通訳をつけた。

この円卓会議は2016年度から毎年1回、全部で5回開催し、残りの2回は近現代をテーマとして取り上げる予定である。

## SGRAとは

SGRAは、世界各国から渡日し長い留学生活を経て日本の大学院から博士号を取得した知日派外国人研究者が中心となって、個人や組織がグローバル化にたちむかうための方針や戦略をたてる時に役立つような研究、問題解決の提言を行い、その成果をフォーラム、レポート、ホームページ等の方法で、広く社会に発信しています。研究テーマごとに、多分野多国籍の研究者が研究チームを編成し、広汎な知恵とネットワークを結集して、多面的なデータから分析・考察して研究を行います。SGRAは、ある一定の専門家ではなく、広く社会全般を対象に、幅広い研究領域を包括した国際的かつ学際的な活動を狙いとしています。良き地球市民の実現に貢献することがSGRAの基本的な目標です。詳細はホームページ (<http://www.aisf.or.jp/sgra/>) をご覧ください。

## SGRAかわらばん

SGRA フォーラム等のお知らせと、世界各地からのSGRA会員のエッセイを、毎週木曜日に電子メールで配信しています。SGRAかわらばんは、どなたにも無料で購読いただけます。購読ご希望の方は、ホームページから自動登録していただけます。

<http://www.aisf.or.jp/sgra/>

# 第3回 日本・中国・韓国における 国史たちの対話の可能性

## 17世紀東アジアの国際関係——戦乱から安定へ

会期	2018年8月24日(金)～28日(火)
会場	韓国ソウル市Kホテル
主催	渥美国際交流財団 関口グローバル研究会 (SGRA)
共催	科学研究費新領域研究「和解学の創成」／早稲田大学東アジア国際関係研究所／ソウル大学日本研究所
助成	東京倶楽部

開会挨拶	今西淳子 (渥美国際交流財団)	
趣旨説明	三谷博 (跡見学園女子大学)	5

第1セッション	[座長：李恩民 (桜美林大学)]	
【基調講演】	17世紀東アジア史の展開と特性 ——韓国史の展開を17世紀の世界史の中でどのように眺めるか	7
	趙珖 (韓国国史編纂委員会)	

第2セッション	[座長：楊彪 (華東師範大学)]	
【発表論文1】	韓国から見た壬辰倭乱	13
	崔永昌 (国立晋州博物館)	
【発表論文2】	欺瞞か妥協か——壬辰倭乱期の外交交渉	33
	鄭潔西 (寧波大学)	
【発表論文3】	「壬辰戦争」の講和交渉	54
	荒木和憲 (国立歴史民俗博物館)	

第3セッション	[座長：李 命美 (韓国外国語大学校)]	
【発表論文4】	「礼」の視座から見直した丙子胡乱	75
	許 泰玖 (カトリック大学校)	
【発表論文5】	「胡乱」研究の注意点	89
	鈴木 開 (東京大学)	
【発表論文6】	ラマの位相——17世紀チベット仏教と東アジア政局	99
	祁 美琴 (人民大学)	
第4セッション	[座長：村 和明 (東京大学)]	
【発表論文7】	日本の近世化と土地・商業・軍事	112
	牧原成征 (東京大学)	
【発表論文8】	壬辰倭乱～丙子胡乱期唐糧の性格に関する検証	126
	崔 姪姫 (国学院大学)	
【発表論文9】	清の前期における中朝関係と「東アジア」秩序構造	138
	趙 軼峰 (東北師範大学)	
第5セッション	[座長：劉 傑 (早稲田大学)]	
【自由討論】	招待討論者：塩出浩之 (京都大学)、金 甫桃 (嘉泉大学) 他 総括／三谷 博 (跡見学園女子大学)	156
第6セッション	[座長：劉 傑 (早稲田大学)]	
【パネルディスカッション】	和解に向けた歴史家共同研究ネットワークの検証	175
	発表者／[日本] 三谷 博 (跡見学園女子大学)、浅野豊美 (早稲田大学) [韓国] 趙 珖 (韓国国史編纂委員会)、朴 薫 (ソウル大学) [中国・台湾] 楊 彪 (華東師範大学)、王 文隆 (台湾政治大学) 在日研究者：段 瑞聡 (慶応大学)	

### あとがきにかえて

金キョンテ 198 村 和明 201 孫 軍悦 203 劉 傑 206

著者略歴 209

参加者リスト 211

## フォーラム開催にあたって

三谷博 跡見学園女子大学

渥美財団の「国史たちの対話」が第3回を迎えることになりました。私たちフォーラムの世話人は、アジア未来フォーラムにこの企画を採用して下さった渥美財団、および暖かいご支援を賜ったソウル大学日本研究所、早稲田大学東アジア国際関係研究所、および東京倶楽部に深く感謝いたします。

さて、このフォーラムの第1回は日本の北九州市で行われ、東アジアの韓国・中国・日本が歴史をめぐって対話するとき、それぞれどんな癖があり、問題を抱えているか、とくに自国史を思い描くとき、隣国との関係をどう位置づけているかを検討し、今後の対話を可能にするために何が必要かを考えました。第2回以降は、歴史認識を扱う場合に必要な東アジア史上の諸事件、中でも関係国の間に生じた大規模な衝突を取り上げることとしました。今後の東アジアに平和と安定をもたらすには、過去に生じた逆の事態を検討し、比較考察することが必要と判断したためです。昨年、同じく北九州で開かれた第2回に取り上げたのは、「蒙古襲来と13世紀モンゴル帝国のグローバル化」でした。韓国・中国・日本だけでなく、モンゴル共和国と中国の内モンゴルからも研究者を招き、人類史上の大事件であったモンゴルのユーラシア席卷が東アジアに何をもたらしたのかを検討しました。そこでは、元朝をモンゴル帝国史の一部と扱うべきか、それとも中国史の一部と位置づけるべきかという点をめぐって議論が発生し、「国史」ですら決して一国史の枠の中では扱いきれないことが鮮明になりました。また、モンゴルの征服に伴って大規模な文化混交も生じ、朝鮮・中国の社会に無視できない影響を遺したことも明らかとなりました。

さて、ここ第3回のソウルでは、「17世紀東アジアの国際関係——戦乱から安定へ」というテーマを取り上げます。16世紀末、日本の豊臣秀吉が2度にわたって朝鮮に侵攻し、朝鮮・明朝の連合軍によって撃退された後、今度は満洲族のホンタイジがまた2度、朝鮮に攻め込んでこれと宗属関係を結び、さらに中国本部にも侵攻して清朝を樹立しました。これは、7世紀に朝鮮半島をめぐって生じた東アジア大乱、日本と新羅・唐連合軍の戦いと朝鮮半島の統一、および13世紀のモンゴル襲来に次ぐ、第3の東アジア大乱です。

韓国ではこの大乱を倭乱と胡乱と呼んでいます。今まで各国の研究者は両者を別々に論じてきたようですが、倭乱と胡乱を同時に捉えたら何が見えてくるのか。これが今回の第1の問題です。当時の東アジアでは、中国が世界から大量の銀を吸収していました。明朝はまずはメキシコ、ついで日本、朝鮮から製錬技術で銀を大量生産するようになっていた日本から銀を大量に買い込み、それを長城の建設に注ぎ込みました。これは域内各国の経済関係を緊密にし、各国に繁栄をもたらしましたが、その一方では日本や満洲族の中に軍事覇権の追求という野望

を生んだのです。経済の繁栄と大戦争の同時進行、これが17世紀の東アジアでした。

このフォーラムでは、この東アジア大乱について、従来の研究をもとに倭乱と胡乱が朝鮮社会に与えた打撃と傷跡を確認する一方、この深刻な大乱がいかにして終熄に導かれたのか、また関係国の社会にどのような影響を遺したのかを明らかにします。

プログラムから予想されるように、各国の研究者の中には、これらの問題への関心にかかなりのばらつきがあるようです。また、韓国では国史にこの国際問題を組み込まざるをえませんが、中国や日本では必ずしもそうではありません。これら関心の異なる歴史家の間にどう対話を成立させるか、また新たな問題に気づいていただくかが、このフォーラムの課題です。

「国史たちの対話」は、参加者の間に歴史認識の一致を作り出そうとするものではありません。各国で教えられている公定の歴史は無論のこと、個々人の歴史像の間には、注目点もその解釈も大きな相違と対立を含んでいると予想します。ただ、このフォーラムはとかく対立ばかりが目される「国史たち」の間に対話を可能とするために設立されました。そこで、発表の方々には、自身の発表とそれをめぐる討論に意を注ぐだけでなく、他の発表に耳を傾け、そこから新たな知見、さらに学友も見つけていただければと存じます。また、今回は発表者以外にも「国史」専門家をお招きしましたが、その方々には、どうか、各セッションの質疑時間に積極的に発言し、さらにコーヒープレイクや食事の時間を利用して、関心共有できる新たな友を見つける努力をしてくださればうれしく思います。無論、三ヶ国の研究者の集会なので、言語上の障害が多々あるかと存じます。その点は、渥美財団のメンバーなどがお助けしますので、遠慮なくお申し付けください。

第3回「国史たちの対話」が、国境を越えた歴史対話を可能とし、東アジアに知のケミストリーを生み出す機会となるよう、参加の方々の積極的なご協力をお願い申し上げます。

(開催当日に配布された『予稿集』「趣旨説明」より転載)

基調講演



# 17世紀 東アジア史の 展開と特性

## ——韓国史の展開を17世紀の世界史 の中でどのように眺めるか

趙 珧

韓国国史編纂委員会

[原文は韓国語、翻訳：金キョンテ（高麗大学）]

### 要 旨

世界史的に17世紀は、危機の時代と考えられている。アジア史でも危機論に立脚した研究が行われている。しかし、東アジア史の展開様相を具体的に見てみると、そのような理論が必ず適用されるとは考えにくい。当時、朝鮮では、戦乱の後、強い回復論が生まれた。政治的、社会的、思想史的に国を蘇らせる（再造）ための新しい構造を作ろうとする動きが強く発生していたのだ。理想的な社会改革案が積極的に議論されて活発な改革案が提示され、このような流れは、「実学」につながった。新しい秩序のための悩みは、政治的、社会的にも時代を導いて、長期間の議論構造を作った。そして、外交的にも様々な対応方式を作り出した。これは朝鮮が危機を乗り越えて、新しい時代に進入できるようにした動力だった。日本史と中国史の様相も自国史と関係史の視点をすべて動員してこの時代を眺めるならば、より発展的な歴史を描くことができると思っている。

## 1. 鍵となる時期

世界史を研究する一部の学者たちは、17世紀を危機の時代と規定している。17世紀に至って、地球では太陽の黒点の爆発により、小氷期を迎え気温が約2度下降する異常低温現象が起きた。この異常低温現象によって、地球上では、飢饉や疫病など各種災異が起り、また戦争のために人類の歴史は、危機に直面することになったと主張している。学界ではこのような見解を特に「17世紀危機論」と呼んでいる。

17世紀危機論はヨーロッパ史の研究において主張され始め、アジアを含む全

地球的現象に適用すべきとの主張が提起された。しかし、この17世紀の危機論が東アジア史の展開においても適用できるかどうかは検討する必要がある。本稿では、朝鮮と中国と日本を中心とする17世紀の東アジア社会の展開過程で、朝鮮の歴史がどのような特性を有しているかを考察する。

朝鮮と明、日本の室町幕府はほぼ同じ時期に興った。そして三国は、互いに「朝貢冊封体制」という国際秩序の下で関係を結んだ。三国は、14世紀後半から16世紀後半まで特別衝突することなく、平和の時代を謳歌した。

しかし、その平和は、日本を統一した豊臣秀吉が侵略を宣言することによって亀裂が入った。豊臣秀吉は1590年、朝鮮の通信使に接見した後、朝鮮国王に明侵略への協力を求めた。朝鮮としては到底受け入れられない要求であった。豊臣秀吉は、従来の国際関係を全く考慮していない破壊的な要求をしており、さらに1592年4月に朝鮮を侵略した（壬辰倭乱：訳者補足）。

朝鮮は明に救援を要請し、明は救援軍を派遣した。豊臣秀吉は、明軍を打破できないことを悟り、講和交渉に臨んだ。明は伝統的な観念に基づいて豊臣秀吉を「日本国王」として冊封した。秀吉は「冊封」は受け入れたが、戦争を終結させるためには、朝鮮から「戦利品」を受けなければならないという立場をとり、後の再侵略につながった。これが丁酉再乱である。丁酉再乱は、秀吉の死とともに終結した。

一方、壬辰倭乱が終わる頃、女真族の一部が急成長し始めた。ヌルハチは女真族を統合して後金を建国し、その後皇帝を名乗って国号を清に変えた。女真族は朝鮮を2回侵略するホラン（胡乱）を起こした。この二度にわたる戦争で敗北した結果、朝鮮と清は君臣関係を結び、清は、最終的に滅亡した明に代わって中原の支配者となった。

つまり、東アジアではこの時期「明清交替」が行われたのであったが、日本の場合は徳川幕府が登場した。朝鮮の場合も、国を「再造」するための努力が行われた。このように、東アジアの歴史は激動していた。一部の研究者は、このような現象を「東アジア世界の解体」や「中国的世界秩序の解体」と規定したり、「17世紀危機論」の一環として解釈する見方もある。しかし、このような視座が適切なのかどうかを、まず検討しなければならない。

## 2. 「戦乱の時代」、「両乱」と「16-17世紀」

韓国史学界では、朝鮮時代を前期と後期に区分する。15世紀から16世紀にかけての朝鮮前期、17世紀から19世紀にかけての朝鮮後期とみるのである。このように朝鮮の歴史を前期と後期に分ける起点として、日本の朝鮮侵略である壬辰倭乱・丁酉再乱と女真族の侵略である丁卯胡乱・丙子胡乱に注目する。

日本と女真によってそれぞれ断行された朝鮮侵略を「両乱」とまとめて把握して、時代区分を試みた。

朝鮮時代史研究者たちは、一般的に、両乱以前を朝鮮が発展していた時期で、両乱以後は、朝鮮が困難を経験した時期と規定した。両乱の被害が実状より誇張

して描かれることもあった。朝鮮後期に至って、被害を克服し、急激な変化の中で近代を目指すようになったという「内在的發展論」が登場した。

しかし、両乱という名称が、時代区分に果たして適切なのかについては疑問を持つ必要がある。まず、壬辰倭乱と丁卯・丙子胡乱の間には30年近い差がある。二度にわたる戦争は、その形態でも大きな差が表れている。つまり、倭乱は10万以上の日本軍が朝鮮に入って朝鮮全域を蹂躪し、これに対抗して朝鮮軍と明の大軍が衝突を繰り返す「全面戦」だった。一方、胡乱は後金（清）が短時間で朝鮮を降伏させ、明との戦争に集中しようとする狙いがあった一種の「制限戦」だった。こうした差異にもかかわらず、「両乱」という名称を時代区分の基準として使用したことは、朝鮮の人的物的資源に大きな被害を与えた壬辰倭乱と思想的に大きな衝撃をもたらした胡乱を同時に指すために設定されたものだと考えられる。

両乱という名称が時代区分の基準に使用されることが増えてきたのだが、朝鮮史を前期と後期に分ける起点は、通常、壬辰倭乱である。これは壬辰倭乱が朝鮮史に対して与えたインパクトがそれだけ大きいと考えられていたためである。例えば、朝鮮が倭乱により、当分の間回復が難しいほどの大きな被害を受けたという点である。しかし、新しい研究結果を見ると、従来取り上げていた朝鮮の被害は実際には誇張された面が多いとの意見が提示されている。乱が終わった直後に行われた土地調査の数値は、戦乱後の「与民休息」という政策の結果として過小計上されたものであるという。これらの最近の研究結果を参照すると、従来の壬辰倭乱研究は問題が少なくない。

韓国史の研究史上、17世紀の研究は、1980年代に政治史の研究から始まった。東人と西人に代表される朋党体制の成立等に関する新たな視点の研究がそれである。朋党政治の確立は、朝鮮王朝の統治体制の完備につながったと考えられている。そして、1990年代に至って、国家的危機を政治・思想的に克服しようとしていた動きを類型化した「国家再造論」などが提起された。

また、1990年代に至って「17世紀危機論」という世界史的流れに連動して、朝鮮時代史の研究に「小氷期論」を適用しようとする試みがあった。これは韓半島（朝鮮半島：訳者注）も全地球的に影響を及ぼした気候現象である小氷期を避けることはできなかったことを前提にして提示された。事実、当時韓半島にも飢饉と疫病が頻繁に起こり、これにより多くの問題が生じた。しかし、同時に、このような危機を克服しようとする試みが各方面にわたって実施されていた。

韓国史において17世紀に注目されている変化像の一つは、家族制度である。17世紀の初めから長者相続権の強化と両班家における四代奉祀の一般化、養子縁組の盛行、嫡子中心の親族秩序が確立した。また、結婚制度も招婿婚が減少し、嫁入り婚が一般化した。女性の社会・経済的差別などが両班支配層社会に根づき始めた。これらは、社会の変化への対応方法であると同時に、その変化を促すメカニズムの一つでもあったのだ。

一方、従来の時代区分論を克服し、社会経済的側面から、16世紀と17世紀の同質性に注目した見方もある。いわゆる「朝鮮中期論」である。壬辰倭乱を経て、社会構造として両班が朝鮮の支配層に確固成立する動きに注目した研究であ

る。壬辰倭乱という緊急の局面で両班はめざましい活躍をしており、したがって、戦後復興の過程での主導権は両班のもとに戻った。彼らによる改革論は「郷約補給」、「朱子家礼」の施行など礼治秩序の確立と「与民休息」というスローガンに代表される。これらの改革論は、仁祖反正（1623年）以後しばらく国家主導で進んでいたが、「小氷期」がきて再び自律的な（両班主導の：訳者注）拡大政策に変化したと考えられている。

### 3. 思想的变化と危機克服

危機に対抗する朝鮮は多くの方面で回復論を発展させた。17世紀以来、朝鮮の思想界で注目されている現象は、礼論の発展であった。当時の礼論は冠婚葬祭中心の家礼だけに限定されるものではなかった。礼学者たちは、礼の範囲を国の制度を論じる段階まで拡大させていった。これらの礼論は、国の統治秩序を強化する機能を発揮した。

性理学を知的背景に持っていた官僚たちは、17世紀の大同法の施行、18世紀の均役法の施行など国の制度変通の過程で、大小の「変通論」を提示した。「大變通論」は朝鮮王朝が持っていた従来の制度と慣行を超える根本的な変通ないし改革を主張するものであった。一方、「(小) 変通論」は、既存の制度と慣行が提示する原型に回帰することで国家の秩序を正そうという主張であった。このように性理学は、17世紀以来、さらに強化された統治理念として継続して機能していた。

17世紀の朝鮮社会の各方面では、さまざまな局面で変化が生じ、朝鮮の思想界においても一連の変化が発生した。これは実学思想の出現に代表される。新たな潮流の思想である実学思想は、朝鮮後期、17世紀以降の社会で示された現実の改革をめざす思想形態を指す。実学思想は性理学を真っ向から排斥してはいないが、従来の性理学者が提唱していた朱子唯一主義を克服しようとした。そして先秦時代（中国の秦王朝以前の時代：訳者注）の原初儒學に立脚した変通論を主張した。彼らが主張していた変通論はおおむね大變通論的な性格を帯びていた。このように実学思想は、17世紀以来の朝鮮社会で展開された社会経済的変動と文化変動の産物であり、性理学を代替したり、改革しようとする経世論として登場した。

実学の発生背景には、まず、内的要因を挙げることができる。社会・経済的に農村社会の変動、商品貨幣経済の発展が要因となり、何よりも性理学を本位にした朝鮮思想界の地形が変わっていたことが大きく作用した。17世紀に至って、戦争以後明らかにされたいくつかの不条理について、性理学的経世論は、合理的な収拾策を提示するには限界があることを示していた。したがって、朝鮮の思想界は性理学の学風を拒否しないながらも朱子性理学を唯一のものとする立場から脱し、新しい基準に立脚した新たな改革的な経世論を提示し始めた。

実学発生の背景としては外的要因も欠かせない。朝鮮は17世紀前半の丙子胡乱で惨敗し、これを挽回するための努力を多くの方面で展開した。“野蛮人”で

ある清が明に代わって中原を支配する状況になったことをうけて朝鮮の思想界では、伝統的な正統論と華夷論を見直す作業の過程で中華継承意識ないし朝鮮中心主義が発生することもあった。

朝鮮中心主義的な思考は、実学の自我覚醒にも一定の影響を与えた。実学者も正統論と華夷論を見直し、積極的に新たな思想の確立に貢献した。実学者の改革論は、先秦儒学思想に立脚した王道政治論、権力構造改編論、官僚制度改革論、科挙制度改革論、軍事制度改革論、土地制度改革論、商工業振興論、社会改革論など多岐に及んだ。そして儒学思想の研究や対外認識と歴史観にも画期的な変化をもたらした。

## 4. 17世紀の朝鮮の外交

1598年11月、日本軍は朝鮮から退き、翌年9月には明軍も朝鮮から撤退した。朝鮮は内政的な再建と共に外交関係も新たに確立しなければならなかった。侵略当事国である日本では、徳川家康が実権を握って豊臣政権の対外政策を批判していた。政権の正統性が十分でなかった徳川家康としては「外国」の政権認定が必要だった。徳川家康は朝鮮に外交と使節派遣を積極的に要請した。ほんの数年前の侵略国であった日本の外交要求。しかし、現政権を掌握している徳川家は、壬辰倭乱時侵略軍に参加していないことを主張していた。朝鮮は日本の政権の行方にも注目していた。そして、長年の苦悩と議論を経て、最終的に1607年使節を派遣することを決定した。

明は成長した女真族に頭を痛めていた。明は壬辰倭乱期の「再造之恩」を掲げ、朝鮮に軍事的共同対応を求めた。朝鮮は深い苦悩に陥るしかなかった。光海君政権と仁祖政権は同じ問題に苦慮した。急成長した後金一清は朝鮮を侵略して、当初は兄弟関係を結び、続いて丙子胡乱を起こし君臣関係を結ぶにいたった。明と朝鮮の関係は、強制的に切断された。1644年、清が北京に進入して中原の支配者になると、朝鮮はこの変化した世界をどのように理解するか、より大きな苦悩に陥った。

一方、江戸幕府の三代将軍徳川家光は、最終的に実行には至らなかったが、清との戦争のために朝鮮に援軍派遣を提案したことがあった。朝鮮でも趙綱のように、江戸幕府に期待した官僚がいた。時代は変化しており、内的な対応方式と外的対応は連動されるべきだった。丙子胡乱中に日本に派遣された使節の名称は「回答兼刷還使」から「通信使」に変更された。

「危機の時代」と呼ばれる17世紀。この時期を、東アジアの各国はどのように対応していたか。今までは、朝鮮の面だけを見てみた。しかし、朝鮮の対応方式がひたすら内的な要因のみに起因していないという事実は、これまですでに述べたものである。変化とこれを促した関係、そしてそれが各国の内在的变化に及ぼす影響を合わせて検討するべきだろう。

## 5. 結論

17世紀の朝鮮では、戦争という危機以後、強力な「回復論」が提起された。政治的、社会的、思想的に国を蘇らせるための新しい社会構造を作ろうとする動きが強く発生していたのである。理想的な社会改革案が積極的に議論されて活発な改革案が提示され、このような流れは、「実学」につながった。新しい秩序のための悩みは、政治的、社会的にも時代を導いて、長期間の議論構造を作った。そして、外交的にも様々な対応方式を作り出した。

これは朝鮮が危機を乗り越えて、新しい時代に入るための動力だった。17世紀は、危機の時代であると同時に、新しい変化と発展の時期でもあった。この点で朝鮮の17世紀史は、西欧の歴史叙述に現れる17世紀の危機論と一定の差を表わす。

韓国史の場合、17世紀史について新しい視点を持って研究しなければならない多くの分野を見出すことができる。そして歴史の発展という大原則の元、17世紀史個々の歴史上の事件が持っている意味を新たに規定していくべきである。

日本史と中国史の研究の過程でも、やはり自国史と国際関係史の視点をすべて動員して17世紀という時代を眺めるならば、我々は歴史の真実にもっと接近していくことができると考えている。

# 韓国から見た壬辰倭乱

崔永昌

国立晋州博物館



[原文は韓国語、翻訳：花井みわ（早稲田大学）]

## 要旨

16世紀の末、日本の朝鮮侵略から始まる壬辰倭乱（訳注：文禄・慶長の役）は、朝鮮半島を舞台に朝鮮と日本、そして朝鮮を救援した明朝など東アジア三国の軍隊が参戦した国際戦争である。7世紀半ばの白村江の戦いと13世紀後半の元・高麗連合軍の日本征伐（訳注：蒙古襲来）など、以前にも韓・中国連合軍と日本軍との対決構図で東アジア三国の軍隊が衝突したことはあるが、壬辰倭乱ほど朝鮮王朝や近現代の韓国人たちの歴史と記憶に刻印された事件はなかった。近代日本帝国の韓国占領とともに韓国の日本に対する歴史認識と記憶、国民情緒などに決定的な影響を与えたのが壬辰倭乱である。

現代、韓国で壬辰倭乱についての理解に大きく影響を与えたのは、1970年代の民族主義に基づく国難克服史観である。この史観の影響により、初期の戦闘で敗戦を繰り返した官軍と比べ、義兵の活躍が強調された。この過程で、朝鮮後期から繰り返し顕彰されている李舜臣将軍は、聖雄（訳注：聖なる英雄）として位置付けられ、朝鮮水軍の活躍も絶対化される。2000年代以降、義兵と朝鮮水軍の勝戦のみを中心に壬辰倭乱を見る観点から脱却し、一国史的な観点から離れて東アジアの視座から理解しようとする試みが増えつつある。しかし、今までも国難克服史観に基づいた壬辰倭乱の理解を完全に克服していないのが韓国の現状である。ここでは、壬辰倭乱の性格と原因、経過と影響、名称などに関する韓国の視座を紹介する。

## はじめに

1592年日本の朝鮮侵略から始まった壬辰倭乱は明軍が朝鮮を救援するために参戦したことから、東アジア三カ国の国際戦争に拡大された。7年間済州島を除き韓半島のほぼ全域が戦争の惨禍を被った。壬辰倭乱は朝鮮後期と近・現代韓国人の歴史と記憶に刻印された事件となり、根の深い反日感情や敵対的な対日認識の出発点になったと見ることができる<sup>1)</sup>

1) 이규배, 「조선시대 적대적 對日 인식에 관한 고찰-임진왜란~조선시대 말기를 중심으로」, 『군사』 84, 2012.

16世紀末、東アジア三カ国が韓半島を舞台に激しく戦ったが、韓、中、日の三カ国は、当時は勿論、現在においてもそれぞれ異なる方式で壬辰倭乱を記憶或いは理解している。この戦争に対して三カ国は、壬辰倭乱と丁酉再乱（韓国）、文禄慶長の役（日本）、万歴朝鮮戦争、抗倭援朝（中国）等お互いに異なる名称を使用している。韓国でこの戦争を壬辰倭乱と呼ぶのはその由来が長い。朝鮮時代戦争直後から「壬辰之倭賊」或いは「壬辰之乱」などとして表現したが、しばらくして「壬辰倭乱」として定着された<sup>2</sup>。その後、韓国では壬辰倭乱名称が現在まで400年の間使用されていることから戦争を見る視角が大きく変化しなかったことを表している<sup>3</sup>。

壬辰倭乱と関連した多くの研究成果が蓄積されているにも関わらず、近代植民地経験による反日感情と歴史的・政治的目的などと関連して韓国では壬辰倭乱理解に最も大きな影響を与えているのが国難克服史観である。一般国民の理解や放送、映画等の大衆文化の次元から見るとかえってその影響力が絶大であると言える。最近になって一国史的観点から脱し、東アジアの視角から壬辰倭乱を見ようとする主張と試みが力を得ているが、民族主義と国難克服史観に立脚した壬辰倭乱に対する理解は依然として強固に根を下ろしている。本発表では朝鮮後期から現代まで韓国における壬辰倭乱に対する記憶と理解を紹介し、そこに現れる問題点とそれを改善するための課題を考えたい。

## 1. 朝鮮後期の壬辰倭乱認識

壬辰倭乱は精神的・物質的に朝鮮に莫大な被害を与えた。朝鮮政府が戦争直前に把握した人口（1000万）と土地（500万結）が戦争直後に、それぞれ約7分の1（150万）と10分の1（50万結余り）に減少するほど疲弊させられた<sup>4</sup>。人命被害と日本に捕虜された人数は、推し量ることが難しいほどであった。しかし、朝鮮王室に最も衝撃を与えた事件は日本軍がソウル占領期間中、朝鮮の第9代王である成宗と11代王である中宗の能人宣陵と靖陵を暴いた事件であった。これにより、壬辰倭乱当時、日本とは「不俱戴天之敵」という認識が生まれ、このような認識は旧韓末まで続いた。

なによりも、壬辰倭乱に対する国難克服史観は近代歴史学が導入された日本植民地期を経て1950年～70年代に確立されたが、国難克服史の観点から壬辰倭乱を見る視角は朝鮮時代まで遡る。壬辰倭乱当時、朝鮮の王であった宣祖の廟号は、元々は宣宗であったが、1616年（光海君8）に宣祖に格上げされた<sup>5</sup>。「祖」は、新しい王朝を創建した王に使うもので、滅亡の危機にあった王朝を救った宣祖を君主として評価したことを表している。

2 『광해군일기』와 『선조수정실록』에 ‘壬辰倭亂’이란 용어가 처음 등장하는 것으로 보아, 『광해군일기』가 편찬된 인조(재위 1623~1649)대부터 사용된 것으로 보인다.

3 오종록, 『여러 얼굴의 전쟁, 임진왜란』, 『내일을 여는 역사』1, 2000.

4 강응천·한명기 외, 『인포그래픽으로 보는 임진왜란』, 『16세기-성리학 유포피아』(『민음 한국사』조선02), 2014.

5 『광해군일기』 권106, 광해군 8년(1616) 8월 4일 임인.

## (1) 国家次元の壬辰倭乱に対する追慕と記憶の造り

1604年(宣祖37)の扈聖・宣武・清難功臣冊封<sup>6</sup>で現れたように、朝鮮朝廷は戦争直後、壬辰倭乱を記憶して追認する手順を進めていた<sup>7</sup>。扈聖功臣86名、宣武功臣18名、清難功臣6人が冊封されたが、宣武功臣の内の武功を立てた人は14人に過ぎなかった。何よりも宣武功臣よりも扈聖功臣が圧倒的に多かったことは宣祖の壬辰倭乱に対する認識を示している<sup>8</sup>。

「中国の軍隊の力がなければ倭敵をどのようにして退けたのであろうか。領土を回復したのは、すべて中国軍の功である。我が国の人が出たことはない。…数年間防守した功はあえて全くないとは言えないだろう<sup>9</sup>」。

宣祖は、このように朝鮮の官軍や義兵の功労を認めず、最初の宣武功臣候補は李舜臣をはじめとして、権慄、元均、高彦伯等の4人だけを挙げる程度であった。宣祖は壬辰倭乱克服に明軍の功労が絶大であり、自分を義州まで随行して明軍を呼んで来たことに貢献した臣下たちの功労が最も大きいと認識した。そのため、自分自身を義州まで護送した功労として内侍らまでを扈聖功臣に冊封したが、鄭仁弘・金沔・郭再祐・金千鎰・趙憲などの義兵将たちを除いたため、功臣冊封過程において多くの論争を引き起こした<sup>10</sup>。これを補完するため、1605年(宣祖38)戦闘で功を立てた人や軍需品を助けた9060人を宣武原従功臣として録勲する措置を下した<sup>11</sup>。鄭仁弘・郭再祐・金千鎰・趙憲などはこの時宣武原従功臣1等に名を挙げられた。

朝鮮王朝は性理学的倫理に立脚した統治体制の整備のために壬辰倭乱当時忠臣と孝子・烈女の行跡を発掘して褒賞する一方、これを伝えるために1617年(光海君9)『東国新統三綱行実図』を編纂・刊行した。この本には三国時代から朝鮮時代までの人物を対象に合計1587件の忠臣・孝子・烈女の事例が収録されたが、壬辰倭乱の時、日本軍によって被害を受けた事例は全体の3分の1を超える576件であった<sup>12</sup>。このなかで地域は、壬辰倭乱当時主な戦場となった慶尚道と全羅道の事例が多く、身分は両班と良人の事例が圧倒的であった。特に、朝鮮社会で忠臣・孝子・烈女に選定されることは家門の位相を表わして確認を受ける良い機会であった。

仁祖反正以後も壬辰倭乱に対する記憶を追認して補完する作業は継続された。壬辰倭乱以後の最初の周甲である1652年(孝宗3)から始め、第5周甲である1892年(高宗29)まで每周甲ごとに戦争で殉死した将帥と兵士、功臣たちに対する祭祀を行い、その子孫たちに官職を与え、彼らを祭祀する書院と祠宇を設立した。錦山七百義塚のように壬辰倭乱の時犠牲になった軍民のための国家レベル

6 『선조실록』 권175, 선조 37년(1604) 6월 25일 갑진.

7 김강식, 「조선후기의 임진왜란 기억과 의미」, 『지역과 역사』 31, 2012.

8 오종록, 「보통 장수에서 구국의 영웅으로 - 조선 후기 이순신에 대한 평가」, 『내일을 여는 역사』 18, 2004.

9 『선조실록』 권135, 선조 34년(1601) 3월 17일 을묘.

10 『선조실록』 권180, 선조 37년(1604) 10월 29일 을해.

11 『선조실록』 권186, 선조 38년(1605) 4월 16일 경신.

12 손승철, 「『東國新統三綱行實圖』를 통해 본 임진왜란의 기억」, 『임진왜란과 동아시아세계의 변동』, 경인문화사 2010.

での致祭が続き<sup>13</sup>、東萊では壬辰倭乱当時左水營に所属して戦死した軍民たちのために義勇壇を建て祭祀をした。特に純祖・憲宗・哲宗などの政治期には、それまで壬辰倭乱の時殉節したがその功績が認定されなかった各地方の人物の大多数を表彰し、壬辰倭乱時の忠臣と烈士ほぼ人員が追悼の隊列に加わるようになった。

朝鮮後期壬辰倭乱の認識と関連して注目されるのは、政治的状况に応じた李舜臣に対する評価の変化である。李舜臣は19世紀末民族が危機に瀕した時英雄として初めて登場したのではなく、朝鮮時代にすでに英雄として待遇を受けた<sup>14</sup>。もちろん、壬辰倭乱当時李舜臣に対する宣祖と朝廷の評価は分かれたのは事実である。宣武功臣1等に李舜臣とともに彼のライバルである元均も冊封されたのは事実で、当時の雰囲気を知ることができる。李舜臣に対する宣祖の疑いとは異なり、殉国直後靈鷲（当時は順天府）に建てられた祠堂（忠愍祠）と統營の祠堂（忠烈祠）をはじめとして、孝宗の時南海露梁の祠堂（忠烈祠）が再建され、肅宗の時、地域儒生の要請で李舜臣の墓がある牙山に祠堂（顕忠祠）が建てられた。それに先立って、光海君の時『東国新統三綱行実図』を編纂しながら忠臣伝に収録された李舜臣は1643年（仁祖21）に忠武という諡号を受けたことに続き、孝宗から正祖代を経て崇慕は絶頂に達した。孝宗代の「宣祖修正実録」が完成し、李舜臣は名実ともに「壬辰倭乱最高の戦功者」として評価された。光海君、仁祖、孝宗が李舜臣をこのように記念したことには理由があった。光海君は後金の攻撃に対処する必要があり、仁祖が清に降伏した直後であった。孝宗は丙子胡乱で受けた屈辱を晴らす為に積極的に北伐を推進していた状況にあったからである。

李舜臣の位相は肅宗の時「先正」として呼称されるようになって、臣下として享受できる最高の地位に格上げされた。「先正」は故人が「正臣<sup>15</sup>」である意味として宋時烈、宋俊吉等は当時先正として呼ばれた人物である。これに続いて、全羅道の古今島に建てられた関羽廟、すなわち関羽の祠堂に朝鮮将軍の代表として李舜臣が祀られ、李舜臣は朝鮮ではもちろん、私たちの歴史を代表する武将となった<sup>16</sup>。壬辰倭乱のなかで明の軍隊と一緒に朝鮮の中華文化を守護した象徴的人物として李舜臣を再評価したのがこの時期顕彰事業の背景であった<sup>17</sup>。

李舜臣に対する崇慕は英祖を経て正祖の時絶頂に達した。正祖は1793年（正祖17）7月李舜臣を領儀政に追認し、<sup>18</sup>直接神道李舜臣の碑名を作成し、1795年（正祖19）に『李忠武公伝書』を編纂・発刊した。朝鮮時代王の名義で臣下、特に武将の文集が編纂された例や王が臣下の碑文を作成した事例はなかったという

13 『영조실록』 권38, 영조 10년(1734) 6월 18일 입술.

14 오종록, 앞의 논문, 2004.

15 1795년(정조 19)에 편찬·발간된 『이충무공전서(李忠武公全書)』 권11 『사원록(祠院錄)』을 보면, 순천충민사(順天忠愍祠) 해남충무사(海南忠武祠) 남해충렬사(南海忠烈祠) 통제영충렬사(統制營忠烈祠) 아산현충사(牙山顯忠祠) 강진유사(康津遺祠) 거제유묘(巨濟遺廟) 함평월산사(咸平月山祠) 정읍유애사(井邑遺愛祠) 온양충효당(溫陽忠孝堂) 착량초묘(鑿梁草廟) 등 조선 후기 이순신을 모시는 11개 주요 사당이 기록되어 있다.

16 『숙종실록』 권49, 숙종 36년(1710) 12월 17일 정축.

17 이민웅, 『이순신 평전』, 책문, 2012, 417쪽.

18 『정조실록』 권38, 정조 17년(1793) 7월 21일 임자.

点において特別なことであり<sup>19</sup>、李舜臣は歴史に長く残る英雄であることを国王によって確認されたことになった。

文には宋時烈を、武には李舜臣を大いに顕彰した正祖は『李忠武公伝書』を刊行し、明の神宗皇帝の恩恵を記憶し、丙子胡乱以後朝鮮儒学者の崇明排清の大義名分を継承していく象徴として李舜臣を再評価した<sup>20</sup>。『李忠武公伝書』が発刊されることによって壬辰倭乱当時朝鮮水軍の活躍の様相はそれ以後彼の日記や彼が報告した文書の内容を中心として解釈するしかなかった。それと同時に李舜臣のライバルであった元均に対する評価は英・正祖時期を経て最悪の状態に落ちることになった。また、李舜臣の位相が格上げされ、記念活動と追悼が行われた。彼の子孫である徳水李氏は朝鮮後期の代表的武班の家柄となった。なによりも李舜臣の子孫たちが後金との戦争や英祖の時に起こった李麟佐乱で見せた忠誠は「忠臣の家門から忠臣が出る」という当時の人々の考えを立証し、李舜臣が記念碑的人物として崇められることに対して大きな役割を果たした<sup>21</sup>。

もちろん、李舜臣だけでなく、東萊城の戦いで殉死した西人系宋象賢も北伐を推進していた孝宗と宋時烈によって節義の象徴として宣揚された。そして丁酉再乱の当時安陰県監として黄石山を守り、息子と一緒に殉死した郭浚、僧長であった洒溟堂の惟政なども大いに顕彰された。

## (2) 地域社会と個別門中次元における壬辰倭乱に対する理解と記憶の造り

朝鮮後期壬辰倭乱を記憶する努力は、国家次元から始まって地域社会を経て個別門中に拡大されていく様相を見せていた。中央政界から周縁化された嶺南の南人士族の場合、義兵将の子孫の記憶を造り出し、地域社会で基盤を構築して、更には中央政治に再び進出するための土台を造ろうと努力をしていた。

郭再祐が火旺山城を防御して137年が過ぎた1734年（英祖10）に『倡義録』という本が刊行されたが、そこに1597年丁酉再乱当時「火旺山城に入って共に苦勞をした人の名簿」という意味の『火旺入城同苦録』が収録されている。『火旺入城同苦録』には、699人全員の氏名と、字、誕生年、号、居住地などが記録されているが、そのうち最初の章に出てくる19人だけは防御使郭再祐軍の組織として具体的な任務を持って編成された人物たちであり、他の680人は具体的な任務を持っていない。昌寧の火旺山城から遠く離れた安東（115人）と慶州（63人）、ソウル（55人）の人がたくさん収録されたこの名簿は、実際の火旺山城守備当時作成されたものではない<sup>22</sup>。壬辰倭乱以後に行われた顕彰事業の雰囲気の中で、嶺南第一の義兵将として仰ぎ受けていた郭再祐と自分たちの先祖を関連付

19 이태진, 「정조대왕의 충무공 이순신 숭모(崇慕)」, 『충무공 이순신과 한국 해양』 제2호, 해군사관학교 해양연구소, 2015.

20 정두희 「이순신에 대한 기억의 역사와 역사화-4백 년간 이어진 이순신 담론의 계보학」, 『임진왜란 동아시아 삼국전쟁』, 휴머니스트, 2007, 202~203쪽.

21 오종록, 앞의 논문, 2004, 161쪽.

22 하영휘, 「화왕산성의 기억-신화가 된 의병사의 재조명」, 『임진왜란 동아시아 삼국전쟁』, 휴머니스트, 2007, 122~125쪽.

けしようとした状況を反映している<sup>23</sup>。『倡義録』の出版を主導した郭再祐の曾孫郭元甲と朴胤光は1736年嶺南儒生4000人である宋時烈と宋浚吉の文廟從祀反対上書に参加した人物で、『火旺入城同苦録』は、当時の政局を主導していた老論に対抗して嶺南の南人の団結を図るため朴胤光など嶺南の南人が中心人物となって造った、という評価を受けている<sup>24</sup>。

壬辰倭乱当時慶尚右道義兵を総括したのは金沔で、『壬辰倡義時同苦録』も19世紀に作られたものと推定される。慶尚左道と右道義兵の義兵関連人物をほとんど網羅した『壬辰倡義時同苦録』には合わせて162人が登載されていた。19世紀には、嶺南の南人の中央政界への進出が事実上閉ざされていた時期で、ここに名前を挙げられることにより郷村社会の中で有力一族としての地位を維持することができた<sup>25</sup>。これと同時に、1799年（正祖23）光州に住んでいた高敬命の子孫を中心に先賢の業績を称えるために作成した『湖南節義録』や1831年晋州で出版された晋州城の戦いの参加者を記録した「忠烈録」が刊行されたように、地域社会次元で壬辰倭乱を整理する作業が形成された。『湖南節義録』は壬辰倭乱と李適の乱、丁卯・丙子胡乱、李麟佐の乱で功を立てた湖南出身者1457人を収録しているが、このうち946人が壬辰倭乱関連の人物である。正確性と客観性の側面でも多くの限界を持った資料であるが、朝鮮後期湖南の士族にとっては壬辰倭乱の時に活動した祖先を認められる作業であったため、互いに名前を挙げようとした<sup>26</sup>。

壬辰倭乱以後壬辰倭乱に対する記録を持っていない個人や門中たちは国の壬辰倭乱顕彰雰囲気の中で実記を編纂して先代の記録を再生しようと試みた。比較的早い時期である1785年、慶尚右島義兵将である金沔の『松菴實記』をはじめ壬辰倭乱義兵将に対する実記と遺稿が出版されたが、壬辰倭乱義兵運動から明確な功績が表れなかった地域である慶尚左島から多くの実記が出版されたのが特徴である。また、これらの実記には『同苦録』と同様に、人名のみを羅列した各種『會盟録』が載っている。これは義兵として実際の戦闘に参加していない先祖を記録して、歴史的事実として作ろうとした政治的な努力の産物であり、これにより再び郷村社会で基盤を固めようとした行為であった<sup>27</sup>。

### (3) 歴史小説『壬辰録』を通して見た朝鮮後期民衆の壬辰倭乱に対する理解

壬辰倭乱が終結した後、未曾有の戦乱を体験した民衆たちの認識に反映された歴史小説『壬辰録』が登場した。丙子胡乱（1636）以後17世紀中頃、最も早い時期に版本が登場し、現在までハングル或いは漢文で書かれた70種類余りの異

23 김강식, 「조선후기의 임진왜란 기억과 의미」, 『지역과 역사』 31, 2012, 27쪽.

24 하영휘, 앞의 논문, 126~17쪽.

25 정진영, 「松菴 金沔의 임란 의병활동과 관련 자료의 검토」, 『대구사학』 78, 2005.

26 김강식, 앞의 논문, 35쪽.

27 김강식, 위의 논문, 29~33쪽.

なる版本が伝えられていた<sup>28</sup>。壬辰倭乱の経験を通じて伝承された排倭的戦争物語は長い間の口承の過程を経て文字として定着し、それがまた継続して書き写されることにより異なる版本が現れた。歴史的事実と合致した内容がある一方、虚構に満ちた版本もある。

最も代表的な版本である国立中央図書館版本（漢文版）の場合、虚構的人物である崔日景の誕生から始まって壬辰倭乱勃発と戦争の経過、終戦後状況まで多様な伝説的物語で構成された。複数版本に泗溟堂が日本国を降伏させる物語、金應瑞・姜弘立が日本征伐に乗り出す物語、関雲長が朝鮮軍を陰で助ける物語などが共通して登場する。朝鮮の王と臣下たちを否定的に描いているのも『壬辰録』の特徴である。特に終戦後、李如松が朝鮮の山と川の脈を切断しようとしたため、太白山山神に叱責され、殺される内容から見ても、日本はもちろん、明まで排除する朝鮮民衆の対外感情を垣間見ることができる。『壬辰録』に登場する主要人物は、李舜臣・郭再祐・金徳齡・鄭文学・趙憲・靈圭・金応瑞・論介・桂月香などである。韓国人将帥を英雄化する作業と日本・中国に対する敵対感情の表れとして特徴される『壬辰録』の内容は、壬辰倭乱という記憶を通して、朝鮮後期民間に形成されていた排他的な民族的一体感を確認させることになった<sup>29</sup>。そして、日本植民地時代禁書として朝鮮総督府によって出版が禁止された壬辰倭乱を英雄主義と一国主義視点から眺めさせられる認識の出发点にもなった<sup>30</sup>。

## 2. 日本植民地期の壬辰倭乱認識

19世紀末、日本が再び韓国に侵入してから、社会指導層を中心に壬辰倭乱は国民全体が団結した手本としての考えが固るようになった。日本の植民地に転落する危機の中で、壬辰倭乱は国難克服史の重要なテーマとして浮上し、以後支配層・被支配層の区別なく形成された全「民族」が一致団結して国難を克服した代表的な事例として注目されるようになった。この過程で、19世紀しばらく小康状態を見せていた李舜臣の存在感は、20世紀の初め、再びクローズアップされ、関連する著述が相次いで出版された<sup>31</sup>。

### (1) 李舜臣伝記に続く刊行——国難を克服した「民族の英雄」

申采浩は1908年5月2日から8月18日までに「大韓毎日申報」の韓国韓文版に連載した『水軍第一偉人李舜臣伝』をはじめ、日本植民地期に李舜臣を国難克服

28 소재영·장경남, 『임진왜란사료총서(문학)』 1, 해제 참조, 국립진주박물관, 2000. 존 B. 던컨은 「임진왜란의 기억과 민족 의식 형성-『임진록』 등 민간전승에 나타난 민중의 민족의식」, 『임진왜란 동아시아 삼국전쟁』, 휴머니스트, 2007에서 『임진록』 판본의 수가 40여 개라고 추정하고 있다.

29 존 B. 던컨, 앞의 글, 154~163쪽 참조. 던컨은 『임진록』의 19세기 중엽 판본인 『흑룡록(黑龍錄)』의 분석을 통하여, “『임진록』에 의해 전해진(또는 조작되기도 하였을) 역사적 기억들은 당시 비양반층 사이에서 자신들이 이웃 나라들과 구별되는 사회적·정치적 집단공동체의 일원임을 자각하고 있었음을 잘 보여준다” 고 밝히고 있다.

30 최원식, 「임진왜란을 다시 생각한다-『수길일대와 임진록』을 읽고」, 『제국 이후의 동아시아』, 창비, 2009; 『수길일대와 임진록-망각된 저술가 현병주의 새로운 시각으로 쓴 임진왜란사』(바오, 2016)에 재수록.

31 이민웅, 『이순신 평전』, 책문, 2012, 426~430쪽.

の「民族の英雄」として強調した伝記物が相次いで出版された。全19章60ページ分量の文章で申采浩は李舜臣を「天が我が国のために輩出した「聖賢」、更には「聖雄」として神格化しようとする傾向を表した。そして李舜臣を英国のネルソン提督と比較して党争の渦の中で国家の支援と協力を受けていない状況の中でも、国難を克服したという点において、ネルソンより素晴らしいと評価した<sup>32</sup>。それと同時に亀甲船は世界鉄甲船の元祖であると高く評価した。

一方、朴殷植も1915年に中国の上海で「李舜臣伝」を執筆した<sup>33</sup>。「古今水軍の第一偉人、世界の鉄艦発明始祖」という副題が示すように、李舜臣の偉大さと亀甲船の独創性を強調し、李舜臣と英国のネルソン提督を比較して李舜臣が更に優れた人物であることを強調した点においては、申采浩の著述と文脈を同じくしている<sup>34</sup>。いずれにせよ、20世紀初頭、韓国を代表する二人の学者は、国難を克服した英雄である李舜臣を紹介することで、私たち民族の自尊心を立てようとしたことから、彼らの歴史認識は、20世紀以来ずっとその後の学者たちに大きな影響を及ぼした。20世紀半ば以降、李舜臣に対する聖雄化、更には神格化が進んだ背景には、二人の学者の影響を無視できない。

1925年、歴史学者の張道斌は『朝鮮偉人伝』を出版したが、朝鮮12代偉人の中の一名として選定して執筆した「李舜臣伝」の中で李舜臣を「非凡な愛国者」とすると同時に「正義人道家」とであると絶賛した。同じ年に崔瓊植も旧活字本伝記物の『李舜臣実記』（博文書館）を出版したが、この本は1951年に『古代小説

李舜臣伝』という書名に換えて再び出版された。1931年、李允宰は一年前『東亜日報』に連載した文章を単行本に編集し『聖雄李舜臣』（漢城書籍株式会社）を出版した。ハンゲル専用の活字体と洗練された国版本になり、それまで発刊されたどの李舜臣伝に比べても体制が整えられていて、鄭寅普の序文が入っている。これらの本には、困難な時代李舜臣のように聖雄と呼ばれるほどの立派な人物が出てくることを期待し、またそのような人物が、私たちの歴史にかつて存在したという事実を伝えることによって民族的自信を持つようになることを望む願いが込められていた<sup>35</sup>。

李允宰に続いて李光洙は長編小説形式の別の『李舜臣伝』を発表した。1931年6月26日から1932年4月3日まで『東亜日報』に178回連載した内容をまとめて1932年『李舜臣』（大成書林）という書名で出版した。李光洙の小説『李舜臣』は光復後、1948年永昌書館で再び出版されて以来、1968年、1971年、1995年に続き、2004年にも出版された。李光洙は、現有の歴史学者たちが亀甲船を製造して国難を克服した英雄としての李舜臣を強調したのとは異なり、李舜臣の自己犠牲的「忠義（愛国心）」を表わすために、この小説を書いたと述べた。しかし、李舜臣と柳成龍以外の朝鮮民衆と臣下たちは暇さえあれば逃亡した無能で怠惰的な存在、或いは破廉恥な存在または私利私欲だけに執着する無能で非道徳

32 문화재청 현충사관리소, 충무공이순신기념관 도록『역사 속의 이순신-그 기억의 어제와 오늘』, 2012

33 박은식의 『이순신전』은 1921년 상하이(上海) 『사민보(四民報)』에 연재된 뒤 1923년 상하이 삼일인서관(三一印書館)에서 단행본으로 출간되었다.

34 이민웅, 위의 책, 426~428쪽.

35 정두희, 위의 논문, 213~214쪽.

的存在として表現された。侵略者である豊臣秀吉を含む日本側の問題を取り上げて挙論した部分は見出すことができない。戦争の最大の原因を朝鮮王朝の飽きない腐敗と無能によるものであると考えた李光洙の視点は、彼が1920年代『東亜日報』を通じて発表した「民族改造論」の論理と文脈を同じくするものであった<sup>36</sup>。

## (2) 忘れられた著述家玄丙周の『秀吉一代と壬辰録』

日本植民地時代壬辰倭乱史研究は、池内宏（イケウチヒロシ）など、主に日本の官学者たちが主導したのに対し、国内の学者の研究はほとんど皆無の状況であった<sup>37</sup>。一種の教養書として崔南善が著した『壬辰乱』（1931年）以外の本格的な論文は一篇もない。崔南善の本は壬辰倭乱の伝統的認識に立脚した概略的な概説書であるが、「壬辰役は、腐敗した朝鮮に対する浄化の運命であり、停滞した朝鮮の奮起の時期であったが、朝鮮と朝鮮人はこの歴史的使命において失敗者であった」（50頁）と述べているなど退行的歴史認識を基にしていた<sup>38</sup>。

このような状況で最近新たに発掘された玄丙周の『秀吉一代と壬辰録』（新旧書林、1928）は、20世紀前半壬辰倭乱を扱った著書の中で最も興味深い著作である<sup>39</sup>。『秀吉一代と壬辰録』は上・下2巻で構成されており、総200頁（上編総88ページ、下編総134ページ）の分量である。1928年に初めて刊行された後、1935年までに5版刊行されたことから、当時ある程度人気があったものと思われる。玄丙周は上編で秀吉の誕生から戦国時代を平定した後、朝鮮出兵に乗り出す姿を時期順に沿って述べている。何よりも壬辰倭乱史を述べた下編では朝鮮の立場だけでなく、韓・中・日の東アジア三カ国の資料を参照して客観的に叙述しているのが特徴である。

本の前半部分に、上・下編の参考文献を提示したが、『先祖実録』と柳成龍の『懲毖録』、『李忠武公伝書』など韓国側の記録10種余り、デンケイ（天荊）の『西征日記』とゼタク（是琢）の『朝鮮日記』、川口長孺の『征韓偉略』と池内宏の『文祿慶長の役』などの日本資料10種余り、『明史』と『神宗實録』、宋應昌の『經略復國要編』、諸葛元聲の『兩朝平壤録』など、中国の記録6種で、東アジア三カ国の資料をいろいろと渉獵したことがわかる。また、玄丙周が「著者の編語」の中で明らかにした「最も事実に充実し、できるだけでたらめな内容を記録に入れないことにした」というように、史料に対する厳格性を維持しようとした。

『秀吉一代と壬辰録』は朝鮮後期民族的・民衆的な観点が投影された虚構性が強

36 정두희, 위의 논문, 214~218쪽 및 이민웅, 앞의 책, 429~430쪽 참조.

37 조원래, 「임진왜란사 연구의 현황과 과제」, 『새로운 觀點의 임진왜란사 研究』 아세아문화사, 2005, 13~15쪽

38 노영구, 「임진왜란의 학살사적 검토」, 『동아시아 세계와 임진왜란』, 2010, 4쪽.

39 현병주(1880~1938)는 일제강점기인 1910~1930년대 저술활동에 매진하여 45권의 방대한 저서를 펴낸 인물이다. 현병주는 1920년대 말부터 역사소설과 전쟁실기 저술에 집중하였으며, 임진왜란을 다룬 책으로 『수길일대와 임진록』을 비롯하여 『임진명장 이여송 실기(壬辰名將李如松實記)』(1929), 『순정비화 홍도(純情秘話紅桃)의 일생(一生)』 등을 남겼다. 회계학계에 이어 국문학계에서 그의 저작들에 대하여 관심을 갖고 연구가 진행되었으며, 2016년 『수길일대와 임진록』(바오)이 '망각된 저술가 현병주의 새로운 시각으로 쓴 임진왜란사'란 부제와 함께 다시 출간되었다.

い小説『壬辰録』を参照していなかった。朝鮮社会に大きな影響力を行使した小説『壬辰録』が史料としての価値がないとの判断と常に朝鮮一国の立場で述べていた壬辰倭乱書史から脱しようとした著者の意図で『壬辰録』を意識的に排除したものであると思われる<sup>40</sup>。実際に本文のところどころの注釈で著者は壬辰倭乱を一国ではなく、三カ国の視角、すなわち、東アジアの視点から見ようとした試みを表していた。玄丙周の本で同じ事件に対して三カ国の観点に基づいて解釈する余地がある部分すべてを注釈を介して明らかにした<sup>41</sup>。そして李舜臣をはじめとするどの将帥や忠臣烈士に対しても英雄化を試みていなかった。本の最後の文章「総評」で豊臣秀吉の朝鮮侵略が朝鮮と明、日本のすべてに被害を及ぼした点を指摘しながら、彼を断罪だけしなかった点は同じ文脈として理解できる。

「英雄を崇拜する時代が英雄を輩出するという立場から見ると、その時のことを秀吉一人の罪にしても当然であるとしても歴史を科学的に解釈するとすれば、時代が英雄を輩出するもので、秀吉の誤りは当時の時代がある程度負担しなければならない<sup>42</sup>」。

英雄史観を捨てて「科学的」立場から歴史を眺めることを主張した玄丙周の主張は議論の余地がないわけではない。しかし、壬辰倭乱を豊臣秀吉の個人的な欲望に起因したものであると見るより巨視的な視点から眺めることを提案している点については高く評価するに値する<sup>43</sup>。

### 3. 大韓民国の壬辰倭乱認識

韓国で壬辰倭乱に関する学術的研究が本格化したのは、1945年以降である。19世紀後半に始まった日本の壬辰倭乱研究は日本が大陸侵略を本格化した始点に合わせて政治・軍事的目的を強く帯びながら行われたように、韓国での壬辰倭乱研究も激変する政治・社会的影響を強く受けた。日本の既存の研究を批判し、意識して行われたことも特徴である<sup>44</sup>。

#### (1) 国難克服史観の台頭と壬辰倭乱（解放～1950年代）

1945年解放と大韓民国建国を迎え、韓国史学界が直面している課題は、日本の植民地史学の克服であった。もちろん解放直後には、混乱した政治状況により、壬辰倭乱の本格的な研究を行うことができなかった。1946年に出版された李允宰の『聖雄李舜臣』と李殷相の『李忠武公一代記』、1952年に李無影の『李舜臣』などいくつかの種類の李舜臣伝記が刊行された。1950年震檀学会で共同執筆した『李忠武公』が発刊されたが、国家的危機状況で国難克服の英雄だった李舜

40 장연연(張燕燕), 「대중계몽주의자 현병주- 그의 생애와 계몽담론, 『수길일대와 임진록』에 대하여」, 『수길일대와 임진록』, 바오, 2016, 307~308쪽.

41 장연연, 위의 글, 308~309쪽.

42 현병주, 『수길일대와 임진록- 망각된 저술가 현병주의 새로운 시각으로 쓴 임진왜란사』, 바오, 2016, 282~283쪽.

43 장연연, 위의 글, 312~313쪽; 최원식, 앞의 글, 325~327쪽.

44 장연연, 위의 글, 312~313쪽; 최원식, 앞의 글, 325~327쪽.

臣を再び歴史的に浮上させた<sup>45</sup>。この時期に特に李殷相などが中心になって釜山と慶南・鎮海・巨済・統営、全羅南道珍島などに忠武公銅像や記念碑を建てた。

新民族主義史学の代表者である孫晋泰は1949年に発行した『国史大要』で壬辰倭乱の代わりに「日本との7年戦争」という用語を使用し、「人民軍の決起」という項目において義兵に関して詳しく記述し、倭乱7年史で持つ重要性を力説した。しかし、1950年「六・二五」朝鮮戦争の時孫晋泰・李インヨンなど多数の新民族主義歴史家は北朝鮮に渡ったため、彼らの歴史認識は継承・発展されなかった。

「六・二五」朝鮮戦争以後、1950年代半ば台頭したのが「国難克服史観」である。この史観によると「国難史は、国史の一部としてそれまで私たち民族が内部的にまたは外部的に経験した国難の記録」である。金鍾権は1957年に出版した『國難史概観』(凡潮社)の「自序」で、「人類の歴史の中において、韓民族は外敵の侵害により類似した例のないほどの残酷な国難を経験した。我が民族史は、国難として一貫された歴史であると言っても過言ではない。」と主張した。その一方、崔南善はこの本に寄稿した「序文」で、韓民族は多くの国難を経験したが、一度も外敵に屈したことがなかったことを特記した<sup>46</sup>。しかし、1950年代まで韓国史の分野で壬辰倭乱に対する専門的な研究成果は少なく、通史的な叙述に含まれた壬辰倭乱記述が中心であった。

## (2) 民族主義の流れにおける国難克服史観の風靡と壬辰倭乱研究(1960～1970年代)

1960年「四・一九」革命と1961年「五・一六」軍事政変以降、韓国史学界では、日本の植民地体制と植民地史観に対する全面的な批判とともに韓国史の構造的な発展と民族の優秀性を強調する流れがともに現れた<sup>47</sup>。これに関連して、既存の李舜臣研究とともに義兵研究が活性化されたのが、1960年代壬辰倭乱研究の特徴である。

特に崔ヨンヒは、戦乱が頻繁だった韓国史において他民族の占領下の民衆が広範囲で抗争に参加した事例として義兵に注目し、義兵が蜂起した社会的背景と義兵将の性質、義兵の変遷などを全体的に検討した<sup>48</sup>。崔ヨンヒは、義兵を「民族的レジスタンス」と規定し、郷土防衛意識と日本民族に対する韓国民族の感情を壬辰倭乱時期の義兵の思想的基盤として認識した。1950年代国難克服史観の認識が一部現れたが、当時の時代状況を反映して義兵を民族主義的次元で新たに位置づけた。崔ヨンヒの研究は、後の李ジェホ・金ユン

45 이민웅, 앞의 책, 431~432쪽.

46 김중권의 『국난사개관(國難史概観)』, (범조사, 1957)에 실린 최남선의 「서문(序文)」과 김중권의 「자서(自序)」 참조.

47 노영구, 앞의 글, 8~9쪽.

48 최영희, 「임란의병의 성격」, 『史學研究』8, 1960.

ゴン・李チャンヒ・崔グムク・宋ジョンヒョン<sup>49</sup>等による義兵に関する様々な検討と各地域の主要な義兵に対する研究が活発に行われる出発点となった。

この時期に集中的に行われた義兵研究は、壬辰倭乱が日本の一方的な勝利だったとする既存の認識を払拭させると同時に、降倭との比較を通じて、精神的側面から私たちの強靭さを主張する論拠にもなった<sup>50</sup>。これを根拠に「李舜臣・明軍とともに義兵が壬辰倭乱克服の主役であった。」とする義兵中心の壬辰倭乱認識が形成された。「無気力」な朝鮮の官軍の代わりに、義兵が陸上戦闘において遊撃戦術で日本軍に大きな打撃を与えたという認識を示している<sup>51</sup>。

その一方、この時期注目すべき研究成果として、李ヒョンソクの『壬辰戦乱史』(上・下)がある<sup>52</sup>。国内外の膨大な文献史料を収集・引用して著した1900ページに及ぶ膨大な著書であり、戦闘史を中心に壬辰倭乱に対する総合的な整理を試みた。

1970年代許善道は義兵活動を単に郷村地域の士族と農民が糾合した民族抗争として理解していたことから脱して、義兵活動が徐々に国家の一定の調整と制御を受けたことを明らかにした<sup>53</sup>。明の軍隊の派兵に関する検討も1970年代に形成し始めた。ユグソンは明軍の派兵過程と明軍の民間人被害などの問題を整理し<sup>54</sup>、明・清史研究者である崔ソザは明軍の派兵は、朝鮮の要請ではあるが、同時に戦争が明の本土に拡大され、北京一帯が脅かされる事態を防ぐためのものであったという主張を提起した。<sup>55</sup>これにより壬辰倭乱の性格を単に日本の朝鮮侵略と朝鮮の応戦という民族史的視点から脱して、明を含む東アジアの国際戦争という視点を確保することができる契機が用意された<sup>56</sup>。

しかし、このような研究の進展にもかかわらず、維新政権に代表される1970年代の状況では、壬辰倭乱の理解と研究を歪曲させるしかなかった。「国籍教育」と「主体的民族史観」の樹立を強調した維新政権はこれを実現するために国史教育の強化とともに護国文化遺跡の復元と整備、国家主義に立脚した忠孝思想の強調や教育などを国家次元で推進した。また、北朝鮮の攻勢的な対南政策と1975年南ベトナム敗北など急変する国内外の情勢を契機に国難克服史観<sup>57</sup>が再登場した。韓民族の歴史を異民族の侵略に対する抵抗の歴史として見る国難克服史の観点から戦争史は常に初期敗戦に続き全民族の団結による抗戦という方式で述べており、これは壬辰倭乱の国難克服史観の認識をよく示す。このような国難克服史的認識は1979年に維新政権が崩壊した後も完全に払拭されず、それ以後の壬辰

49 김윤곤 「곽재우의 의병활동 - 특히 조직과 戰術·戰略을 중심으로」, 『역사학보』 33, 1967; 이재호, 「임란 의병의 일고찰 - 특히 관군과 명군과의 관계를 중심으로」, 『역사학보』 35-36, 1967; 이장희, 「임란 해서 의병에 대한 일고찰 - 연안대첩을 중심으로」, 『사충』 14, 1969; 최근목, 「임란때의 湖西의병에 대하여」, 『논문집』 9(충남대), 1970; 송정현, 「임진왜란과 호남의병」, 『역사학연구』 4, 1972.

50 이장희, 「왜란과 호란」, 『한국사연구입문』 (2판), 지식산업사, 1987, 320 쪽.

51 한우근, 『국사』, 을유문화사, 1968, 156~157 쪽.

52 이형석, 『壬辰戰亂史』 상·하, 임진전란사간행위원회, 1967년. 이 책은 1974년 다시 전3권(상·중·하)으로 증보개정판이 발간되었다.

53 허선도, 「鶴峰先生과 임진의병활동」, 『國譯 鶴峰全集』 (국역학봉전집편찬위원회), 1976.

54 유구성, 「壬亂時 明兵의 來援考 - 朝鮮의 被害를 中心으로」, 『사충』 20, 1976.

55 최소자, 「임진란시 명의 파병에 대한 논고」, 『동양사학연구』 11, 1977.

56 노영구, 앞의 글, 13~14 쪽.

57 이선근, 『한민족의 국난극복사』, 휘문출판사, 1978; 이재호, 「『한민족의 국난극복사』 서평」,

倭乱研究と国史、国民倫理などいわゆる国定科目を通じて存続し、一般的な認識として定着された<sup>58</sup>。

何よりも、1960年代と1970年代には、朴正熙大統領が主導した李舜臣に対する国家的顕彰事業が行われた。始祖詩人で小説家である李殷相を除いて、崔ヨンヒ、趙ソンドなどのような歴史学者たちもこの事業に参加し、李舜臣の聖雄化過程に一定程度寄与した。国が主導して顕忠祠と閑山島・制勝堂など李舜臣関連遺跡の聖域化事業を広げて、全国のほとんどの小学校に世宗大王と忠武公銅像を建てた。しかし、結果的に李舜臣に対する過度の美化、聖雄化事業は、後に壬辰倭乱と李舜臣に関する歴史研究を妨げる障害物として作用することになった<sup>59</sup>。

### (3) 民主化と新しい壬辰倭乱認識の台頭 (1980～1990年代)

維新体制が崩壊して1987年6月、民主抗争として手続きの民主主義が確立される中で、民衆を変革の主体として認識して歴史研究の主な対象とする民衆史学論が登場し、壬辰倭乱研究でも新しい傾向が現れた。1980年李泰晋は朝鮮の敗北として終わったと認識された壬辰倭乱理解に問題提起をし、朝鮮官軍の初期敗北の原因を16世紀除清政治の弊政による朝鮮初期の軍事制度の崩壊に求めた。同時に、それまでの壬辰倭乱研究で注目されていなかった朝鮮と日本の戦術と兵器体制に対する理解を促した<sup>60</sup>。1985年、許善道は、既存の研究で見られた「殉國史観」や「英雄史観」を止揚し戦争史の立場から軍制、軍需、武器、戦術、官房、情報などの各分野に対する客観的な研究を通じて壬辰倭乱を新たに理解すべきであると主張した<sup>61</sup>。しかし、壬辰倭乱の理解を全面的に変化させることができず<sup>62</sup>、1980年代義兵研究でも1970年代国難克服史の歴史認識を完全に克服できなかった。

1991年の地方議会の構成と1995年の自治団体長選挙など地方自治体が復活することにより、地域史に対する関心も高まるようになった。このことは、壬辰倭乱研究にも影響を及ぼし、地域義兵部隊の活動についての研究が進められた<sup>63</sup>。著名な義兵将研究から脱して、農村史料を活用した小規模義兵部隊と義兵将に対するミクロ分析を試みることにより、義兵の性格として義兵と郷兵の二つの形態があったことを提示した。また、総村社会史研究の一環として、壬辰倭乱時期在地士族の農村支配体制が義兵の募集と活動の主要な基盤であったことを分析した研究も発表された<sup>64</sup>。

壬辰倭乱勃発400周年となる1992年を起点に壬辰倭乱に対する一般人の関

58 노영구, 앞의 글, 15 쪽.

59 이민웅, 앞의 책, 432~434 쪽.

60 이태진, 「임진왜란에 대한 이해의 몇가지 문제」, 『군사』 창간호, 1980.

61 허선도, 「임진왜란론 - 올바르게 새로운 인식」, 『천관우선생 환력기념 한국사학논총』, 1985.

62 노영구, 앞의 글, 18 쪽.

63 조원래, 「임란 해전과 흥양수군」, 『남도문화연구』 2, 1986; 나종우, 「임란의병과 장성남문 창의」, 『향토문화연구』 4, 1987; 조원래, 「나주지방 사례로 본 임란의병 연구과제」, 『나주목의 재조명』 (목포대 박물관), 1989; 김석희, 「임진왜란과 청도지역의 창의활동」, 『부산사학』 23, 1992 등 다수.

64 정진영, 「임란전후 尙州지방 사족의 동향」, 『민족문화논총』 8, 1987; 고석규, 「정인홍의 의병활동과 山林기반」, 『한국학보』 51, 1988.

心も高まり、研究分野も多様になった。国史編纂委員会は、『韓国史論』22号(1992年)「壬辰倭乱の再検討」特集では、従来の義兵のほか官軍の活動、明軍の参戦、捕虜人、壬辰倭乱期全朝鮮の国防の実態、豊臣秀吉の対外政策など、様々な側面を検討した。1990年代に入って壬辰倭乱当時の日記をはじめ、農村と門中資料が幅広く活用され始めた。この過程で、義兵の主力が単純な農民ではなく、官軍から離脱した「逋將」や落伍兵士である「散卒」であったことが究明された<sup>65</sup>。これと共に義兵の兵糧や武器などが政府側から積極的に支援され、これは当時の義兵と官軍の不可分性を見せることで理解された。

以降、義兵研究でも戦争史的な視点を確保しつつ、国難克服史観的な視覚の克服が試みられた<sup>66</sup>。壬辰倭乱当時、戦争体験と個人の生活を記録した実記資料が研究に活用されるようになり、北島万次など壬辰倭乱専門の日本人研究者たちの研究成果や関連資料が紹介され、日本側の資料に対する関心も高まり始めた。門中や人物を中心とする壬辰倭乱研究が続けられたが、朝鮮軍の火薬兵器に対する研究<sup>67</sup>、朝鮮軍の戦略・戦術<sup>68</sup>、築城<sup>69</sup>など壬辰倭乱を戦争史的視点から考察した研究も現れた。特に水軍と義兵研究に隠れていた官軍と明軍に対する研究が本格化し、義兵と水軍中心の壬辰倭乱史認識が持つ限界を克服し、戦争が持つ様々な性格に注目し始めた<sup>70</sup>。特に韓ミョンギは本格的に明朝軍の参戦とこれに伴う政治、経済、社会的影響を分析した研究成果を発表して<sup>71</sup>、壬辰倭乱史の研究に少なからぬ影響を及ぼした。官軍と明軍に関する研究は、1980年代までの研究でしばしば見られる「(壬辰倭乱当時)正規軍としての官軍の存在がほとんどなかった。」とする否定的な認識を克服する契機になったという点において意義がある<sup>72</sup>。

#### (4) 東アジア史的観点における壬辰倭乱認識の模索 (2000年代以降)

1980年代に提起された戦争史視点からの壬辰倭乱研究が、2000年代以降の主な傾向を形成するようになった。2004年に出版された『軍史』51号の「壬辰倭乱の再検討」特集で壬辰倭乱時期、朝・明連合軍の騎兵作戦、亀甲船、海戦に対する考察を通して見る、朝・明・日三カ国の戦略戦術の比較、武器体制、短兵器、晋州城戦闘など戦争史関連のさまざまな主題の研究を収録した代表的研究がある。

一方、1990年代後半にグローバル化の進展に伴い、既存のヨーロッパ中心の

65 이수건, 「月谷 禹拜善의 壬辰倭亂 義兵活動; 그의 『倡義遺錄』을 중심으로」, 『민족문화논총』 13, 1992.

66 노영구, 앞의 글, 22쪽.

67 박제광, 「임진왜란기 조선군의 화약병기에 대한 일고찰」, 『군사』 30, 1995.

68 이장희, 「왜군격퇴의 戰略·戰術」, 『한국사』 29, 1995; 노영구, 「선조대 紀效新書의 보급과 陣法 논의」, 『군사』 34, 1997; 강성문, 「행주대첩에서의 권율의 전략과 전술」, 『임진왜란과 권율』, 전쟁기념관, 1999.

69 이장희, 「壬亂中 山城修築과 堅壁淸野에 대하여」, 『阜村申延澈教授停年退任紀念 史學論叢』, 1995.

70 조원래, 「명군의 출병과 임란전국의 추이」, 『한국사론』 22, 1992; 장학근, 「임진왜란기 관군의 활약」, 『한국사론』 22, 1992; 한명기, 「임진왜란 시기 명군 참전의 사회 문화적 영향」, 『군사』 35, 1997; 박제광, 「임란 초기 전투에서의 官軍의 활동과 권율」, 『임진왜란과 권율』, 전쟁기념관, 1999.

71 한명기, 「임진왜란과 한중관계」, 역사비평사, 1999.

72 노영구, 앞의 글, 24쪽.

世界史から脱しようとするいわゆる「グローバルヒストリー」が登場した。これによって、民族主義史観に立脚していた既存の韓国史理解に対する本格的な批判が提起され、壬辰倭乱も韓・中・日の三カ国が参戦した東アジアの国際戦争という観点から見る研究が現れた。2006年6月に慶尚南道統営で「壬辰倭乱：朝日戦争で、東アジア三カ国の戦争」をテーマに開かれた国際学術会議で発表された論文を編集して、2007年に出版した研究成果がその代表的研究である<sup>73</sup>。これと同時に15世紀後半以降大航海時代の余波で、ポルトガルとスペインの勢力が、東アジアまで押し寄せて来てから、銀を媒介にして、欧州と中国が連結されていた流動的な国際秩序と関連して壬辰倭乱を説明する研究も現れた<sup>74</sup>。その一方、2000年代の二度にわたる日韓歴史共同研究も壬辰倭乱に対する理解の幅を広げることに役だった<sup>75</sup>。

また、朝鮮軍の無気力な対応と敗戦として認識されていた壬辰倭乱初期様相に対する根本的な批判も試みるようになった。蘆ヨングは朝鮮軍の初期敗戦を朝鮮の軍事動員体制の問題と軍事力未確保の側面で認識していたことから脱して、朝鮮軍の初期対応と動員体制は適当に稼働されたが、戦術の衰弱性により、敗北は避けられなかったと見做した<sup>76</sup>。また、これまで義兵組織の構成を士林主導の下、郷村の住民と賤民など下層民が参与したという視点から脱して、落伍した官軍のいわゆる「散卒」が主力であり、このような準官軍的属性は、彼らの活動情況が朝鮮前期地方軍事システムである鎮管体制の基で形成されたことを見せてくれることとして理解した<sup>77</sup>。このように義兵の性格に対する再検討を促した研究とともに既存の壬辰倭乱関連史料に対する批判的な考察も提起された<sup>78</sup>。

これまで壬辰倭乱研究史研究では興味としてしか示さなかった倭城と講和交渉等に対する本格的な成果<sup>79</sup>が発表され、2012年壬辰倭乱7周年（420年）を契機に、社団法人壬辰乱精神文化宣揚会を中心として地域義兵将に対する研究も持続されている。しかし、自治体の後援を受けて行われている地域義兵将と李舜臣に対する研究の場合、依然として国難克服史的認識が見られるのが、21世紀の韓国における壬辰倭乱研究の現状である<sup>80</sup>。

73 정두희·이경순 역음, 『임진왜란과 동아시아 삼국전쟁』, 휴머니스트, 2007.

74 한명기, 『임진왜란과 동아시아 질서』, 『임진왜란과 한일관계』, 경인문화사, 2005; 강우천·한명기 외, 『동아시아 7년 전쟁』, 『16세기-성리학 유포피야』 (『민음 한국어사』 조선 02), 2014.

75 제1기 한일역사공동위원회(2002.5.~2005.3.)와 제2기 한일역사공동위원회(2007.6.~2009.11.)는 2005년과 2010년 각각 6권과 7권의 공동연구보고서를 펴냈다. 이와 함께 제1·2기 한일역사공동위원회 한국 측 위원회는 공동주제에 대한 심화연구 결과물을 묶어 『한일관계사연구논집』(경인문화사)을 발간하였다. 2005년과 2010년 각 10권씩 모두 20권이 나왔다.

76 노영구, 『壬辰倭亂 초기 양상에 대한 기존 인식의 재검토-和歌山縣立博物館 소장 '壬辰倭亂圖屏風'에 대한 새로운 이해를 바탕으로』, 『한국문화』 31, 2003.

77 노영구, 『임진왜란 초기 경상우도 의병의 성립과 활동 영역-金河 의병부대를 중심으로』, 『역사와 현실』 64, 2007.

78 정두희·이경순 역음, 앞의 책, 2007; 정지영, 『임진왜란』과 『기생』의 기억-한국전쟁 이후의 '논개'에 대한 상상과 전유; 요네타니 히토시, 『사료잡힌 조선인들-전후 조선인 포로 송환에 대하여』; 하영휘, 『하왕산성의 기억-신화가 된 의병사의 재조명』; 존 B. 던컨, 『임진왜란의 기억과 민족의식 형성-『임진록』등 민간전승에 나타난 민중의 민족의식』; 정두희, 『이순신에 대한 기억의 역사와 역사화-4백 년간 이어진 이순신 담론의 계보학』 등.

79 나동욱, 『부산왜성에 대한 고찰』, 『博物館研究論集』 19, 2013; 김경태, 『임진전쟁기 강화교섭 연구』, 고려대학교 대학원 박사학위논문, 2014.

80 사단법인 임진관정신문화선양회는 2010년 제정한 정관에서 "본회는 국가의 정통성과 정체성을 크게 위협당한 임진관의 위기 상황에서 국난을 극복하는데 지도적 역할을 하였던 인물 등의 업적을 역사적으로 재조명하여 위업을 추모하며..." 라고 설립 목적을 밝히고 있다.

## 4. 結論

朝鮮時代から現在に至るまで、韓国における壬辰倭乱に関する認識と研究史をもとに、いくつかの問題点と課題を指摘し、結びに代えたい。

第1に、壬辰倭乱の多くの研究成果が蓄積され、さまざまな側面が明らかになり、様々な視点も提示された。しかし、壬辰倭乱という名称が揺らぐことなく使われているように、政治的な目的に関連して、壬辰倭乱を「国難克服史」の主要なテーマとして扱う風潮はまだ解消されていない。これは軍事政権の時期、壬辰倭乱が国難克服史の主要なテーマとして扱われたことと深く関係する。また、義兵将の子孫たちが現在も地域社会で主導的な地位を占める場合が多く、先祖の業績を強調させるため実情を隠ぺいした側面も少なくない<sup>81</sup>。もちろん国難克服の教訓を壬辰倭乱から見出すことが間違っていると見ることはできない。しかし、朝鮮後期から最近まで韓国では、為政者たちが政治的目的で国難克服を強調、或いは利用してきた側面が強く、何よりも国難克服史観は植民史学に劣らず、歴史的事実を歪曲させて、特定の歴史像を強要したという点で問題があったと言える。

第2に、壬辰倭乱は朝鮮が勝った戦争という視点である。壬辰倭乱当時、朝鮮は初期の戦争で敗北しただけで、平壤城の戦いの後には、全体的に朝鮮が勝利したという主張である。戦争史の視点から見た場合、日本は戦争を起こした政治的な目的を貫徹できず、豊臣秀吉の野望は挫折した。結果的に、過去の事大交隣関係を回復させた点において、朝鮮が勝利した戦争として規定することもできる。しかし、わたしたちが「朝鮮が勝利した」ということを強調する場合、朝鮮が戦場であったという事実を見逃している。壬辰倭乱が終わった後、農耕地の被害を回復するだけでも1世紀かかったと推定されるが、これはわたしたちの社会の発展が戦争を経験していないときよりも相当長い期間遅れることになったことを物語っている。結論として壬辰倭乱を勝った戦争として見る観点は、事実を歪曲するものであり、外敵から国民を保護する任務を放棄した政権に対して免罪符を与えるに過ぎない。壬辰倭乱は朝鮮王朝が建国200周年ぶりに遭遇した大きな危機であったが、もう一方では、この危機を乗り越えることにより両班士大夫たちの支配を確固たるものにする結果となった戦争でもあった<sup>82</sup>。

第3に、壬辰倭乱は朝鮮で事大主義を強化させた戦争であった。事実、明軍が参戦した目的は、朝鮮を助けようとする純粋な意図であるより、朝鮮を戦場とすることがまして、平原地帯である遼東より山岳地帯が多い朝鮮で戦争をする方が良いと判断したからであった。戦争中、明軍の横暴とその後の内政干渉があるにもかかわらず、朝鮮支配層の間では、明を「国を再び造ってくれた恩人」として高く評価する観念が根強く定着した。壬辰倭乱で朝鮮の王と両班両方の権威は重大な打撃を受けたが、彼らは性理学の名分論を強く適用することにより、既存の支配体制をさらに堅固にすることができた。明に対する事大の強調で二度に渡る胡乱を経験し、百姓は大きな惨禍を被ったが、朝鮮王朝の支配体制はこれを通じ

81 오종록, 『여러 얼굴의 전쟁, 임진왜란』, 『내일을 여는 역사』 1, 2000, 82~84쪽.

82 오종록, 위의 글, 87~88쪽.

て強化されたのである。

壬辰倭乱が起こった背景と関連して韓国では1960年代に入って日本国内の事情から戦争の原因を探究し始めた。最近の韓国史教科書に相変わらず「16世紀末戦国時代の混乱を收拾し日本を統一した豊臣秀吉が国内不満勢力の関心を外に仕向けて、大陸侵略の野望を実現するために朝鮮を侵略した<sup>83</sup>」という内容が書かれている。1980年代には、国際貿易と関連した利害関係を日本が戦争を起こした一つの原因であると指摘し、1990年代には西洋文物の刺激の中で日本が中国中心の事大交隣関係及び冊封と朝貢体制を軸とする国際秩序に挑戦するために起こした戦争であるという視角が提起された。2000年代に入って自国史に埋没された韓・中・日三カ国の壬辰倭乱認識を克服するために東アジア三カ国を網羅する国際的包括的な視角で壬辰倭乱を再検討しようとする主張が提起されている<sup>84</sup>。

しかし、壬辰倭乱を「一国史的視角」から脱して東アジアの視角から検討しようとする試みは日本の植民地期における玄丙周の著作からも見出すことができる。1980年代の半ば以降、韓国史学界では絶えず東アジアの視角を主張しているが、実際に成果と結びついていない。日本と中国においても同様で、韓・中・日三カ国の史料と研究成果を客観的に活用して研究した事例を見つけるのは難しい。韓国の場合、中・日の史料は言うまでもなく各地方の史料と各種古文書もまだ充分活用されていない。これは、韓国で壬辰倭乱を扱った本格的な通史が一冊もない実情とも関係する<sup>85</sup>。このような現状は韓国の壬辰倭乱研究が普遍的な歴史像を構築することに失敗したことを表すことであり、逆説的に忠実な一国史的検討を通じて新しい東アジア共同体を志向する歴史像を確立する必要があることを示す<sup>86</sup>。また、そのための基礎作業として東アジア三カ国の重要資料を集大成し、それを詳細に注釈する基礎作業を形成して、比較史的認識を基に東アジアの視角で壬辰倭乱を客観的に見ることができると期待する<sup>87</sup>。

83 주진오 외, 『고등학교 한국사』 (5판), 천재교육, 2018, 130 쪽.

84 강응천·한명기 외, 앞의 책, 2014.

85 정구복, 『임진왜란사 연구와 한·중·일 중요 사료』, 『한국사학사학보』, 2016, 19~20 쪽.

86 노영구, 앞의 글, 28~30 쪽.

87 정구복, 앞의 글, 21 쪽; 노영구, 위의 글, 30 쪽.

主要参考文献

[ ]内は、韓国語『著書名』・「論文名」の日本語翻訳である。

〈著書〉

이형석, 『壬辰戰亂史』상·하, 임진전란사간행위원회, 1967(이형석, 『壬辰戰亂史』상·중·하, 신현실사, 1974 등으로 증보개정).

한국사연구회, 『한국사연구입문』(2판), [『韓国史研究入門』(2版)] 지식산업사, 1987.

한명기, 『임진왜란과 한중관계』 [『壬辰倭亂と韓中關係』], 역사비평사, 1999.

이장희, 『壬辰倭亂史研究』, 아세아문화사, 1999(이장희, 『개정·증보임진왜란사연구』, 아세아문화사, 2007로 개정·증보).

이민웅, 『임진왜란 해전사』 [『壬辰倭亂海戰史』], 청어람미디어, 2004.

한일관계사연구논집 편찬위원회, 『임진왜란과 한일관계』 [『壬辰倭亂と韓日關係』], 경인문화사, 2005.

조원래, 『새로운 觀點의 임진왜란사 연구』 [『新しい 觀點の壬辰倭亂史研究』], 아세아문화사, 2005.

정두희·이경순 엮음, 『임진왜란과 동아시아삼국전쟁』 [『壬辰倭亂と東アジア三カ国戦争』], 휴머니스트, 2007.

한일관계사연구논집 편찬위원회, 『동아시아세계와 임진왜란』 [『東アジア世界と壬辰倭亂』], 경인문화사, 2010.

한일문화교류기금, 『임진왜란과 동아시아세계의 변동』 [『壬辰倭亂と東アジア世界の変動』], 경인문화사, 2010.

이민웅, 『이순신 평전』 [『李舜臣評伝』] 책문, 2012.

강우천·한명기 외, 『16세기-성리학유평의아』 [『16世紀——性理学ユートピア』] (『민음한국사』 조선02), 2014.

김경태, 『임진전쟁기 강화교섭 연구』 [『壬辰戰爭期講和交渉研究』], 고려대학교 대학원 박사학위논문, 2014.

현병주, 『수길일대와 임진록-망각된 저술가 현병주의 새로운 시각으로 쓴 임진왜란사』, [『秀吉一代と壬辰録—忘れられた著述家玄丙周の新しい視角から見る壬辰倭亂史』] 바오, 2016.

주진오 외, 『고등학교 한국사』(5판) [『高等学校 韓国史』(5版)], 천재교육, 2018.

〈論文〉

최영희, 「임란의병의 성격」 『史學研究』 8 [「壬亂義兵の性格」 『史学研究』 8], 1960.

김운근 「곽재우의 의병활동-특히 조직과 戰術·戰略을 중심으로」 『역사학보』 33, [「郭再祐の義兵活動——特に組織と戰術·戰略を中心として」 『歴史学報』 33], 1967.

이재호, 「임란 의병의 일고찰-특히 관군과 명군과의 관계를 중심으로」 『역사학보』 35·36, [「壬亂義兵の仕事考察—特に官軍と明軍の關係を中心として」 『歴史学報』 35·36], 1967.

이장희, 「임란 해서 의병에 대한 일고찰-연안대첩을 중심으로」 『사총』 14, [「壬亂義兵に対する仕事考察——延安大勝利を中心として」 『史叢』 14], 1969.

최근목, 「임란때의 湖西의병에 대하여」 『논문집』 9. [「壬亂時の湖西義兵に関して」 『論文集』 9] (충남대), 1970.

송정현, 「임진왜란과 호남의병」 『역사학연구』 4, [「壬辰倭亂と湖南義兵」 『歴史学研究』 4], 1972.

허선도, 「鶴峰先生과 임진의병활동」 [「鶴峰先生と壬辰義兵活動」], 『國譯鶴峰全集』 (국역학봉전집편찬위원회), 1976.

유구성, 「壬亂時 明兵의 來援考-朝鮮의 被害를 中心으로」 『사충』 20, [「壬亂時義兵の來援考察——朝鮮の被害を中心として」 『史叢』 ], 1976.

최소자, 「임진란시 명의 파병에 대한 논고」 『동양사학연구』 11, [「壬辰亂時明の派兵に対する論考」 『東洋史學研究』 11], 1977.

이태진, 「임진왜란에 대한 이해의 몇가지 문제」 『군사』 창간호, [「壬辰倭亂に対する理解のいくつかの問題」 『軍史』 創刊号], 1980.

허선도, 「임진왜란론-올바르고 새로운 인식」, 『천관우선생환력기념한국사학논총』, [「壬辰倭亂論——正しく新しい認識」 ] 1985.

조원래, 「임란 해전과 홍양수군」 『남도문화연구』 2, [「壬辰海戰と興陽水軍」 『南道文化研究』 2], 1986.

나중우, 「임란의병과 장성남문 창의」 『향토문화연구』 4, [「壬亂義兵と長城南門倡義」 『郷土文化研究』 4], 1987.

정진영, 「임란전후 尙州지방 사족의 동향」 『민족문화논총』 8, [「壬亂戰後尙州地方士族の動向」 『民族文化論叢』 8], 1987.

고석규, 「정인홍의 의병활동과 山林기반」 『한국학보』 51, [「鄭仁弘の義兵活動と山林基盤」 『韓國學報』 51], 1988.

조원래, 「나주지방 사례로 본 임란의병 연구과제」 『나주목의 재조명』 (목포대 박물관), [「羅州地方事例から見る壬辰義兵研究の課題」 『羅州牧の再検討』 (木浦大學博物館) ], 1989.

이장희, 「왜란과 호란」 『한국사연구입문 (2판)』, [「倭亂と胡亂」 『韓國史研究入門 (2版)』 ], 지식산업사, 1987.

김석희, 「임진왜란과 청도지역의 창의활동」 『부산사학』 23, [「壬辰倭亂と靑道地域の倡義活動」 『釜山史學』 23], 1992.

조원래, 「명군의 출병과 임란전국의 추이」 『한국사론』 22, [「明軍の出兵と壬亂戰局の推移」 『韓國史論』 22], 1992.

장학근, 「임진왜란기 관군의 활약」 『한국사론』 22, [「壬辰倭亂期官軍の活躍」 『韓國史論』 22], 1992.

박제광, 「임진왜란기 조선군의 화약병기에 대한 일고찰」 『군사』 30, [「壬辰倭亂期朝鮮軍の火藥兵器に関する仕事考察」 『軍史』 30], 1995.

이장희, 「왜군격퇴의 戰略·戰術」 『한국사』 29, [「倭軍擊退の戰略・戰術」 『韓國史』 29], 1995.

한명기, 「임진왜란 시기 명군 참전의 사회 문화적 영향」 『군사』 35, [「壬辰倭亂時期明軍參戰の社會文化的影響」 『軍史』 35], 1997.

노영구, 「선조대 紀效新書의 보급과 陣法 논의」 『군사』 34, [「宣祖代紀効新書の普及と陣法論議」 『軍史』 34], 1997.

강성문, 「행주대첩에서의 권율의 전략과 전술」 [「幸州大勝利における權慄の戰略と戰術」 『壬辰倭亂と權慄』 ], 전쟁기념관, 1999.

박제광, 「임란 초기전투에서의 官軍의 활동과 권율」 『임진왜란과 권율』, [「壬亂初期戰鬪における官軍の活動と權慄」 『壬辰倭亂と權慄』 ], 전쟁기념관, 1999.

오종록, 「임진왜란~병자호란시기 군사사 연구의 현황과 과제」 『군사』 38, [「壬辰倭亂~丙子胡亂時期軍事史研究の現状と課題」 『軍史』 38], 1999.

오종록, 「여러 얼굴의 전쟁, 임진왜란」 『내일을 여는 역사』 1, [「多面的顔をした戦争、壬辰倭亂」 『明日を拓く歴史』 1], 2000.

노영구, 「壬辰倭亂 초기 양상에 대한 기존 인식의 재검토-和歌山縣立博物館 소장 '壬辰倭亂圖屏風' 에 대한 새로운 이해를 바탕으로」 『한국문화』 31, [「壬辰倭亂初期様相に対する既存認識の再検討——和歌山県立博物館所長「壬辰倭亂図屏風」に関する新しい理解を基にして」 『韓國文化』 31], 2003.

오중록, 「보통 장수에서 구국의 영웅으로-조선후기 이순신에 대한 평가」 『내일을 여는 역사』 18, [「普通の将帥から救国の英雄になるまで——朝鮮後期李舜臣に対する評価」 『明日を拓く歴史』 18], 2004.

조원래, 「임진왜란사 연구의 현황과 과제」 『새로운 관점의 임진왜란사 연구』, [「壬辰倭乱史研究の現状と課題」 『新しい視点の壬辰倭乱史研究』], 2005.

박제광, 「임진왜란 연구의 현황과 과제」 『임진왜란과 한일관계』, [「壬辰倭乱研究の現況と課題」 『壬辰倭乱と韓日関係』], 경인문화사, 2005.

정진영, 「松菴 金沔의 임란 의병활동과 관련 자료의 검토」 『대구사학』 78, [「松菴 金沔の壬乱義兵活動と関連史料の検討」 『大丘史学』 78], 2005.

한명기, 「임진왜란과 동아시아 질서」 『임진왜란과 한일관계』, [「壬辰倭乱と東アジア秩序」 『壬辰倭乱と韓日関係』], 경인문화사, 2005

정두희 「이순신에 대한 기억의 역사와 역사화-4백 년간 이어진 이순신 담론의 계보학」 『임진왜란 동아시아 삼국전쟁』, [「李舜臣に対する記憶の歴史と歴史化——四百年間繋がれている李舜臣談論の系統」 『壬辰倭乱 東アジア三国戦争』] 휴머니스트, 2007.

하영희, 「화왕산성의 기억-신화가 된 의병사의 재조명」 『임진왜란 동아시아 삼국전쟁』, [「火旺山城の記憶——神格化した義兵史の再検討」 『壬辰倭乱 東アジア三カ国戦争』], 휴머니스트, 2007.

존 B. 던컨, 「임진왜란의 기억과 민족의식 형성-『임진록』 등 민간전승에 나타난 민중의 민족의식」 『임진왜란 동아시아 삼국전쟁』, [「壬辰倭乱の記憶と民族意識形成——『壬辰録』等民間伝承に現れた民衆の民族意識」 『壬辰倭乱 東アジア三国戦争』], 휴머니스트, 2007.

노영구, 「임진왜란 초기 경상우도 의병의 성립과 활동 영역-金沔 의병부대를 중심으로」, 『역사와 현실』 64, [「壬辰倭乱初期慶尙右道義兵の成立と活動領域——金沔義兵部隊を中心として」 『歴史と現実』 64] 2007.

최원식, 「임진왜란을 다시 생각한다-『수길일대와 임진록』을 읽고」 『제국 이후의 동아시아』, [「壬辰倭乱再考——『秀吉一代と壬辰録』を読んで」 『帝国以後の東アジア』], 창비, 2009(『수길일대와 임진록』, 바오, 2016에 재수록).

노영구, 「임진왜란의 학술사적 검토」 『동아시아 세계와 임진왜란』, [「壬辰倭乱の学史的檢討」 『東アジア 世界と壬辰倭乱』], 2010.

손승철, 「『東國新續三綱行實圖』를 통해 본 임진왜란의 기억」 『임진왜란과 동아시아세계의 변동』, [「『東國新續三綱実図』を通して見た壬辰倭乱の記憶」 『壬辰倭乱と東アジア世界の変動』], 경인문화사 2010.

이규배, 「조선시대 적대적 對日 인식에 관한 고찰-임진왜란~조선시대 말기를 중심으로」 『군사』 84, [「朝鮮時代絶対的対日認識に関する考察——壬辰倭乱~朝鮮時代末期を中心として」 『軍史』 84] 2012.

김강식, 「조선후기의 임진왜란 기억과 의미」 『지역과 역사』 31, [「朝鮮後期の壬辰倭乱の記憶の意味」 『地域と歴史』], 2012.

이태진, 「정조대왕의 충무공 이순신 숭모(崇慕)」 『충무공 이순신과 한국 해양』 제2호, [「正祖大王の忠武公李舜臣崇慕」 『忠武公李舜臣と韓国海洋』 第2号], 해군사관학교 해양연구소, 2015.

김강식, 「임진왜란을 바라보는 한국과 일본의 시각」 『지역과 역사』 38, [「壬辰倭乱を眺める韓国と日本の視角」 『地域と歴史』 38], 2016.

김경록, 「임진왜란 연구의 회고와 제안」 『군사』 100, [「壬辰倭乱研究の回顧と提案」 『軍史』 100], 2016.

정구복, 「임진왜란사 연구와 한·중·일 중요 사료」 『한국사학사학보』, [「壬辰倭乱史研究と韓・中・日重要史料」 『韓国史学史学報』], 2016

장연연(張燕燕), 「대중계몽주의자 현병주- 그의 생애와 계몽담론」 『수길일대와 임진록』에 대하여 『수길일대와 임진록』, [「大衆啓蒙主義者玄丙周——その生涯と啓蒙談論」 『秀吉一代と壬辰録』に関して』 『秀吉一代と壬辰録』], 바오, 2016.



# 欺瞞か妥協か

## ——壬辰倭乱期の外交交渉

鄭 潔西

寧波大学

[原文は中国語、翻訳：鄭 成（早稲田大学）]

### 要 旨

壬辰倭乱は万暦20年（1592）4月日本軍の釜山上陸から、万暦26年（1598）11月日本軍が明、朝両国の共同攻撃を受けて全面的に撤退、帰国するまで、7年間に及んだ。しかし、実際の戦争状態は併せて2年間に過ぎないゆえに、4年以上続いたのは和平交渉の期間（1593 - 1597）であった。この期間中に、明（朝鮮を含め）と日本は一度外交手段を用いて朝鮮半島の軍事衝突を調停し、東アジアの平和を再構築しようとしたが、結局失敗した。

戦時中の外交交渉に関して、お互いの平和条件が大きく離れて、妥協の可能性が見えないにもかかわらず、双方の外交担当者が共謀・欺瞞の手段を以って各国の支配者に虚偽の報告をし、その「合作」によって、結局冊封が失敗に終わり、戦争が再び起きた、という見方がいままで一般的であった。

もちろん、外交活動では双方の外交担当者が主体となって、その交渉過程で現れる情報を幾重にも選別し、両国の高級官僚に全部伝達するわけではないため、欺瞞の疑いは確かにある程度存在する。しかし、実際の交渉過程では、明にしても日本にしても、互いに妥協する側面も存在した。明側は日本軍の朝鮮撤退を要求するほかに、日本との「封貢」を再開するかどうかについても議論を続けていたが、最終決議に「封はするが貢はない」と規定し、もともと許諾した「貢」を撤回した。対日条件は一見厳しくなったが、交渉する余地も残していた。一方、日本側は外交交渉過程で明と朝鮮に妥協し続けたが、朝鮮に対する特殊な優位をあくまでも主張し続け、その外交活動は一見東アジアの「封貢」システムに回帰するよう見えるが、実質的には日本の国際的地位を向上させた。

壬辰倭乱は万暦20年（1592年）4月に日本軍が釜山に上陸したのを始まりとし、明朝、朝鮮の軍事攻撃を受けて、日本軍が万暦26年（1598）11月に全面撤退したのを終わりとして、7年近く続いた。戦争がわずかに2年余りであったのに対して、和平交渉は4年も続いた（1593）。その間、明朝側（朝鮮を含める）が外交手段をもって日本を相手に、朝鮮半島における軍事衝突の解決と、東アジア

における平和再構築の試みを図ったが、失敗に終わった。

戦争中の外交交渉に関して、学界では従来、相互の交渉条件がかけ離れているため、妥協の可能性が低く、その上、双方の外交担当官僚が外交交渉で欺瞞を共謀し、虚偽な情報を本国の統治者に伝達し、それによって冊封が失敗し、戦争が再び起こったという<sup>1</sup>のを定説としてきたのである。

確かに、双方の外交活動において外交代表が交渉主体を務め、交渉過程の情報が幾重のフィルターを経た後、損なわれずに両国の指導部に伝達されるのには無理がある。その意味で欺瞞の疑いがあったと言える。例えば、豊臣秀吉が「大明日本和平条件」で提起した七項目の平和条件は、複数の外交交渉と幾重の情報操作を経て、明朝の指導部に伝えられたものは「冊封」の要請となり、明朝を「騙した」ように見える。一方、明朝側の「封は許すが貢は許さない」（明の冊封体制下に入るのを認める。勘合貿易は認めない）との対日政策は、両国使者の複数の解釈を通じて、豊臣秀吉に「冊封体制に入ってから勘合貿易を実現しよう」という期待を与えた。ここでも豊臣秀吉を「騙した」可能性は否定できない。

明、日、朝の三方の史料、とりわけ当時の文書史料をすりあわせて考察を進めると、交渉過程において、明朝と日本が各自の平和条件を調整しながら、相互の妥協を図ったことが分かる。例えば、明朝は日本軍に朝鮮半島からの撤退を求めると同時に、日本との「冊封」関係の回復を長く議論していた。「封は許すが貢は許さない」という結論に達し、当初承諾した「貢」を取り消した。対日交渉の条件は表ではさらに厳しくなったようだが、操作の余地は残っていた。日本は絶えず明朝、朝鮮側に妥協していたが、朝鮮に対する優位性の確保にも努めた。日本の外交活動は東アジアの冊封体制に戻ろうとした様相を呈しながら、自国の国際的地位を高める意図も伺える。しかし、日本側の要求が明朝と朝鮮側に受け入れられることはなく、東アジアの平和は結局再び武力に訴えられることになった。

## 1. 「兵部帖」と王京の日本軍撤兵

平壤の戦いの前、明朝と日本が和平交渉を始めた。万暦20年（1592年）8月29日、明朝のスパイ沈惟敬は平壤の乾伏山の麓で平壤防衛の任にあっていた日本の武将小西行長と交渉し、50日間の交渉を経て停戦協議の締結に至った。正式の談判ではないこともあり、明朝側からすればその停戦協議は時間稼ぎに過ぎなかった。平壤の日本軍が提起した複数の交渉条件は後の日本と明朝の交渉にも引き継がれた。

一つ目は、日本と明朝の間の朝貢問題である。日本側は以下のような提案を

1 周一良：《明代援朝抗倭战》，北京：中华书局，1962年。[日]北島万次：《秀吉の朝鮮侵略》，东京：山川出版社，2002年。小野和子：《明季党社考—東林党と復社—》，京都：同朋社，1996年，第115-134頁。黄枝连：《天朝礼治体系研究（上） 亚洲的华夏秩序 中国与亚洲国家关系形态论》，北京：中国人民大学出版社，1994年，第351-390頁。张庆洲：《抗倭援朝战争中的明日和谈内幕》，《辽宁大学学报》1989年第1期，第101-104頁。Kenneth M. Swoped, *A Dragon's Head and a Serpent's Tail: Ming China and the First Great East Asian War, 1592-1598*, University of Oklahoma Press, November 30, 2009.

行った。“若许朝贡，且令日本、朝鲜两国通好，则朝贡之路，欲于朝鲜内往来”<sup>2</sup>；

二つ目は朝鮮の領土問題。日本側は「愿退出平壤，以大同江为界<sup>3</sup>」つまり大同江を境にして、明朝とともに朝鮮を分けて、朝鮮領土の大部分をとる。

三つ目は日朝関係。日本は、朝鮮がかつて「陪臣朝貢」の形式で日本に朝貢したことがあり<sup>4</sup>、日中関係は宗藩関係であると一方的に宣言した<sup>5</sup>。

沈惟敬は9月29日に北京に戻った後、日本の朝貢、領土要請を「内閣、本兵」に報告した。それが明朝の「閣部九卿科道會議」の開催のきっかけとなった<sup>6</sup>。日本要請への対策が会議後の「兵部帖」にまとめられた。「兵部帖」は日本と朝鮮の朝貢問題について、「尔国诚欲通贡，岂必假道朝鲜？敕下廷议，若别无情故，必查开市旧途，一依前规，覆请定夺。于时先封诸将或为日本国王，封诸僧或为日本国师，皆未可知，顾尔诚意如何」、日本側に確かな「誠意」があることを前提に、明朝は「廷議」を経て、「依前规」（前例に従い）「開市」（貿易を再開）するとした。再開は「封」（冊封）を前提にし、「先封後市（貢）」の順序で実施し、明成祖と室町幕府三代将軍足利義満が作った明朝と日本の「封貢」関係に復帰する。領土問題に関して、「兵部帖」は日本側が「所掠朝鲜王子女，平壤、王京地方俱还朝鲜，罢兵回巢，恭听朝命」と定めている。捕虜となった朝鮮王子の釈放問題のほか、朝鮮領土の返還にも関わっている。留意に値するのは、朝鮮の領土返還に関する『兵部帖』が曖昧な表現にとどまっている「罢兵回巢」とは、日本軍が朝鮮半島からの撤退を求めるというイメージであるが、返還を求める具体的な朝鮮領土は「平壤、王京地方」ととどまっている。日本側の「愿退出平壤，以大同江为界」との主張よりは一歩進んだとはいえ、朝鮮全国とまではいっていない。「兵部帖」の際に気づいた日本側は、朝鮮領土の一部だけを返還さえすればよいという期待感を抱いた。それは漢江を境とする「中分朝鮮」説の土台となった。

沈惟敬はこの年の11月26日に「兵部帖」を携えて平壤入りし、再び日本側との交渉に臨んだ<sup>7</sup>。日本側は「兵部帖」に対して、「求貢」問題に関して特に異議を申し立てなかったが、領土問題に関して次の反応を示した。「愿将平壤、王京一带还天朝不与朝鲜」（平壤、王京一带を天朝に返還するのを喜んで受け入れる）<sup>8</sup>。当時、日本侵略軍が平壤を陥落し、咸鏡に深く入り、朝鮮をほぼ全土占領したが、占領区の統治状態は安定していなかった。日本は朝鮮に「更修隣盟」との提案を提示して、外交交渉を通じて、一つか二つの道を朝鮮に返還するかわりに、日本が朝鮮領土の大半を占領している事実を認めてもらおうとしたが、朝鮮

2 《药圃龙蛇日记》壬辰年（1592）八月二十九日是日条，釜山：釜山大学校韩日文化研究所，1962年，第169页。

3 [明]宋应昌：《经略复国要编》卷10《讲明封贡疏》（万历二十一年八月二十九日），吴丰培主编《壬辰之役史料汇辑（下）》，北京：全国图书馆文献缩微复制中心，1990年，第885页。

4 [朝鲜]郑琢著、李渭应译注：《药圃龙蛇日记》壬辰年（1592）八月二十九日是日条，第168-169页。

5 关于朝鲜“朝贡日本”问题，沈惟敬向朝方译官秦孝男问求证，为秦孝男所矢口否认。见[朝鲜]郑琢著、李渭应译注：《药圃龙蛇日记》壬辰年（1592）八月二十九日是日条，第168-169页。

6 [朝鲜]申昞：《再造藩邦志（二）》，朝鲜古书刊行会编《朝鲜群书大系》正第9《大东野乘》卷36，韩国京城：朝鲜古书刊行会，1910年，第484页。

7 《宣祖實錄（第一）》卷32，宣祖二十五年（1592）十一月丙戌（三十日）条，《李朝實錄》第廿七册，东京：学习院东洋文化研究所，1961年，第416页。

8 《明神宗实录》卷255，万历二十年（1592）十二月己亥（十三日）条，台北：中央研究院历史语言研究所，1966年，第4741页。

側にはねつけられた<sup>9</sup>。大国の明朝に領土の誘惑をかけて朝鮮を分割する案は日本からすれば合理性が大きい。しかし、これは明朝の「字小存亡」の方針に反するため、明神宗に日本の和平提案を否定した明神宗は経略宋応昌に「相机剿除，以绝后患<sup>10</sup>」との勅令を出した。この戦略下で、明朝の援軍が朝鮮に入り、翌年1月に平壤戦役の大勝を収めた。

平壤の戦いの後、明朝と朝鮮に日本との外交交渉を進める動きが起きた。朝鮮が、日本側に2名の捕虜にされた王子を釈放するように、沈惟敬に日本側と交渉してもらおう要請で<sup>11</sup>、策士馮仲櫻、金相が参画袁黄の依頼を受けて、咸鏡に入り、王子の釈放の問題をめぐって加藤清正と交渉した<sup>12</sup>、王宗聖が王京城に入り、日本軍に撤退するよう働きかけるようにと、経略宋応昌から依頼を受けた<sup>13</sup>。しかし、沈惟敬は起用されなかった。馮仲櫻、王宗聖らの日本軍への遊説は実質的効果を収められなかった。

碧蹄館の戦いの後、双方は膠着状態に陥った。三月始め、小西行長は沈惟敬に書簡を送り、「恳求封贡东归」との意思を伝えた後<sup>14</sup>、宋応昌は沈惟敬を正式に起用し、三度目の日本陣営への訪問を命じた。明朝と日本の和平交渉が正式に発足した。宋応昌が提起した平和条件は「尽还朝鲜故土，并还两王嗣以及陪臣等，归报关白上章谢罪，本部即当奏题封尔关白为日本国王」であって<sup>15</sup>、前の「兵部帖」と比べれば、朝鮮の王子返還、陪臣問題に関する主張は同じだが、以下の三つの条件で異なっている。

一つ目は、明朝と日本の封貢問題。「兵部帖」では「開市」と「封」が提示されたが、宋の提案では「封」のみとなった。二つ目は朝鮮領土問題。領土要請の範囲は「平壤、王京地方」から朝鮮全土に広がり、日本に「尽还朝鲜故土」（できるだけ早く朝鮮国土を返還するように）を求めた。三つ目は平和成立の前提条件として「関白上章謝罪」を付け加えること。

封貢問題に関して、宋応昌は最初条件を「封」の一項目に限定した。日本側との交渉を経験した沈惟敬の意見をもとに再調整を行い、「兵部帖」の「先封後市」に戻った。そして、「题本请旨，封关白为日本王，使之由宁波入贡」<sup>16</sup>の意思を日本側に伝えた。宋応昌は当初、「釜山、熊川一带，原系日本旧据之地，其民皆系倭户，自弘治、正徳年间，朝鲜已置此地于度外」、「故今倭遁于此，是已归其巢

9 《宣祖實録（第一）》卷31，宣祖二十五年（1592）十月乙巳（十九日）条，《李朝實録》第廿七册，东京：学习院东洋文化研究所，1961年，第395页。

10 《明神宗实录》卷255，万历二十年（1592）十二月己亥（十三日）条，台北：中央研究院历史语言研究所，1966年，第4741页。

11 《宣祖實録（第一）》卷34，宣祖二十六年（1593）正月丙寅（十一日）条，《李朝實録》第廿七册，东京：学习院东洋文化研究所，1961年，第440页。

12 《宣祖實録（第一）》卷34，宣祖二十六年正月庚辰（二十五日）条，《李朝實録》第廿七册，东京：学习院东洋文化研究所，1961年，第454页；卷36，三月己未（初四日）条，第495页。

13 [明]宋应昌：《经略复国要编》卷6《与袁赞画书》（万历二十一年二月二十七日），吴丰培主编《壬辰之役史料汇编（下）》，北京：全国图书馆文献缩微复制中心，1990年，第524页。

14 [明]宋应昌：《经略复国要编》卷7《与李提督并二赞画书》（万历二十一年三月初八日），吴丰培主编《壬辰之役史料汇编（下）》，北京：全国图书馆文献缩微复制中心，1990年，第600页。

15 [明]宋应昌：《经略复国要编》卷7《宣谕平行长》（万历二十一年三月初八日），吴丰培主编《壬辰之役史料汇编（下）》，北京：全国图书馆文献缩微复制中心，1990年，第602页。

16 《宣祖實録（第一）》卷37，宣祖二十六年（1591）四月朔乙酉条，《李朝實録》第廿七册，东京：学习院东洋文化研究所，1961年，第519页。

穴」<sup>17</sup>、という事実誤認を抱いたため、「釜山、熊川」を日本領土と見なして、朝鮮南部における日本軍の拠点保留を黙認した<sup>18</sup>。宋応昌が要請した「尽还朝鮮故土」は、日本軍が朝鮮南部への撤退を意味するのである。

事実上、日本軍は当時難しい状況にあり、不利な軍事情勢に直面していた。さらに朝鮮を援助する明朝軍からの攻撃を水路と陸路の両方で受けられるようになると<sup>19</sup>、朝鮮南部沿海一帯への撤退の案は念頭にあった<sup>20</sup>。このような経緯から、日本軍の撤兵前提をめぐる合意がスムーズにできた。沈惟敬が日本軍とともに釜山に移動する一方、明朝使者の謝用梓、徐一貫が日本に向かい、豊臣秀吉との直接交渉に臨んだ<sup>21</sup>。二人はその後日本の使者の朝貢を寧波経由のコースで案内する。沈惟敬が王京に入った後、日本側が捕虜にされた朝鮮の王子と陪臣を返し、明朝は日本側に「小将」を人質として差し出すことを要求した。加藤清正が2万両の銀を王子釈放の身代金として徴収した<sup>22</sup>。

日本軍は4月19日に王京から撤退し、沈惟敬、謝用梓、徐一貫らをつれて釜山に南下した。その一方、朝鮮の王子、陪臣を返還し、「小将」を人質に出すという約束を果たさなかった。これによって、明朝は外交的に受け身の立場になった。謝用梓、徐一貫らは引き続き日本に渡り、九州の名護屋で豊臣秀吉と会い、「大明日本和平条件」をもとに日本との正式談判が発足した。

## 2. 欺瞞か妥協か、「大明日本和平条件」をめぐる外交交渉

豊臣秀吉の「大明日本和平条件」7項目をめぐる、沈惟敬が「七事已曾暗许」（7項目はすでに承諾した）との言い方が明朝朝廷に広がった<sup>23</sup>。沈惟敬は独断で豊臣秀吉の七項目の平和条件をのんで、明朝朝廷を騙したと見られた。周孔教が兵部尚書石星を弾劾した時、『亟賜议处欺误之臣以弭祸乱疏』で「乃信沈惟敬之邪说，许七事而讲堕倭术中」と訴えて<sup>24</sup>、沈惟敬が朝廷を出しただけでなく、石星も独断で7項目を約束したと主張した。日本人学者北島万次は、明朝冊封使者楊方亨が冊封失敗後、明神宗に豊臣秀吉の「大明日本和平条件」を報告したた

17 [明]宋応昌：《经略复国要编》卷13《諭示周九功》（万历二十一年十二月初八日），吴丰培主编《壬辰之役史料汇编（下）》，北京：全国图书馆文献缩微复制中心，1990年，第1021页。

18 宋応昌这一关于日朝领土分界的看法其实是错误的，其可能听信了游击胡译所提供的错误情报。按胡译在此前曾向宋応昌汇报：“釜山元有倭户，又有限界石碑，退离王京，而以处本地。”事见《宣祖實録（第二）》卷62，宣祖二十八年（1595）四月庚戌（初八日）条。

19 [朝鮮]柳成龙：《懲忿錄》卷4，日本关西大学图书馆藏日本元禄八年（1695）刻本。

20 [日]佐島显子：《豊臣政権の情報伝達について—文禄二年初頭の前線後退をめぐる—》，《九州史学》第96号，1989年10月，第21-37页。

21 两人实际上为宋応昌幕下的策士，但对日方假称是“大明敕使”。

22 《宣祖實録（第一）》卷37，宣祖二十六年（1593）四月庚寅（初六日）条，《李朝實録》第廿七册，东京：学习院东洋文化研究所，1961年，第524页。李元翼：《梧里先生续集》卷2《平安道都巡察使时状启（癸巳[1593]四月初三日）》、《平安道都巡察使时状启（同四月十三日）》，《影印標點韓國文集叢刊》第56辑，首尔：景仁文化社，1996年，第433-434页。

23 蕭大亨：《刑部奏议》卷2《沈惟敬招由疏》，名古屋市蓬左文库藏明刻本。

24 周孔教：《周中丞疏稿·西台疏稿》卷1《亟賜议处欺误之臣以弭祸乱疏》，《续修四库全书》第481册，上海：上海古籍出版社，2002年，第194页。

め、石星、沈惟敬が朝廷に豊臣秀吉の「大明日本和平条件」を隠したと指摘している<sup>25</sup>。当時の交渉現状をみればそうではないことがわかる。

明朝使者謝用梓、徐一貫が5月に九州の名護屋で豊臣秀吉に会い、翌月の21日、22日の2日間で筆談で豊臣秀吉の外交代表である南禅寺僧侶玄圃霊三と正式な談判を行った。豊臣秀吉死後にまとめられた小瀬甫庵の『太閤記』によると、豊臣秀吉は5月24日（日本歴23日）に2名の明朝使者と会見し、外交僧侶の景轍玄蘇に彼らと非公式の筆談を行うように指示を出した。筆談は絵の談義から始まり、次第に明朝と日本の平和条件に言及した。玄蘇が筆談で日本の朝鮮出兵について、「朝鮮が日本を騙した」と説明した。つまり、朝鮮は日本の「中国と関係修好」の意思を中国に伝えると承諾したにもかかわらず、自らの約束を破った。日本の朝鮮出兵は明朝を侵犯するためではない。玄蘇は、明朝と姻戚関係を結びたいという豊臣秀吉の要望を強調し、明朝と「属国の条約」を結びたいという日本の意思を伝えた。その上、「为先駆伐鞑鞴」、「粉骨碎身、欲酬大明皇帝」とも語った<sup>26</sup>。つまり、タタールの駆除に助力するほか、身を粉にし、大明皇帝に貢献したいということだった。「和親」の具体的内容について、玄蘇は明言しなかった。明の使者は最初、「贵国欲通中国」の「通和」要望というように理解したが、談判が進むにつれて、玄蘇が語った「和親」は姻戚関係を結ぶことだと分かるようになった。これは豊臣秀吉が後に提起した『大明日本和平条件』<sup>27</sup>の「大明皇帝之贤女、可备日本之后妃事」の嚆矢である。豊臣秀吉は明朝の皇女を花嫁としてもらうことで日本が明朝の婿国になることを夢見た。東アジアの朝貢システムにおいて、明朝が他国と姻戚関係を結んだ前例がなかったので、日本が初の事例となれば、その国際的地位が大きく向上し、明朝の他の属国を上回った地位を得ることになり、重要な意味をもつ。

『大明日本和平条件』は遅くとも6月21日の談判当日に明朝の使者に提示された。玄圃霊三の談判記録『文禄二年癸巳玄圃和尚大明勅使筆談記録』によると、和平条件は全部で7項目があり、豊臣秀吉が自筆で書いた後、2名の明朝使者に提出されたのである。その原本と謄本は現在まで発見されていない。当日と翌日の談判筆録によると、この和平条件は豊臣秀吉が7日後に石田三成、増田長盛、大谷吉継、小西行長の四人へ渡した朱印状版の『大明日本和平条件』の内容とほぼ一致しており、朝鮮領土問題の案について若干の相違が見られるだけである<sup>28</sup>。論述の便利をはかるため、後文は後出の朱印状版の『大明日本和平条件』と談判当時の『大明日本和平条件』を同一視する。まず朱印状版の『大明日本和平条件』の内容を以下に写す。

25 [日]北島万次《秀吉の朝鮮侵略》，東京：山川出版社，2002年，第78頁。

26 [日]小瀬甫庵：《太閤記》卷15《大明より使者之事・唐使へ五月廿三日御対面之事》，《新日本古典文学大系》60，東京：岩波書店，1996年，第434-442頁。

27 关于日方在当时提出的和平条件文书标题，《南禅舊記》和《续善邻国宝记》均以汉文作《大明日本和平条件》，小瀬甫庵的《太閤記》则以日文作《大明被遣御一书》，但内容几乎完全一致。此处依据的材料为日本国立公文書館所藏的《南禅舊記》版《大明日本和平条件》。

28 豊臣秀吉在最初写给明使谢用梓、徐一贯的《大明日本和平条件》中提议明日两国“中分朝鲜”，但明使却表示强烈反对。因为明使不肯通过瓜分领有朝鲜北方领土，所以丰臣秀吉对和平条件又作了调整，其在写给石田三成、増田长盛、大谷吉継、小西行长四人的朱印状《大明日本和平条件》中将语意修改为“对大明割分八道，以四道并国城，可还朝鲜国王”，提议以朝鲜南方四道属日本，北方四道属朝鲜，但要求明朝居中主持此事。

- 一、和平誓約无相违者，天地从[纵]虽尽，不可有改变也，然则，迎大明皇帝之贤女，可备日本之后妃事；
  - 一、两国年来依间隙，勘合近年断绝矣，此时改之，官船、商船可有往来事；
  - 一、大明、日本通好，不可有变更旨，两国朝权之大官，互可题誓词事；
  - 一、于朝鲜者，遣前驱追伐之矣，至今弥为镇国家、安百姓，虽遣良将，此条目，伴伴[件件]于领纳者，不顾朝鲜之逆意，对大明割分八道，以四道并国城，可还朝鲜国王。且又前年从朝鲜差三使，投本[木]瓜之好也。余蕴付与四人口实；
  - 一、四道者既返投之，然则朝鲜王子并大臣一两员为质，可有渡海事；
  - 一、去年朝鲜王子二人，前驱者生擒之，其人非凡间不混和平，为四人度与沉[沈]游击，可皈旧国事；
  - 一、朝鲜国王之权臣，累世不可有违却之旨，誓词可书之。
- 此旨，趣四人向大明敕使缕缕可陈说之者也。

この『大明日本和平条件』の内容は以下の七つに分けられる。1、「和親」。大明皇帝の皇女を嫁として迎えること。2、朝貢関係の回復。室町幕府と明朝の公式朝貢、民間の互市関係の回復。3、明朝と日本の公式関係の再構築。4、朝鮮の慶尚、全羅、忠清、江原の四つの道の日本への割譲。5、朝鮮の王子、大臣が人質として日本に滞在すること。6、朝鮮王子の帰還。7、朝鮮の要人高官らが日本に忠誠を誓う（朝鮮が日本に服従すること）

7項目の内、日本側の義務として定められた6番目以外、日本が他国に対して権益を要請したものである。前半の3項目は明朝に対するもので、後半の4項目は朝鮮に対するものである。日本は朝鮮を談判対象とせず、明朝の使者にこの和平条件を朝鮮国王に見せないことを明確に要請した。

7項目の内、2番目、3番目、6番目は談判の段階で双方の共通認識となっていた。朝貢関係の回復を検討する明朝に対して、玄圃霊三は「乃知天朝不弃之情、感激无他、伏乞准照旧例通朝贡商船」（天朝が我々を見捨てることなく、大変感激である。旧例通りの朝貢商船の運航再開を願う）と非常に丁寧に述べた。7番目は5番目の補足条件と見なせる。つまり朝鮮が日本に服従すること。ただ、これについて談判で具体的な言及はされなかった。談判は主に和親、朝鮮南方の四道の割譲、朝鮮王子と大臣の人質問題の3項目を中心に展開された。

明朝の使者は、これらの条件は「情理に欠けている」と指摘し、複数の項目の削除を要求し、とりわけ和親の項目を強く反対し、朝廷に知られたら談判が崩れるとして、明朝朝廷への報告を拒んだ。朝鮮南方四道の割譲について、豊臣秀吉は当初明朝と日本の両国が朝鮮の八道を二分することを提案した。これに対して、明朝の使者は「所示中分八道，岂我大明利其土地乎？朝鲜既为属国，则八道土地，皆我大明所属矣，欲中分之，则置朝鲜国王于何地」（朝鮮は明朝の属国である以上、その八道の土地はすべて明朝の属地である。二分すると、朝鮮国王をどうするか）として、強く反対した。明朝使者の反対にあった豊臣秀吉は朝鮮南方四道は日本に属し、北方四道は朝鮮に返還し、大明皇帝が中立の立場でその実施を監

督するとの新しい案を提起した。朝鮮王子、大臣が人質として日本に滞在することについて、明朝の使者は「質朝鮮王子者、此在朝鮮未敢必也、待二使回答经略、议而行之」と回答し、経略宋応昌に報告し、上層部に検討してもらうことにした。

日本側は、上記の3項目を必ずしもすべて承諾してもらうつもりはなかったので、談判当初、3者の中から2者を選ぶことを提案した。1日目の談判で、玄圃靈三は朝鮮北方四道の行方に関して大明の勅令に応じて返還し、残りの南方四道の行方は大明の命令に従うこととした。もし明朝が朝鮮王子、大臣の2、3名が人質になることと、日本に皇女を嫁がせることを承諾してくれば、日本が朝鮮南方四道を諦めても良いと申し出た。明朝使者は玄圃の提案、とりわけ和親に強く反対し、それを朝廷に報告することを拒否した。初日の談判は膠着した。

翌日、玄圃靈三は豊臣秀吉の調整案を提示した。調整案は朝鮮王子、大臣の人質問題を棚上げにして、和親と朝鮮南方四道の割譲を引き続き取り上げた。和親が実現できなかった場合、朝鮮南方四道の割譲を必ず大明皇帝の下で実現すること。割譲の公式文書に大明皇帝の金印を押すことが条件とされた。明朝が承諾しなかった場合、豊臣秀吉は八道を征伐するために再び軍を派遣することが可能だとして、軍事侵略をちらつかせた。

日本側は当初の談判で和親と朝鮮王子、大臣の人質問題の二つの条件をもって東アジアの平和を実現しようとしたが、明朝の使者に反対された。明朝使者は外交交渉を通じて、和親と朝鮮南方四道のどちらかをとるという日本側の最低ラインを明かさせた。明朝の使者は日本側の和親要請を堅くはねつけただけでなく、朝廷への報告自体も拒否した。そのかわりに、明朝使者は日本側の領土割譲の要請を朝廷に報告することを同意した。これを受けて、日本側は和親要請を放棄するかわりに、朝鮮領土の割譲を堅持した<sup>29</sup>。

明朝使者謝用梓、徐一貫が日本に赴いた後、豊臣秀吉が『大明日本和平条件』を彼らに提示した。6月21日、22日の2日間にわたる談判を通じて、明朝と日本の朝貢関係、公式関係の修復、朝鮮王子の帰還は双方の共通認識となった。朝鮮の要人高官らが日本に忠誠を誓うことは言及されなかった。朝鮮王子、大臣が人質として日本に滞在することは棚上げにされた。明朝使者は2日間の外交交渉を通じて、日本側の和親要請を退けた。一方、朝鮮南方四道の領土要請に反対の意を示しながら、明朝朝廷に報告することに同意した。この外交交渉は、明朝使者が日本側の強引な要請を退けて、談判の和平条件を明朝に有利な方向に展開させた点で、実りがあった。日本側の7項目を暗に承諾し、沈惟敬、石星らが明朝朝廷を騙したという事実はなかった。

29 以上六月廿一日の談判筆録内容出自《日明和平談判筆記》其一《南禪旧記玄圃和尚筆（文祿二年六月廿一日）》（《法學協雜誌》第15卷，1885年）；六月廿二日の談判筆録内容出自《文祿二年癸巳玄圃和尚大明勅使筆談記錄》（《南禪舊記》，日本国立公文書館藏鈔本）。按當時的談判筆録見載于日方談判者南禪寺僧玄圃靈三的《文祿二年癸巳玄圃和尚大明勅使筆談記錄》。但現存于日本国立公文書館的兩種《南禪舊記》均只有六月廿二日一天的談判筆録，而六月廿一日的筆録在十九世紀八十年代日本帝國大學（今東京大學）編《帝國史料編年》時收錄，後來的《史學協會雜誌》第15卷亦將之收錄，其出處亦為《南禪舊記》，但此本《南禪舊記》目前未見。

### 3. 明朝と朝鮮における『大明日本和平条件』の伝聞及び交渉条件の変化

名護屋城談判で和親、朝鮮南方四道の二つの項目が大きく取り上げられた一方、朝鮮王子、大臣の人質問題は棚上げにされた。明朝使者謝用梓、徐一貫は2日間の外交交渉を通じて、日本側の和親要請を退けた。名護屋城談判後、『大明日本和平条件』の交渉条件は緩和された。しかし、それが周知されなかったため、『大明日本和平条件』をめぐる各種の伝聞が後の朝鮮と明朝の中に広がる状況に繋がった。

謝用梓、徐一貫の朝鮮帰還前、日本での交渉に参加しなかった沈惟敬は釜山に集結した日本軍の士官から『大明日本和平条件』の一部の内容を7月に経略宋応昌に報告した。その内容は「讲贡一年三次，割与全罗一道，银二万两（年に3回の朝貢を行い、全羅道を日本に割譲する。銀2万両を日本に賠償する）」というものである。この三つの条件を満たせば、朝鮮王子と3名の陪臣の帰還がはじめて可能となる<sup>30</sup>。この「朝貢」、「全羅道の割譲」、「王子と3名の陪臣の帰還」は、いずれも『大明日本和平条件』にも言及された項目であるが、3箇所の相違がある。一つ目は朝貢の周期。『大明日本和平条件』では、朝貢の周期が提示されていない。沈惟敬の報告ではそれが「年に3回」とされている。二つ目は領土割譲の範囲。『大明日本和平条件』が朝鮮南部の慶尚、全羅、忠清、江原の四道を領土割譲の範囲とするが、沈惟敬の報告ではそれが全羅の一道とされている。当時、慶尚道はすでに日本軍の占領地となっていた。三つ目は「銀二万両」となる朝鮮王子、陪臣の身代金。これは加藤清正の意思によるもので、豊臣秀吉の本意ではないようである。沈惟敬の足跡が釜山までで止まり、謝用梓、徐一貫のように豊臣秀吉と直接に交渉したことがないため、報告の内容は『大明日本和平条件』と重なったところがあるが、実際の状況と異なった点があった。

同じ年の7月、明朝に降伏した日本人捕虜兀兀吉奴、尼嘘兀（発音はううじぬ、にしゅぬ）らは宋応昌に日本側の和平条件が「四道让天朝，四道属日本，方转回巢。总[纵]许封贡，亦要攻破全罗（四道が天朝に、四道が日本に属すること。朝貢関係が回復しても、全羅の占領を目指す）」<sup>31</sup>という内容であった。朝貢と朝鮮二分との2項目は、『大明日本和平条件』当初の内容と完全に一致している。同年の11月、「和親」、「割地」、「求婚」、「封王」、「准貢」、「蟒龍衣」、「印信」の7項目の説が出回りはじめた。ここの「和親」とは「和平親善」を指し、『大明日本和平条件』に書かれた明朝と日本がよい関係を築く項目に該当する。「求婚」とは前述した「和親」であり、つまり姻戚関係の確立を指す。「割地」と「准貢」は『大明日本和平条件』の朝鮮南方四道の割譲、明朝と日本の朝貢、互市関係の回復を指す。「封王」、「蟒龍衣」、「印章」は冊封のことを指すが、いずれも『大明日本和平条件』に言及されていない。この7項目説は「和親」などの

30 《宣祖實録（第一）》卷40，宣祖二十六年（1593）七月壬戌（初十日）条，《李朝實録》第廿七册，东京：学习院东洋文化研究所，1961年，第588页。

31 [明]宋応昌：《经略复国要编》卷9《檄李提督》（万历二十一年七月二十六日），吴丰培主编《壬辰之役史料汇编（下）》，北京：全国图书馆文献缩微复制中心，1990年，第794-795页。

伝聞を含める。

翌年（1594年）4月、提督李如松が勝手に「和親」を認めたとして塾師の諸龍光によって告発される事件が北京で起きた<sup>32</sup>。5月、福建巡按劉芳誉が日本に赴いた商人の情報をもとに、沈惟敬が独断で大明の皇女を日本に差し出すことを約束したと朝廷に告発した<sup>33</sup>。沈惟敬がこれによって「和親」提案の張本人とされた。万歴24年（1596年）4月、日本の和平条件が「和親」、「割地」、「納質」、「通商」の四項目であり、「和親」の優先順位が一番高いという情報が、釜山に滞在していた冊封の公式使者李宗城のところに入った。一方、名護屋談判筆録から分かるように、謝用梓、徐一貫が談判の最初の段階で日本の和親条件を退けた。「和親」の説が噂としてはあったが、実情ではなかった。

これらの伝聞は必ずしも事実に基づいているとは限らない。虚実半々というのが現状に近い。惟政、李謙受らの朝鮮外交担当者が釜山西生浦に駐在した日本軍司令官加藤清正との度重なる外交交渉を通じて入手した情報が、名護屋談判以後、『大明日本和平条件』の交渉条件の変化を伝えることにおいて、信憑性が比較的高い。

万歴22年（1594年）4月、惟政らははじめて西生浦の加藤清正の軍営に入った。清正が惟政らに「与天子結婚（天子と姻戚関係を結ぶ）」、「割朝鮮属日本（朝鮮の領土を日本に割譲する）」、「如前交隣（従来通りの国家関係を維持する）」、「王子一人入送日本永住（王子1人を日本に送り、日本で永住させる）」、「朝鮮大臣大官入质日本（朝鮮の大臣高官を人質として日本に滞在させる）」との5項目を提起した。「与天子結婚（天子と姻戚関係を結ぶ）」は前述の「和親」に相当する。「割朝鮮属日本（朝鮮の領土を日本に割譲する）」とは、朝鮮南方四道の割譲を指す。「王子一人入送日本永住（王子1人を日本に送り、日本で永住させる）」、「（朝鮮大臣大官入质日本）朝鮮の大臣高官を人質として日本に滞在させる」は、王子、大臣を人質として日本に滞在させることを指す。「如前交隣（従来通りの国家関係を維持する）」とは、加藤清正の考え方であり、つまり朝鮮が日本に属することを意図している。これは前述した朝鮮の大臣高官らが日本に忠誠を誓うと同じ意味であり、王子、大臣の人質項目の補足と見ても良い。「朝貢」、「互市」を除いて、清正が提起した5項目は『大明日本和平条件』の基本方針と一致している。清正が実態のない5項目を出したのは、明朝と日本の和平協議を崩したくなかったためと思われる<sup>34</sup>。

3ヶ月後、惟政が再び清正の軍営に入ると、清正が渡した和平条件が「四道中割給二道，送王子质之（四つの中、二つの道を割譲してもらい、王子が人質として日本に送られる）」の2項目に減った。豊臣秀吉が領土割譲問題で若干の譲歩をした。「送王子質之（王子を送る）」に関して、清正の副将喜八が惟政に次の

32 《明神宗实录》卷271，万历二十二年（1594）四月丙子（二十八日）条，台北：中央研究院历史语言研究所，1966年，第5055页。[明]沈德符：[明]沈德符：《万历野获编》卷17《兵部·日本和亲》，北京：中华书局，1959年，第438页。

33 《宣祖實録（第二）》卷55，宣祖二十七年（1594）九月丙戌（十一日）条，《李朝實録》第廿八册，东京：学习院东洋文化研究所，1961年，第148页。

34 [朝鮮]惟政：《甲午四月入清正营中探情记》，惟政著、申维翰校：《松云大师奋忠纾难録》，韩国国立中央图书馆藏李朝英宗十五年（1739）刻本。

ように提案した。「汝国若取他人之子年可八九者，假称王子而入送，則事当速成（ほかの8、9歳の子供を王子様として差し出す）」このインチキな提案から見て、王子の人質問題は実質的に意味がないため、厳格な実施が求められなかったことを物語っている。和平条件に変化が生じたのは、清正が小西行長に取って代わり、和平協議を実現しようとしたためである<sup>35</sup>。

同年12月、清正は在田、天佑の二名の僧侶に朝鮮外交代表李謙受との外交交渉を依頼した。その際、清正は「天朝許封虽美，于关白之心不好（天朝の約束は良いものだが、関白の心情には良くない）」と語った。さらに冊封以外、「前五条内，有一事成之，则必合于关白之心（前半の5項目中、必ず1項目を実現させること。関白の願いを叶える）」と漏らした。清正が前半の5項目において、1項目を実現させるという最新の和平条件の最低限を示したが、彼にとっての理想的な和平条件は依然として順和君及び2、3名の大臣を日本に送ることであり、そして5項目の内の1名の王子を日本に永住させることと、朝鮮大臣高官が人質として日本に滞在することである。王子の日本滞在のかわりに、清正が自分の息子を人質として朝鮮側に渡す用意があったという<sup>36</sup>。

『大明日本和平条件』提起後、明朝と朝鮮にさまざまな伝聞が出回ったが、いずれも虚実半々であった。惟政、李謙受らの朝鮮外交担当者が加藤清正と外交交渉を重ねた。その都度、日本側の和平談判条件が変わった。この3回の和平条件がある程度名護屋城談判後の『大明日本和平条件』の変化を反映している。

## 4. 豊臣秀吉の降表、「3項目」の約束と『大明朝鮮日本平和条目』

名護屋城談判後、明朝と日本は和平交渉を続けた。万暦23年（1595年）1月、明朝は最終的に冊封の詳細を決めた。明朝の冊封確定前後の交渉条件は、万暦21年（1593）12月の豊臣秀吉の降表（編者注：「関白降表」（降伏状））、万暦22年（1594年）12月日本側の請封使内藤如安と明朝の「3項目」をめぐる約束、万暦23年（1595年）5月の豊臣秀吉朱印状『大明朝鮮日本平和条目』の三つの代表的文書と筆談資料から伺える。

宋応昌の『宣諭平行長』に触れられた「関白上章謝罪」が後の外交交渉で実行された。沈惟敬が万暦21年（1593）6月に日本の朝貢使者の内藤如安を釜山からつれてきた時、『倭酋奏本』という一冊を持参した。『倭酋奏本』は「年年来进，岁岁来朝（毎年朝貢を行う）」と明言し、明朝への朝貢を求めているが、その言葉遣いに問題があり、規範から逸脱したとされた<sup>37</sup>。明朝がその後、沈惟敬を再度釜山に行かせて、降表の再提出を求めた。万暦21年（1593）12月に完成した新しい降伏条文は以下の内容である。

35 [朝鮮] 惟政：《甲午七月再入清正阵中探情记》，惟政著、申维翰校：《松云大师奋忠纾难录》。

36 [朝鮮] 惟政：《甲午十二月复入清正营中探情记》，惟政著、申维翰校：《松云大师奋忠纾难录》。

37 《宣祖實録（第一）》卷41，宣祖二十六年（1593）八月甲申（初三日）条，《李朝實録》第廿七册，东京：学习院东洋文化研究所，1961年，第617页。

万历二十一年十二月日，日本前关伯臣平秀吉，诚惶诚恐，顿首顿首，谨上言称谢者。伏以上圣普照之明，无微不悉；下国幽隐之典，自求则鸣。兹沥卑悃，布于天听。恭惟皇帝陛下，天佑一德，日靖四方。皇建极而舞干羽于两阶，圣武昭而来远人于万国。天恩浩荡，遍及遐迹之苍生；日本猷微，咸作天朝之赤子。屡托朝鲜以转达，竟为秘匿而不闻。控诉无门，饮恨有自。不得已而构怨，非无谓而用兵。且朝鲜诈伪存心，乃尔虚渎宸听；若日本忠贞自许，敢为迎刃王师？游击沈惟敬忠告谕明，而平壤愿让；丰臣行长等输诚向化，而界限不逾。诈谓朝鲜反间，构起战争，虽致我卒死伤，终无怀报。第王京惟敬旧章复申，日本诸将初心不易。还城郭，献鱼粮，益见输诚之悃；送储臣，归土地，用伸恭顺之心。今差一将小西飞弹守，陈布赤心，冀得天朝龙章恩赐，以为日本镇国恩荣。伏望陛下，廓日月照临之光，弘天地覆载之量，比照旧例，特赐册封藩王名号。臣秀吉，感知遇之洪休，增重鼎吕；答高深之大造，岂爰发肤？世作藩篱之臣，永献海邦之贡。祈皇基丕着于千年，祝圣寿延绵于万岁。臣秀吉，无任瞻天仰圣激切屏营之至，谨奉表以闻<sup>38</sup>。

この降表は以下の内容に関わっている。一つ目は戦争責任。日本が明朝に対して「天朝の赤子」になる志を朝鮮に託して表明しようとしたが、朝鮮はそれを隠匿した。日本は「不得已而构怨（やむをえず討伐をした）」、朝鮮が詐欺と離間を働いた結果、明朝と日本の間に戦争が起きたのである。降表はすべての戦争責任を朝鮮側に擦り付けようとした。二つ目は冊封を求めること。日本は「天朝龍章賜（天朝より龍の章を賜っていただく）」、「以為日本鎮国恩榮（日本の国を治める恩恵と榮えとする）」、三つ目は朝貢関係の修復を求めること。日本は明朝に対して、「世作藩篱之臣，永獻海邦之貢」として、永遠に海の国として貢ぐと誓った。

日本は降表で朝鮮の戦争責任を批判するとともに、明朝側との封貢関係再確立の要請を申し立てた。『大明日本和平条件』の「貢市」から降表の「封貢」に変わったのは、明朝側に「先封後貢（冊封を行った後、朝貢関係を確立）」という意思が以前からあったためである。この降表は学界で小西行長と沈惟敬の共謀による偽作とされている<sup>39</sup>。しかし、小西行長が薊遼総督孫鏞への『答薊遼総督』で「书内又疑先日表文不真，似为过当。盖不知有国有君有礼有法者，文书印信岂容假借？理无假借，复何辨哉」と語り<sup>40</sup>、日本は「有国有君有礼有法」のため、文書と印鑑、信書は絶対偽造しないと表明している。降表は確かに形式上整えたもので、それが豊臣秀吉の意思によるものであるかどうかについて、まだ議論の余地が残されていると思われる。

降表の「封貢」問題は明朝朝廷で長く議論されていた。小西行長がもっとも早く沈惟敬に「朝貢」を提案した。明朝側は『兵部帖』で「先封後市（貢）」と回

38 《宣祖實録（第二）》卷48，宣祖二十七年（1594）二月庚申（十一日）条，《李朝實録》第廿八册，东京：学习院东洋文化研究所，1961年，第22页；卷51，五月辛丑（二十四日）条，第78页。

39 [日]北岛万次：《秀吉の朝鮮侵略》，东京：山川出版社，2002年，第68页。

40 [明]慎懋赏：《四夷馆记（中）》不分卷《答薊辽孙总督》（万历二十二年十二月初六日），《玄览堂丛书》2辑21，台北：正中书局，1985年，第182页。

答している。宋応昌が『宣諭平行長』で「封」だけを言及した後<sup>41</sup>、「封貢」の両方に応じた<sup>42</sup>。宋応昌の「封貢」主張が朝廷で多くの批判を招いたため、「且与之封，使其归国，贡则封后二三年，视其顺逆若何，另行议处」へと変わり、「先封後貢」の方にシフトした<sup>43</sup>。宋応昌の後に朝鮮の軍務を引き継いだ薊遼総督の顧養謙が、「封貢并許」のほか、「开市宁波」を主張した。顧は「封貢并許」で10年間の平和が保証できると楽観視した。さもなければ、「封貢并絶（封貢の両方を取りやめる）」となり、朝鮮を放棄して、西側から鴨緑江を守るしかないと顧は明言した。「封貢并許」と「开市宁波」主張が朝廷で猛反対を受けたので、顧養謙は取りやめると申し出た。明神宗が「封貢并罢」との命令を下した<sup>44</sup>。その後、明神宗が「不许贡但往市」の案を提示し、「封貢并罢」後に「互市」の実施を検討した。兵部尚書石星が「不敢輕議」とし<sup>45</sup>、兵科給事中呉文梓が「不宜輕開」としたため<sup>46</sup>、明神宗が自らの提案を引き下げた。

明朝が最終的に豊臣秀吉を冊封すると決めたのは、朝鮮国王が日本の冊封を要請したためである<sup>47</sup>。日本の請封使内藤如安が万暦23年（1594年）12月に北京に来て、筆談を通じて明朝と「三事（3項目）」の約束を交わした。この「三事（3項目）」とは、明朝が「釜山倭众尽数退归（釜山の日本駐屯軍がすべて撤退すること）」、「一封之外，不许别求贡市（封以外に貢市を求めてはいけない）」、「修好朝鲜，共为属国，不得轻肆侵犯（朝鮮と修好し、ともに明朝の属国として、朝鮮を侵犯してはいけない）」<sup>48</sup>の三つの和平条件であった。

降表にあった「封貢」要請で、明朝から承諾を得られたのは「封」だけであった。「封貢并罢」よりある程度緩和されたが、その前に明朝が約束した「先封後市（貢ぐ）」と「封貢并許」と比べれば、大分厳しいものとなっている。

内藤如安の記述によると、彼が明朝との間に「三事（3項目）」の約束を交わしたのは、「前日行长有稟帖上孙老爷，一一听命，不敢有违天命。此系大事，秀吉有命行长，行长有书小的，方敢如此对答<sup>49</sup>」、つまり小西行長、豊臣秀吉の命令があったためである。小西行長と内容如安の間に「毎月、20日ごとに書簡を

41 [明]宋応昌：《经略复国要编》卷7《宣諭平行長（万暦二十一年三月初八日）》，吴丰培主编《壬辰之役史料汇编（下）》，北京：全国图书馆文献缩微复制中心，1990年，第602页。

42 《宣祖實録（第一）》卷37，宣祖二十六年（1593）四月朔乙酉条，《李朝實録》第廿七册，东京：学习院东洋文化研究所，1961年，第519页。

43 [明]宋応昌：《经略复国要编》卷14《辯明心迹疏（万暦二十二年四月十二日）》，吴丰培主编《壬辰之役史料汇编（下）》，北京：全国图书馆文献缩微复制中心，1990年，第1108页。

44 《明神宗实录》卷272，万暦二十二年四月甲寅（初六日）条，台北：中央研究院历史语言研究所，1966年，第5045-5046页。杨廷撰：《顾襄敏公年谱》万暦二十二年三月条，北京图书馆编《北京图书馆藏珍本年谱丛刊》第52册，北京：北京图书馆出版社，1999年，第286-288页。《万历邸钞》万暦二十二年甲午卷4月条，扬州：江苏广陵古籍刻印社，1991年，第830页。

45 《明神宗实录》卷277，万暦二十二年（1594）九月甲申（初九日）条，台北：中央研究院历史语言研究所，1966年，第5124-5125页。

46 《明神宗实录》卷277，万暦二十二年（1594）九月庚寅（十五日）条，台北：中央研究院历史语言研究所，1966年，第5128-5130页。

47 《明神宗实录》卷277，万暦二十二年（1594）九月己丑（十四日）条，台北：中央研究院历史语言研究所，1966年，第5127页。

48 [明]宋応昌：《经略复国要编》后附《兵部等衙门题为仰奉明旨以定东封事》，吴丰培主编《壬辰之役史料汇编（下）》，北京：全国图书馆文献缩微复制中心，1990年，第1200-1201页。

49 [明]宋応昌：《经略复国要编》后附《兵部等衙门一本钦奉圣谕事》，吴丰培主编《壬辰之役史料汇编（下）》，北京：全国图书馆文献缩微复制中心，1990年，第1206-1207页。

交わす」という通信期間に関する約束があったため<sup>50</sup>、内藤の話はそれなりの根拠があったと思われる。内藤如安が明朝と協議を締結する前に、小西行長は薊遼総督孫鑣に書簡を寄せて、明朝側の要請した「三事（3項目）」に対して明確な回答を出した。

第一件，撤兵归国。先兵屯王京，沈游击一言之约，退至釜山千有余里，今釜山相去对马半日之程，果有天使来，不难尽撤。

第二件，不得因封又求贡市。封者，天朝之恩，贡者，小邦之礼，今但施恩而不责礼，更为体恤。

第三件，一封之后，不得后犯朝鲜。然兵出朝鲜求通上国，今得封矣，复犯何为？此皆可以听命者也<sup>51</sup>。

孫鑣は「大约称三事尽皆听命，惟留从倭数队等候封使，据其辞意，似近恭顺」<sup>52</sup>として、日本側が提出した3項目が明朝の意に従い、語意も丁寧だととらえた。景輶玄蘇が同年12月22日に起草した書簡の内容は前の一通と完全に一致していない。

蒙差叶参军，沈、叶二镇抚赉榜文来宣谕准封的信，实小邦大幸也。向因沈游击讲说朝鲜为天朝属国，所以不敢再与为仇，故尽退还城郭、地土，送回王子、陪臣，自王京至釜山，共遗粮二十余万石，尽行送与天朝，退居海角，自运粮草用度，只所吃是朝鲜野水而已，不敢复有他意。蒙许封事，久不见妥，而来论又教尽数收兵过海，蕞尔小邦，焉敢不从？即当令大众还国，止留兵马二三千在此通信，迎接天使，并不扰害朝鲜地方。若将兵马尽数过国，又恐朝鲜反要乘机执仇，故不得已羁留异域，淹淹待命。伏望仁慈作主转奏，早赐敕命，速得杜绝归国，感恩激切。余付回使舌端<sup>53</sup>。

玄蘇が起草したこの連絡は日本軍の撤退事項を説明している。封貢を求めないことについての言及がない。それに接した孫鑣は懸念を抱き、小西行長の連絡が「似可信（信用できる）」、景輶玄蘇の連絡は「後の布石になりそうな」意図を匂わせると指摘し、日本が冊封を受けた後、要望が次第に貢市に及ぶのではないかと心配しはじめた<sup>54</sup>。

孫鑣の心配には根拠がある。「既封之后，必渐及贡市」は日本外交担当者らの外交手段である。明朝が冊封詳細を決めた後、沈惟敬が万歴23年（1595年）4月下旬に再び釜山に来て、日本駐屯軍に向けて三事（3項目）に関する明神宗の

50 《宣祖實録（第一）》卷45，宣祖二十六年（1593）闰十一月甲申（初四日）条，《李朝實録》第廿七册，东京：学习院东洋文化研究所，1961年，第698页。

51 [明]慎懋赏：《四夷馆记（中）》不分卷《答薊辽孙总督》（万历二十二年十二月初六日），《玄览堂丛书》2辑21，台北：正中书局，1985年，第181-182页。

52 [明]孙鑣：《姚江孙月峰先生全集》卷2《薊辽奏议·钦奉圣谕疏》，北京大学图书馆藏清嘉庆十九年（1814）刻本。

53 [明]孙鑣：《姚江孙月峰先生全集》卷2《薊辽奏议·直陈倭情疏》，北京大学图书馆藏清嘉庆十九年（1814）刻本。

54 [明]孙鑣：《姚江孙月峰先生全集》卷2《薊辽奏议·直陈倭情疏》北京大学图书馆藏清嘉庆十九年（1814）刻本。

冊封勅諭を宣告した<sup>55</sup>。小西行長はすぐに日本に戻り、豊臣秀吉に報告し、豊臣秀吉から指示を受けた。豊臣秀吉の指示は『大明朝鮮与日本和平条目<sup>56</sup>』の朱印状である。同指示は豊臣秀吉の外交代表である小西行長と寺沢正成を命令の受け取り人として、同年5月22日に発行された。その内容は豊臣秀吉による明朝、朝鮮、日本三方の和平条件に関する最新の主張である。

- 一、沈游击到朝鮮熊川，自大明之条目演说之云云，依大明钧命，朝鮮国于令恕宥者。朝鮮王子一人渡于日本，可侍大阁幕下，然则朝鮮八道之中四道者可属日本者，前年虽述命意，王子到本朝近侍，则可付与之。朝鮮大臣两人为轮番，可副王子之事；
- 一、沈游击与朝鮮王子同车马至熊川，则自日本所筑之军营十五城之中十城即可破之事；
- 一、依大明皇帝恳求朝鮮国和平赦之，然则为礼仪贐诏书，大明敕使可渡于日本。自今以往，大明、日本官船、商舶于往来者，互以金印勘合，可为照验事。

前述した『大明日本和平条件』と違い、この朱印状は『大明朝鮮与日本和平条目』という題に改められた。交渉対象は、明朝だけではなく、朝鮮も含められた。2年前の和平条件と比べると大幅に調整された。

一、領土問題。朝鮮南方四道を放棄する代わりに、朝鮮王子、陪臣が人質としての日本滞在を堅持した。つまり、領土問題を人質問題に入れ替えた。豊臣秀吉は、朝鮮が王子を日本に送れば、朝鮮南方四道を返して、属地の形式として朝鮮王子に下賜することができる。豊臣秀吉は和親の要求が拒まれて、かつ朝鮮南方四道への領土要請が支持を得られなかった末、朝鮮王子、大臣が人質となることで、朝鮮との宗主国関係の確立をはかろうとした。これが実現できれば、日本は明朝に次ぐ、朝鮮の2番目の宗主国になる公算となる。

二、人質と撤兵問題。豊臣秀吉は人質をもって領土を取り替えるという方針を打ち出した。豊臣秀吉は、朝鮮王子と沈惟敬が熊川の日本軍兵營に到着したら、日本はすぐに15の倭城（拠点）の内、10の倭城を取り壊すようにと命じた。事実、朝鮮が日本に王子を送らなかったにもかかわらず、日本は予定通りにほとんどの倭城を廃棄した。このことから、豊臣秀吉は誠意をもって軍の撤退に取り組み、そして王子、陪臣の人質問題をめぐってある程度の妥協をし、朝鮮から完全な撤退をする考えを持っていたと見てよい。

三、封貢問題。明朝の「封」に対して、豊臣秀吉は特に異議を唱えなかったが、大明勅使が冊封の礼と詔書を日本に持ってくることを要請した。豊臣秀吉が要請した「金印勘合」は明らかに「封」の範疇を超えている。いわゆる「金印」

55 《宣祖實録(第二)》卷63, 宣祖二十八年(1595)五月壬午(初十日)条,《李朝實録》第廿八册, 东京: 学习院东洋文化研究所, 1961年, 第301页。

56 该朱印状原以“大明日本和亲议条”为题, 但以“谕朝鲜差军将小西摄津守、寺沢志摩守大明朝鮮与日本和平之条目”开篇, 故此朱印状一般被称为《大明朝鮮日本和平条目》。因小西和寺沢两家在后来的政治斗争中败亡, 该朱印状原件下落不明, 但有誉文录于《江岳和尚对马随笔并云崖和尚续集》(简称《江云随笔》)。《江云随笔》原藏建仁寺大中院, 东京都立大学和东京大学史料编纂所均藏有复印本。此处所用文本为东京大学史料编纂所藏复印本。

は、明朝が速報の形式で豊臣秀吉に「日本国王」の金印を下賜することを指す。豊臣秀吉は冊封を通じて、「日本国王」の名を得るとともに、「勘合」を実施し、両国の「官船、商船」の「往来」を合法化し、公式の「朝貢」と民間の「互市」の回復を図ろうとした。小西行長が豊臣秀吉に明神宗の勅諭の中身を報告する際、「一封之外、不许别求贡市」を回避したため、豊臣秀吉が「貢市」回復の可能性を思い込んで、小西行長と寺沢正成に事後に「貢市」を実現させようと指示した。

事実、明神宗が豊臣秀吉への勅諭に冊封後の朝貢問題に言及して、「至于贡献，固尔恭诚，但我边海吏惟知战守，风涛出入，玉石难分，效顺既坚，朕岂责报，一切免行，俾绝后衅」と語った。つまり、明朝の海防兵士らは防御の任を負い、風と波が強い東海を経由する日本の朝貢団体に間違っって害を与えることを避けるため、すべて通行禁止としていた<sup>57</sup>。実際、日本側が提起した朝貢経路は海路ではなく、朝鮮経由の陸路であったため、勅諭拒否の理由は十分とは言えない。明朝兵部は、日本が冊封完成後に謝恩使を明朝に派遣する際、「除使臣外，人不得过三百，船不得过三只，先到对马岛，候旨定数进京」<sup>58</sup>と定めた。朝鮮経由の陸路を謝恩使の経路とした。それが朝鮮が「虽不许贡，而贡在其中」<sup>59</sup>という認識を抱いた原因であった。一方、明朝外交官僚らが日本側に「封後求贡（封の後に貢を求める）」策を講じた。例えば、遊撃陳雲鴻が万暦23年（1595年）1月に釜山の日本軍兵営に入った後、小西行長に「准封则不必要贡，当慢慢请之，未为不可。既封之后，尔国当遣使奉土宜称谢，因此而恭谨请之，则天朝无不准之理。何必忙忙一时要之乎」と語り、「天朝无不准之理（天朝が許可しないはずがない）」<sup>60</sup>。薊遼総督孫鑛も、沈惟敬が日本側と交渉した時、「令其谢恩时以巧术求贡市」と指摘した<sup>61</sup>。

『大明朝鮮日本平和条目』は「朝鮮国王に見せない」とされた「大明日本平和条件」と違い、明朝と日本に限らず、朝鮮も交渉の対象とされた。豊臣秀吉は明朝に対し、明朝の冊封を求めるだけでなく、事後に「貢市」関係の確立をも求めた。これは降表の方針と一致し、孫鑛の「既封之后，必渐及贡市」の懸念に当たっている。一方、豊臣秀吉は朝鮮に対して、南方四道を放棄するかわりに、「朝鮮王子、大臣が人質として日本に来る」を堅持した。

上のことから、豊臣秀吉の降表の提出、内藤如安と明朝の間の「三事（3項目）の約束の交わり」を経て、明朝が最終的に「只封不贡（封だけをし、貢を認めない）」という政策を決めたことが分かる。豊臣秀吉が明神宗の冊封勅諭を知り、『大明朝鮮日本平和条目』をもって『大明日本平和条件』を取り替えて、すでに退けた和親要請に加えて、さらに朝鮮南方四道の放棄までも表明した。その

57 南炳文、吴彦玲辑校：《辑校万历起居注》万历二十三年（1595）二月初九日条，天津：天津古籍出版社，2010年，第1311页。

58 《宣祖實録（第二）》卷78，宣祖二十九年（1596）八月丁巳（二十二日）条，《李朝實録》第廿八册，东京：学习院东洋文化研究所，1961年，第569页。

59 《宣祖實録（第二）》卷61，宣祖二十八年（1595）三月丁丑（初四日）条，《李朝實録》第廿八册，东京：学习院东洋文化研究所，1961年，第263页。

60 《宣祖實録（第二）》卷60，宣祖二十八年（1595）二月癸丑（初十日）条，《李朝實録》第廿八册，东京：学习院东洋文化研究所，1961年，第243页。

61 [明]孫鑛：《姚江孙月峰先生全集》卷5《薊辽兵札·奉沈阁下书二十三年三月初四日》，北京大学图书馆藏清嘉庆十九年（1814）刻本。

かわりに、貢市の回復、朝鮮王子、大臣の人質問題という二つの条件を留保にした。その内、朝鮮王子、大臣の人質問題の実施に関して、日本は引き続き明朝、朝鮮と交渉を続けたが、貢市の再開は冊封完成後の日本謝恩使者の北京派遣を待たなければならなくなった。

## 5. 陪臣の日本派遣をめぐる交渉

『大明朝鮮日本和平条目』によれば、豊臣秀吉は同年5月22日に小西行長と寺沢正成に朝鮮王子、大臣の来日斡旋を命じた。小西行長が5月26日に出発後、一度豊臣秀吉に召喚された<sup>62</sup>。その原因の詳細は把握されていない。小西行長は朝鮮に戻った後、すぐに明朝、朝鮮との交渉に着手したわけでもなく、かわりに日本軍の撤退と明朝冊封使の受け入れ準備に取りかかっていた。同問題に関する正式交渉は、明朝冊封使李宗城が釜山の日本軍軍営に入った後に開始したのである。明朝冊封使の動向を報告しに日本に戻った柳川調信の最新情報によると、豊臣秀吉は和平条件を「須煩朝鮮二三陪臣（朝鮮の2、3名の陪臣）<sup>63</sup>」が来日し、「面修旧好，永相和睦（旧交を回復、永遠な和睦をはかる）<sup>64</sup>」と調整した。『大明朝鮮日本和平条目』原本では、朝鮮王子、大臣の来日と定めたが、柳川調信が釜山に戻った時、陪臣だけが明朝冊封使とともに来日し、旧交を回復するというように修正された。その前の加藤清正の表現では、前半の5項目において、1項目の実現が求められている。その内、朝鮮大臣の人質としての来日は実現のハードルがもっとも低い。おそらくこれが豊臣秀吉の最低限の要請だと思われる。ただし、その際、要請の対象者は普通の官僚ではなく、ランクの高い朝鮮大臣であった。陪臣のランクについて、明朝と日本の和平派は各自の主張を展開していた。沈惟敬は「不須大官，只收出一武官，将就送去亦足（武官1名でよい）」<sup>65</sup>、しかし、景轍玄蘇は該当官僚のランクは明朝六部尚書の2名「判書」または「総兵」に相当するものでないと認められないとした<sup>66</sup>。その間のやりとりに関して、なお多くの不明点が残る。

その後の外交交渉は朝鮮陪臣の来日をめぐる展開された。日本と朝鮮の交渉以外、明朝側の外交官僚も何度も交渉に加わった。沈惟敬が朝鮮国王の意思を確認<sup>67</sup>したあと、それを兵部に報告した<sup>68</sup>。明朝冊封使の李宗城、楊方享は朝鮮側に

62 《宣祖實録（第二）》卷64，宣祖二十八年（1595）六月丙寅（二十五日）条，《李朝實録》第廿八册，东京：学习院东洋文化研究所，1961年，第323页。

63 “陪臣”一词系明朝对朝鲜官员的称呼。按朝鲜官员对朝鲜国王来说是“臣”，但因为朝鲜是明朝的藩属国，朝鲜国王为明朝皇帝的“臣”，故朝鲜官员相对明朝来说是隔了一层关系的“臣”，故称“陪臣”。

64 《宣祖實録（第二）》卷70，宣祖二十八年（1595）十二月丁卯（二十九日）条，《李朝實録》第廿八册，东京：学习院东洋文化研究所，1961年，第426页。

65 《宣祖實録（第二）》卷70，宣祖二十八年十二月丁卯（二十九日）条，《李朝實録》第廿八册，东京：学习院东洋文化研究所，1961年，第426页。

66 《宣祖實録（第二）》卷71，宣祖二十九年（1596）正月戊辰朔，《李朝實録》第廿八册，东京：学习院东洋文化研究所，1961年，第427页。

67 《宣祖實録（第二）》卷70，宣祖二十八年十二月丁卯（二十九日）条，《李朝實録》第廿八册，东京：学习院东洋文化研究所，1961年，第425-426页。

68 《宣祖實録（第二）》卷71，宣祖二十九年（1596）正月朔戊辰条，《李朝實録》第廿八册，东京：学习院东洋文化研究所，1961年，第427页。

同伴の受入を勧めた<sup>69</sup>。朝鮮側は終始強い態勢を崩さなかった。明朝兵部は、朝鮮が陪臣を日本に出すことに同意しなかった。兵部は返事で「其陪臣修好之説、待封事后謝恩之日经过朝鮮、或于对馬島、或于釜山、会約証盟、亦无可。如朝鮮即差陪臣随册使渡海、又当听便、固不可絶、亦不可执（陪臣の派遣は事後謝恩の節でも良い）」と書いて<sup>70</sup>、冊封の後、朝鮮の釜山や日本の対馬島で朝鮮の陪臣が日本の謝恩使者と「会約証盟」すれば良いとの見解を示した。朝鮮が日本への陪臣派遣を進んで行おうとすれば「又当听便（それでよい）」とする。朝鮮は最初陪臣の日本派遣を堅く拒否したが、明朝と日本の外交官僚の度重なる説得に応じて、ランクの低い黄慎使節団（通称朝鮮通信使）を派遣して、明朝の冊封使とともに日本に赴いたのである。

## 6. 王子の人質としての来日をめぐる交渉

万歴24年（1596年）9月2日、豊臣秀吉は大阪城で明朝使者楊方享、沈惟敬による冊封を受けた。冊封式典前後、豊臣秀吉は2回も立腹した。明朝の冊封は実質上失敗した。

1回目の立腹は冊封前であった。豊臣秀吉が島津兵庫頭（島津義弘）に出した書簡及び小早川隆景が羽兵（島津義弘）に出した書簡（いずれも9月7日の日付）によると、朝鮮王子の来日を待っていた豊臣秀吉は予想と違う結果に激怒した<sup>71</sup>。朝鮮が王子を謝罪に派遣しなかったことを理由に挙げて、「事事轻我甚矣（朝鮮がことごとく日本側を軽く見る）」と朝鮮を批判し、朝鮮通信使と会わないことを決めた<sup>72</sup>。しかし柳川調信の陳述によると、豊臣秀吉が大分前から朝鮮王子が来日しないと見込んだ報告を受けており、直後にも変化はなく、予定通りに朝鮮通信使と「速見（短い会見）」を行う予定であった。変心は冊封式典の直前だった<sup>73</sup>。2回目の立腹は、冊封式典終了後の間もない頃であった。

9月2日と9月3日、沈惟敬は朝鮮との蟠りを捨てようと2回に亘って豊臣秀吉に進言したが、後者の不快感を招いた<sup>74</sup>。9月5日、豊臣秀吉は五奉行の一人である前田玄以に、堺へ向かい、沈惟敬と謝恩表文の作成について打ち合わせを行うことを指示した。沈惟敬がこれを機に、朝鮮に駐在するすべての日本軍の撤退を要請した。これが豊臣秀吉の激怒を招いた<sup>75</sup>。

69 《宣祖實録（第二）》卷74，宣祖二十九年（1596）四月庚子（初四日）条，《李朝實録》第廿八册，东京：学习院东洋文化研究所，1961年，第481-482页；卷76，六月庚戌（十四日）条，第535页。

70 《宣祖實録（第二）》卷73，宣祖二十九年（1596）三月丙申（二十九日）条，《李朝實録》第廿八册，东京：学习院东洋文化研究所，1961年，第475页。

71 [日]鹿儿岛县维新史料编纂所编《鹿儿岛県史料 旧記雑録后編三》，鹿儿岛：鹿儿岛县，1982年，第41-42页。

72 [朝鮮]黄慎：《日本往还日記》万历丙申（1596）闰八月二十九日条，韩国首尔大学校奎章閣韩国学研究院藏写本。

73 [朝鮮]黄慎：《日本往还日記》万历丙申（1596）九月初六日条，韩国首尔大学校奎章閣韩国学研究院藏写本。

74 [日]松田毅一監译《十六・七世紀イエズス会日本報告集》第1期第2卷，第320页。[朝鮮]黄慎：《日本往还日記》万历丙申（1596）九月初四日条。

75 [日]松田毅一監译《十六・七世紀イエズス会日本報告集》第1期第2卷，第321-322页。[朝鮮]黄慎：《日本往还日記》万历丙申（1596）九月初六日条，韩国首尔大学校奎章閣韩国学研究院藏写本。

しかし、豊臣秀吉は表ではあくまでも明朝の権威を承服し、明朝と決裂する考えはなかった。他方、豊臣秀吉は『進天朝別幅』で次のように述べている。

前年自朝鮮使节来享之时，虽委悉下情，终不达皇朝，尔来无礼多多，其罪一也；朝鲜依违约盟，征讨之军中，二王子并妇妻以下虽生擒之，沈都指挥依传敕命宽宥之，即先可致谢礼者，分之宜也，天使过海之后历数月，其罪二也；大明、日本之和交，依朝鲜之反间经历数年，其罪三也。

为使本邦之军士生劳苦、久送光阴者，初知为皇都计略也。朝鲜后于天使来，以是观之，悉知朝鲜谋诈。件件罪过不一，自大明可有征伐耶？自本邦可征讨耶？盖又可随敕命者也<sup>76</sup>。

『進天朝別幅』は、『大明朝鮮日本平和条目』の明朝と日本の「貢市」問題に触れず、矛先を朝鮮に向けて、冊封の失敗を朝鮮の責任にしている。『進天朝別幅』は、朝鮮の「三つの罪」を提起し、朝鮮を処罰するように明朝に要請した。それと同時に、豊臣秀吉が明朝への謝恩使派遣を見合わせて、「必先通朝鮮后，次可遣使天朝」と称して<sup>77</sup>、明朝側に外交圧力をかけた。また同時に、朝鮮を再び侵攻する準備を整えるよう、大名らに指示を出した<sup>78</sup>。

豊臣秀吉が語った「先通朝鮮」とは、日本と朝鮮の両者関係をうまく対処することを指す。具体的に言えば、朝鮮が日本に王子を派遣し、朝鮮に対する日本の優位性を確立させることである。『大明朝鮮日本平和条目』原本にも同じ主張があった。柳川調信が釜山に戻った後、「二三陪臣同渡，面修旧好（2、3名の陪臣が来日し、旧交を修好する）」へと変わり、それ以降の外交交渉は陪臣の来日を中心に展開したもので、王子が人質としての来日要請が言及されなかった。冊封式典後の急変について、柳川調信によると、「不知谁人谗间而中变（誰かに離間され、急変が起きた）<sup>79</sup>」ということである。寺沢正成も豊臣秀吉に次のように抗言した。「今此事与行长辈，终始力主，毕竟乖违若此。天朝及朝鲜，必以我辈，为饰诈相欺，我辈何面目见之乎？男儿生世间，受此丑名，宁欲死于此也<sup>80</sup>」、寺沢は、豊臣秀吉が恣意的に変わり、信用がなく、詐欺の汚名を招いたと認識した。

王子の人質問題をめぐる後の交渉段階で、小西行長が「王子一往则更无它事矣（王子さえ来ればすべてが解決される）<sup>81</sup>」、「只令来谢，放还之意可也（謝罪さえすれば、その場で返すことができる）<sup>82</sup>」と語り、つまり王子が来日さえすればこれ

76 《宣祖實錄（第二）》卷82，宣祖二十九年（1596）十一月壬寅（初十日）条，《李朝實錄》第廿八册，东京：学习院东洋文化研究所，1961年，第627页。

77 《宣祖實錄（第二）》卷83，宣祖二十九年（1596）十二月癸未（二十一日）条，《李朝實錄》第廿八册，东京：学习院东洋文化研究所，1961年，第660页。

78 [日]鹿儿岛县维新史料編纂所編《鹿兒島県史料 旧記雜録后編三》，鹿儿岛：鹿儿岛县，1982年，第41页。

79 [朝鮮]黄慎：《日本往还日記》万历丙申（1596）九月初六日条，韩国首尔大学校奎章閣韩国学研究院藏写本。

80 《宣祖實錄（第二）》卷83，宣祖二十九年（1596）十二月癸未（二十一日）条，《李朝實錄》第廿八册，东京：学习院东洋文化研究所，1961年，第658页。

81 [朝鮮]黄慎：《日本往还日記》万历丙申（1596）十二月初八日条，韩国首尔大学校奎章閣韩国学研究院藏写本。

82 《宣祖實錄（第二）》卷83，宣祖二十九年（1596）十二月癸未（二十一日）条，《李朝實錄》第廿八册，东京：学习院东洋文化研究所，1961年，第659页。

でよい、来日後に直ちに朝鮮に帰ることができるということである。小西行長は沈惟敬に王子の人質問題を斡旋してもらうように依頼した。沈惟敬は表では日本側に「我当替尔稟天朝请罪朝鲜，必将有以处之（あなたの方のかわりに朝鮮を処罰するように天朝朝廷に報告する）」<sup>83</sup>としながら、朝鮮側に対して、「我则在这里死不辞，到京里死亦不辞，朝鲜王子，岂有许遣之理？此则决不可成，我不敢谎说也（朝鮮王子が派遣されるわけがない）」<sup>84</sup>と表明した。沈惟敬は明朝政治についての認識から、明朝が朝鮮王子の日本派遣を同意するはずがないと見ていた。事実、明朝の属国として、朝鮮と日本の関係調整は明朝の朝貢システムの枠組みで行わなければならないなかった。朝鮮側は日本の要請をはねつけながら、「天朝必令遣大臣、王子」<sup>85</sup>という事態を心配していた。明朝側にはそのような意図はなかった。兵部は、朝鮮が「礼文当修」だが、それは「令陪臣举行」で、つまり陪臣に行ってもらえば十分という見解であった。そのボトムラインは、朝鮮陪臣が日本に赴き、修好を行うことである。従って、朝鮮が「王子必不可遣（王子を派遣してはいけない）」、日本が「王子必不当索（王子の派遣を求めてはいけない）」としていた<sup>86</sup>。

翌年（1597年）1月初め、明神宗の対処案は以下となる。

该部（兵部）便行文与日本国王撤还釜兵以全大信，又行文与朝鲜国王即差陪臣以修交好，谢恩表文还令日本使臣同杨方亨先来复命，沈惟敬待两国事完回还<sup>87</sup>。

明神宗は朝鮮が日本に王子を派遣することに賛同せず、かわりに朝鮮が陪臣を日本に派遣し、日本と修好するとの折衷案を朝鮮側に提示した。明朝が日本側の王子人質要請を受け入れないかわりに、朝鮮側に日本へ陪臣を送り、日本と修好することを指示したのは、対日和平条件で妥協した結果である。

明神宗の聖旨が下達された間もない1月中旬、日本軍加藤清正が7千人を率いて、朝鮮に上陸して、朝鮮に軍事威喝の態勢を展開した。半月後、日本軍の動向が北京に伝えられ、明朝の九卿科道会議が開かれた<sup>88</sup>。朝廷の議論で、戦争を主張する勢力が主流となり、平和解決を主張する勢力は次第に力を失った。明神宗は朝鮮に軍事支援することを決めた<sup>89</sup>。その後の外交活動において、日本の外交官僚は表向きには自国が明朝の朝貢システム下の「小国」だという控えめな姿勢をとっているが、一方で明朝が日本と朝鮮の紛争に介入しないように明朝に迫った。これが明朝に受けいれられるはずがない。

83 《宣祖實錄（第二）》卷83，宣祖二十九年（1596）十二月癸未（二十一日）条，《李朝實錄》第廿八册，东京：学习院东洋文化研究所，1961年，第657页。

84 《宣祖實錄（第二）》卷83，宣祖二十九年（1596）十二月癸未（二十一日）条，《李朝實錄》第廿八册，东京：学习院东洋文化研究所，1961年，第657页。

85 《宣祖實錄（第三）》卷84，宣祖三十年（1597）正月甲寅（二十三日）条，《李朝實錄》第廿九册，东京：学习院东洋文化研究所，1961年，第10页。

86 《明神宗实录》卷306，万历二十五年（1597）正月丙申（初五日）条，台北：中央研究院历史语言研究所，1966年，第5722页。

87 《明神宗实录》卷306，万历二十五年（1597）正月丙申（初五日）条，台北：中央研究院历史语言研究所，1966年，第5722页。

88 《明神宗实录》卷307，万历二十五年（1597）二月丙寅（初五日）条，台北：中央研究院历史语言研究所，1966年，第5732-5733页。

89 《明神宗实录》卷307，万历二十五年（1597）二月壬申（十一日）条，台北：中央研究院历史语言研究所，1966年，第5736-5737页。

## 結び

以上の実証考察を通じて、戦争中に「欺瞞外交」が生じたというこれまでの説が成り立たないことがわかる。当時の外交交渉の問題は主として明朝と日本、日本と朝鮮の両者関係に存在した。

明朝と日本の関係に関して、日本側は明朝との姻戚関係の締結を通じて、自らの国際地位の向上を望んでいた。しかし、日本側の思惑が最初の段階で名護屋に赴いた謝用梓、徐一貫らに退けられた。日本側のもう一つの要求は「求貢」で、つまり室町幕府時代と明朝の「封貢」関係への復帰である。「封貢」をめぐる多くの議論が展開されたが、明朝は最終的に「封」だけを認めたが、「朝貢」は認めなかったのである。それまでの「封貢」両方とも認めない方針より緩和されているが、「封」を先に実施して、それから「貢」の実施に移る、または「封」と「貢」の両方を認めたという以前の交渉段階の承諾と比べれば大分厳しいものである。豊臣秀吉は「大明朝鮮日本平和条目」で「封」を受け入れたが、冊封後に明朝との朝貢関係の確立を望んだ。

日本と朝鮮の関係に関して、明朝が朝鮮半島での戦争に介入する前、日本はすでに朝鮮領土の大半を占領していたのである。日本は明朝に度重なる領土要求を突きつけた。姻戚関係の要請が明朝側に拒否された後、日本側は朝鮮領土の獲得を通じて補償を得たかったが、いずれも明朝側から承認を得られなかった。明神宗の冊封勅諭を得て、豊臣秀吉は『大明朝鮮日本平和条目』を出して、平和条件で再び妥協を見せて、朝鮮領土要求の撤回を正式に発表した。一方、朝鮮王子、大臣の人質をもって東アジア平和の維持をはかるとともに、朝鮮南方四道を王子の属地として朝鮮に返還し、日本が明朝に次ぐ、朝鮮のもう一つの宗主国になるという要請は譲歩しなかった。



日本の外交活動は、明朝の朝貢システムに復帰する様相を見せながら、朝鮮に対する優位性を確立し、自らの国際的地位を高める目的を内在させていた。明朝の朝貢システム下で、日本と朝鮮の関係調整は明朝の承認を必要とする。明朝は冊封失敗後、日本に陪臣を送り、関係修復を図らせる指示を朝鮮側に出した一方、王子を人質としてもらうという日本側の要請をはねつけた。日本が軍事脅威をちらつかせると、明朝は直ちに軍事的対抗姿勢を見せた。このように、日本と朝鮮の関係調整が難しいほか、現行朝貢システム下で日本が朝鮮より優位的立場にあることを、明朝が断じて容認しないことが、明朝と日本双方が新しい妥協点を見つけられなかった大きな一因である。従って、東アジアの平和問題は結局、再び武力に訴えることになった。

## 発表論文 3



# 「壬辰戦争」の講和交渉

荒木和憲

国立歴史民俗博物館

## 要旨

「壬辰戦争」の停戦（1598年）から日朝国交回復（1607年）までの過程を、対馬—朝鮮間の外交交渉の展開に即して考察する。

まず、日朝間を往復した外交文書の文言を分析し、どのような言説・論理が講和を導いたのかを検討する。たとえば、1601年、朝鮮は対馬の宗義智に書契を送り、「聖人の心」「王者の道」を説いている。これは「未来を志向して過去に固執しない」との姿勢を表明し、講和の条件として日本側の誠意と反省を求めたものである。昨日までの「不倶戴天」の敵との講和を正当化するための儒教的論理といえる。また、外地の対馬を「内地の赤子」に等しい存在と表現し、日本側の軍事行動を阻止するよう要求している。朝鮮側は対馬との羈縻関係の回復を戦争終結のための有効な手段と認識しており、これに呼応するように、対馬側も「東藩」としての立場を表明する局面がある。

つぎに、朝鮮の羈縻政策に関して、朝鮮—対馬間だけでなく、北方の「藩胡」（女真族）の問題も含めて検討する。たとえば、朝鮮は「藩胡」を懐柔するため、1600年に漢城ではなく咸興での交易を臨時に許可し、1604年には対馬にたいして釜山浦での交易を臨時に許可した。後者は日本人の漢城への上京禁止、および釜山浦での外交・貿易という近世日朝関係の基本的な枠組みへと展開する。これは「藩胡」と「東藩」の経済的欲求にパラレルに対応しようとする羈縻政策の一端といえる。

## はじめに

本報告は、「壬辰戦争」（1592～98、「文禄・慶長の役」「壬辰・丁酉倭乱」「万曆朝鮮役」）〔鄭・李2008〕後に展開された日朝講和交渉（1598～1607）の過程を検討するものである。

講和交渉に関しては多くの先行研究が蓄積されているが、豊臣政権の最高実力者の立場から離脱して江戸幕府を開いた徳川家康がどこまで講和交渉に関与した

のが論点のひとつとなっている。1607年の講和成立を決定づけた朝鮮国書が対馬の大名である宗氏によって改竄されたとする説〔田代1983〕が提起されたことで、当該期の講和交渉への徳川政権の関与は低く評価されるようになった。一方、偽書説への異論〔高橋1985〕が提起されたことをうけ、1604年までは宗氏が講和交渉を主導していたが、それ以後は徳川政権が主導したとする見解〔関1994〕が提示された。ところが、近年、現存する朝鮮国書の詳細な観察や科学分析にもとづき、やはり改竄後のものであることが証明され〔田代2007〕、国書に付随する礼曹参判書契が改竄されたものであることも論証されている〔米谷1995〕。

こうした国書・礼曹書契の改竄は、宗氏が徳川政権からの一定の自律性を保ちつつ、講和交渉を推進していたことを示すわけであるが、どこまでが宗氏独自の立場にもとづく交渉であるか、そしてどこからが徳川政権の外交窓口としての立場にもとづく交渉であるのかを見極める必要がある。

『朝鮮王朝実録』には当時のさまざまな日本情報が記録されているが、それをそのまま事実とみなすのは危険である。情報の不正確さだけでなく、意図的に操作された情報が混在している恐れがあるからである。一方、先行研究では日本側の史料として『通航一覽』などの編纂物が重用される傾向がある。『通航一覽』は幕府大学頭だいがくのかみの林麴はやしあきらが1853年に編纂した外交史料集である。便利な史料であるが、先行する編纂物を典拠として編纂されたものであり、収載される内容を鵜呑みにすることはできない。それゆえ、一次史料ないしは同時代性の高い二次史料にもとづき論証する必要がある。

こうした問題意識のもと、本報告では、日朝往復外交文書である書契しょけい（「国書」は将軍一朝鮮国王間の往復書契）に注目する。当該期の書契の原本は現存例がわずかであり、しかも改竄されたものである。一方、『朝鮮王朝実録』『通航一覽』や対馬藩の外交文書集『朝鮮通交大紀』（松浦允任編）などに収録された書契の録文はよく知られているが、それ以外にも同じく対馬藩の外交文書集である『善隣通書』ぜんりんつうしょ（阿比留恒久編）、対馬の外交僧景轍玄蘇けいてつげんその文案集『仙巢稿別本』などに多数の書契が収録されている。当該期の書契は、現在までに報告者が整理したところでは約110通にのぼり、対馬一朝鮮間で往復したものが大部分を占める。これらに収録される書契を利用した研究は〔米谷2002〕にとどまるため、既知の書契とあわせて総合的に分析する必要がある。

もちろん講和交渉は書契の往復だけで完結するものではなく、最前線での口頭伝達も重要な要素となる。また、駆け引きである以上、書契の文面にも意図的な誇張や虚偽が混入するし、草稿本・写本の取り扱いにも注意を要する。こうした危険性があるとはいえ、書契を通時的・網羅的に分析することで、対馬宗氏・朝鮮政府双方の主張の底流をなす意図や論理が析出されるはずである。

本報告では、対馬一朝鮮間の往復書契、および日本側の一次史料や『朝鮮王朝実録』などを総合的に分析し、豊臣・徳川政権における徳川家康の動向、朝鮮王朝をめぐる国際環境を考慮しながら、講和交渉の過程を時系列的にあとづける。そのなかで、徳川家康の関与の程度、および対馬宗氏の自律性の程度が明らかになるだろう。

# 1. 明軍駐留期の講和交渉 (1598年10月～1600年9月)

## (1) 1598年(慶長3・宣祖31・万曆26)

豊臣秀吉が8月18日に没したことをうけ、9月5日、豊臣政権の「大老」である徳川家康・前田利家・宇喜多秀家・毛利輝元は、日本軍の撤退を控え、朝鮮に在陣中の小西行長・宗義智へ連署状を發した(豊国神社文書)。その趣旨は、「加藤清正の面前でなくてもよいので、御無事(講和)を急ぎ調えよ。御無事にあたり、朝鮮の王子が来ればよいが、無理ならば調物でもよい。日本の外聞を保つためなので、調物が多かろうと少なかろうと構わない」とのものである。島津義弘・黒田長政らの朝鮮在陣中の大名にも同文の命令が一斉に發せられている〔中野2006〕。しかし、講和交渉は頓挫し、順天・泗川・露梁津での激しい戦闘を経たのち、日本軍の撤退が完了したのは11月下旬のことである。

まもなくして、明将劉綎・茅国器によって日本側に送致されていた人質49名のうち2名が解放され、釜山の「賊陣」(倭城カ)から「倭将」の書契を携えてきた(宣祖実録〈以下宣祖〉31・12・壬戌〈11〉)。「倭将」とは島津義弘のことである〔洪1995〕。書契の内容は、無事に撤退できたことへの謝意を表したもので(宣祖32・1・辛丑〈20〉)、これを届けたのは「船主康近」であった(7・辛酉〈14〉)。後世の史書は、「康近」を梯七太夫に比定する(朝鮮通交大紀など)。梯七太夫は、対馬の大名である宗義智に従属する特権町人であり、戦時には小西行長付の通詞を務めた人物である(朝鮮御陣渡海人数)。彼は「米布」を以前のように「歳賜」してほしいと朝鮮側に請うている(1・辛丑)。戦前まで朝鮮国王は対馬などの通交者に対して米豆を毎年賜給しており、対日外交マニュアルである『海東諸国紀』(1471年)に歳賜米豆として明文化されていた。

このころ、「対馬島」と「郎古耶」(名護屋)の「倭将」、すなわち宗義智と寺沢正成が朝鮮に「修好」を要請しようとしたが、「閔白」は許さなかったとの被虜人の証言がある(4・丙寅〈17〉)。豊臣政権としては、依然として「外聞」を保てなければ講和は許容しないと立場をとったのであろう。そうしたなか、宗義智は島津義弘の書契を明将のもとへ届ける機会を利用し、対馬独自の立場から講和の可能性を探ったのであり、戦前までの既得権益を復活させ、戦中に荒廃した領国を再建しようとしていたことになる。ただし、康近はそのまま拘束され、明に送致されてしまった(7・甲子〈17〉)。

## (2) 1599年(慶長4・宣祖32・万曆27)

2月、朝鮮では日本が再び攻めてくるとの噂が広まっていた(宣祖32・2・甲子〈14〉)。このころ、明は朝鮮の「通倭」に関して、ひとつの判断を下している。すなわち、朝鮮は明の「藩籬」であるが、「倭奴」と「私通」するのは道理があるとしつつ、「通倭」「互市」は禍のもとであるから許すわけにはいかないの、明への事大に専念するようにと要求している(2・己巳〈19〉)。

前年、明の参画丁応泰が朝鮮と日本との結託を捏造し、神宗（万曆帝）に上奏している。この誣奏事件の余波で、『海東諸国紀』の抄本とおぼしき『海東紀略』の存在がリークされ（2・己巳）<sup>(1)</sup>、建国以来、明からの問責を恐れてきた日本との「私交」〔木村2011〕の存在が露呈したのである。これに対して宣祖は、日本を「羈縻」しつつ、明に「恭順」してきたのであると弁明している（2・己巳）。朝鮮は日本（中央政権）との交隣関係と対馬との羈縻関係を設定していたのであり〔関1994・孫1998〕、日本は羈縻の対象でないはずであるが、誣奏事件の余韻が残るなかでは、当面「交隣」というタームを封印せざるをえなかったものと考えられる。

誣奏事件後、明が朝鮮の対日外交を規制したとの見解〔李1997〕に対して、それを否定する見解が呈されている〔鈴木2011〕。また、明は朝鮮の対日外交に干渉しないのが基本姿勢であったとの指摘〔関1994〕もある。明が「通倭」を許可しないというのは、この特異な状況下での当座の判断であろう。とはいえ、「通倭」を許可されず、交隣を封印した状況のなかでは、朝鮮側が採りうるオプションは羈縻に限られる。このうち、朝鮮が対馬との羈縻関係の回復を優先するのは、現実的な状況への対応はもちろん、こうした名分上の問題も影響していた可能性がある。

さて、3月には「倭子」10名が釜山に到着し（3・丙戌〈7〉）、「隣好」の「復修」を請うた（乱中雜録 己亥・3）。彼らが持参した書契は、「王子」「陪臣」を送致する約束が果たされないことを責め、「再犯」に言及する内容で、朝鮮側は「悖慢之語」が多いと反発している（前掲3・丙戌）。前年9月に発せられた豊臣政権の方針が基本的に維持されていたのである。このときの使者は吉副左近である（朝鮮通交大紀など）。彼は宗義智に奉仕する吏僚<sup>(2)</sup>であり、その意向を汲んでいたとみられるが、結局、遼東都司が管轄する広寧に送致された（宣祖32・4・庚午〈21〉）。

5月、朝鮮の廷議では、領議政柳成龍を中心に講和論が優勢であった（5・壬戌〈15〉）。北方の女真（六鎮藩胡・建州女真）への軍事的対応を迫られる状況において、対日講和は現実的なオプションであった。しかし、名分論を絶対とする台諫の激しい弾劾をうけ、宣祖は講和に否定的な姿勢を示す。また、柳成龍は丁応泰誣奏事件の弁明のため北京に使行することを拒んだため、弾劾を受けて罷免された。

6～7月、日本の使者智実が明将の人質である河応潮ら5名、および鄭希得ら被虜人<sup>ひりょにん</sup>20名を送還した（7・辛酉〈14〉）。後世の史料は智実を柚谷弥助に比定する（朝鮮通交大紀など）。宗氏の吏僚を輩出する柚谷氏の一族とみられる。彼が持参した釜山僉使宛の柳川調信書契は、7月14日頃に漢城に回送された（7・

1 関仁伯の文集『苔泉集』巻3・龍蛇追録および巻4・摭言によると、丁応泰は「申叔舟海東紀」「海東諸国紀」を根拠として誣奏したという。

2 「歩行御判物帳」中村儀右衛門所持文書4通のうち1通は、1600年に宗義智が中村善吉智正に対して発給したもので、「高麗有用所、其方父左近助差渡候之処、彼地へ被相留」（朝鮮に用件があり、あなたの父左近助を遣わしたところ、現地で抑留された）として米5石を給付している。また、別の1通は、1590年に義智が中村智正の近親である吉副左近助に立右衛門尉智元の名を与えたものである。これら2通からみて、中村智正の「父左近助」は吉副左近助とみてよい。

辛酉)。その内容をみると、豊臣秀頼<sup>とよとみひでより</sup>が秀吉の後継者であり、前代と変わらず政権は磐石であるとしたうえで、明将と約束した「一介使臣」が来日しなければ、戦争は終息しないと朝鮮側を責め、「使价過海一事」こそが「太平奇策」であると迫っている。また、先年の要時羅<sup>よじしよしろう</sup>（小西与四郎）・康近の抑留に関して、「小人之事」「不寛仁之道」であると抗議している。こうした強硬な主張を並べつつも、両国が講和すれば、対馬にいる被虜人を送還する用意があるとも表明している。朝鮮の王子ではなく使節の来日要求にトーンダウンしているが、それが現実的な妥協ラインとされていたこと、およびそれを実現に導くためには一定の外交圧力を維持しなければならず、豊臣政権の動揺を糊塗していることが窺える。

これに対して、朝鮮側は「兇賊恐喝之言」であると猛反発し（7・甲子〈17〉）、宣祖は7月23日付の咨文で明の經理朝鮮軍務都察院に事情を報告した（事大文軌）。そして、辺将である釜山僉使の名で答書を作成することとしたが、それは僉使としては礼曹（外交を所管する中央官庁）に上申するつもりはないと門前払いする内容のものであった（前掲7・甲子）。

なお、調信の書契に記載はないが、使者の智実<sup>ちじ</sup>は「前日賜米」も要求していた（宣祖32・7・癸亥〈16〉）。先述の歳賜米豆を指すとみられる。対馬側は豊臣政権から講和交渉の指示を受けつつも、従来の独自の立場と権益を回復しようともしていたのである。

8月、智実らは朝鮮としては拒絶したはずの使節であったが、明将の判断によって、漢城へ上京した。朝鮮は経略万世徳に抗議し、智実らの処遇をめぐる紛糾した（8・壬辰〈16〉、癸巳〈17〉など）。結局、拘束されて明に送致されたようである〔洪1995〕。ともあれ、朝鮮は講和を求めてくる対馬側への対応として、講和は明に諮ることなく「自擅<sup>じぜん</sup>」（自主的判断）することはできないとの建前を貫くようになる（9・庚戌〈4〉）。

### （3）1600年（慶長5・宣祖33・万曆28）

前年末頃から朝鮮では、徳川家康が「代立」したとか、「関白之任」を「撰行」（代理）しているとか、「執政」しているなどの噂が広まっていた（宣祖32・12・壬辰〈17〉、33・1・戊申〈3〉、壬子〈7〉）。そうしたなか、2月9日に被虜人の金有声（金有彭とも）らを乗せた船2隻が慶尚道に着岸した。彼は「唐津島賊」（寺沢正成）のもとに抑留されていたところ、唐津を訪問した柳川調信が明の質官4名と協議のうえ送還を決定し、和議を「勾当<sup>こうとう</sup>」（担当）することになったという（事大文軌 万曆28・3・20宣祖咨文案）。使節の抑留がつづく状況のなかで、金有声に書契とその他の被虜人（159名）を託すという方策を採ったのであろう。彼に託された書契は、宗義智・柳川調信の書契4通（礼曹宛、東萊・釜山宛、要時羅宛）、および小西行長・寺沢正成連署書契（礼曹宛）であった。同月24日には、日本から帰還した方彦龍が経略万世徳に上書し、義智・調信は講和を望んでおり、「朝鮮国使臣一員」と「勅書一幅」（宣祖国書）が届けば、明将から預かっている質官を送還し、朝鮮の被虜人を順次送還するつもりらしいと告げている（宣祖33・2・戊戌〈24〉）。

そして4月、「倭船」2隻が朝鮮に着岸し、明の質官王建功・陳文棟を含む40余名と被虜人20余名が帰還した（4・甲申〈11〉）。島津義弘が直接福建に送還した質官茅国科、および客死した劉万寿を除き、すべての質官・質子が送還されたのである。

このとき義智の使者である「倭将」が持参したのが、3月28日付の義智書契と調信書契（礼曹宛）、および1月27日付の行長・正成連署書契である（4・丁亥〈14〉）。義智書契によると、「倭将」の名は調次であり、後世の記録は石田甚左衛門に比定する（朝鮮通交大紀など）。石田調次は、対馬の特権町人であり、戦時には義智付の通詞を務めている（朝鮮御陣渡海人数）<sup>3)</sup>。義智は書契のなかで、朝鮮側が無回答であること、先年の使節を抑留していること、朝鮮使節が渡海しないことを非難し、速やかに使節を派遣することが終戦の実現に必要であり、それは「太閤遺命」（秀吉の遺命）であると主張している。また、調信書契では、「太閤相国」の「遺命」を受けた家康が秀頼を補佐しているので政権は盤石であると強調し、このことは「二土」（王建功・陳文棟）もよく理解していると伝えている。

一方、行長・正成書契は、徳川家康が被虜人の送還を豊臣秀頼に上申したところ、秀頼が義智に送還を命じたとの内容である。真偽は不明であるが、家康の政権掌握の情報が朝鮮国内で流布する状況において、行長・正成としては、従来どおりの外交圧力を維持するため、家康はあくまで豊臣政権の一員であり、政権は盤石であるということを強調する必要があったのであろう。また、外交権が豊臣家に帰することを内外に知らしめる意味合いがあったとの指摘もある〔中野2008〕。

行長・正成は回答が遅延すれば再び戦争を招くと警告し、かなり講和を急いでいる。朝鮮との講和は、対馬の生命線であるから、行長が義智の岳父としての私的な立場で講和を急いだという側面も否定できないが、正成も関与していることから、あくまで豊臣政権の一員としての立場での画策であろう。政権の亀裂が深まり、未曾有の内乱へと発展しかけている状況のなかで、対馬攻撃の可能性〔洪1995・中野2008〕をはらむ明軍の存在は脅威となりうる。それゆえ、明軍の撤退が早期に実現するよう、朝鮮との講和を急ぐ必要があったと考えられる。一方、完全撤退を目前に控えた明軍としても、撤退時に日本が後方から再攻撃してくるのは回避しなければならない。こうしたタイミングで質官・質子の送還が実施されたことは、日本側と明軍側との思惑が一致してのことであろう。

ともあれ、これらの書契は朝鮮の辺将ではなく明将が接受し、経理に上呈されたのち、朝鮮政府に回付された。こうした手続きを経たため、朝鮮政府としては正式な回答をせざるをえないとの判断に至ったのである（4・己丑〈16〉）。朝鮮としては、北方の女真の脅威が強まるなかで、明軍の完全撤退後を見据え、日本との講和を現実的なオプションとして準備しなければならない。そこで、回答書

3 「歩行(かち)御判物帳(ごはんもつちょう)」(1687)には長留(ながどめ)甚左衛門(じんざえもん)所持として1600年(慶長5)3月以降の文書5通が収録されている。1608年の文途書によれば、宗義智が「石田甚右(マ)衛門尉」に九郎右衛門尉(くろうえもんのじょう)・智方(としかた)の官(かんど)名・実名(じつみょう)(諱)を与えており、石田調次と同一人物とみられる。甚左衛門(尉)・調次は先代の宗義調から与えられた名であり、あらためて義智から九郎右衛門尉・智方を与えられたのである。もとは府内の町人であるが、通詞・使者としての功績により、調次(智方)もしくはその子孫が下級城下士である「歩行」格の身分を得たものと考えられる。

契を送付し、講和への布石としたわけであるが、書契の接受をめぐる手続論は、講和反対派を抑えるための方便であったといえる。

5月、朝鮮は義智・行長・正成を礼曹参議（正三品）と敵礼（対等）、調信を礼曹正郎・佐郎（正五品・正六品）と敵礼と定め、参議名と正佐郎名の回答書契の素案を備辺司が用意した（5・甲寅〈12〉）。しかし、使者の石田調次らは既に釜山を出航していたため、軍官金達・校正朴希根・通事李希万らに対馬へ伝達させることとした（5・乙卯〈13〉、6・丙戌〈15〉）。

このとき金達らが持参した書契のうち、行長・正成宛の礼曹参議書契の草稿本と推定されるものが存在する<sup>4)</sup>。それによると、講和に含みをもたせつつも、日本側の講和の意思に懐疑的な姿勢を崩しておらず、かつ明軍の駐留中であるため独断での講和はできないと主張している。これ以降、朝鮮は明の威を借りる「借重之計」、および講和を先延ばしにする「遷就之計」<sup>せんしゅう</sup>を採用する〔李1997〕。

9月1日、義智・調信の書契（金達の対馬來島をうけて送付されたものであろう）に対する回答書契の文案を備辺司が作成した。対馬側が「節次致書」（季節ごとに書契を送る）したことに誠意があると一定の評価をし、被虜人をすべて送還して「竭誠自效」（自ら誠意を示す）するならば、朝鮮としても「自新之路」<sup>じしん</sup>を選ぶとしている（9・辛丑〈1〉）。被虜人の送還こそが誠意の証であり、その推進が講和の条件であると逆に提示した恰好である。

そうした朝鮮側の判断の背景には、経略万世徳が出国し、明軍の完全撤退が完了する反面、朝鮮の「自強之計」<sup>じきやう</sup>が緒についたばかりであるという軍事的な空白状態があった。一方、日本では9月15日に豊臣政権を二分する関ヶ原の戦いが勃発し、東軍の徳川家康が勝利を収めた。従来、講和の窓口であった小西行長は西軍の首謀者として斬られ、行長の娘婿である義智も西軍に加担した。一方、もうひとつの窓口である寺沢正成は東軍に加担していた。義智は家康の問責を免れはしたが、朝鮮との講和を急ぎ、家康に対して自分の存在価値をアピールしなければならなくなったのである〔中野2008〕。

## 2. 明軍撤退後の講和交渉 (1600年10月～1604年4月)

### (1) 1601年（慶長6・宣祖34・万曆29）

2月、朝鮮政府では、日本からの使節が7ヶ月間も到来しないことに疑念が呈され、日本は「其国中極乱」であるとの情報も飛び交っている（宣祖34・2・

4 対馬藩で編纂された『朝鮮通交大紀』（松浦允任編）と『善隣通書』（阿比留恒久編、17世紀末～18世紀初期成立）に収録されている。いずれも出典を『青陸集』とし、後者は「和好第一番書 石田基左衛門返翰 出青陸集」とする。『青陸集』とは、金徳謙の文集であり、同書巻六・掲帖・日本回書に同文（案）が収録されている。つまり、松浦允任または阿比留恒久が、当時、日本に流入していた朝鮮本の『青陸集』から発見したものとなる。その書契の一節に「有問不答亦云非礼、茲布遠情、以報 惠書」とあり、初めての返書であることが明示されているので、このときの礼曹参議の回答書契（案）とみて差し支えない。ただし、文中に「貴島」ではなく「貴邦」とあるので、対馬の義智または調信に宛てたものではない〔洪1995〕。したがって、1月27日付の行長・正成連署書契に対する礼曹参議回答書契の草稿本であると考えられる。

庚午〈1〉)。前年8月頃の宗義智の遣使を最後に使節が途絶えていたのである。これは関ヶ原の戦いの影響とみるほかない。

4月、「倭子」1名と「逃還人」11名が朝鮮に到来し、「日本國中乱起」と小西行長の敗死を伝え（4・庚午〈3〉）、とくに姜士俊は関ヶ原の戦い前後の詳細な情報を伝えている（4・壬辰〈25〉）。すなわち、義智は大坂にいて、柳川調信が対馬を「総領」（政務の指揮）していること、義智が姜士俊らの送還を家康に申し出て許され、その際に「請和之書」を与えられたこと、義智は講和が成立したあかつきには被虜人を搔きあつめて送還するつもりであること、などである。日本の大乱と行長の敗死という重大な情報に接した朝鮮政府は、「逃還人」の証言には懐疑的であり、日本情報を直接収集する方針に傾いた。

そうした伏線のなかで、6月、「倭人」10名が釜山に着岸し、南忠元と被虜人250名を送還した。「倭人」が持参した調信書契と寺沢正成書契などは、講和を求める内容で、「威嚇之意」が含まれていたものの、「悖惡之言」はなかったという（6・甲午〈28〉、7・丁酉〈2〉）。また、南忠元の証言によると、義智・調信は大坂にのぼり、昨年の「朴希根持来書意」（前年5月の義智・調信宛書契の趣旨）を家康に報じたという（乱中雜録・辛丑6月）。その真偽は未詳であるが、一連の講和交渉には寺沢正成も関与しているので、義智・調信らは「豊臣政権」の一員として家康の意向に従っていた可能性が高い<sup>5)</sup>。

一方、朝鮮政府では、回答書契の文案をめぐる議論が行われた（7・己亥〈4〉）。義智・正成の要求が家康の真意であるのか懐疑的な見方が強かったが、対馬に関しては、「我が国を仰哺しているからには拒みがたい」、「兵力が乏しいので、羈縻によって対馬の策動を制止すべきである」、「羈縻を行うのであれば、まずは対馬側の「革面謝罪」が必要である」など、対馬を羈縻せよとの主張が大勢を占めたが、対馬を羈縻する場合、明への説明が難しいとの危惧もあった（7・己亥〈4〉）。こうして対馬を羈縻することが公論化され、正式な方針として決定される〔関2002・河2002〕。倭寇の再発防止〔洪1995〕はもちろん、対馬を緩衝地帯として日本の再攻撃を回避する意図があったといえる。

そうした議論を経て作成された、8月日付の義智宛・調信宛の礼曹参議鄭曄書契が『統善隣国宝記』などに収録されている。まず義智宛書契によると、義智からの書契には三韓征伐伝説を示唆する文言が含まれていた。これに対して朝鮮側は、新羅・百濟以来、辺境で偶発的なトラブルはあったが、それは「島嶼間寇掠之徒」の仕業にすぎないのであって、国を傾け兵を興こして不当に侵攻してきた「壬辰・丁酉」には及ばない、と反論している。そして、明は精兵20余万を八道に配置して屯田・教練しており、天将の処分を受けなければならないので、少しも「自擅」はできないとしつつ、「悔禍表誠」して「後福」を求めるならば、水陸諸将は天朝に報告するので「両国之幸」となる、と述べている。義智側は「豊臣政権」を背景として依然として強硬な姿勢であり、朝鮮側も「瞞辞」（宣祖

5 1603年、礼賓寺奴の朴守永が調信からの情報として証言したところによると、秀頼と家康は諸大將を集めて会議し、講和を進めるために義智の「築城之役」を全免したが、既に4年が経過したので、今年の春までに決着しなければ、義智は急ぎ大坂に登らねばならないという（宣祖36・3・庚辰）。真偽は不明であるが、講和交渉を推進するため、豊臣政権が諸大名に賦課する普請役を特例として免除されていたとする点は注目される。

35・1・己酉)を並べて「借重之計」「遷就之計」を採っていた。そうした駆け引きをしながらも、朝鮮は義智に「悔禍表誠」を要求し、対馬との講和の意思があることを伝えたのである。

朝鮮が対馬と講和するための論理は、調信宛書契に凝縮されている。すなわち、200年来、対馬の人を「内地赤子」のようにみなし、「朝聘」(擬制的な朝貢)してくれば「賞賜」を厚くし、対馬に繁茂する草木に至るまで、すべて「国家」が「涵育」してきたと述べている。これは従来に対馬に対する羈縻を強調したもので、「足下之力」で「日本之兵」(戦争)を制止するようにと要求している。朝鮮としては対馬を羈縻して緩衝地帯とすることで、南方の国防を固めようとしたのである。また、「将来」を見据えて「既往」に拘らないのが「聖人之心」であり、「許人革面」(相手を許して態度を変えること)こそが「王者之道」であるとしたうえで、日本の「誠信」と対馬の「懲悔」が「非情忠愼」であれば、朝鮮はこれを「天将」に報告し、「天将」も「天朝」に報告するので、「天」も講和を許すであろう、と述べる。つまり、「天」を最上位に据え、「天朝」(明)の冊封を前提とする日本・対馬との交隣・羈縻関係を回復しなければならないという名分論を構築したのである。朝鮮政府内では、台諫を中心とする講和反対派が日本を「不共戴天」の仇敵と断じる名分論を強く唱えていた。したがって、講和推進派の名分論は、多分に反対派の言論を抑えるための対内的な意味合いを帯びていたといえよう。

さて11月になると、義智は「智正」を朝鮮に派遣し、講和を要請した(宣祖34・11・戊午〈24〉、辛酉〈27〉)。「智正」は、対馬の特権町人である井手智正(本姓橋、弥六左衛門尉)のことで、戦時には浅野長政付の通詞を務めていた(朝鮮御陣渡海人数)。朝鮮語に長けていたらしく、これ以後の講和交渉の最前線で重要な役割を演じつづける<sup>(6)</sup>。彼が持参した義智書契(続善隣国宝記)は、先般の礼曹書契の「悔禍表誠」云々の文言を引用したうえで、家康は常に撤兵を諫言していたこと、「日本」(豊臣政権)は「改非求和」していること、講和が成立すれば「両国之幸」であることを伝えている。朝鮮側では、その内容を「催和恐脅」と受けとめる見方もあったが(11・戊午〈24〉)、少なくとも文面上からは強硬な姿勢が消え、書止文言も従来の「誠恐頓首謹言」から「恐惶不宣頓首謹言」へと低姿勢の度を増している。また、宣祖は義智・調信の進上品に対して虎皮・豹皮・弓子などを回賜し、智正には大米40石を褒賞として賜給した(11・戊午、12・壬辰〈29〉)。こうした国王の賜物(回賜・特賜)は戦前までの伝統的な慣行であった。義智らが進上品を用意したのは、朝鮮側の講和の意思を確信したためであり〔洪1995〕、朝鮮側も対馬との羈縻関係の再開を即物的なかたちで伝えたのである。

そして、12月1日付で義智宛と調信宛の礼曹の回答書契(善隣通書3など)が作成された。前者では義智の「倦々之意」(忠誠)を認め、「王者」は「已往」に

6 1583年、井手弥九郎が義智(当時は昭景)から「弥六左衛門尉」の官途名を授けられている。その後、義智から「智正」の諱を授けられたのであろう。当該文書が「馬廻(うまわり)御判物帳(ごはんもつちょう)」(1687年)に収録されていることから、井手智正ないしその子孫が城下士の最上位である「馬廻」格の身分を得たことを示唆する。

拘らないとの論理をあらためて明示し、「革面改心」を要求している。こうして義智は「革面改心」を証明する手段として、被虜人の送還に注力することになる。

## (2) 1602年(慶長7・宣祖35・万曆30)

前年12月末から2月にかけて、朝鮮政府は探賊使<sup>たんざくし</sup>の対馬派遣を議論した。その人選にあたり、惟政(松雲大師)は日本人に知られすぎているので不都合とされた。そこで、惟政は明国内の經理のもとにいると偽り、軍官全継信に惟政名の書契を対馬へ伝達させることとした。さらに、日本事情に精通する孫文彥のほか、「軍門伺候」に偽装した通事金孝舜を随行させることにした。ところが、惟政は実際には河陽県(慶尚道)にいるため、対馬側に工作が露見することを危惧し、惟政の師休静(葆真、西山大師)の名で書契を送ることになった(宣祖34・12・壬辰〈29〉、35・1・庚戌〈17〉、2・丙寅〈3〉)。ただし、休静は戦時の義僧将であるが、司憲府の弾劾を受けて重罰を下されていた(宣祖25・5・戊辰)。これらは国家の体面を損なわないよう、仏僧を利用した偵察工作であった。このとき経略万世徳は対馬との講和策を支持し、その当否は朝鮮側の自主的な判断に委ねる姿勢であったが、朝鮮側としては、明朝廷からの確言が得られないかぎり、従来どおりの慎重な姿勢をとらざるをえなかった〔中野2008〕。

全継信の対馬來島後にあたる5月、「倭人」2名が家康の命令と称して被虜人を送還するとともに、書契5通を持参した。その応接は全継信が担当した(宣祖35・5・乙丑〈4〉、丙寅〈5〉)。5月日付の義智宛礼曹参議宋駿書契(善隣通書3など)では、義智の「倦々之誠」(忠誠)を認め、使者に「賞米」を授けている。また、6月日付の義智宛礼曹参議宋駿書契(善隣通書3など)によると、その使者は井手智正であり、賞賜の内容は「米布」であった。さらに、6月日付の調信宛全継信書契(善隣通書3など)では、対馬で「款接」(誠意ある応接)を受け、孫文彥もその事情を明に報告したと前置きしたうえで、明将・休静に関する虚説を織り交ぜつつ、唐浦漁民の劫掠事件に言及し、これが講和成立にむけての障害であると調信を責めている。

7月頃、調信は智正ら9名を派遣し、被虜人104名を送還した(宣祖36・6・甲午)。このとき智正は烏銃10柄・山獺皮16束・丹木15斤・烏賊魚70束を商品として持参していた。朝鮮側は密貿易と機密漏洩を防止するため、「公家」が「都売」する、すなわち全量を公貿易で購入することとした(宣祖35・7・己巳〈10〉)。規模こそ小さいが、釜山での公貿易が事実上再開したのである。1471年以降、公貿易(官庁との貿易)・私貿易(特権商人との貿易)の場は基本的に漢城であり、浦所での私貿易は厳しく制限されていた〔長1997・荒木2017〕。ところが、戦後の講和交渉の過程で、公貿易の場が漢城から釜山に移行し、必然的に私貿易の場も釜山に移行することになる。近世日朝貿易の基本的な枠組みは、この時期に形成されたのである。

8月、「倭人」14名が被虜人229名を送還し、朝鮮は「米石」を支給した(宣祖35・8・壬辰〈3〉)。8月日付の義智宛礼曹参議宋駿書契(善隣通書17)によると、使者の智正が被虜人172名を送還したことをうけ、「貴島恭順之心」を

認め、「米斛」を支給している。被虜人数に57名の齟齬が生じるが、智正とは異なる船で到来した「倭人」によって送還されたのであろう。後述する1603年2月の調信書契（仙巢稿別本）に「去秋智久帰日」とあることから、その「倭人」は智久（橘智久）であると考えられる。ともあれ、7～8月に従来よりも大規模かつ集中的な被虜人送還が実施されたことは注目される。

そして11月にも井手智正ら20名が被虜人129名を送還したが、彼が持参した書契は11通にのぼり、「賊酋沈安道」（小西行長の余党で受領名は薩摩守であるという）の書契も含まれていた。従来とは異なる書契の用意の仕方である。そして、家康は講和交渉の一切を義智に委任し、1年以内に講和を成立させるよう命じたとして、来春の「通信使」派遣を要求した（宣祖35・12・壬辰〈5〉、36・6・甲午〈9〉）。

このとき調信が孫文或に送ったとみられる書契（善隣通書5など）のなかに、「貴国去秋報章之旨」を家康に報告したとあることが注目される。すなわち、前年8月日付の礼曹参議鄭曄書契の趣旨（講和の意思）が家康に報じられ、家康は講和の「成不成」を速やかに決するよう命じたという。ここで問題となるのは家康の関与の程度であるが、この年には家康書状が義智に発せられている〔徳川1983〕。それは12月30日付のもので、「高麗之儀」は「別紙」にて承知したとの旨が記される。そうすると、調信は実際に鄭曄書契の趣旨を家康に報告していたことになるが、書契を受けとってから報告するまで、約1年間のブランクがあったことにもなる。

つまり、1601年秋から1602年冬までの間に、家康が朝鮮との講和に強い関心を示すようになったのであり、それゆえ1602年4月には加藤清正が義智を出し抜いて講和を成立させようとした「清正一件」（後述）が発生したのである。こうした情勢の変化をうけ、義智は講和交渉の進捗状況を具体的に家康に報告する必要が生じたのであり、裏を返せば、それ以前の家康の関与は薄かったことになる。関ヶ原の戦い以後の豊臣政権の崩壊から徳川政権の樹立にいたる過程のなかで、家康は朝鮮との講和に強い意欲を示すようになったのである。

1601年に義智らは対馬以外の地域に抑留されている被虜人を集めはじめ、1602年以降に朝鮮へ送還するようになることから、これを家康の権力掌握過程と軌を一にする動向とみる見解がある〔洪1995〕。後世の史料（韓録・白石叢書）から導かれた見解ではあるが、1602年秋～冬の被虜人の集中的な送還は、送還の態勢に変化があったと考えざるをえない。

従来、対馬側は豊臣政権の指示のもと「使臣」の派遣を要求していたが、1602年に初めて「通信使」を要求したこと〔洪1995〕にも注目される。豊臣政権は「外聞」を保つために、朝鮮側から講和を請う使節を派遣するよう要求していたのであって、その名分が「通信使」であるか否かは二次的な意味合いしかなかったといえる。ここで対馬側があえて「通信使」と指定したのは、その使節団の規模の大きさを意識したためではないか。沿道の諸大名に大規模な使節団の応接・護送を分担させることは、徳川政権の大名統制の試金石となりうる。また、徳川政権はその正当性を担保するため、通信使を「朝貢」使節に見立て、將軍の「御威光」を内外に放つためのデモンストレーションとして利用したのであり、その

政権の性格は「見える王権」「見せる王権」であったとされる〔トビ2008〕。「通信使」の派遣要請がなされたのは、家康が將軍宣下<sup>せんげ</sup>を受けて新政権を樹立する約3ヶ月前のことであり、やはり豊臣政権が要求していた使節とは意味合いが異なるものと考えられる。「通信使」の指定が家康の指示であるのか、義智らの発案によるものかは不明であるが、新政権樹立のタイミングに合わせた動きであるのは確かである。

一方、朝鮮側は調信宛孫文彧書契（善隣通書3）において、全継信らの対馬視察時の応接が「懇懃誠意懇切」であったと認めつつ、「清正一件」の背景を探るために再度の視察を予告しており、この段階では家康の動向を把握できていない。また、新任の経略である蹇達が講和に懐疑的な姿勢を示したため、朝鮮としてはその影響力を排除するため、自主的に講和を推進する方向へ傾いていった〔洪1995〕。

### （3）1603年（慶長8・宣祖36・万暦31）

1月、孫文彧と井手智正との問答記録（前年12月作成）が漢城に上送され、智正は3月の再来を予告して帰島した（宣祖36・1・己未〈2〉）。そして2月12日、家康が征夷大將軍の宣下<sup>せんげ</sup>を受け、徳川政権（幕府）が名実ともに誕生した。

3月頃、智正が2月12日付とみられる義智書契と調信書契を持参し、被虜人88名を送還するとともに、講和を要請した（3・庚辰〈24〉、仙巢稿別本）。そのかわり、智正は銅を持参しており、朝鮮政府は慶尚道に全量を買取とさせたが、あまりに多量であったため、今後は半分を買取ることとし（3・庚辰）、智正には賞米60石を授けた（4・丁亥〈1〉）。公貿易の規模が徐々に拡大していったことがうかがえる。

さて、義智書契は「軍門」（経略）宛と礼曹宛の2通であるが、新任の経略である蹇達を交渉の相手とし、礼曹にはその取り次ぎを求めている。蹇達に対しては、調信が「王京」（京都）に赴き、「内臣家康」が昨年<sup>せんねん</sup>の休静書状を「一覽」したことなどを伝え、被虜人送還と講和要求は「日本」の意思であると主張している。

調信書契は礼曹宛・休静宛・惟政宛・全継信宛の4通であるが、いずれも唐浦漁民劫掠事件の弁明や「清正一件」に対する反論を述べている。「清正一件」とは、同年4月に加藤清正の使者が福建に到着し、被虜人87名を送還するとともに、「倭書」2通を提示し、朝鮮との講和を求めた事件である（明神宗実録 万暦30・4・12）。これに対して朝鮮側は二元外交として反発を強めていた〔河2002・貫井2002〕。調信は講和の阻害要因となる、これらの事案を解消して、通信使の早期派遣を実現させようとしたわけであるが、彼が全継信に宛てた書契がもっとも注目される。すなわち、豊臣政権内では「諸名」（諸大名）が朝鮮との講和が成立しないことに不満を抱いており、「講和が成立しないまま、家康が「国政」を秀頼に譲れば、家康は秀頼に臣従することとなる。それゆえ家康は「槐門」（内大臣）を辞して「柳營」（幕府）を守ることにした。我々は船を用意して講和の「成不成」の知らせを待つ」と述べたという。講和交渉の遅れが家康の政権樹立に直接作用したとする興味深い記述である。これを鵜呑みにすること

はできないにしても、講和交渉の遅れが豊臣政権内における家康の地位を不安定化させる要因であったこと、そして新政権の樹立をめざす家康が自らの政権のために講和の成立と通信使の派遣を望んでいることは読み取れよう。

一方、朝鮮側は4月日付の義智宛礼曹参議李鉄書契（善隣通書3など）において、「倦々之意」を認め、「順理輸誠」（道理に従い帰順する）すれば「天」は必ず講和を許すと述べ、「清正一書」は「魔戯」であるとして、それ以上の追及を避けた。また、4月22日付の調信宛孫文彥書契（善隣通書3）では、軍門の蹇達に「足下論誠之実」を報告するとも告げている。

6月、橋智久が朝鮮に到来し、家康が督促していると称して、通信使の招聘を交渉した（6・己亥〈14〉、10・甲辰〈22〉）。彼が持参した義智書契（6・己亥）は、講和交渉の「受命人」は義智以外に存在しないことを家康が保証したと伝えるものである。その真偽は不明であるが、義智としては、「清正一件」を帳消しにし、朝鮮との講和交渉のルートを独占する意図があったといえる。6月日付の調信（「豊臣平公」）宛て礼曹参議李鉄書契（善隣通書3）では、「貴島書契之辞」は経略に急報したので、回答を待つようにと要求している。なお、従来、調信は豊臣姓を称していたが、この李鉄書契を最後に往復書契から豊臣姓が使用されなくなり、義智・調信が講和交渉を「太閤遺命」と称することもなくなる。これは徳川政権が名実ともに成立したことをうけ、豊臣姓を称するよりも、家康との関係性を強調したほうが得策との判断によるものであろう。

こうした対馬側の外交攻勢に対して備辺司は、講和を「虚辞遷就」すること既に3年が経過しており、現在の開市も暫定措置であることから、今後の約条締結にむけての議論を開始した。賛否両論であったが、賛成派をもってしても、やはり明が許可しないことを懸念していた（8・辛卯〈8〉、9・丙辰〈3〉）。そこで経略の蹇達に諮ったところ、「倭奴」の「往来為市」にあたって海辺の防備に努めよとの回答を得ている（10・甲辰〈22〉）。対馬との講和・開市に関して、蹇達は容認する姿勢を示したのである。

11月、被虜人の金光が帰還し、彼に宛てた調信書契と景輒玄蘇書契を持参した（善隣通書和好事考）。いずれも戦前からの歴史的経緯に言及したもので、調信書契には「王子一件」（1597年の講和条件）を蒸し返すような文言もみられる。ただし、玄蘇書契では、講和が実現しなければ、義智・調信は罪を免れないこと、「信使過海」を実現させ「和交之驗」とすることが金光の朝鮮における忠節であるとも述べている。発信者によって文言に強弱があるが、義智・調信の書契はすべて玄蘇が起草したものである（仙巢稿別本）。意図的に書契の文言を書きわけ、硬軟を織り交ぜながら、「信使過海」の実現を図ったのである。

#### （4）1604年（慶長9・宣祖37・万曆32）

2月、金光は、家康は再び朝鮮を攻めるつもりであること、義智・調信が講和を急ぐのは、関ヶ原の戦いで小西行長に与し、「同党之禍」を恐れているためである、と証言している（宣祖37・2・戊申〈27〉）。慶尚道左水使は、義智・調信は金光と口裏を合わせており、本心では講和を望んでいるが、金光にわざと再

戦の恐れを語らせることで、朝鮮側の反応を試しているのであると看破している（3・乙卯〈5〉）。金光の証言をうけて、朝鮮政府は再び対馬視察を議論する（2・庚戌〈29〉）。これが対馬との講和（「許和」）を成立させる契機となり〔関1994〕、通信使の派遣要求を重要視する契機ともなった〔洪1995〕。そして翌3月、井手智正が到来し、講和を要請したのに対し、朝鮮側は対馬視察の意思を智正に伝達した（3・壬戌〈12〉、乱中雜録・甲辰春）。

### 3. 「明の干渉」解消後の講和交渉 (1604年5月～1607年5月)

#### (1) 1604年（慶長9・宣祖37・万曆32）

朝鮮が対馬視察の可否を明朝廷に諮っていたところ、5月、「講信修睦」は自ら決せよとの公式の回答があった（宣祖37・5・辛未〈21〉）。これによって、日本との講和交渉、ひいては「私交」（「交隣」）の回復に明が干渉するのではないかという積年の懸念が払拭された。従来は講和交渉に関して事前協議を行ってきたが、これ以後は事後報告で済ますようになったのである〔関1994〕。これによって朝鮮側の講和交渉は加速していく。翌6月には惟政・孫文彧・金孝舜・朴大根の対馬派遣計画が実行に移されることになり、彼ら一行は7月に井手智正に伴われて対馬に到着した（6・戊子〈9〉、事大文軌 万曆33・6・4 宣祖咨文案）。この使行の目的は、対馬に対して「許和」（講和を許す）の意思を伝達することであった〔関1994〕。

7月日付の義智宛礼曹参議成以文書契（善隣通書3など）では、智正が被虜人50名を送還したことに謝意を表し、経略の蹇達も対馬の「嚮款之誠」（誠意）を認めたと告げている。そして、朝鮮としても、対馬の「革心向国之意」（心を改めて朝鮮を慕う気持ち）を認めており、たとえ日本に過失があろうとも、対馬と絶交する道理はないので、「往来交易」を暫定的に許可すると伝えている（いまだ暫定措置であるのは約条締結前だからであろう）。さらに、対馬が誠意を示しつつければ、「帝王待夷之道」は「寛大」なものであり、「天朝」も永久に絶交することはないと述べている。このように、対馬との講和と日本との講和を区別したうえで、前者については羈縻の論理を前面に押し出したのである。また、惟政は7月11日付の対馬島宛の礼曹論書（朝鮮往復書契など）も持参している。私文書様式の書契ではなく、官文書様式の「論書」（下行文書）〔崔1989〕を発することで、対馬への羈縻の姿勢を明確に打ち出したのである。その内容をみると、対馬が「革心向国之意」を表しているからには、朝鮮としては「饑饉」に苦しむ対馬を「交市」によって支援すべきであり、対馬側は「帰化之心」を「自新」すべきであること、もし対馬の使者が「物貨」の「交易」を求めるならば「開市」（私貿易）を許すよう、慶尚道觀察使・釜山節制使などに指示したことが記されている。

このように、朝鮮は日本人の漢城への上京を認めず、釜山で貿易すること、そ

して書契の往復も辺境の文武官（東萊府使・釜山僉使）を窓口として行うことを制度化したのである。こうした措置は、北方の六鎮藩胡に対する開市とパラレルな関係にある。1599年、藩胡は上京・進上・受賞を請うていたが（宣祖32・6・丙午）、翌年、朝鮮はその上京を許さず、咸興（咸鏡道）で暫定的に進上・授賞・宴享・開市することを決定していた（宣祖33・1・辛未）。また、1595年、建州女真のヌルハチも通交と上京を求めたが、朝鮮は鴨緑江上流南岸の満浦（平安道）での開市と書契交換を行うことにしている〔桂2008〕。したがって、備辺司が北方と南方の羈縻政策を相互連関的に策定していたと考えられるのである。結果的に建州女真の勢力拡大と清朝建国によって北方の羈縻は消滅するが、南方では釜山倭館を舞台とした近世日朝通交が長く展開されることになる。その基本的な枠組みがこの年に定まったのである。

## （2）1605年（慶長10・宣祖38・万曆33）

惟政一行は前年中に対馬を出発し、京都で新年を迎えた（仙巢稿）。そして、2月20日（明曆19日）頃に伏見城で惟政は家康と会見したが、対馬側の工作によって、朝鮮側から講和を求めてきたかのように仕立てあげられていた〔米谷2002〕。このとき惟政が持参した礼曹参議成以文書契は、対馬藩の史書類（善隣通書・朝鮮通交大紀）の録文だけでなく、徳川幕府系統の模本（外国関係書翰）と写本（異国日記・異国来翰之認など）の存在も確認されるため、家康に実際に提出されていたことがわかる。しかし、両者の文言を比較すると、幕府系統本には「幸將此意細陳于内府公」「葆真大師弟子松雲」など、対馬藩系統本にはない文言が追加されている。つまり、義智・調信らは急遽惟政らを伏見城に導いたことから、これが対馬側の工作ではなく、朝鮮側の当初からの意向であると装うため、成以文書契を改竄したのである。従来、義智らは書契の趣旨を報告するだけで済ませてきたが、家康と惟政との会見にあたり、書契を提出する必要が生じたため、改竄に踏み切ったのである。

ともあれ、家康はこれを一応の講和の成立とみなし、その恩賞として義智に肥前田代領に2800石を加増した〔荒野1998〕。このとき発せられたと推定される5月23日付の義智宛家康御内書（下達文書）には、「無事（講和）の儀がますます調うように精を入れよ」とある（九州国立博物館所蔵文書）。

義智は井手智正に惟政を朝鮮まで護送するよう命じ、惟政は5月上旬には帰還している（宣祖38・5・乙酉〈12〉、丁酉〈24〉）。惟政が持ち帰った3月日付の礼曹宛義智書契（5・乙酉）によると、「去歳之秋」に孫文彧が来島して「許和講好」したことについて、「不堪感激之至」と喜びを表現している。また、義智・調信連名の別幅（贈品目録）にも「和好」の成立への謝辞、および被虜人1390名の送還の旨が付記されていた（5・丁酉）。前年秋の惟政らの来島が対馬と朝鮮との講和成立を意味することが明確に認識されている。その一方で、「本国」と講和しなければ、後日の憂いになるとの牽制の文言もみえる。さらに、調信が「閣下書」（先述の礼曹参議成以文書契）を家康に届けたところ、家康はこれを「一覽」し、朝鮮使節を伏見に導いてくれば、「誠心」を述べると応じた

して、速やかに「和好之驗」を示すよう要求している。これは前掲の家康御内書の趣旨と符合する。

朝鮮側は「和好之驗」を通信使と解釈した。そして、宣祖は安易に通信使を派遣すべきではないとしつつも、「王者」は「夷狄」を永久に拒むことはできないとの論理を開陳し、通信使の派遣に含みをもたせている（5・戊子〈15〉）。こうした「王者」の論理は、1601年以来、講和推進派の言論の底流をなしていた。

その後、7月と10月に被虜人240名が送還され（善隣通書3,17）、11月になると、信安（本姓源、官途名「要沙文」、柳川調信の被官）が講和の可否の回答を催促した（海行録 乙巳・12・10）。彼は10月13日付の義智書契と柳川智永（調信子）書契を持参していたが、前者は、被虜人など123名を送還すること、去る9月29日に調信が没し、「貴国陋邦和好之事」（朝鮮と日本との講和）を遺訓としたことを伝えたものである。後者は、亡父調信の遺訓に触れたうえで「信使」を請うたもので、対馬は「貴国東藩」であると表明し、きわめて低姿勢な態度を示している。「東藩」の表明は、もともと特別な要求のあるときに使用されてきたものであり〔関2002〕、南北の羈縻の回復をめざす朝鮮から譲歩を引き出すための切り札となるタームであった。これに対する12月日付の義智宛礼曹参議書契には「深嘉貴島向国之誠」とあり（海行録 乙巳・12・15）、朝鮮側の対馬への態度もいっそう軟化している。

### （3）1606年（慶長11・宣祖39・万曆34）

家康が「第二子」（秀忠）に「関白」（将軍職）を譲るとの情報飛び交い、かつ調信没後の対馬の情勢を把握する必要性があったため、朝鮮政府は再び対馬視察の可否を議論した（海行録 丙午・1・26、宣祖39・1・壬辰〈23〉、乙未〈26〉）。ただし、調信は壬辰戦争時の先鋒であったことから、差官の名目を甲慰とすることには名分論的反対が強かったが（2・辛亥〈12〉）、これは朝鮮の「自強之道」に適う手段であって、やむを得ないものであるとの意見も提起された（4・癸卯〈5〉）。

2月、井手智正が1月25日付の礼曹宛義智書契・智永（景直）書契（海行録 丙午・3・1など）を携えて朝鮮に到来した。その内容は、今春の「一使」こそが「和好之驗」になると迫るものである。

4月、智正と通事朴大根は釜山で家康国書の様式などを協議した（4・乙卯〈17〉）。智正は、家康は「第二子」に国政を譲って関東に戻るつもりであり、そのために「信使」を待ちつづけているのである、と迫っている（海行録 丙午・4・15）。そのさなか、信安が義智書契・景直書契（礼曹宛、東萊・釜山宛、松雲宛、孫文彥宛）を持参し、講和の可否を速やかに回答するよう求めた（宣祖39・4・壬戌〈24〉）。景直書契では、亡父調信への贈物（木綿20匹・正布20匹・倉米20斛）を「皇恩」と表現し、前年来の低姿勢を貫いている。

5月、朝鮮は礼曹判書名の「日本国執政大臣」宛書契案を作成し、日本との講和条件としては「犯陵賊」の引渡しを最優先した（5・己卯〈12〉、庚辰〈13〉）。そして、5月日付の義智宛礼曹参議成以文書契（善隣通書17など）で、「貴国執

政に「差官<sup>さかん</sup>」を派遣することを通知した。

6月8日、古沙汝文<sup>こさじょぶん</sup>（官途名）ら8名が朝鮮に到来し、東萊府使・釜山僉使宛書契などを持参した（6・乙卯〈18〉）。18日には釜山に長期滞在していた智正が対馬にむけ出航し、朝鮮は賞米100石と過海糧を支給している（6・戊午〈21〉）。過海糧は『海東諸国紀』に規定のあるもので、戦前まで日本人通交者に支給されていたものである。

智正と孫文彧・朴大根との協議内容をまとめた6月18日付の問答別録をもとに、朝鮮政府内で議論が行われた。それによると、智正は家康国書の要求について「最為難」と難色を示したという。しかし、朝鮮としては、家康は仇敵ではないので、その「本意」を記した「一書」に「日本国王」号を明記しさえすれば、使節を派遣すると応じた。さらに、1590年の通信使は日本から先に「国王殿使」が来訪したので「回答」をしたのであるとの見解を示し、智正もこれに納得した。ただし、智正は差官の派遣には反発したため、差官が智正と同行することは見送られた（6・戊午〈21〉, 癸亥〈26〉）。「日本国王」号の要求は、もちろん朝鮮国王との名分上の対等性を示すよう要求したものである〔関1994〕。ただし、「日本国王」号へのこだわりが17世紀前半に特有のものであるということは、「天」および「天朝」の冊封を前提とする交隣・羈縻の回復を対日講和の名分論的根拠としたがゆえに、論理上、「日本国王」号が強く要求されていたことを示唆する。

智正と入れ違いで、24日には義智・智永<sup>のふびさ</sup>の使者信尚<sup>のふじわら</sup>（本姓藤原、柳川被官）ら12名が朝鮮に到来し、礼曹宛書契2通、東萊・釜山宛書契1通、孫文彧・朴大根ら宛書契4通を持参した（7・辛未〈4〉, 癸酉〈6〉）。信尚の釜山到着後に届いたとみられる6月23日付の礼曹宛義智書契（海行録 丙午・7・4）では、智正に託された「二件難事」のうち、家康に国書を求めるとの一件は困難であると述べたうえで、以前に口頭で約束した8月中の「和使」の渡海について「約書」を求めている。そうした約束の真偽は定かでないが、孫文彧らとの交渉でなされたものであろうか。ともあれ、藤信尚は15日以内の回答を要求している（7・癸酉）。

7月4日、朝鮮政府は差官の中止を決定するとともに、礼曹回答書契案を検討した（宣祖39・7・壬申〈4〉, 海行録 丙午・7・4）。これをもとに作成された7月日付の義智宛礼曹参議成以文書契（善隣通書3など）は、朝鮮側に「先自通好之理」（自ら先に通好する道理）はなく、家康の「先致書」（先に国書を送る）と「犯陵賊」（王陵盗掘犯）の引渡しを要求する内容である。

8月、新沙汝文<sup>しんさじょぶん</sup>（官途名新左衛門）が朝鮮に到来し、家康の国書が対馬に到着したと報じた（海行録8・14）。彼が持参した東萊府使・釜山僉使宛て義智書契（善隣通書5など）によると、今月24日（7月24日）に家康国書が対馬に到達したこと、「飛船」（早船）を遣わすので、礼曹に速やかに上申してもらいたいこと、礼曹からの返書があれば、ただちに智正に家康国書を護送させることを告げている。

こうした事態の急展開をうけ、釜山に滞在中の全継信・孫文彧・朴大根らが17日に出航し、家康国書の確認に向かった。そして、下旬に対馬の府中で義智・

調信・玄蘇らと協議を行い、家康国書の「不遜」「違格」を指摘した。義智らは「改書」の要求に反発しつつも、それに応じる姿勢を示した（9・己卯〈13〉、庚辰〈14〉）。

一方、朝鮮政府内では、講和は「帝王待夷之道」に適うものであり、日本側が二つの条件に応じれば、回答は不可避であるとの論調が優勢となり、講和後の約条締結に関する議論が行われた。すなわち、戦前までの深处倭（対馬以外の地域の日本人）の通交権を削減すること、日本からの使節の接待場所を漢城・釜山の2ヶ所ではなく、釜山だけに限定することが議論された（8・己未〈23〉、9・己巳〈3〉）。後者は1604年の方針に沿ったものである。

9月13日、孫文彥からの急報が漢城に到達した（9・己卯〈13〉）。17日、朝鮮政府は智正の来訪に備えて応接所の急造を決定し、家康国書への返書案の議論を開始した（9・癸未〈17〉）。そして、10月2日には回答使の正使・副使・従事官が呂祐吉・慶暹・丁好寛に決定し（10・丁酉〈2〉）、これ以後は使節団の構成や贈品の選定などが議論の中心となっていく。5日、全継信から義智が家康の書契を改めてきたとの急報が届いた（10・庚子〈5〉）。このため7日には、国書の授受方法が議論され、釜山での国書接受は先例がないため、京官を接慰官として派遣することになった（10・辛丑〈6〉）。一方、11日には「犯陵賊」の「献俘」「告廟」の儀式をめぐる意見聴取がなされている（10・丙午〈11〉、戊申〈13〉、辛亥〈16〉）。

11月2日、井手智正が朝鮮に到来し、家康国書と「島倭書契」を伝達するとともに、11月中の「和使」派遣を求めた（11・乙亥〈10〉、丁丑〈12〉）。智正が持参した9月7日付の家康国書（海行録 丙午・11・12）には「拜復」という返信文言があった。それに先立つ家康国書案をめぐる議論において、司憲府は、宣祖から家康に「致書」していないのに、なぜ「復書」してきたのかと疑義を呈しているが（10・庚申〈25〉）、「拜復」文言は特に問題化していない。また、智正が持参した9月26日付の礼曹宛義智書契（海行録 丙午・11・12）では、家康が改書に応じたので、智正を遣わして国書と「犯陵島賊」2名を届けること、智永（景直）が家康に対して「閣下報章」（7月日付礼曹参議成以文書契）を「証」として「和使」が「今冬過海」とすると報じたので、遅延しなければ「国家幸甚」であること、を伝えている。さらに、東萊府使・釜山僉使宛て義智書契案（仙巢稿別本）では、「貴国信使臘月中旬過海之実」は「幸事」であり、「多年尽心、始聞吉音」と喜びを表している。そして、「音書」（徳川政権からの文書）が届いたので、智永が5日に「王京」（京都）に入り、18日に「関東」（江戸）へ向かったこと、智永はまもなく対馬への帰途につくので、速やかに「信使解纜之計」をなされたいということ、を伝えている。

一方、朝鮮政府は、17日に「犯陵賊」2名の事情聴取を行い、彼らは「犯陵賊」に偽装されただけであることが露顕した（11・壬午〈17〉）。21日には、対馬への回答書契案に「誠実」でないことを盛り込むことが検討される一方で、家康への返書では「犯陵賊」に言及しないことが「帝王待夷之道」とであるとされた。朝鮮側は国書偽造や「犯陵賊」の偽装を看破してはいたが、表向きには講和の名分が立った。「帝王待夷之道」という絶対的な論理を用意した以上は、「夷」

が行う偽計はなんら支障をきたすものとはならなかったのである。そして、12月22日、家康と義智への返書案が検討された（12・丙辰〈22〉）。

#### （4）1607年（慶長12・宣祖40・万暦35）

正月4日、朝鮮では「回答刷還使」の名称が策定され（1・戊辰〈4〉）、翌2月、使節一行は対馬に渡航した（海槎録 万暦35・2・29）。このとき、正月日付の家康（「日本国王」）宛宣祖国書、「日本執政」宛礼曹判書呉億齡書契、義智宛礼曹参議成以文書契、西笑承兌宛惟政書契4通を持参していた（海槎録1・12）。成以文書契では、「犯陵賊」の一件に抗議しつつ、「信義」により遣使を許したとある。

義智・智永らは使節に随行し、閏4月、江戸に到着した。そして、5月6日、使節は江戸城に登城し、將軍徳川秀忠と面会し、宣祖国書を奉呈した。このとき奉呈された国書は、義智・智永らが通事朴大根と結託して改竄したもので、返信文言の「奉復」を往信文言の「奉書」に改めたり、家康が戦争に関して謝罪をしたかのような文言が削除されていた〔田代1983〕。この改竄国書は、近年の調査によって、料紙が竹紙と楮紙を貼り合わせた粗雑なもので、文字は端正な細字ではなく、滲みもみられることなどが判明している〔田代2007〕。また、「執政」（本多正信）宛の礼曹参判呉百齡書契も改竄されたものであった〔米谷1995〕。形態面ではまったく朝鮮書契の体裁をなしていないものであるが、外交経験の乏しい徳川政権には、それを偽書と看破することはできなかったのである。

結局、將軍秀忠はこれを講和の成立とみなし、国書（返書）を使節に託した。また、5月11日付の呉億齡宛本多正信書契（海槎録6・20など）には、秀忠が「愛遠人之心」にもとづき被虜人に関する「帰計之嚴命」を下したので、その「寛宥之命」を宣祖に報じるよう求めている。

義智・智永は5月2日付で礼曹宛書契（仙巢稿別本）を送り、使節一行が4月12日に上洛したのち、江戸で秀忠に面会したこと、5月6日に江戸を出発したことを速報している。それにあわせて、信安に長門在留の被虜人12名を送還させており、被虜人送還の幕命が対馬以外の地域にも浸透していることをアピールしたものと見える。

6月にも義智・調信は礼曹宛書契を送っており（善隣通書8など）、「貴使」は「両国和交之驗」であり、被虜人の送還は「執政回書」（本多正信書契）のとおり、今後も必ず実行すると約束している。さらに、対馬は古くから「貴国東藩」であるとしながらも、「不煩之事」（簡単な事柄）ばかりを国王に「稟入」とするのは、名は「東藩」であっても、実は「東藩」ではないと主張する。そして、対馬との「通信約条」に関しては、再び使者を遣わし、必ず「愁訴」するので「憐察」されたいと求めている。つまり、日朝講和の成立を早期に導くために表明された「東藩」の言説は、講和の成立をうけて、今度は新約条（貿易協定）の締結を導くための言説へと変化したのである。これに対する8月28日付の義智宛礼曹参議朴東説書契（善隣通書8）では、回答刷還使の派遣にともなう「貴島伴行之勞」と「閔白接遇之款」を労り、「両国和好」は日本側の「誠信」次第で

あるとしながらも、対馬との新約条の締結に関しては、この段階での回答を避けている。義智は非定例使節の派遣にともなう釜山での貿易（公貿易・私貿易）を許可されてはいたが、新約条を締結し（1609年）、恒常的な歳遣船（年間貿易回数の保証）を復活させるには（1611年）、もうしばらくの時間を要したのである。

## おわりに

講和交渉における徳川家康の関与と対馬宗氏の自律性に関して整理しよう。

〔1598年～1600年前半〕家康は豊臣政権の「大老」として講和に関与したが、政権の「外聞」を保つため、朝鮮使節の来日を要求した。義智はその指示をうけて使節を要求するとともに、対馬の既得権益の復活を交渉した。一方、朝鮮は明の完全撤退が進むなかで、南北の軍事的対応に迫られ、女真と対馬を対象とする羈縻の回復に着手した。

〔1600年後半～1601年〕豊臣政権が分裂し、関ヶ原の戦いで勝利した徳川家康は、その混乱を終息させ覇権を確立していくが、講和交渉への関与の程度は薄い。一方、朝鮮は「帝王待夷之道」という講和の名分論を構築し、対馬への羈縻の再開を宣言した。義智は誠意の証とすべく、被虜人の送還をいっそう推進するようになった。

〔1602年～1603年〕新政権の樹立をめざす家康が講和交渉に本格的に関与し、義智は「徳川政権」のための「通信使」招聘を交渉し、被虜人の送還も集中的に実施した。朝鮮は対馬にたいする羈縻の一環として釜山での公貿易を暫定的に許可した。

〔1604年～1605年〕朝鮮は被虜人金光の証言を契機として対日講和の可能性を模索し、明から講和への不干渉について確言を得た。そして惟政を対馬に派遣し、非定例使節の来航にともなう釜山での貿易（公貿易・私貿易）を許可した。対馬側はこれを対馬―朝鮮間の講和成立と認識し、惟政を伏見城にまで誘導して家康と面会させた。惟政の来日目的は日本側の論理に置き換えられ、礼曹書契も改竄されたもので、対馬の情報操作が介在していた。

〔1606年～1607年〕家康は正式な朝鮮使節を招聘するよう義智に命令した。義智は朝鮮の「東藩」としての立場を表明し、朝鮮からの最大限の譲歩を引き出そうとした。朝鮮は家康の国書と「犯陵賊」の送致を条件に使節派遣に応じた。義智は国書を偽造し、島内の罪人を「犯陵賊」に偽装することで対応した。朝鮮は偽計を看破したが、一応の名分は立ったため、「帝王待夷之道」という論理によって対日講和を決断し、回答刷還使を派遣した。義智は朝鮮国書などを改竄することで、家康国書の偽造の事実を糊塗し、家康・秀忠は講和の成立とみなした。

このように朝鮮は対馬にたいする羈縻の再開を1601年に宣言して以降、従来  
の権益の復旧を段階的に認めていった。この流れは1609年の己酉約条の締結に  
つながり、それ以後も続いていくが、1604年の釜山での貿易の許可が講和の成  
立であることは朝鮮・対馬双方が認識していた。対馬側はこのように諸権益の  
復活を漸次的に進めつつ、1602年以降は「徳川政権」の指示をうけて「通信使」

の招聘に奔走していた。その過程で発生した解決困難な矛盾は国書偽造などの偽計で乗りこえ、朝鮮側も「帝王待夷之道」という論理のもとに黙認した。日朝講和交渉における徳川政権の関与は表面的なもので、対馬宗氏がおこなう交渉の具体的な内容にまで踏み込むものではなかったのである。

### 参考文献

- 荒木和憲2008「対馬宗氏の日朝外交戦術」(荒野泰典・石井正敏・村井章介編『地球的世界の成立』吉川弘文館)
- 荒木和憲2017「粉粧粉青沙器の日本への流入経路に関する一試論」(『海洋文化財』10)
- 荒野泰典1998『近世日本と東アジア』(東京大学出版会)
- 長節子1997「一五世紀後半の日朝貿易の形態」(中村質編『鎖国と国際関係』吉川弘文館)
- 河宇鳳2002「国交再開期における松雲大師の活動とその意義」(仲尾宏・曹永祿2002)
- 木村拓2011「朝鮮王朝世宗による事大・交隣両立の企図」(『朝鮮学報』221)
- 桂勝範2008「壬辰倭乱とヌルハチ」(鄭杜熙・李璟珣2008)
- 洪性徳1995「壬辰倭亂時日本對朝鮮講和交渉」(『韓日關係史研究』3)
- 洪性徳2013「조선후기 한일외교체제와 대마도의 역할」(『동북아역사논총』41)
- 鈴木開2011「丁応泰の変と朝鮮」(『朝鮮学報』219)
- 崔承熙1989『増補版韓国古文書研究』(知識産業社)
- 関周一2002『中世日朝海域史の研究』(吉川弘文館)
- 孫承喆1998『近世の朝鮮と日本』(明石書店)
- 高橋公明1985「慶長十二年の回答兼刷還使の来日についての一考察」(『名古屋大学文学部研究論集』92・史学31)
- 田代和生1983『書き替えられた国書』(中央公論社)
- 田代和生2007「朝鮮国書原本の所在と科学分析」(『朝鮮学報』202)
- 田中健夫1975『中世対外関係史』(東京大学出版会)
- 鄭杜熙・李璟珣(編著)2008『壬辰戦争』(明石書店)
- 徳川義宣1983『新修徳川家康文書の研究』(吉川弘文館)
- 仲尾宏・曹永祿(編)2002『朝鮮義僧将・松雲大師と徳川家康』(明石書店)
- 中野等2006『秀吉の軍令と大陸侵攻』(吉川弘文館)
- 中野等2008『文禄・慶長の役』(吉川弘文館)
- 中村栄孝1969『日鮮関係史の研究』中(吉川弘文館)
- 貫井正之2001『豊臣・徳川時代と朝鮮』(明石書店)
- 貫井正之2002「義僧兵将・外交僧としての松雲大師の活動」(仲尾宏・曹永祿2002)
- 関德基1994『前近代東アジアのなかの韓日関係』(早稲田大学出版部)
- 三宅英利1986『近世日朝関係史の研究』文献出版
- 米谷均2002「松雲大師の来日と朝鮮被虜人の送還について」(仲尾宏・曹永祿2002)
- 米谷均1995「近世初期日朝関係における外交文書の偽造と改竄」(『早稲田大学大学院文学研究科紀要』41・第4分冊)
- 李啓煌1997『文禄・慶長の役と東アジア』(臨川書店)
- ロナルド・トビ1990『近世日本の国家形成と外交』(創文社)
- ロナルド・トビ2008『「鎖国」という外交』(小学館)

### (謝辞)

本報告は、2017年度人間文化研究機構若手派遣プログラム、および2017年度箕堂韓国研究基金(財団法人韓日文化交流基金)による研究成果の一部である。



# 「礼」の視座から 見直した丙子胡乱

許 泰玖

カトリック大学校

[原文は韓国語、翻訳：花井みわ（早稲田大学）]

## 要 旨

この論文は、丙子胡乱の前後の朝鮮の対応を「礼の実践」という観点から再検討した研究である。

清は、南漢山城を包囲して以来、自国の戦力を続々と強化するにつれて、朝鮮に対する圧迫も次第に強めた。主和派の主張どおり、清の要求を受け入れない限り、朝鮮という国家が維持できる方法はなかった。南漢山城に籠城する際、講和交渉の争点となったのは、領土の割譲や戦争賠償金などの問題ではなく、国書の形式や降伏の手順であった。清は、称臣を表記した国書、仁宗の出城降服、斥和派の圧送を朝鮮に執拗に要求した。

当時、講和交渉に臨んでいた朝鮮の君臣が最後まで悩んでいた問題は、降伏の問題より、礼によって具現される降伏の形式であった。大多数の朝鮮人からみると、対明義理という大義と称臣を表記した国書の形式は、決して分けられない要素であったからである。したがって、斥和派は戦況が確かに清側に傾いている状況の中でも、対明義理の固守を掲げて最後まで降伏を拒んだ。彼らが憂慮したのは、明の問罪や報復ではなく、対明義理の放棄が意味する道徳と文明の崩壊、そして天下と後世の評価であった。

## 1. その時代の脈絡から見る「丙子胡乱」

仁祖15年（1637）1月30日<sup>1</sup>、「丙子胡乱」（以下同様、「」を省略）は国王の出城降伏という朝鮮王朝開創以来前例のない事態となって幕を下ろした。1945年朝鮮の解放以後、韓国の歴史学者たちはこの戦争を大きな失敗の反面教師として

1 本論文の期日の表記は陰暦期日を使用する。

認識し、丙子胡乱の研究を通じて外交的<sup>2</sup>・軍事的<sup>3</sup>・政治思想的<sup>4</sup>教訓を探すための努力をした<sup>5</sup>。丙子胡乱はその主題が特殊である故、関連研究は「急変する東アジア情勢の中で大韓国外交の進路をどのように設定するか」という今日的課題への解決策を模索するためによく参照されている。

丙子胡乱前後の対外交渉と戦況の概略的展開を究明した先行研究の業績は大きな評価を受けるに値する。しかし、ここには戦争の敗因と斥和論の性格に対する綿密な分析が伴っていなかったため、斥和論者たちを含む当時の人々に対する全般的な誤解を払拭することができなかった。これらの誤解は、敗戦の原因または責任論と結びついて、対明義理<sup>6</sup>という事大主義的価値に埋没され、国際情勢を誤って判断した斥和論者たち、つまり、崇明排金という仁祖反正の夢想的無責任な名分にとらわれて国を敗亡寸前までに運び込んだ無能な国王仁祖と執権勢力という通念的な理解を存続させた<sup>7</sup>。一方、光海君と崔鳴吉は三田渡の屈辱を事前に予測し、防止することに尽力した極少数の先知者であり、国と民に対する責任感を持った例外的な政治家として高く評価された<sup>8</sup>。丙子胡乱のとんでもない惨憺たる結果だけを見た場合、このような解釈は一面妥当であると思われるが、それは戦争を遂行した当事者たちが、今のわれわれとはかなり異なる信念と価値体系を持っていた事実を看過した評価である。

異民族の侵入に対する韓民族の抗争という視角から見た場合、丙子胡乱の戦史において肯定的な教訓を与えるほどの人物、誇りに値する勝利事例を見つけることは容易ではない。現代韓国人の視角から見た場合、1592—1598年の壬辰倭乱、1619年のサルフの戦い（薩爾滸之戦）<sup>9</sup> 1627年丁卯胡乱と相次ぐ安全保障の危機を経験した後、10年も経たないうちに繰り返された丙子胡乱の惨敗と斥和論の沸騰、対明義理論の存続という現象は簡単には納得できない事態であることに違いない。しかし、所謂対明義理を命がけで守ろうとしていた朝鮮時代の人たちを

2 代表的研究には、韓明基（2009年）『丁卯・丙子胡乱と東アジア』緑の歴史、がある。

3 代表的研究には、柳在城（1986年）『丙子胡乱史』国防部戦史編輯委員会、がある。

4 代表的研究には、金容欽（2006年）『朝鮮後期政治史研究 I：仁祖期政治論の分化と変遷論』惠眼、がある。

5 上記三つの研究は、程度の差異はあるがいずれも丙子胡乱勃発と惨敗の原因を執権勢力の誤った国政運営や外交的、軍事的対応の失敗を指摘している。執権勢力を含む軍の指揮官たちの無能と臆病を敗戦の根本的な原因としてとらえる解釈は『仁祖実録』や『丙子録』（羅萬甲）などその当時の記録からも容易に見つけることができる。興味深い点は、これらの記録の大部分が現在では肯定的評価を受けている光海君と崔鳴吉に対しても非常に否定的で敵対的の評価を残している事実である。

6 明に対する義理、対明義理論から取ったもので、対明義理論は朝鮮後期史料からよく見る「明に対する義理を守るべきである」などの主張を指摘して述べる近代学者たちの補語的な言葉である。学者たちによっては、大明義理論とも言う。朝鮮後期対明義理論の展開に関しては劉奉学（1988年）「18・19世紀大明義理論と対清意義の推移」韓信論文集5、韓信大学校；李泰鎮（1994年）「朝鮮後期対明義理論の変遷」『アジア文化』10、翰林大学校アジア文化研究所；鄭玉子（1998年）『朝鮮後期朝鮮中華思想研究』一志社、100—116頁。しかし、筆者は対明義理論が明の滅亡する1644年以後、対清復讐論とともに提起されたという説明には同意しない（鄭玉子（1998年）前掲書、15頁）。後金（清）との和親を反対する斥和論の目的は、ほかでもなく明に対する義理を守るためであったからである。従って、斥和論は対明義理論に含まれる概念である。

7 このような視点に対する批判は吳洙彰（2005年）「清との外交実状と丙子胡乱」『韓国史市民講座』36、一潮閣、102—112頁。

8 一方では、少数ではあるが、光海君の中立外交の限界を指摘した研究もすでに学界に提出されている。（吳洙彰（2005年）前掲論文、109—112頁；桂承範（2005年）「朝鮮監護論問題から見る光海君の外交路線論争」『朝鮮時代史学報』34、朝鮮時代史学会、27—29頁。

9 明と後金が光海君11年（1619年）遼寧省蘇子河流域で遼東地域の覇権をめぐる展開した戦闘である。朝鮮はその時、明の要請により精鋭烏銃兵1万名以上を派兵した。しかし、朝・明連合軍は後金によって撃退され、朝鮮軍司令官であった都元帥姜弘立は敗残兵とともに後金に降伏した。

性急に批判する前に、先ず彼らの立場に立って理解しようとするなら<sup>10</sup>、17世紀前半を生きた彼らの心の中を覗いて見なければならぬ。また、これまで注目されていなかった当時の史料と現状に目を向けなければならぬ。筆者の管見ではあるが、丙子胡乱の歴史性と当時の人たちの内面に対するより深化された理解の糸口は、彼らの中華<sup>11</sup>認識と密接に関連していた「礼の実践」という窓を通して見つけ出すことができると考える。

## 2. 「礼の実践」をめぐる朝鮮と清の葛藤

朝鮮と後金は丁卯胡乱後も歳幣の数量、朝鮮人捕虜の刷還、開市貿易、遼東から逃亡した漢人難民の収容、平安道鉄山沖椏島に駐留中の明軍に対する支援などをめぐって事あるごとに衝突し、緊張と葛藤の水位はますます高くなった。朝鮮は根本的に明との「君臣之義」を絶対放棄できないと認識し、一方、後金は最終的に明の位置を代替しようとしたため、両国間の再衝突は避けられなかった<sup>12</sup>。

衝突の引き金となったのは、皇太極の皇帝即位であった。仁祖14年（1636年）2月、後金は大規模の使臣団を派遣して、皇帝尊号進上に兄弟国の朝鮮も参加するように要求した。しかし、このような高圧は朝鮮王朝の激しい反発だけを引き起こし、後金の使臣団は追われるようにして漢陽を離れなければならなかった。「空の上に二つの太陽が出ないのと同じように空の下皇帝は大明の皇帝のみ存在する」というのが、当時朝鮮士大夫たちが持っていた一般的な信仰であった。斥和論者であった洪翼漢は、上疏を上げて後金の汗が自ら皇帝になろうとすることは知ったことではないが、尊号を上げるために、朝鮮が参与することは絶対にできないと主張した<sup>13</sup>。皇太極を皇帝と認めることは先代王を含む天下人々と後世に恥を残す行為であり、対明事大を否定することと同じであると認識したからである。明の軍事支援を期待することが難しい状況の中で出てきた彼の発言は、彼自身の内在的当為的基準に基づいた主張であると見ることが合理的である。

同年3月1日、仁祖は斥和の意味が込められた下諭を下し、「強弱と存亡の形勢を問わず、一致して正義をもって決断を下し、その文書を拒否して受け入れなかった」とした<sup>14</sup>。

この文書が、まさに帰還中の後金使臣団が奪取して丙子胡乱という開戦の口実にした、という有名な教書で、尊号進上に参加を要請した後金の使臣団が何の成

10 もちろんこのような筆者の試みは斥和論を堅持した仁祖を含む当時の士大夫たちに免罪符を与えるためではない。丙子胡乱の被害は当時の庶民たち、特に老弱者と婦女たちに集中された。仁祖政権に対する偽政者としての政治的責任を評価する問題は、また別の次元で精密に究明されるべきである。

11 中華とは、もともと黄河流域で中国古代文明を造った華族（或いは夏族）の自己優越性的認識に起源する。以後、中華認識は排他的自己同一性として機能して、中華と夷狄の区分、つまり、華夷区分を生み出した。中華の三大要素としては①漢族という人種、②中国または中原という地域、③儒教理念に基づく礼教文化が言及される。一方、中華文化をいち早く取り入れて発展を図った周辺民族や国家は自分たちを中華或いは小中華として認識し、これによって自負心を持ったパターンを古代から見せて来た。17世紀朝鮮人の中華認識は対明義理或いは対明事大と不可分の関係を持っていた。

12 本稿は、筆者の博士学位論文の第2章1節と3節とその後発表したいくつかの論文を組み合わせで述べた（許泰玖（2009年）『丙子胡乱の政治・軍事的な研究』ソウル大学校大学院国史学科博士学位論文）。

13 『仁祖実録』32巻、仁祖14年2月丙甲（21日）。

14 『仁祖実録』32巻、仁祖3月丙午（1日）「上下諭于八道曰…今者此虜、益肆猖獗、敢以僭号之説、託以通議、遽以書来、此豈我国君臣所忍聞者乎、不量強弱存亡之勢一以正正義決断、卻書不受…」。

果もなく漢陽を離れた直後頒布された。仁祖は後金使臣団が鴨緑江を渡った直後の3月20日にも再度教書を下し「強弱を問わず義に依って断ち切ったから戦争の禍根がすぐに降りかかるだろう」と予告した<sup>15</sup>。前の二つの教書で引用された部分に注目すると、仁祖政権が国際情勢と自国の軍事力を誤って判断し、なんの退避もなく戦争を自招したという一般的常識はひどく崩れる。先に見たように、仁祖期の対外政策の背景には斥和と対明義理に基く国内世論の大きな圧力が存在した。これを否定する場合惹起される体制危機の爆発力は、いわゆる中立外交が招いた光海君の政治的孤立とこの隙に乗って兵を挙げることに成功した仁祖反正が反証する。

戦雲がさらに広がった仁祖14年（1636年）11月、「防御する準備をしようとする」と情勢がこのよう（社会経済的状况が不如意であるため戦争の準備が完璧ではない：引用者）羈縻する方策を立てようとする」と名の知られているすべてのソンビ（有名な学者）たちが不可、と言う。敵は必ずやってくるはずであるのに、どうしたら良いのか<sup>16</sup>』と言う仁祖の嘆きは、当時朝鮮が置かれたジレンマの状況の縮図を見せている<sup>17</sup>。

適当な軍事的対策案がなかった朝鮮は、後金使臣団が帰還した以後も羅徳憲と李廓を瀋陽に使臣として派遣して両国関係を以前と同じ兄弟関係として維持しようとして試みた。しかし、彼らの派遣はむしろ皇太極の朝鮮親征を決定する契機となった。仁祖14年（1636年）4月11日、皇帝となった皇太極の即位を宣言する儀式が瀋陽故宮外南郊の天壇近くで行われた。羅徳憲と李廓も皇帝即位を祝う臣下たちの行列に強制的に参列させられたが、彼らは、たとえ殴打を受けることになっても拝礼だけはついに行わなかった<sup>18</sup>。翌日には、強制的に東郊に連れて行かされ、皇太極の皇帝即位を祖先に告げる祭礼に参列したが、彼らはついには拝礼を行わなかった<sup>19</sup>。皇太極はもし彼らを処刑した場合、自分が先に丁卯年の盟約を破ったという口実を与えることになり得ると言い、羅徳憲と李廓をそのまま帰国させた。

彼らは清太宗皇太極が仁祖に送る国書を携帯していた。しかし、国書の形式と内容が僭越したので国境近くの通遼堡に到着した時、その国書をこっそり雑物の中に置いて離れた。彼らは国書の内容のみを書き写して帰国した。清太宗の国書では大清の皇帝と自称し、朝鮮を「爾国」と呼称し、国書の末尾に押した印文も後金国汗のものを使用しなかったからであった<sup>20</sup>。つまり、清の国書は前例、よ

15 『仁祖実録』32巻、仁祖14年3月乙丑（20日）「教書曰…噫、丁卯之變、羈縻之計、蓋出於不得已也、十年之間、恐鳴日甚、今乃以不忍聞之說、託以通議而嘗我、我不計強弱、據義斥絶、兵革之禍、迫在朝夕…」。

16 『仁祖実録』33巻、仁祖14年11月壬子（12日）「上曰…、欲為守禦之備、則形勢如此、欲為羈縻之策、則名士輩皆曰不可、賊來而已、將如何」。

17 最近の研究によると、明の援兵派遣要請を拒否した光海君はもちろん、仁祖反正の執権勢力も後金（清）の軍事的脅威と朝鮮の戦力劣勢をはっきり認識し、これに対する防御対策を執権初期から苦悩しながら推進した。しかし、社会経済学的条件の不備と軍備拡充による民心の離反を憂慮したため、効果的な対策を終に用意できなかったとする（許泰玖、2012年「仁祖期対後金（対清）防禦策の推進と限界：城を固守する戦術を中心として」『朝鮮時代史学報』61、朝鮮時代史学会）。

18 『清太宗実録』28巻、天聰10年4月乙亥（11日）；羅万甲『丙子録』「記初頭委折」。

19 鈴木開（2017年）「丙子の乱直前の朝清交渉について（1634-1636）」『駿台史学』159、駿台史学会、52-54頁。

20 『仁祖実録』32巻、仁祖14年4月庚子（26日）。

り具体的に言えば前礼を違反したものであった。朝鮮の使臣団が固く真本国書を置いて筆写本を持ち帰ったことを見ると、皇帝号を僭称した国書が当時の朝鮮人にどのように受け入れられたかを少しながら垣間見ることができる。

このような抵抗はもちろん本人の選択と意志によるものではあるが、更に対明義理と関連した当時朝鮮社会一般の絶対的雰囲気や考慮しながら解釈する必要がある。帰国以後、彼らは清太宗の僭越した国書を受け取って即時開封して修正を要請、或いは堂々と返してやらなかったという罪でむしろ弾劾まで受けて流刑の道に上がらなければならなかった。備辺司さえも「拝礼しなかったことは、その状況を酌量することができるが、彼らが義理に従って自決しなかった点には驚いた。」という旨の反応を見せなければならぬほどであった<sup>21</sup>。羅徳憲と李廓が生きた時代の雰囲気は現在と明らかに違っていた。

いずれにせよ、彼らは命がけて拝礼を行わなかったため「清太宗の皇帝即位を認定しない」という意思を象徴的、しかしそれ以上ないほど明確に伝達した。これにより皇太極の皇帝即位を満・蒙・漢のすべての臣下たちは賛同したが、兄弟国の朝鮮だけが同意しないことになった。皇太極は皇帝即位過程でこのような空白になっている一枚のパズルを埋めるために自身の親征を決心したと見ることができよう。ここでしばらく「礼の実践」という脈絡を考慮した場合、皇太極が丙子胡乱に直接参戦する場合、その最終的目的の一つが仁祖の拝礼、つまり、三拝九叩頭<sup>22</sup>ができるであろうということが用心深く予測できる。

朝鮮使臣団の帰還後も朝鮮は清との交渉の紐を繋ぐための努力をした。しかし、清は皇太極の皇帝即位を既成事実化したまま朝鮮との交渉に臨んだ。また、朝鮮に対して王子と斥和臣を人質として送らなければ出兵すると脅迫した<sup>23</sup>。しかし、朝鮮はついに清の要求を拒否した。更に正確に言うと、朝鮮内の激しい斥和論があるため拒否せざるを得ない状況であった。丙子胡乱はこのような朝・清両国間の政治的・儀礼的葛藤が絶えず暴走する途中に着いた終着駅であった。

### 3. 南漢山城の籠城と講和交渉の諸争点

丙子胡乱開戦直後<sup>24</sup>、清軍先鋒隊の奇襲により漢陽から江華島へ行く道は遮断された。仁祖は、仁祖14年（1636）12月14日夕方頃、ようやく南漢山城の南門を通過した。まもなく、仁祖の後を追った清軍の先鋒隊が12月16日、南漢山城に着いて城を包囲し始めた。清は朝鮮戦役で仁祖を救援しに来た勤王部隊を全部撃退した。また、清は、後続部隊を増員して自国の戦力がますます強化されるにつれて、城を固守する朝鮮に対する圧迫を更に強めた。仁祖15年（1637）1月

21 『仁祖実録』32巻、仁祖14年4月庚子（26日）。

22 清側の史料では、「三跪九叩頭」である。

23 趙慶男『統雑録』丙子年11月23日。

24 清軍先鋒隊の一部が商売人として偽装して鴨緑江を渡った期日は丙子年（仁祖14年）12月8日であった。清軍の大部隊は丙子年（仁祖14年）12月10日、鴨緑江を渡った。二つの期日を現在使用する西暦にすると前者は1637年1月3日、後者は1637年1月5日である（丘凡真（2012年）『清朝、キメラの帝国』、民音社、17頁）。

中旬になると、両国間の戦力の深刻な不均衡により戦争の勝負はすでに決着がついたのと同然であり、明軍を含む外部の支援もまったく期待できない状況であった<sup>25</sup>。

興味深いのは、朝鮮が南漢山城を固守する時、朝鮮と清両国間の講和交渉の争点は、領土の割譲や戦争賠償金などの問題であるというよりも、国書の形式と降伏の手順などであったという事実である。大清帝国の樹立を儀礼的手順によって確認を受けようとした清は、①称臣を表記した朝鮮の国書、②斥和臣の護送、③国王仁祖の出城降伏、これらを講和成立の前提条件<sup>26</sup>として掲げ、朝鮮を執拗に圧迫した。金瑬と崔鳴吉をはじめとする極少数の主和派臣僚たちが国家と百姓の安寧のためにこの前提条件を受け入れざるを得なかった立場に比べて、金尚憲と鄭蘊をはじめとする多数の斥和派臣僚たちはこのような主張に対して激しく反発した。逆説的な事実、主和論を主張した人たちが主に備辺司に布陣された大臣たちであったのに対し、斥和論を主張した人たちは主に司憲府士官員弘文官の言官や前・現職の下級官僚、在野の儒生たちであった点である。予想とは異なり、斥和論を最後まで堅持した者たちは、仁祖反正を起こした西人系功臣勢力ではなかった<sup>27</sup>。むしろ、南漢山城を固守する末期に入ると朝廷に布陣した仁祖反正の功臣勢力たちは仁祖に対して、もはやこれ以上耐える余力がないことを想起させ、出城降伏を集団的に提案した<sup>28</sup>。

一方、清は、南漢山城の固守が終盤期に入ると南漢山城を陥落する十分な戦力を完備したにも関わらず全面的な攻略を自制した。出城だけを免除する場合、領土割譲や歳幣などの物質的補償を思う存分に取りまとめることができる状況であったにも関わらず、清は、仁祖の自主的な出城を終始一貫して執拗に要求して終に貫徹させたのであった。清太宗はこれで朝鮮との君臣関係を天下に確認させて、自身の寛大と慈悲を見せようとしたと見ることができる<sup>29</sup>。後日、清はその時の記憶を「三田渡碑」（正式名称：大清皇帝功德碑）に刻み、永遠に歴史に残した。

講和交渉過程の検討を通じて新たに浮き彫りになった事実は、称臣を表記する国書の形式に対する朝鮮君臣の態度である。彼らは、孤立無援の絶対的な劣勢の中に置かれても、対明義理或いは対明事大を象徴する儀礼のなかの一つである国書の形式を簡単に変更しようとしなかった。仁祖15年（1637年）1月18日に作

25 本稿で述べた南漢山城の固守と朝鮮君臣の対応に関しては、許泰玖（（2010年）「丙子胡乱講和協商の推移と朝鮮の対応」『朝鮮時代史学報』52、朝鮮時代史学会）によるものである。

26 一番目と三番目の条件は明皇帝に対する朝鮮国王の義理、二番目の条件は自身の臣下に対する国王仁祖の義理と関連した。斥和の目的が対明義理を主張した点に起因するという点において後者も明に対する義理として還元される。結局この三つすべてが対明義理の実践と関連する事案であった。

27 対明義理と斥和に対するこのような広範囲の支持のため、仁祖反正の執権勢力が「崇明排金」を挙兵の名分としたのである。「崇明排金」は、仁祖反正執権勢力だけの名分ではなかった。むしろ、当時朝鮮士大夫のだれもが共感し、支持する名分であったため、彼らによって選択されたと見ることができる（桂勝範（2008年）「癸亥政変（仁祖反正）の名分とその認識の変化」『南冥学研究』26、慶尚大学校慶南文化研究院南冥学研究所、451-453頁）。

28 『仁祖実録』34巻、仁祖15年1月丙寅（26日）。

29 『仁祖実録』34巻、仁祖15年1月庚申（20日）「遣李弘胄等、持前書如虜營、受其答書而還、其書曰…、命爾出城面朕者、一則見爾誠心悅服、二則樹恩於爾、復以全国、示仁信於天下耳、若以計誘、則朕方承天眷、撫定四方、欲赦爾前愆、以為南朝標榜、若以詭計取爾、天下之大、能盡譎詐取之乎、是自絶來歸之路矣、斯固無智愚之所共識者也」。

成し、翌日清太宗に伝達した朝鮮側の国書は内容のみならず形式をめぐって多くの議論が行われた<sup>30</sup>。この国書は、今後朝鮮が藩国として文書と礼節をこれに合うように行うという約束と同時に仁祖の出城条件を緩和して城の上から遥拝することを許してほしい、という内容を盛り込んで<sup>31</sup>いた。朝鮮はこの国書を通じて清が要求する君臣関係を国書の形式を通じて受け入れるということの意思を初めて明らかにした。斥和派の金尚憲が泣きながら破ると、主和派の崔鳴吉が笑いながら再び貼り付けたというよく知られている有名な国書がまさにこれである。多くの議論の末、「陛下」という二文字は、一部の臣下たちの反対で終に削除されたまま発送されたが、清は再び国書を送って斥和臣の護送と仁祖の出城を朝鮮側に要求した<sup>32</sup>。仁祖15年（1637年）1月21日、朝鮮は結局称臣を表記した国書を新たに作成して発送することになる。「朝鮮国王臣李倧、謹上書于大清国寛温仁聖皇帝陛下」から始まるこの日の国書には清の崇徳年号も記入された<sup>33</sup>。「清太宗実録」には当時受け付けた国書の全文が掲載されていたが、その冒頭には「この日、朝鮮国王李倧が臣と称し、奏文を上げるに至った。その文によると…（是日、朝鮮国王李倧称臣、以奏書至書日…）」と強調した<sup>34</sup>。以上の状況は当時の人たちに「称臣」の意味がどのようなものであったか、また、これはどのような形式を通じて確認されたかを示す良い事例である。

城を固守する末期に、朝鮮は江華島の陥落と清軍の猛烈な紅夷砲の攻撃を受けて、それ以上の抵抗をする意志を失い、清の無条件降伏の提案を受け入れた。47日間の南漢山城の固守は、1637年（仁祖15年）1月30日、藍色に染めた平服<sup>35</sup>姿の国王仁祖が南漢山城の西門<sup>36</sup>を出て三田渡近くの受降壇で清太宗皇太極に謝罪と臣属である意味の三拝九叩頭の拝礼をすることにより終結した。

丙子胡乱の降伏は清と朝鮮の関係が兄弟関係から君臣関係に変わったことを意味する。このような国家位相の変化は後の両国間の政治的・経済的・軍事的懸案の処理において直接的に現れるが、普段の多様な外交儀礼を通じて繰り返され、確認される構造であった。例えば、国書の用語と形式、年号の正朔の使用、使臣の位の配置と接待礼節等であると言える。このような儀礼の中で国家間の位相を最も確実に表す一つが国王の三拝九叩頭であった。このような儀礼はすべてが朝

30 1月18日に発送した国書は返送され、1月19日ようやく清に一応受け付けた（『承政院日記』55冊、仁祖15年1月戊午（18日）「洪瑞鳳等、為虜所却、不得傳国書、而自上招見、鳴吉啓曰、今又不捧国書矣、上曰、何以為之耶、曰、臣等先通則龍胡出来、蓋先為来待、而托称将帥招之而去矣、俄而金沔屎出来言、馬夫大夫来、日且已暮、還為入去云云矣」；『清太宗実録』33巻、崇徳2年1月己未（19日）「朝鮮国王李倧、遣其閣臣洪某尚書崔某侍郎尤某、齎書至營請成、書曰、伏奉明旨…」。

31 『仁祖実録』34巻、仁祖15年1月戊午（18日）「其書曰、朝鮮国王謹上書于大清国寛温仁聖皇帝【此下有陛下二字、為諸臣所争、而抹去】伏奉明旨…、今之所願、只在改心易慮、一洗旧習、拳国承命、得此諸藩而已、誠蒙曲察危懼、許以自新、則文書礼節、自有應行儀式、講而行之、其在今日、至於出城之命、實出仁覆之意、然念重圍未解、帝怒方盛、在此亦死、出城亦死、是以瞻望龍旌、分死自決、情亦戚矣、古人有城上拜天子者、蓋以礼有不可廢、而兵威亦可怕也」。

32 『仁祖実録』34巻、仁祖15年1月庚申（20日）。

33 『仁祖実録』34巻、仁祖15年1月辛酉（21日）。「遣李弘胄等、奉国書如虜營、其書曰、朝鮮国王臣姓諱、謹上書于大清国寛温仁聖皇帝陛下、臣獲罪于天、坐困孤城、自分朝夕就亡…」。

34 この国書は『清太宗実録』では、1月20日記事に掲載されていたが、これは清実録の編纂過程で発生した誤りであるとする（『清太宗実録』33巻、崇徳2年1月庚申（20日）「是日、朝鮮国王李倧、稱臣以奏書至、書曰、朝鮮国王臣李倧、謹上書于大清国寛温仁聖皇帝陛下、臣獲罪于天、坐困孤城、自分朝夕就亡…」）。

35 清の立場から見ると、仁祖は罪を犯した身であるため、袞龍袍を着ることができない。

36 もともと君主は、南門から出入りすることが原則である。西門を通して出たのもまた謝罪の意味を含んでいた。

鮮の事大所が明から清に変わったことを象徴的に表すもので、明に対する義理<sup>37</sup>を父母に対する義理と同じだと喩えていた朝鮮君臣たちの意識世界では、どうしても受け入れ難いことであった。

仁祖が出城降伏を最後まで回避しようとしていた目的には、国王の威厳が損なわれるという羞恥心、人質として連れて行かれるかもしれない恐れなどが複合的に含まれていた。しかし、「礼の実践」という脈絡で考えた場合、何よりも国是と同様に広く支持を受けていた対明義理を明確に否定する三拝九叩頭の拝礼をすべての民の模範となるべきである国王自身が直接行わざるを得ないということに対する苦悩は最も大きな比重を占めたはずである。儀礼の形式と行為者の内面を現在のわれわれのように状況に応じて分けて考慮することが容易ではなかった当時の人たちに対しては、仁祖の出城降伏は臨時的危機を免れる為の一回だけのやむを得ない行為として受け入れることは難しかった。一方、清太宗は三拝九叩頭を含む三田渡降礼全体の儀式を通じて皇帝になった自身の権威を清と朝鮮の多くの臣下たちが見ている場所で確実に認めさせようとしたのであろう。このことを反証するかのよう、仁祖は称臣を表記した最初の国書（1月21日発送）で、もし自分が出城降伏をした場合、今後朝鮮で王として国を治めることが難しくなるだろうと清太宗に訴えた。

臣には切迫した困った事情があって陛下に申しあげます。我が国の風俗は切実に厳しい礼儀が過酷なほど掟があります。王の行動が少しでも通常と異なると驚きの目でお互いを見つめて、奇異な事として見做します。もし、このような風俗の通りに治めなければ、最終には国を維持することができなくなります。丁卯年以降に朝廷の臣下たちの間では実際に他の議論（斥和論：引用者）が多かったが、それを極力鎮静させようとしながらも直ちに叱責できなかったのは、大体このような点を懸念したからであります。今日に至って城の中に満ち溢れているすべての官員と士庶は、危険が差し迫った緊迫した事態を目撃して帰順しようとする議論に対してはすべての人が同じ言葉で同意しています。しかし、城から出て行くという一条目のみに対してはだれもが「高麗朝以来なかったことだ。死ぬことを自分の運だと思って城を出ない。もし、大国の督促が止まないならば、後日得るものは積もった死体と空っぽの城のみであろう」と言います。いまこの城の中の人たちがすべて近いうちに死ぬことを知りながら、敢えて発言したのがこのようですので、他の所にいる人々は言うまでもないでしょう。昔から国が滅びた理由は単に敵兵のためだけではありませんでした。たとえ陛下の恩恵を受けて再び国を立てることができるとしても、今日の人情を省察すると必ず臣を王として喜んで敬うことはしないでしよう。これがつまり臣が非常に恐れていることです<sup>38</sup>（下線は引用者）。

37 義理はその時代の用法として、どのような状況においても必ず守らなければならない普遍的道德法則や当為を意味する。注意すべき点は、人間として義理を守らなければならない根拠は、ある恩恵や利益に基づくものではない。例えば、父母に対する義理を必ず守らなければならないのは、自分を育てた父母の恩恵のためではない。それは、天理（天理：普遍的道德法則）であるために、必ずそうしなければならないこと、また、自ずからそうなるために守らなければならないのである。

38 『仁祖実録』34巻、仁祖15年1月辛酉（21日）。

城を固守する当時、金尚憲と鄭蘊をはじめとする斥和派臣僚たちは国家の存亡よりも対明義理の遵守がより重要であると力説したりした。そうかといって、彼らが清を撃退する顕著な軍事的対策を持っていたわけでは決してなかった。それにもかかわらず、このような趣旨の主張は丙子胡乱の前でも後でもずっと「正論」として朝鮮で認識されて<sup>39</sup>、宋時烈のような斥和論の継承者が朝鮮後期の歴史の勝利者となったことは広く知られている事実である。

金尚憲が「たとえ無益であることを知りながらもすべきことがあり、すべきではないことがあるので、この事（称臣した国書を送る事、引用者）は決してしてはいけません。」と申し上げた。王が「無益であるがすべきことはどんなことであるか」と尋ねた。金尚憲が「彼らがもし王子と大臣を人質として要求したらこれはすべきことであり、歳幣を上げ、領土を割譲してほしいと要求したらそれもまたすべきことであります。いま彼らが出城を要求しているが、一度屈服した後、もし君臣の義理を固執して勝手に命令を下せば、将来どうしますか。」と申し上げた。王が「もしそうであったとしても天心が怒ったことを後悔するなら、それでも脱することができる。會稽の災厄<sup>40</sup>もこの方法で脱したので、一律に論じることはできない」と言った。

金尚憲が「…全城の臣民たちが和親を願うと言うのは、講和のことであるので、もし講和より屈辱的降伏であるとしたら民心がすべて憤慨することになります。たとえこの事が成せるとしても全城の臣民たちはもしかして生存するかも知れないが、至尊（仁祖、引用者）は決して保全できません」と申し上げると、王は「卿は出城を懸念しているのだろうか。決して出城はしないだろう」と言った<sup>41</sup>。

上記の史料で示すように、当時の人たちにとっては人質・歳幣・領土の割譲よりもはるかに重要な価値は、君臣の義を象徴する国書の形式であり、この時の君臣の義は対明義理と直結していた。洪翼漢のような斥和論者たちが真に憂慮していたことは、明の問責や報復よりも、対明義理を放棄した場合受けるであろう歴史と後世の非難であった。斥和論の論議で明という特定国家を考慮することは副次的な要素であった。更に果敢に言えば、当時講和交渉に任じた朝鮮の君臣が最後まで苦悩した問題は実質的降伏や否やであるよりも礼を通じて具現される降伏の形式であったと言える。大多数の朝鮮人の立場から見た場合、対明義理という大義と称臣を表記した国書の形式等は決して分けることができなかった。

斥和論者と似た心性は、宗教シンボルに対する現代の宗教人たちからも同様に

39 『仁祖実録』15巻、仁祖5年1月丁酉（29日）。「尹昉曰、国家危亡、在此一挙、雖欲親呈、何可不従、李葵曰何忍親受乎、上曰、雖是正論、彼若怒去、則更無可為矣、李貴曰、不和則已、和則不可不従」；『仁祖実録』33巻、仁祖14年12月丁亥（17日）「上泣曰、年少之人、思慮短浅、議論太激、終致此禍、当时若不斥絶彼使則設有此禍、而其勢必不至此矣、実関時運、何可咎仁」等。

40 春秋時代、越王句踐は吳王夫差と戦ったが、敗れて會稽山で屈辱的降伏をした。句踐は後日屈辱に耐えながら国力を育て、吳国を滅亡させ、夫差を自決させた。

41 『承政院日記』55冊、仁祖15年1月戊午（18日）。

見つけることができる。宗教シンボルを通じた宗教儀礼の実践は、敬虔な信仰を持つその宗教人にとって、単純な礼拝手順と言うよりも彼ら自身の存在理由及び人生の価値とも直結する問題である。従って、信仰のない人には何の意味もない宗教シンボルの毀損が彼らにとっては甚だしい侮辱として解釈され、暴力事態を招いたりする。宗教の歴史を振り返って見ると、殉教者と背教者を区別する場合、聖像や聖書のような宗教シンボルが動員されたのもこれと同様の脈絡であるからである。類似した現象として、特定の宗教と関連した女性遮蔽服の固守または旧韓末断髪令に対する反発等を挙げることができる。17世紀の朝鮮の斥和論者は戦力の劣勢を比較的正確に認知していたにもかかわらず、清との講和を最後まで反対したことをどのように説明すべきであろうか。筆者は、彼らには明に対する屈従的・依存的意識があったため国際情勢を無視して誤った判断をしたと理解するよりも、殉教者的な脈絡で再考察することが当時の実情により近いだろうと考える。

## 4. 二つの対明認識を通じて見た新しい展望

以下では、以上の議論を通じて収斂されるあの時代の朝鮮人が堅持していた斥和論・対明義理論、中華認識全体の性格を整理する。そのため、上述した朝鮮社会全体の対明義理や対明事大に対する絶対的支持をあの時代の脈絡の中で再解釈する必要がある。繰り返し強調するが、斥和論は戦争の勝利に対する自信や明の支援と問責を意識して提起されたのではなかった<sup>42</sup>。また、これを単純に明に対する事大主義や清に対する韓民族の抗争という視点で見ると<sup>43</sup>なら斥和論の本質を理解できなくなる。

このような二分法的視角から脱皮するために、当時の人たちの対明認識には二つの次元の認識が混在していたことを看破し、これを分けて考察する必要がある。その中の一つは、特定国家としての明に対する認識であり、もう一つは、普遍的文明人中華を象徴する明に対する認識である。先行研究では、往々に明が滅亡した後朝鮮の中華主義が発生する過程において後者が分離・出現・強化されたこととして理解していた<sup>44</sup>。しかし、筆者は明に対するこの二つの認識が明・清交替期以前からすでに朝鮮人の意識の中に存在し、そのような枠の中で明との関係も維持されたと考える。

朝鮮を開国した新進士大夫たちは、明を中心とする中華秩序の中で諸侯国としての朝鮮の位置を自覚しながら<sup>45</sup>朝鮮の礼制と文物を中華の基準に合わせて改編

42 当時、明と清の国力の差が非常に大きかったことを考慮した場合、その時代の朝鮮人たちが明・清の交替を想像することは難しかった。しかし、少なくとも彼らが明・清戦争の推移と関係なく明の軍事的支援を期待しなかった点だけは確かである。

43 光海君と三学士に対する肯定的なイメージが共存する学界と民衆の雰囲気がかこに起因したのではなかろうか。

44 劉奎学(1995年)『燕巖一派 北学思想研究』一志社、57-63頁。

45 『高麗史』編纂過程で高麗諸王の歴史を本紀ではない世家へ編入したのは、このような意識を反映する代表的な事例である。高麗史編纂に従った難題と創意性に対しては崔鍾爽(2012年)『『高麗史』世家題目設定の文化史的含意の探究』『韓国史研究』159、韓国史研究会。

するために自主的に努力した。彼らにとって礼制は中華秩序へ編入する重要な基準であった。彼らは中華文明の標準として認識されていた明の礼制と文物を選別して朝鮮社会に適応させることによって、中華の理想を朝鮮の地において実現させようと努力した。朝鮮が明の礼制と文物を受け入れようとした目的は、明の圧力や勧告を意識したことであると言うよりもそれは中華文明を積極的に理解して内面化した結果であった<sup>46</sup>。従って、このような現状の原因を明に対する政治的・文化的従属の深化として規定することはできない。これは、根本的に明として象徴される中華文明に対する朝鮮人たちの意識、つまり、中華認識が質的に変化し始めたことに起因する<sup>47</sup>。中華の礼教秩序が朝鮮で高麗よりはるかに徹底的に具現できたのは、朝鮮社会の内部にこのような中華の礼教秩序を普遍的で当為的なものとして見做そうとする広い認識が形成されつつあったからである<sup>48</sup>。

高麗末期、朝鮮初期の中華認識の質的転換に関連して、最近朝鮮初期礼制改編の脈絡を自主事大の二分法から脱皮して再解釈した最近の議論を参考に説明すると次のようである<sup>49</sup>。高麗末期以前の事大と中華文物の受容に従った礼制改編が当時の人たちの目的ではなく手段として受け入れたことに比べて、高麗末期以後の人たちにとって、礼制の改編は普遍的中華秩序の中で自分の分義を決定する重要な作業であった。当時の朝鮮人たちはこれを屈辱的なことであると考えたのではなく、明の視線と関係なく必ず推進すべき正しい事であると考えた。礼制改編及びその含意が性理学を思想的土台とする当時の新晋士大夫たちの志向と合致したことも念頭に置くべきである。

そのため、朝鮮前期と壬辰倭乱を経過して深化した中華認識<sup>50</sup>は、特定国家としての明に対して無条件的従属を許容することはなかった。すでにくつかの先行研究で指摘したように、明の政治・制度・学術・人心を批判するその当時の朝鮮人の記録は明に対する肯定的叙述と同じぐらい容易に見つけ出すことができ

46 これは朝鮮が明の確認や干渉が不可能な地方城隍祭を『洪武礼制』に基いて改編しようとした試みからも見ることができる(崔鍾爽(2008年)「朝鮮時期城隍祭立地をめぐる様相とその背景:高麗以来の秩序と「時王之制」の拮抗の観点から」『韓国史研究』143、韓国史研究会)。

47 崔鍾爽(2017年)「高麗後期「自身を夷と見做した華夷意識」の誕生と内面化:朝鮮の自己本質の母体を探して」『民族文化研究』74、高麗大学校民族文化研究院;「13-15世紀天下秩序における高麗と朝鮮の国家本質」『歴史評論』121、歴史評論社、等。

48 高麗で最も華夷論的視角を持っていた成宗さえも皇帝制度を積極的に導入した。朴宰佑は、これは王と皇帝の差異に対する高麗華夷論者たちの理解が深くなかったことに起因すると指摘した(朴宰佑(2005年)「高麗君主の国際的位相」『韓国史学報』20、高麗史学会、53-55頁)。

49 崔鍾爽(2016年)「中華普遍、ジレンマ、創意的なメカニズム:朝鮮初期文物制度整備性格の再検討」『朝鮮時代礼教談論と礼教秩序』(朴鍾天他10名の共著)昭明出版。

50 韓明基は、「再造之恩」に対する報い或いは明に対する負債意識が韓中関係を質的に変化させた主要な動因の一つであると把握しているようである(韓明基(1999年)『壬辰倭乱と韓中関係』歴史評論社、353-406頁;韓明基(2009年)『丁卯・丙子胡乱と東アジア』青い歴史、150頁)。筆者もその時代の無数の史料からもわかるように斥和論が「再造之恩」と密接な関係があった点を否定しないが、もし、斥和論に「再造之恩」がなかったなら提起不可能な議論であったのか、という問題に対しては綿密な検討が必要であるという立場である(許泰玖(2017年)「丁卯・丙子胡乱前後、主和・斥和論に関する研究成果と展望」『史学研究』128、韓国史学会、196-203頁、参照)。

桂勝範は壬辰倭乱以前にすでに存在していた対明事大に対する絶対的な雰囲気を見出し、中宗時代の変化像に注目した(桂勝範(2006年)「派兵議論を通して見た朝鮮前期対明観の変化」『大同文化研究』53、成均館大学校大東文化研究院、参照)。しかし、このような雰囲気もまた中宗時代に「新たに」形成されたかについては、更に詳しい論証が必要となる。中華認識の質的転換との関連については、高麗末期と朝鮮初期の変化に注目した研究もある(崔鍾爽(2010年)「朝鮮初期「時王之制」論の構造の特徴と中華普遍の追求」『朝鮮時代史学報』52、朝鮮時代史学会)。それぞれの提案は、転換の時期のみならず、その時代の朝鮮人が持っていた中華認識の本質と形成をどのように把握するか、という問題に対してもかなり立場の違いがある。性理学の拡散と中華認識の相関関係の深化の相関関係に対しても、今後更に緻密な説明が必要である。

る<sup>51</sup>。もちろんこのような記録は中華文明の価値に対する全面的な否定や自主独立の宣言のようなものではない。宣祖7年（1574）の北京使行で趙憲が中華文明に対する熱い憧憬を表出すると同時に中華の理想と乖離した明の現実に怒りを表出したことからわかるように<sup>52</sup>、このような現象は明という特定の国家を朝鮮人が体得した中華文明の基準によって批判した結果であると見ることがより合理的である。朝鮮は礼制をはじめ明の文物制度を自発的に移植するために多くの努力を傾注した。しかし、たとえ明で流行し明の国の人たちが推薦するものであったとしても、陽明学のように自分たちが設定した中華文明の基準に合わないものは頑強に拒否した<sup>53</sup>。

朝鮮と明の事大字小、或いは朝貢・冊封関係は明らかに礼制上、上下と位階的性格を持っているが、明の要求や指示がいかなる制限もなしに貫徹されるのは現実的のみならずその原理的にも成立するのが難しかった<sup>54</sup>。両国の関係は、勢力のみならず義理と名分がともに相互作用する構造であったからである。諸侯国の分義に劣らず天子国分義も両国の関係を規範的にまたは実質的に規定し、独自の境域と人口を治める外藩諸侯の支配権は侵害を受けないものとしてその時代の人たちは考えた<sup>55</sup>。このような観点から見てこそ再造之恩の形成期である壬辰倭乱当時発生した朝・明両国の多くの外交懸案と葛藤<sup>56</sup>、天子が冊封した朝鮮の国王を他でもない徹底した中華理念の担持者として知られていた所謂「純正性理学者」たちが反正を通じて逐出した事実はまた矛盾なく理解できる。つまり、中華文明の象徴としての明が普遍であるとするなら特定国家としての明は特殊になり得ると言えるし、普遍の枠の中で特殊を批判することはいくらかでも可能であった。

したがって、筆者は、胡乱期の斥和論も明という特定国家に対する盲目的な従属或いは国際情勢に対する誤った判断に起因した結果であると見るより、明が象徴する中華文明に対する価値をその時代の朝鮮のすべての君臣と士大夫が共有したためであると考え。之を傍証するかのよう、斥和論者たちが本当に憂慮していたのは明の事後問責或いは報復ではなく対明義理の放棄を通じた倫理と道徳

51 特定国家としての明の現実にに対する朝鮮人の批判的視点は、呉恒寧（1992年）「17世紀前半における庶人山林の思想：金長生・金尚憲を中心として」『歴史と現実』8、韓国歴史研究会、52頁；曹永祿（1996年）「朝鮮の小中華観：明清交替期東アジア三国の天下観の変化を中心として」『歴史学報』149、歴史学会、116-117頁；禹景燮（2012年）「朝鮮中華主義に対する学説的研究」『韓国史研究』韓国史研究会、253-254頁、等。

52 夫馬進著・鄭台燮他4名共訳（2008年）「第1章 万歴2年朝鮮使節の「中華」国批判」、『燕行社と通信社』新書苑。

53 尹南漢（1982年）『朝鮮時代の陽明学研究』集文堂、177-180頁。

54 権善弘（2010年）「儒教文明圏の国際関係：冊封制度を中心として」『韓国政治外交史論輯』31-2、韓国政治外交史学会、120-126頁、「儒教の礼規範から見た伝統時代の東アジア国際関係」『韓国政治外交史論輯』35-2、韓国政治外交史学会、156-160頁、参照。

55 崔鍾爽（2013年）「朝鮮初期国家位相と「声教自由」」『韓国史研究』162、韓国史研究会、19-23頁、参照。

56 例えば、再造之恩の最大受益者である宣祖さえも明の講和推進に先頭に立って反発したことを想起するがよい。

の崩壊であり<sup>57</sup>、歴史と後世の非難であった<sup>58</sup>。斥和の議論において明という特定国家を考慮するのは副次的な問題であった。また、彼らに対して主和・斥和の問題は外交的進路の選択ではなく文明か野蛮か・人間か獣かを選択する実存的決断の問題であった。外交的懸案に対する強硬論（鷹派）と穏健論（鳩派）の対立は古今東西の普遍的現象である。大概の場合、その本質が国家の安全或いは国益の追求を果たしてどのようにするかをめぐって展開された路線の対立であるという点において朝鮮の主和・斥和論争とは大差がない。

このような脈絡から見ると、「対明義理を固守する為には国家が減びてもしかたがない」と斥和論者たちが発言するのも理解の糸口が得られる。武力的打開を含む他の対案がない状況のなかで国家の存続のためには主和派の主張通り和親以外に他の選択肢はなかった。しかし、二回の胡乱当時、斥和論者たちが命がけで守ろうとしたのは、朝鮮という国家であるというよりも（明という特定国家でもない）明として象徴される中華という普遍文明であった<sup>59</sup>。丁卯胡乱当時、李貴にとっては、国はオランケ（昔豆満江一帯に住んでいた女真族）との和親を通じてでも保存すべきであったとするなら<sup>60</sup>、張維にとっては、不義によって保存された国はいっそうのことむしろない方がよかった<sup>61</sup>。このような状況を考慮した場合、斥和論者たちにとって国とはそれが中華文明の普遍的価値を担持して実践した時にのみ意味があったと考える<sup>62</sup>。

このような点を考慮してこそ中華文明に対する理解水準と受容様相が朝鮮と異なっていたベトナムと日本が明・清交替前後に見せた（朝鮮と比較して見た場合）相対的になにも気かけなかったことや実利追求的反応が優劣の視角からではなくその当時の比較史的脈絡から正確に理解することができるだろう<sup>63</sup>。また、清軍の北京占領を特に抵抗なく迎え入れた明の遺民たちがその後の薙髮令には強力的に抵抗した事実も理解できるだろう<sup>64</sup>。清が、もし薙髮を朝鮮に強要したと

57 『仁祖実録』39巻、仁祖17年12月戊申（26日）「前半書金尚憲上疏曰…自古無不死之人、亦無不亡之國、死亡可忍從、逆不可為也、有復於殿下者曰、人有助寇讐攻父母、殿下必命有治之、其人雖善辭辭以自解、殿下必加以王法、此天下之通道也、今之謀者以為、礼義不足守、臣末暇据礼義以辨、雖以利害論之、徒畏強隣、一朝之暴、不懼天子六師之移、非遠計也」。

58 『仁祖実録』33巻、仁祖14年10月丁丑（6日）「玉堂…仍上劄曰…噫、我國之於天朝、名分素定、非若羅麗之事唐宋也、壬辰之役、微天朝則不能復國、至今君臣上下、相保而不為魚者、其誰之力也、今雖不幸而大禍迫至、猶當有殞而無二也、不然、將何以有辭於天下後世乎」。

59 このような点を考慮した時、北伐論の第一義理（第一義）が明の為の復讐より春愁大義の固守であると宋時烈が考えたとする弟子である権尚夏の回顧は非常に示唆に富んでいる（宋時烈、『宋子大全』附録19巻、「記述雜錄 尹鳳九」鳳九曰、聞清慎春諸先生、皆以大明復讐為大義、而尤翁則加一節、以為春秋大義、夷狄而不得入於中國、禽獸而不得倫於人類、為第一義、為明復讐、為第二義、然否（先師＝権尚夏：引用者）曰、老先生之意、正如是矣」。

60 『仁祖実録』15巻、仁祖5年2月丁未（10日）「貴曰、不和則亡、何為此言」。

61 『仁祖実録』15巻、仁祖5年2月丁未（10日）「維曰、國雖亡、豈以不義固存乎」。

62 崔鳴吉の主和論も対明義理の追求という次元から見ると、斥和論と対極的位置にある主張ではなかった。但し、彼は国亡直前の切迫した状況の中で独自の領土と百姓を持つ「外服諸侯国の朝鮮が明に対する義理をどの程度まで犠牲にして守らなければならないのか」という問題において、斥和論者たちとの見解が大きく分かれていただけであった。対明義理が絶対的で普遍的な真理としてこの時期を支配したために派生したジレンマは「外服諸侯国朝鮮は如何にしてどこまで犠牲にして明に対する義理を守らなければならないのか」という問題と関連した基準設定と実践の問題であった（許泰玖（2013年）「崔鳴吉の主和論と対明義理」『韓国史研究』162、韓国史研究会）。

63 劉仁善（2012年）『ベトナムとそこのお隣中国』創作と評論社、228－233頁；Ronald Toby著・許恩珠翻訳（2013年）『日本近代の「鎖国」という外交』滄海、160－164頁（原著はRonald Toby、（2008年）『「鎖国」という外交』小学館。』）。

64 石橋崇雄著、洪性鳩翻訳『大清帝国1616－1799』145－149頁、人文主義者（原著は、石橋崇雄（2000年）『大清帝国』講談社）。

したら、その抵抗の度合いはより激しく持続的であっただろう。わたしたちはしばしば1637年の出城降伏と1644年の北京陥落を明・清交替と華夷秩序の変動という次元で理解するが、その時代の人たちが受け入れた普遍文明としての中華の位相は朝鮮内でまったく動揺しなかったという点に注目する必要がある。外交上の儀礼と対象は漢族王朝である明から満族王朝である清に変わったが、両国間の関係を規定する理念・修史・外交手順は本質的に変わらなかったと考える。このような脈絡から見てこそ朝鮮後期大報壇及び万東廟祭礼の施行も新しい解釈の契機を用意することができるだろう。

本稿は、以上述べたように、朝鮮人たちの中華認識が深化した結果、その時代の人たちの対明認識の中に「二つの対明認識」、つまり、①特定国家としての明に対する認識、②普遍的中華文明を象徴する明に対する認識が存在したことを斥和論と対明義理論に提起される脈絡から立証を試みた<sup>65</sup>。このような仮説を精密な論証の下で朝鮮時代の対明・対清関係全体に適用させて見る場合、既存の自主と事大という二分法では明らかに説明できなかった多くの現象が「二つの対明認識」または「二つの対清認識」という枠の中で新たに説明されることを期待する。

65 対明義理の性格規定或いは中華認識と関連して、朝鮮時代の対明認識を筆者と類似した主旨から二つの次元に分けて理解すべきであると主張する研究は、諸先行研究で絶えず提起されていた(李用熙・申一澈対談(1977年)「事大主義：その現代的解釈を中心として」『韓国民族主義』書文堂；禹景燮(2006年)「宋時烈の華夷論と朝鮮中華主義の成立」『震檀学報』101、震檀学会、等)。例えば、李用熙は、朝鮮の対明事大を、名分による事大と力による事大に区分して、その時代の人たちは前者ではなく後者に対する酷い屈辱感を感じたと説明した。禹景燮は、その時代の人たちの対明認識を血統と王朝を超越して存在する文化的真理、つまり、道義の担持者を象徴する「観念的中華としての明の国」と諸問題点と限界がある「歴史の実体としての明の国」として区分した。



# 「胡乱」研究の注意点

鈴木 開

東京大学

## 要 旨

「胡乱」（こらん）は、朝鮮半島においては清のホンタイジによる2度の朝鮮侵略として知られている。この「胡乱」に対する研究はその歴史的重要性に比して立ち遅れてきた。その原因は様々に考えられるが、関連資料が明、清、朝鮮王朝にまたがって広範囲に存在し、しかもそれら資料が、漢語、満洲語、モンゴル語など複数言語によって記されていることが、中国史、韓国史といった枠組みからの接近を難しくさせたことも一つの原因であると思う。近年、主に満洲語史料を利用した清朝史研究の活発化によってこうした課題は徐々に克服されつつあるが、「胡乱」の実態解明はまだまだこれからという状況である。本発表では、近年の韓国における「胡乱」研究の動向を紹介しながら、そこにみられる「胡乱」理解の問題点を2点ほど指摘したい。一つは、第一次侵略の際に結ばれたとされる「丁卯和約」に関するものであり、もう一つは、この時期に重要な役割を果たした外交官朴蘭英の第二次侵略時の死に関するものである。この2点はいずれも些細なもののようにみえるかもしれないが、「胡乱」研究における資料の重層性、多言語性といった注意点を理解するための格好の材料を提供してくれる。

## はじめに

「胡乱」とは、清の太宗ホンタイジによる2度にわたる朝鮮半島侵略に対する朝鮮側の呼称であり、1627年の丁卯の乱、1636～7年の丙子の乱を指す。この「胡乱」に対する研究は長年にわたって行われてきたが、例えば「倭乱」研究などと比較すれば、圧倒的に立ち遅れている。

その原因は様々に考えられるが、ここでは関連資料が韓国のみならず中国、台

湾、日本などに所蔵されているという点、またその資料が漢文、満洲語、モンゴル語など複数言語によって記されていることの2点を指摘したい。そのため、「韓国史」あるいは「韓国」資料からのみの接近では深みある歴史的理解をえることができないのである。

こうして「胡乱」研究は長く停滞し、「胡乱」そのものに対する関心も低調であったが、韓明基氏が『丁卯・丙子胡乱と東アジア』（2009）、『歴史評説 丙子胡乱』（2013）をはじめとする著作を発表し、新たな関心を引き起こしているように思われる。韓氏の研究の意義は高く評価されなければならないが、その一方で、韓氏の研究には従来の研究を踏襲しているところが多く、新しい見解はあまりない。また、前述した各国に遍在する資料の活用や、満洲語、モンゴル語資料の読解なども十分になされていない。

最近では、韓氏が主に依拠した柳在城氏の研究<sup>1</sup>を再検討する方向で研究が進められつつあり、また満洲語史料をはじめとして明側、清側史料の検討も行われている<sup>2</sup>。今後も、こうした動向のなかから新たな理解が生まれることと思われる。しかしながら、現状はまだ過渡的な段階であり、旧来の理解、つまり朝鮮と清の関係を冊封関係としてのみ捉え、その枠組みに基づいて「胡乱」を解釈しようとする理解も依然として存在する<sup>3</sup>。

ここでは、最初に挙げた二つの問題のうち、関連資料の遍在という問題しか扱うことができないが、現在の「胡乱」研究における課題の一端を示せればと思う。なお、引用文中の（ ）内は引用者による注記、〔 〕内は引用者による挿入である。

## 1. 「丁卯和約」はあったのか？

韓氏は『丁卯・丙子胡乱と東アジア』第二章を「丁卯和約の亀裂と丙子胡乱の発生過程」とし、「実際に「丁卯和約」が締結されてからいくらかたないうちに両国関係は破裂音を出し始めた」と述べている<sup>4</sup>。そして2017年の論文では、「丁卯和約の破綻過程」として、1633年、後金に帰順していく孔有徳、耿仲明らを朝鮮兵が攻撃したことをもって、「後金が朝鮮の「本心」を確認して、丁卯和約が事実上終わった瞬間であった」と<sup>5</sup>より具体的に述べている。

しかし、韓氏の著作のどれをみてもこの「丁卯和約」の内容がどのようなものであったのかについては全く記されていない。この「丁卯和約」という語は恐

1 柳在城『丙子胡乱史』（国防部戦史編纂委員会、1986年）。

2 丘凡真、李在璟「丙子胡乱 当時 清軍の構成と規模」（『韓国文化』72、2015年12月）、張禎洙「丙子胡乱時 朝鮮 勤王軍の南漢山城 集結 試図와 活動」（『韓国史研究』173、2016年6月）、李在璟「丙子胡乱以後 朝明 秘密接触의 展開」（『軍史』103、2017年6月）など。

3 例えば洪性鳩氏は、日中韓における近年の研究動向を手際よくまとめているにもかかわらず、「朝鮮は、1637年以後、少なくとも形式的には、朝貢儀礼と朝貢国としての義務に忠実でないことはなかった」と記しているところがあり、誤解を招く表現であるといえる。洪性鳩「清秩序の成立과 朝清関係의 安定化：1644～1700」（『東洋史学研究』140、2017年9月）168頁を参照。

4 韓明基『丁卯・丙子胡乱과 東아시아의 平亂역사』、2009年、90頁。ほかに153頁も参照。

5 韓明基「明清交替 時期 朝中関係의 推移」（『東洋史学研究』140、2017年9月）68頁。また66～67、71頁も参照。

らく柳在城氏が最初に用いたものである。柳氏は「丁卯胡乱はこの年（1627年）3月3日に成立した丁卯和約を通じてひとまず戦争状態を終息させた」と<sup>6</sup>、かなり明確に記しており、韓氏も同様の意味で用いていたと思われる。

ところで、このような理解は必ずしも一般的ではない。韓国では、例えば金声均氏が3月3日に、仁祖の避難先である江華島で、「江華誓約」が結ばれたが、内容に不満を持った総司令官のアミンAminが、帰路の平壤で「平壤誓約」を結び、そのどちらも正式なものであったと理解している<sup>7</sup>。さらにさかのほれば、稲葉岩吉氏が「江都誓文」と平壤での「盟誓」について述べ、平壤での「誓文の要領は、吾人知るを得ざるが、江都誓文に比して数項の加へられしものありしとも、思われざるに非ず」と両者の違いに言及している<sup>8</sup>。では、事態は実際にはどうであったか。

江華での盟約をホントイジに報告するため、クルチャンKürcanが瀋陽へ向かった後、アミンは、「朝鮮王は誓ったのだから、我らはまだ誓わない。兵を還しながら俘虜を捕え略奪したい」と述べ、3日間、略奪を行いながら平壤にいたった。そして、彼らの下にあった朝鮮の降伏使節李玖、李弘望と平壤で改めて講和を天地に誓ったのである。ここで読み上げられ、焼かれた書には、①仁祖がホントイジに送るべきものを送らない時、②後金の使者を明の使者と同等に敬わない時、③後金に悪意を抱き城郭を固め兵を整えた時、④女真が捕獲して剃頭した者が朝鮮に逃げても返さない時、⑤仁祖の、遠く隔たった明と親しくするよりは、近くの後金と親しくする、との言に背いた時には朝鮮を討つ、という内容が記されていた。これは、朝鮮から後金への礼物（①）、後金使者の受け入れ（②）、軍備の禁止（③）、逃亡捕虜の送還（④）、明との断交（⑤）を誓ったものと理解できるが、こうした内容はいずれも江華での盟約には見られないものであり、アミンの独断によるものと推測される<sup>9</sup>。

そして、このことは朝鮮朝廷も十分に把握し、恐らくアミン当人に対して抗議を行っている。これまで注目されてこなかったが、抗議のために作成された文書も残っている。

書簡を受け取ったところ、無事に大同江を越えたことを知り、しかも誓文を示してもらい、たいへん結構である。先日、我が国が〔江華で〕宣誓をした際、誓文を起草し、貴国との間で多くの使者をやり取りして協議して決定し、その後天に告げて誓約した。その誓文には次のようにあった。我が両国はすでに和平を結んだ。今後は両国が互いに誓いを守り、ささいなことで争わず、無理な要求を行ってはならない。もし我が国が金国に対して復讐の機会をうかがい、講和に背いて、挙兵して侵略すれば、皇天が

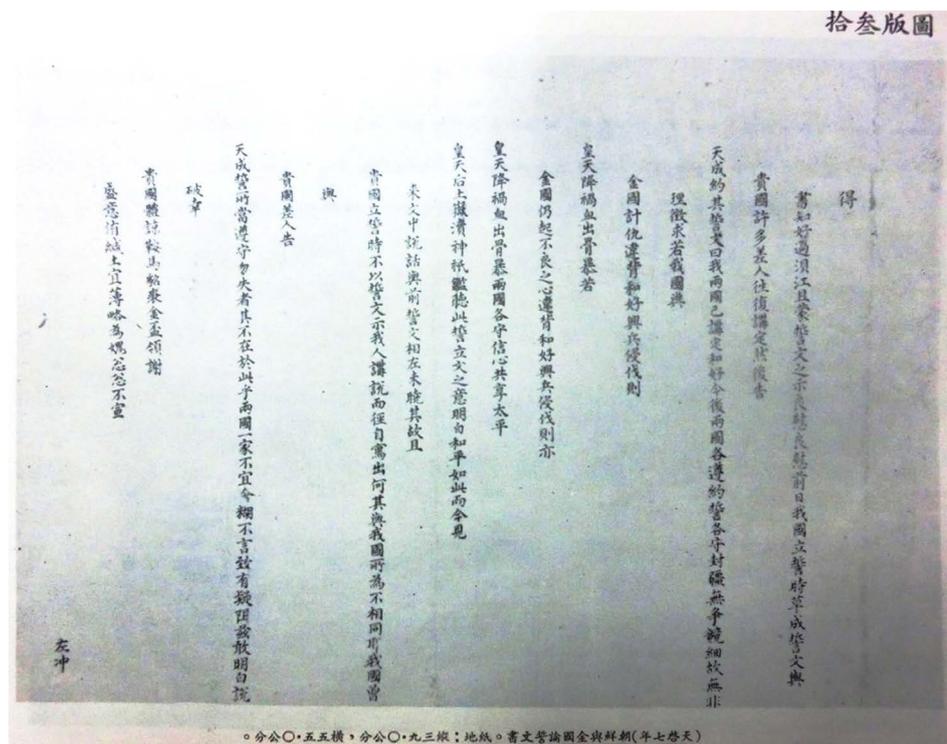
6 柳在城『丙子胡乱史』113頁。

7 金声均「初期の朝清経済関係交渉略考」（『史学研究』5、1959年11月）12頁、同「朝鮮中期の対満関係」（『白山学報』24、1978年6月）21～22頁など。

8 稲葉岩吉『清朝全史』上（早稲田大学出版部、1915年）226～228頁。鴛淵一「清初に於ける清鮮関係と三田渡の碑文（下の一）」（『史林』13-3、1928年7月）46頁も「江都の誓文」に加えて、「尚此外に清の使者と朝鮮の宰臣との間には私誓が交換され、細目の協定が定められたやうである」としている。

9 以上、拙稿「朝鮮丁卯胡乱考」（『史学雑誌』123-8、2014年8月）21～22頁。

災いを下し、血を流し骨を曝させる。もし金国がなおも不良の心を持ち、講和に背いて、挙兵して侵略すれば、やはり皇天が災いを下し、血を流し骨を曝させる。両国はそれぞれ信の心を守り、ともに太平を享受しようではないか。天地も、山川の神も、この盟誓をみるように、と。この文の意味するところは、明白に和平である。しかし今回送られてきた書簡のなかには、先の〔江華での〕誓文と比較して、意味が分からないものがある。しかも貴国が宣誓した時、誓文を用意せず、我が人から説明を受けると、ただちにそれを書き写していた。どうして我が国が行ったことと、同じことをしないのであろうか。我が国はかつて貴国と、人を派遣して天に告げて誓った。まさに〔盟約を〕遵守して過失がないよう気を付けるべきなのは、この点にあるのではないか。両国が一家となったからには、言葉を曖昧にしたり言わなかったりして、疑惑を生むようなことをするべきではない。ここに敢えて明白に説きつくし、貴国の理解がえられれば幸いである。鞍馬・貂の毛皮・金杯〔を賜い〕、親切な心に感謝し、送り勧める産品が、粗末であることを恥じる<sup>10</sup>。



「図版参拾 朝鮮與金國論誓文書」

(李光濤編『明清檔案存真選輯』初集、中央研究院歷史語言研究所、1959年、70頁)

10 「得書、知好過涇江、且蒙誓文之示、良慰良慰。前日我国立誓時、草成誓文、与貴国許多差人往復講定、然後告天成約。其誓文曰、我兩國已講定和好。今後兩國兩國各遵約誓、各守封疆、無爭競細故、無非理徵求。若我国与金國計仇、違背和好、興兵侵伐、則皇天降禍、血出骨暴。若金國仍起不良之心、違背和好、興兵侵伐、則亦皇天降禍、血出骨暴。兩國各守信心、共享太平。皇天后土、嶽瀆神祇、鑑聽此誓。立文之意、明白和平如此。而今見來文中說話、与前誓文相左、未曉其故。且貴國立誓時、不以誓文、示我人講說、而徑自寫出。何其与我国所為、不相同耶。我国曾与貴国、差人告天成誓。所當遵守勿失者、其不在於此乎。兩國一家、不宜含糊不言、致有疑阻。茲敢明白說破、幸貴国体諒。鞍馬貂裘金盃、領謝盛意、侑緘土宜、薄略為媿。忿忿不宣。左冲」。

このうちの下線部が、江華での盟約に際して誓われた文言であることは明白であり、平壤での盟約はこれとは内容が違うとして抗議しているのである。この文書が清で保管され、資料集に採録されたことは、後金の側がこの文書を受領し、内容を把握していたことを意味している。現段階ではこれに対してアミンやホンタイジがどのような反応をしたかを示す史料の存在は知られていない。しかしながら、以後の交渉でホンタイジが江華での盟約に反発して平壤での盟約を持ち出すというようなことはなされていない。後金の側では、平壤での盟約を朝鮮朝廷に履行させようという意志はなかったものと考えられる。

また、後金の側で、この平壤での盟約を根拠として、例えば朝鮮から後金への礼物の増額を要求したり、明と朝鮮との接触を咎めたりするということはなかった。それはアミンが、丁卯の乱における独断専行も理由の一つとして、1630年6月に失脚したことと関連があると思われる。

いずれにしても、江華での盟約と平壤での盟約の内容の違い、そして前者を正式なものとする認識は朝鮮においても後金においても共有されていたと思われる。そして丁卯の乱以降の朝鮮と後金の関係も、ただ後金が朝鮮に政治的圧力を強めていく過程としてのみ捉えるのではなく、この江華での盟約を基点として、どのように交渉が展開されていったのかという観点から見直される必要がある。

ここで強調しておきたいのは、丁卯の乱に際して誓われた盟約を「丁卯和約」と呼ぶべきではないということである。3月3日のものを江華盟約、3月18日のものを平壤盟約と呼び、区別する必要があるだろう。また、以後の朝鮮と後金の間の交渉は、江華盟約に基づいて行われており、平壤盟約に何か効力があつたとみることはできない。しかし、後金における意志の不統一という観点からすれば、平壤盟約にも一定の歴史的意義が認められる。こうした二様の盟約があることを考えると、両者を混同する恐れのある「丁卯和約」という呼び方を採用するべきではないし、その「亀裂」や「破綻」を云々することにも余り意味がないだろう。

## 2. 朴蘭英の死をめぐって

丁卯の乱の後、最初の回答官として派遣されて以降、少なくとも八回、使者として瀋陽を往来した朴蘭英は、最後の春信使朴簪に同行し、清軍にとらわれていたところ、マフタ Mafuta の怒りを買って殺害されてしまう。この過程は、韓氏によって次のように描写されている。

〔1636年〕12月16日、沈誦一行は清軍陣営に入っていた。憂慮はすぐに現実となった。沈誦は絶体絶命の時にあつて臨機応変に対応できる人物ではなかった。彼は清軍陣営に行く前に“我は平素から言を信実にしてきたので、オランケとって欺くことはできない”と自身の‘素心’を述べたことがある。実際に馬夫大（マフタ）が王弟と大臣の真偽を問うと、怯えた沈誦は隠すことができず、自身と綾峯守がみな偽物であるという事実を白状してしまった。綾峯守は自身が王弟であると強弁したが、沈誦の話聞いた清軍

指揮部は信じなかった。当時、訳官（実際には武官）朴蘭英が清軍陣営に抑留されていたが、馬夫大は朴蘭英に‘沈誦の話は本当か’と詰問した。朴蘭英が‘綾峯守の話が正しい’と答えると、怒りがこみ上げてきた馬夫大は朴蘭英をその場で殺した<sup>11</sup>。

この記述については、羅万甲『丙子録』12月16日条に従ったものと思われるが、やや異なるところがある。それは次の部分である。

虜陣へと出発すると、沈誦は言った、我は普段から忠信であれと言っている、蛮貊といえども欺くことはできない、と。そこで馬胡（マフタ）に次のようにいった、我は大臣ではない、臨時に格上げされたものである。綾峯君は宗室であるが、国王と血のつながった王子ではない、と<sup>12</sup>。

韓氏は羅万甲が「王子」とした部分を「王弟」に変えて描写したようである。

しかし、李回宝によれば、沈誦は当初、「王子」ではなく「王弟」を人質としようとしたことをマフタから問題とされ、さらに「王子」は喪に服しているため送ることができないと説明したが聞き入れられなかったという。さらにマフタは、清と朝鮮が既に「兄弟」であるので、「王子」が喪に服していたとしても「伯叔」に会見しない道理があるだろうか、と述べたとされる<sup>13</sup>。

そして、石之珩は沈誦の発言について、次のように記している。

清将が沈に向かって言った、この王弟は本物か、と。沈は言った、どうして本物か偽物かを問うのか、と。清人は怒って言った、吾はもともと王弟を求めていない、必ず王子を差し出せ、そうすれば兵を引き上げる、と。沈が帰ってこのことを告げると、備辺司では沈の対応の失敗が非難された。沈は言った、言は忠信、行は篤敬、〔これは〕蛮貊の邦といえども変わることはない、吾の対応は正しかった、と<sup>14</sup>。

現段階では、この石之珩の記述が、錯綜する諸情報を最も整合的に説明してく

11 韓明基『歴史評説 丙子胡乱』2, 푸른역사, 2013年, 101・104頁。

12 「馬胡請送王子大臣。朝廷以綾峯陸秩為君、刑曹判書沈誦假銜大臣、出送虜陣、則沈誦言、我本平生所言忠信、雖蛮貊不可欺。謂馬胡曰、我非大臣、乃假銜也。綾峯君宗室、非親王子也。綾峯君曰、沈誦之言非也。此實大臣、我實王子也。先是、朴簪朴蘭英征往瀋陽、中路為馬將所執、來在陣中。馬胡問蘭英曰、此言如何。答曰、綾峯君之言是也」。

羅万甲『丙子録』は完成から間もない時期の内容を反映していると考えられる韓国学中央研究院蔵書閣所蔵本を参照した。丁奎福・高憲植「〈山城日記〉의 文献学的 研究」(『教育論叢』12、高麗大学校教育大学院、1982年12月)も参照。

13 以上、李回宝『石屏先生文集』(『影印標点韓国文集叢刊』統25)巻五「丙子南漢日記」12月16日条「賊問曰、此王子、果真王子耶。沈答曰、真假何須問。只要在結好而已。此則乃王弟也。胡曰、我本意求王子也。沈曰、我則聞求王子、故如是耳。且聞來得王子弟云。我国不分弟与子、而同称子弟。故以王弟來耳。胡曰、必得王子、然後可還。沈曰、王子時未闕服(時中殿實天)、不可遠行。且我国礼法、子若居喪、則自称罪人、仰不見天見人。何心何顔、出見乎。賊曰、我与爾國、既為兄弟。王子雖居喪、豈無出見伯叔之理乎」。

14 石之珩『南漢解困録』(ソウル大学校奎章閣所蔵)丙子12月16日条「清將向沈曰、此真箇王弟否。沈曰、安問其真假為。清人怒曰、吾元來不求王弟。必王子而後可。沈歸告其說。廟堂責沈失對。沈曰、言忠信行篤敬、雖蛮貊之邦行矣。吾以是耳」。

れているものであるといえる。つまり、マフタは、沈誥らが連れて来たのが王子ではなく王弟であったことを第一の問題とし、王弟の真偽については副次的な問題と認識していたのである。李僞が本物の王弟でないことは、マフタも当然、知っていたものと思われる。また、韓氏が「オランケとって欺くことはできない」と解釈した、沈誥の「蛮貊」にまつわる発言は、「清軍陣営に行く前」ではなく、後であったと考えるのが妥当である。

とすれば、羅万甲がなぜ李僞のことを偽物の「王子」と記したのかという疑問が生じる。正確なところは不明だが、結局、朝鮮朝廷は王子を差し出すことはせず、この時の交渉は決裂した、そうした結果を知っている羅万甲が、細かな経緯を省略してしまったのではないと思われる。

その上で、改めて朴蘭英が殺害された時期について検討してみよう。羅万甲『丙子録』の該当箇所には、

その後マフタは、欺かれたことを知り、蘭英の売言をもってこれを斬首した<sup>15</sup>。

とある。「その後」とあるからには、その場で、即座に斬首されたわけではないと思われる。これに対して、鄭之虎は次のように記す。

虜はとうとう蘭英を殺し、そして言った、世子を差し出せ、そうしてはじめて和平について議論することができる、と<sup>16</sup>。

また、金尚憲になると、

虜酋は怒り、すぐに蘭英と人質を殺した<sup>17</sup>。

と、加害者をホンタイジとし、その場で朴蘭英と李僞を殺害したとしている。これは彼の『南漢紀略』の12月21日条に記され、南漢山の「城が初めて囲まれた<sup>18</sup>」時のこととして回想されているが、そうした形式面も含めて、実態を十分に伝えたものとは思われない。このように史料によって朴蘭英の死亡の事情に関する記述が錯綜しているためだろうか、『仁祖実録』では「虜が大いに怒り、とうとう蘭英を殺してしまった<sup>19</sup>」と曖昧な記述になっている。

南原にあって戦況を注視していた趙慶男は、ホンタイジが実際に昭顕世子、鳳林大君らに会い、朴蘭英の証言が虚偽であると確信した上で朴蘭英を殺害したと

15 「其後馬胡、知其為見欺、以蘭英売言斬之」。

16 鄭之虎『霧隱先生文集』（韓国学中央研究院蔵書閣所蔵）巻五、雜著下、「南漢日記」丙子12月16日丙戌条「虜遂殺蘭英、因言曰、出送世子、然後方可議和云」。

17 金尚憲『南漢紀略』丙子12月21日条「虜酋怒、即殺蘭英及質子」。金尚憲（原著）申海鎮（訳注）『南漢紀略』（博而精、2012年）がある。

18 「城之初受圍也」。

19 『仁祖実録』14年12月丙戌（16日）条。

して、殺害日を仁祖15年（1637）年正月30日とみている<sup>20</sup>。そうした解釈をせざるをえないほど、様々な情報が飛び交っていたとみるべきだろう。

いずれにしても、「馬夫大は朴蘭英をその場で殺した」という韓氏の記述は、事実ではない可能性が極めて高い。

実のところ、韓氏のように朝鮮朝廷が偽物の王子を差し出し、生真面目な沈誦の応対でその虚偽が発覚して朴蘭英が殺された、という解釈は分かりやすい。しかし、事態はそれほど劇的ではなかったように思われる。マフタが問題としていたのは、沈誦が連れて来たのが王子ではなく王弟であったということであり、沈誦と李僞はひとまず帰され、朴蘭英もその場では殺されなかったのである。

韓氏の記述は、朝鮮朝廷が明との事大関係に固執し、清の侵略を朝鮮がみずから招いた、とする旧来のイメージを喚起させるものとなっている。ここでは、朝鮮朝廷の対応の異常性が強調され、また、清側の内部事情などについては触れるところが非常に少ない。

この場面で、朴蘭英がその場で殺されれば、朝鮮の悲劇性はより明瞭となる、そう考えて韓氏がこのように記述したとしか思えない部分がある。そしてそのような理解が、羅万甲や金尚憲らによって丙子の乱の直後からつくられていたということも、ここまでの分析からある程度はうかがえるように思う。

しかし、仁祖とともに南漢山城に入ったほかの臣下の記録からは、人質として王子を差し出すのか王弟を差し出すのかといった形式的な側面が問題となっていたことがうかがえる。また、思う通りの交渉を展開できなかった沈誦は、南漢山城に帰還した後、朝廷内で対応のまずさを追及されている。とすれば、朝鮮朝廷の対応は異常ではなく、むしろ問題解決のための外交交渉に真摯に取り組もうとしていたとみるべきではないだろうか。朴蘭英の死をめぐる韓氏の解釈は、そうした研究の方向性をあらかじめ封じてしまうものであるように思われる。

結局、朴蘭英はいつ殺されたのか。趙性教（1818～1876）による諡状には次のようにある。

沈誦と宗室（李僞）がともにやって来た。敵はこれを捕えて言った、汝は果たして大臣か、彼は果たして親王子か、と。誦は言った、我は仮の大臣、彼は仮の王子である、と。敵は大いに怒り、公（朴蘭英）に自分を欺いたと言って、刀を抜いてにらみつけたが、公は顔色一つ変えなかった。敵はすぐに〔沈誦と李僞らを〕帰らせた。〔中略〕敵は進軍して南漢山城に迫った。公を軍前に引きずり出し、自分を欺いた10の罪を数え上げた。公は揚々と大いに罵って言った、爾の父は生前、〔朝鮮と〕隣交を定めたのに、死んだらこれに背いた。不孝というべきである。丁卯〔年〕に和平を約束した時、天を指して誓いとした。理由もなく天に違えば、これは不義不孝である。不義であれば天は必ず爾に災いをくだす、と。諸胡はその忠を惜しみ、これを許そうと公にいった、生きたければそのままにしている、

20 趙慶男『統雜録』四、丁丑春正月30日条「從汗分付、上只与獐平率清衛還宮。留置世子及嬪鳳林与夫人于清陣。汗前問沈緝大臣真仮於朴蘭英、英以真對。至是知其假、以為欺罔。出蘭英斬之」。

死にたければ立て、と。公はすぐに起立した。配下の訳官は泣いて言った、もし一言して自ら弁解すれば、死なずに済む、と。公は憤然としていった、主君が辱められれば臣は死ぬのを職とするのみである。なぜ生きようとしなければならないのか、と。南漢山城の方を向いて四拜し、とうとう殺されてしまった。12月29日のことであった。享年62<sup>21</sup>。

趙性教は沈誥と李僞のくだりについては羅万甲の記述に従ったようである。「敵」に対して「爾の父が」としていることを考えると、この「父」はヌルハチ、「敵」はホンタイジを指すと思われる。その父に背き、また丁卯の乱に際しての盟約にも背いたのであるから不義であり不孝である、とはかなり脚色された表現のように思われるが、1619年のサルフの戦いで捕虜となって以来、後金との関係構築に腐心した朴蘭英であれば、ホンタイジに直接、二度目の侵略を抗議した、というのにはありそうなことである。ホンタイジの漢城への入城は遅くとも12月29日と考えられ<sup>22</sup>、また南漢山城の方角を向いて四拜したというから、まだ南漢山城には到達していなかった。マフタは、漢城の郊外でホンタイジの到着を待ち、その判断を仰いだ上で、斬首を実行した。その日は12月29日、手を下したのも、やはりマフタであったと思われる。

諡状の末尾には「資憲大夫議政府右參贊趙性教撰」とある。趙性教が右參贊であったのは、1871～1872年であるから、撰述もその頃であると思われる。その点も含めて、記述の信憑性に疑念が全くないわけではないが、「族譜」に掲載されているこの記述にしばらくは従っておきたい。

## おわりに

ここまで、具体的に二つの問題を取り上げて「胡乱」研究の注意点について概観してみた。

まず、丁卯の乱の際の「丁卯和約」の存否問題について検討した。丁卯の乱に際しては二つの異なる盟約が結ばれており、それらは場所も、主体も、内容も異なっている。二つの盟約の捉え方には諸説があり、それらを混同する恐れのある「丁卯和約」という名称は用いるべきではないだろう。また、なぜ二つの盟約が結ばれたのかという点は清の政治体制と深く関わる問題であり、柳在城氏や韓明基氏のように全く捨象してしまうことはできない。これはまた両氏の研究が、依然として「韓国史」の枠内にあることを意味している。

次に、朝清交渉に重要な役割を果たした朴蘭英の死をめぐる問題について検討

21 『高靈朴氏世譜』（国立中央図書館蔵、高靈朴氏譜所、1918年）巻首「贈大匡輔國崇祿大夫議政府領議政兼領經筵弘文館春秋館觀象監事行資憲大夫知中枢府事公贈忠肅公諡状」沈誥与宗室偕至。敵執之曰、汝果大臣、彼果親王子乎。誥曰、我乃仮大臣、彼乃仮王子。敵大怒、謂公欺已、露刃睨之、公顔不變。敵即還。〔中略〕敵乃進迫南漢。曳公出軍前、数以欺已十罪。公揚揚大罵曰、爾父在時、定為隣交、死則背之。可謂不孝。丁卯約和時、指天為誓。無故違天、是為不義不孝。不義天必殃爾。諸胡惜其忠、欲貸之謂公曰、欲生在、欲死起。公即起立。票下訳官泣謂曰、若一言自解、可不死矣。公忿然曰、主辱臣死職耳。何生之可図。向南漢四拜、遂遇害。即十二月二十九日也。享寿六十二。

22 拙稿「丙子の乱と朝清関係の成立」（『朝鮮史研究会論文集』55、2017年10月）58頁。

した。彼の死は、丙子の乱における朝鮮側の交渉担当者の失態によるところが大きい。そのため、過度に悲劇的に描かれ、またそれによって侵略を受けた朝鮮王朝という国そのものの悲劇性も強調されてきた。しかしそのような見方は、清の動向やそれに対する朝鮮の対応という「胡乱」の実態解明への関心をあらかじめ封じてしまうものといえる。韓氏が朴蘭英を終始「訳官」と誤認していたことは、そうした実態への関心の低さを象徴している。

検討した二つの問題には、関連する諸資料の調査不足、実態に即して歴史像を描きなおそうとする姿勢の乏しさが共通している。明、清、朝鮮の諸資料を精査し、当時の国際情勢がどうであり、朝鮮がそこにどう対応したのか、その過程を明らかにすることが、今後の「胡乱」研究には求められている。



# ラマの位相 ——17世紀チベット仏教と 東アジア政局

祁美琴

人民大学

[原文は中国語、翻訳：駱豊(早稲田大学)]

## 要旨

16世紀後半、北元モンゴル国の政治的分裂に従って、仏教は再びモンゴル地域で復興した。1578年、チベット黄教の指導者ソナムギャムツォがアルタン・ハーンと会見した後、ラマ教によるモンゴルの征服は数百年にもわたり、モンゴル・チベット・明清朝廷ないし東アジア政局全体に影響を及ぼした。17世紀初期まで、東アジアの政局は全体的に不穏であった。明とモンゴルの対抗や明と後金(清)の決戦、チベット黄教の危機でダライ・ラマ5世の要請によるゲーシ・ハンの入蔵、内外モンゴル諸部の分裂と統一、また清に従属する問題をめぐる大規模な戦争、都を北京に定めた後の清とチベット・ジュンガル及び鄭氏・三藩など諸政治集団との対抗など、この一連の王朝交替、政権闘争、民族対抗の裏側に、いずれもラマ教の影響が見られる。本稿は、この治乱興廢の過程において、ラマ教の勢力がいかに大きな政治勢力として、対抗もしくは迎合し、自発的あるいは受け身的に多角的な関係に入り込んでいったのか、また、「藩を御する具」とされながら、いかに歴史の「主役」として、17世紀の東アジア政教関係を形作っていったかを考察したい。

17世紀のヨーロッパ社会では、宗教と政治の変革を経て、民族国家の時代に入り、宗教の神権が政治舞台から降りてきた。この時期の東アジアでは、同じく巨大な社会激動が起こっていた。明、金(清)、内外モンゴル諸部、ジュンガル、チベット及び鄭氏、三藩などの政治勢力集団が次々と登場した。一連の王朝の更迭、政権の争奪、民族の対抗において、ラマたちの存在が一つの歴史現象として目立っていた。とくに、ツォンカパが樹立したゲルク派は、当時の東アジア政局に大いに関わったことから、宗教の政治影響力を研究する良い参考例になる。本文では、17世紀において、チベット、モンゴル、満洲族支配下の清の政局に現れた高度なる宗教化の動きを明らかにすることによって、この時期のチベット仏教がどのような歴史的役割を果たしたのかを検討する。

# 1. ラマが登場した原因 ——ゲルク派のチベット政治地位の確立

13世紀まで、チベットではすでに堅実な「僧俗一体」システムと祭政一致の社会制度を形成していた。チベットの祭政一致の封建農奴制度における特殊な現象として、政治勢力の更迭は各派宗教勢力の転換によって起こっていたことが挙げられる。本教とチベット仏教との闘争から、カダム派、サキャ派、とカギユ派の勢力を経て、黒帽派と紅帽派化身ラマの争い、またゲルク派の黄帽派につながり、ラマ王朝の歴史を再現した。

15世紀、ゲルク派の躍進および化身ラマ制度の確立によって、政治の「宗教化」にいままでなかった安定効果をもたらした。「大ラマが死なない」という「転世」制度は、チベットの封建農奴制度がラマ教に依存する根本的要因であり、後期のモンゴル各部落集団がラマ教を受け容れる内在的原因でもある。北元と明のモンゴル時期に、モンゴル高原では「黄金の氏族」による世襲権力の争いと氏族部落の割拠の泥沼に陥るといった状況だったので、政治、経済と信仰などの各方面で団結力と一般的に認められる力をもつ宗教は統治集団にとって必要であった。1578年、ゲルク派教主のダライ・ラマ3世スーナム・ギャツォは、青海でモンゴルのアルタン・ハーンと面会したことによって、ゲルク派におけるダライ・ラマのリーダーシップを固め、チベットとモンゴルにおけるゲルク派の地位も確立できた。アルタン・ハーンがスーナム・ギャツォに「ダライ・ラマ・バジュラダーラ」という称号を授与すると、それ以降、「ダライ・ラマ」がチベット仏教の最高尊号となった。ゆえに、ゲルク派とダライ・ラマのチベット政治・宗教におけるリーダーシップ地位の確定と、内蒙古におけるゲルク派の伝承は同時期であった。

1588年、スーナム・ギャツォがなくなったあと、ゲルク派内部では一時期、アルタン・ハーンの曾孫が「活仏の後継者となる子供」とみなされるが、すなわちのちのダライ・ラマ4世になったユンテン・ギャツォであった。ユンテン・ギャツォは歴代で唯一のチベット族出身ではないダライ・ラマなので、当時ゲルク派にとってモンゴルの軍事支持が必要であったことが分かるだろう。また、モンゴルの軍事支持がダライ・ラマの登場に軍事保証と政治保証を与えた。

1602年、ダライ・ラマ4世ユンテン・ギャツォがラサに入った。このモンゴル後裔のダライ・ラマが現れたことは、モンゴル人全体がゲルク派を信仰するきっかけとチベット政教紛争に介入する誘因となった。当時、カギユ派を信仰するカーマ・ツェテン一族はシガツェを根拠地として、ウー・ツァンを占領して、ゲルク派集団と直接に対抗していた。1616年、ユンテン・ギャツォがラサのデブン寺で亡くなった。カーマ・ツェテン一族のカーマ・プンツォの命令によって暗殺されたという<sup>1</sup>。1618年、カーマ・ツェテン一族が正式に中央チベットでツァンパ政権を樹立し、両派の対立がさらに激しくなった。1636年、青海モンゴル酋長ゲーシ・ハーンがゲルク派とダライ・ラマ5世を保護するために、青海を占

1 王輔仁、索文清編著『藏族史要』四川民族出版社、1982年、107頁。

領していたチョクトウ・ハーンに出兵した。というのも、チョクトウ・ハーンはカギユ派を信仰し、ツァンパ王と協力してゲルク派を消滅しようとしていたからである。1639年、ゲーシ・ハーンは四川・西康地域に出兵し、ボン教を信仰しながらゲルク派を敵と見なすカンゼ白利土司を消滅し、ドンヨ・ドツェを捕まえて殺した。1642年、ゲーシ・ハーンの軍隊がチベットに入り、ゲルク派最後の敵であったツァンパ政権を消滅させたことで、チベットの全域はほとんどゲーシ・ハーンの領地となり、ゲルク派もチベットで絶対的優勢を獲得した<sup>2</sup>。

1642年、ゲルク派はゲーシ・ハーンと協力し、ツァンパ政権を倒し、ダライ・ラマを頂点とする新政権「ガンデンポタン」を樹立した。これをもって、チベットおよびチベット仏教の世界が「黄教執政」の時代に入った。ラサのダライ・ラマ転生システムが聖俗両権を一身にまとい、チベット史上最高度の宗教政治を作り、モンゴルとチベット地域で「教法」を「朝政」の上におき、宗教を通した神聖な方法で支配地域の秩序化を実現した。まさにハルハ・ハーンが言ったように、「國中向無佛教、是以愚迷、自我曾祖往謁達賴ラマ、得蒙優禮、加以瓦察喇賽音汗之號、於是我地佛法、炳如日星<sup>3</sup>」であった。これで、17世紀において、「ラサ宗教政権」は積極的に東アジアにおける政治集団の関係作りに関わっていた。

## 2. チベット・ラマ集団の モンゴル政局に対する影響

17世紀の東アジア政治構造では、モンゴル諸部すなわち南部の内モン、北部のハルハ、西のオイラトがそれぞれ大きな政治勢力として、それら内部の連合と分裂がモンゴルの独立政治実体とする努力を失敗させた。また、各部がそれぞれ内陸中部の核心的地域にあるため、明末期と清初期における中原王朝と、チベットないしロシアとの関係づくりに深く関わっていた。この時期、モンゴルの政治変動のなかで、ゲルク派のラマはモンゴル諸部政治の方向に対して主導的な役割を果たしていた。

16世紀後半、南部のモンゴル指導者アルタン・ハーンがダライ・ラマ3世と面会し、仏教に帰依し、ツォンカハの樹立したゲルク派を擁護した。その後、モンゴル各部の指導者は「アルタン・ハーンに従い、「大力轉輪法王阿勒坦汗、平等治理世俗、經教二政<sup>4</sup>」と習っていた。アルタン・ハーンが亡くなった後の1582年（万曆十年）に、明が弔問のために使者を派遣した際に「自大都派其大ラマ为首諸官員」、「按其漢制不断誦經荐福追善<sup>5</sup>」としたが、宗教の影響が色濃く反映された。アルタン・ハーンの遺体が1587年に荼毘され、『阿勒坦汗伝』の作家は直

2 黄奮生編『藏族史略』民族出版社、1989年、206—213頁に参考。本書は王輔仁、索文清編著『藏族史要』と比べて、違う角度から述べられ、比較しながら参考するべきである。

3 【清】温達など『親征平定朔漠方略』第四卷、康熙二十六年正月乙巳。

4 『阿勒坦汗伝』内蒙古人民出版社、1991年、137頁。

5 『阿勒坦汗伝』内蒙古人民出版社、1991年、142頁。

接それを「ホトクト・ハーン<sup>6</sup>」と称した。1588年、ダライ・ラマ3世が今の内モンゴル正藍旗で入寂され、翌年、アルタン・ハーンの曾孫が現在の内モンゴル商都県に生まれた。その三年後（1592年）、チベット三大寺の高僧からダライ・ラマの化身の子供と認定され、「ユンテン・ギャツォ」と名付けられた。1593年正月、内蒙古のフフホト大召寺前で、盛大な祈念法会が行われ、「呼圖克圖達頼ラマ之美名遍聞十方時、所有四十萬蒙古齊萌信仰之心」、「遵識一切達頼ラマ之命<sup>7</sup>」と、ダライ・ラマ4世が「黄金の一族」に化身されたと説明され、全てのモンゴル人のチベット仏教を信仰する歴史にとって大きな節目となった。

1602年、チベット三大寺がユンテン・ギャツォを招請し、チベットで継承の儀式と受戒させ、教育を受けさせた。1616年、ダライ・ラマ4世は入寂されたが、ユンテン・ギャツォがチベットに入ったことはラマ教がモンゴル社会に対する影響力がすでに形成し、モンゴルの貴族がユンテン・ギャツォの化身、すなわちダライ・ラマ5世の擁護に従うことにより、モンゴルとチベットの政教関係はすでに成型された。政治分裂したモンゴル各部は、ダライ・ラマ5世を共通の精神指導者とし、また、1640年以後、モンゴルに対する主要な世俗権力を持ち、モンゴルの政局を左右した。これらの世俗権力は、会盟、称号の授与、政務の処理等の方面で現れた。

## (1) 会盟

会盟とはモンゴル社会の伝統的な政治統治方法である。重大問題に遭うたびに、会盟の方法で協商して解決する。17世紀のモンゴル政治にとって、各部の会盟は大きな役割を果たしていた。例えば、1640年のハルハ・オイラト会盟、1686年のハルハ各部における庫倫伯勒齊爾会盟、1691年康熙帝と内外蒙古各部指導者との多倫諾爾会盟などが挙げられる。これらの会盟で、ゲルクのラマたちは提言者、あるいは司会、あるいは証人の役割を担当していた。

例えば、1640年の会盟では、ハルハとオイラトモンゴル各部指導者が集まって、「オイラト・モンゴル法典」を制定して部族関係を調整した。そこに参加した各部の指導者が28人で、「俱為汗、洪臺吉或執政諾顔級の人物、其麾下仍有眾多小領主」であった。齊光氏によると、1640年の「ハルハ、オイラト会盟」は、モンゴル諸領主が新たな「大朝」を構築するための努力であり、「ダライ・ラマがすなわち「ハルハ・オイラト大朝」の最高権威者・ハーンであった。叩首（すなわち会盟が始まる前にダライ・ラマの身替わりに叩首すること）によって、モンゴルの諸領主がこれからダライ・ラマのモンゴル社会における世俗的な権力を認めることを意味する<sup>8</sup>」。

筆者からみれば、齊光氏の指摘、すなわちダライ・ラマが「蒙古ハーン」としての地位を有するという意見には、まだ検討する余地があると思う。ただ、齊光

6 『阿勒坦汗伝』内蒙古人民出版社、1991年、156頁。

7 『阿勒坦汗伝』内蒙古人民出版社、1991年、167-168頁。

8 『大清帝国時期蒙古的政治与社会』26-28頁。「一部の先行研究では、17世紀とくに1640年以後ダライ・ラマの蒙古社会におけるハーンとする身分を認識できなかったうえ、蒙古の伝統政治構造に対する理解も足りなかったので、「政法と教法の二道理論」の意味を曲解した。」

氏の研究から分かったのは、ダライ・ラマ5世の時期において、ラマのモンゴルに対する政治影響力が広く存在し、しかも、当時モンゴル諸部とチベット、清、ロシアなど東アジア各政治集団との権力争いと関係構築に深く関わっていたということである。

そして、1686年の庫倫伯勒齊爾会盟は、ハルハのジャサクト・ハーンとトシェート・ハーンなどの左右翼王公が紛争解決のために行った会盟であった。だが、会盟中、トシェート・ハーンの代表であったジェプツンダンバがダライ・ラマの代表ガルダンに「失礼」をしたことが、のちにガルダンがハルハに出兵する重要な原因となった。1691年、康熙帝と内外蒙古指導者の多倫諾爾会盟は、実際にジェプツンダンバが決断を下したものであった。ハルハが「国破家亡」の勝負所で、諸王公が北上してロシアに頼るか、あるいは南下して清に頼るかを議論する際、ジェプツンダンバが「若因避兵投入俄羅斯，而俄羅斯素不奉佛，俗尚不同，視我輩異言異服，殊非久安之計。莫若攜全部投誠大皇帝，可邀萬年之福<sup>9</sup>」と決定づけた。ハルハが清に臣従を誓ったことで、多倫諾爾会盟はモンゴル民族が全て清の支配下に入ることとなったシンボルとなった。

上述から分かるように、ダライ・ラマとゲルク派指導者は、まさに組織を通して17世紀モンゴル地域の政治を導くこれらの会盟に参加して、モンゴル各部における権威を樹立し、また、会盟における『法典』と両側の原則関係の取り決めを通して、モンゴル教法を中心とする法律体系を打ち建て、各世俗封建主を超越した宗教集団の利益を守った。

## (2) 称号の授与

1622年ダライ・ラマ5世が受戒した以降から、陸続としてモンゴル貴族称号が授与された。主なものとして、例えば、碩特部顧実ハーン、達延ハーン、ダライハーン；准噶爾部鄂齊爾図車臣ハーン、噶爾丹の博碩克図ハーン；喀爾喀部の車臣ハーン、扎薩克図ハーンである。各称号を授与すると同時に、それに相応しい印信と服飾を発給し、更には儀式も行った。モンゴル各部では、黄金氏族ハーン称号以外、他の貴族の称号は、ダライ・ラマを通して行ったものでなければ、各部モンゴルの承認を得ることができない。そのため、各部モンゴル貴族の政治地位の合法性はダライ・ラマによるものであった。

石浜裕美子によると、「ダライ・ラマによるハーン号の授与は、巨大な影響力を持っていた<sup>10</sup>」。齊光によると、1640年以降、すなわち17世紀後半、「ダライ・ラマ5世は当時のモンゴル社会の中でずっと「可ハーン」の地位を持っていた」ので、オイラトやハルハの各ハーンが牧場の分配、官位の継承などの政務について、すべてダライ・ラマの指令に従った証拠がある。例えば、ハルハの官位継承について、「当事者がまずダライ・ラマに事情報告をする——ダライ・ラマがジェプツンダンバ・ホトクト、トシェート・ハーンなどに命令を下す——ジェプ

9 松筠『綏服紀略』。

10 『チベット仏教世界の歴史的研究』126頁。齊光『大清帝国時期蒙古的政治与社会』27頁から引用。

ツンダンパ・ホトクト、トシュート・ハーンなどの指導者が領主を集め、当事者に官職を授与する手順で行われた。

称号の授与を通じて、称号を授与された人の僧俗地位と諸管轄のモンゴル各地の守るべき責任と義務を明確にした。例えば『ダライ・ラマ賜額爾克綽爾濟封文』で体现されたダライ・ラマの至上権力は次のようであった。

奉上太平帝旨曰持金剛，给予至尊权力于世间。再于大蒙古广域，阿勒坦汗亦授予权力，扬名达赖喇嘛瓦赤喇但喇之旨令。致以詹布树为其象征之广域殊胜蒙古四十大和硕、四卫拉特，尤其是与准噶尔、和硕特有关联之僧界、俗界、汗、汗妃、贵族、济农、塔布囊、宰桑、大臣，以及大部分不分氏族民众全体。阿克巴绰尔济纳姆海札木苏（扎雅班第达），乃是于蒙古地区最先来至学院修习之人。在吉祥哲蚌寺及其下三大根本寺院学习显密以至最高，甚是贤明而谓为大德。……授予额尔克绰尔济，额尔德尼达尔罕绰尔济封号，将其遣之。拉姆济木巴胡图克图所属沙毕那尔、兀鲁斯民众全体，即如此处仓之畜群般作为平时供物。除此之外，左右翼等不可掠夺为己有，诺颜等各自管好各自利益，不可行政摊派贡赋。相关事务，应由噶尔丹洪台吉负责实行，有关联之丹津洪台吉亦应照行。僧侣及一般民众，谁也不准在汗及大人中间挑拨妄言离间，施以恶毒行为。若妄行，难道不怕管辖世间之八部神品晓以利害而治罪乎？如此行事者，功德胡图克图予以加持。晓谕之文告。土马年四月初吉日。书于土伯特金剛座大宫殿红山<sup>11</sup>。

1640年の会盟以降、各部首領は次々とラサに行ってダライ・ラマ5世に拝謁した。17世紀70年代ごろ、ダライ・ラマの声望の権力は頂点に達した。史料記載によると、1669年、ダライ・ラマが開催した新年の宴会には、漠地（清朝）、喀爾喀、衛拉特、チベット各地から貴族たちが総勢3千人以上集まったが、その中には哲布尊丹巴、土謝図ハーンのような大首領たちも含まれていた。「このようなダライ・ラマに対する拝謁は、当時すでに慣例となり、これは其の教主の地位と政治影響力に対する最も良い解釈であった。

### （3）政務の処理

17世紀のモンゴル社会における各部の紛争は社会の常態であった。ダライ・ラマ5世の地位が確定された後、各地に派遣されて駐在した僧人代表が各部モンゴル政治と宗教における顧問となった。これらの僧人はダライ・ラマが派遣した身代わり或いは代理人としてモンゴル各部に常駐し、紛争を仲裁した。特に、紛争が協商を通して解決できない時、ダライ・ラマは専門の使者を派遣して「法令」を伝達して仲裁することにより、紛糾を鎮めた。そのため、最高仲裁者の職責を担当した。

ダライ・ラマ3世のモンゴルに与えた影響といえば、主にアルタン・ハーンな

11 齐光《大清帝国时期蒙古的政治与社会》第57-58頁。

どモンゴル指導者の宗教信仰を変えさせたことが挙げられる。ダライ・ラマ4世から、モンゴル政局に対する影響が著しく拡大した。ダライ・ラマ4世がモンゴルを離れてお経学びにチベットに行こうとする時、「右翼三萬戸與左翼三萬戸多控馬於椿、兩大國之政局又將動搖、於是勝師達頼ラマ親自召集六萬戸於歡樂召釋迦牟尼之前。以等慈悲之心降不壞金剛般之旨、以巧妙之法使彼等六萬戸歸於和好親善、整治先祖所建政教之制、立即致大國之政於平安<sup>12</sup>」という光景が記録された。

ダライ・ラマ5世になった時、ラサ教庁のモンゴル地域における影響力は最も盛んであった。1640年以降、すなわち17世紀後半、ダライ・ラマ5世は当時のモンゴル社会の中で最も高い権威を持っていたので、オイラトやハルハの各ハーン王が牧地の分配、官位の継承など重要な政務について、全てダライ・ラマの指令に従った証拠がある。

ダライ・ラマがモンゴルの政務を処理する事例として、1671年青海ホシュト部の貴族たちがダライ・ラマの指令がないという理由で、大草灘から移住することを清に拒否したことがある。1672年、青海ホシュト部のダライハーンが康熙帝に「ダライ・ラマからハーンに即位」と指名されたことを報告した。1678年、ダライ・ラマが七旗ハルハの指導者ジャサクト・ハーンにハーン王の称号を授与した。1682年、ダライ・ラマがホシュト部をアルシャーに移住するように命じた。同じく1682年に、ジェブツンダンパとハルハ各部指導者に、ホンドロンサツカル領主の世話を頼み、その人を執政領主と任命した。1683年、ダライ・ラマが七旗にジャサクト・ハーンを尊重すること、左翼に亡命した民を返還すること、「ジャサクト・チェチェン・ハーン」と称号を授与することを命じた。1685年、ダライ・ラマが領地問題を解決するため、ハルハの諸領主にジャサクト・ハーンと会盟するように命じた。1686年、ダライ・ラマがハルハの左翼エルジゲン領主を右翼に改編するように命じた。また、ハルハ左翼と右翼の衝突をモンゴル伝統の礼によって解決するように、ダライ・ラマがジェブツンダンパに命じた。1687年、ジャサクト・ハーンが亡くなった後、多くのチェチェン属の人と家畜を失ったため、ダライ・ラマはトシェート・ハーンに帰還するように指示した<sup>13</sup>。

以上の事実から、ダライ・ラマは17世紀のモンゴル地域で最高の権威を樹立し、「可ハーン」の身分こそはなかったが、各封建領主を越えた世俗権力を備えていたと言える。

### 3. ラマ教が清の政局に与えた影響

#### (1) 清の国策に対する影響

ゲルク及びダライ・ラマ5世が清の政局に与えた影響は、まず、国家政策レベルにおいてラサゲルクとの関係を築くことを重視したことに現れた。

12 『阿勒坦汗伝』172-173頁。

13 以上は齊光『大清帝国時期蒙古的政治与社会』50-52頁の表3に参考。

太宗の時から、チベットと清は双方の関係を築くことに力を入れていた。しかし、史料によると、後金とチベットが初めて通好を実現したのは、チベットが先に進んで積極的になり、それに対して皇太極は積極的に返書を送り、ダライ・ラマ5世を盛京に招請したが実現こそしなかったが、入関後のチベットとの関係づくりに基礎を築いた。『清世祖実録』に記載された順治年間にダライ・ラマ5世と清との往復文書には、順治帝が在位した18年間、ダライ・ラマ5世が上京した事件のほかに、双方の使臣が往来した件数が50回以上もあったことが表示され、しかも、ダライ・ラマが自ら進んで積極的であったことが表示されていた。順治9年ダライ・ラマは3000人を連れて上京して順治皇帝を拝謁したとき、熱烈に歓迎され、『西天大自在仏所領天下釈教普通瓦赤喇嘛達頼喇嘛』と冊封され、金冊と金印を授与され、その期間、ダライ・ラマは数万人の僧俗等からの謁見を受け、祝いの贈り物を受け取り、それにより、ダライ・ラマの内地とモンゴル社会に対する影響は大きく拡大した。

清の統治者はゲルク及びダライ・ラマのモンゴルとチベットに対する影響力に適應するため、自ら進んで清朝とラマ宗教の同一性を造り上げはじめ、ラマ教に対して従い守ること救護することを並行して行った。清太宗から始め、チベット側は「転輪聖王」、文殊菩薩等宗教名的美称を清の皇帝に贈り、極力清の宗教化の姿を宣揚しようとした。順治11年から、順治帝は、銀を贈ってブダラ宮とゲルク教寺院62所を建造させ、しかも、当時チベット区が所有する3070カ所に対して毎年清より経費糧食を供給した。ダライ・ラマは内地から持ち帰った金銀で13カ所のゲルク寺院を修築した<sup>14</sup>。同時に、絶えず勅令により皇家寺院を修造し、宗教を国家体制に融合させ、宗教の官僚体制を確立した。例えば、扎薩克喇嘛旗の分封及び西北僧官土司集団は、朝廷が委任派遣して直接地域を治める僧侶貴族であった。

しかし、17世紀後半、康熙帝時期、ダライ・ラマ5世はモンゴル地域における強い政治影響力を介して、ある程度モンゴル王公貴族と中央政府の交際を左右したばかりか、更には喀爾喀モンゴルが清に貢物をする場合も常にダライからの文書を証拠とした。しかも、外モンゴル、新疆、青海モンゴル乃至呉三桂の問題においてもダライ・ラマの協力と連携を必要とし、チベットと清の関係においてダライ・ラマは自ら進んで積極的になる立場になる一方、絶えずその影響を強化した。清朝は、政策と制度上主に宗教的迎合の必要があったが、ダライ・ラマの勢力をけん制するため、班禪喇嘛、哲布尊丹巴、章嘉活仏等の宗教指導者を擁護した。

## (2) 辺疆政策におけるラマの影響

清の統治者たちはラマ教によるチベットへの影響を十分に意識していた。太宗ヌルハチのときからラマ教を優遇した後、ホンタイジが明確にラマ教を「藩を御する具<sup>15</sup>」となる無視できない政治勢力と認識していた。モンゴルの信者たちが

14 張双志「ダライ・ラマ5世が清初期モンゴル地域安定に対する貢献」『中国藏学』2008年第2期。

15 『瀋陽県志』卷一三。

ラマを「天神」とみなしていたので、モンゴル人とチベット人の政治文化アイデンティティーに直接に影響を与えられる。そのため、ラマ教は清の初期統治者にとって絶対的な政治道具であった。これは17世紀にホンタイジと順治親子が積極的にダライ・ラマの上京を招請した理由であった。

順治期に、ダライ・ラマの上京に際し、いかに接待するかということについて、順治帝をはじめとする清朝廷がまず考えなければいけないことが、清蒙関係であった。

順治九年九月壬申、順治帝が諸親王、皇族王子、大臣、九卿・科道に以下のように明言した。

「當太宗皇帝時、尚有喀爾喀一隅未服、以外藩蒙古惟喇嘛之言是聽、因往召達賴喇嘛、其使未至、太宗皇帝晏駕。後睿王攝政時往請達賴喇嘛、許於辰年前來。及朕親政後、召之達賴喇嘛、即啓行前來。從者三千人。今朕欲親至邊外迎之、令喇嘛即住邊外。外藩蒙古貝子欲見喇嘛者、即令在外相見。……儻不往迎喇嘛、以我既召之來、又不往迎、必至中途而返。恐喀爾喀亦因之不來歸順。其應否往迎之處、爾等各抒所見以奏。滿洲諸臣議我等往請。喇嘛即來上親至邊外迎之。令喇嘛住於邊外。喇嘛欲入內地可令少帶隨從入內。如欲在外、聽喇嘛自便。上若親往迎之。喀爾喀亦從之來歸大有裨益也若請而不迎、恐於理未當。我以禮敬喇嘛、而不入喇嘛之教。又何妨乎眾漢臣議、皇上為天下國家之主。不當往迎喇嘛。……若以特請之故。可於諸王大臣中、遣一人代迎。其喇嘛令住邊外。遺之金銀等物。亦所以敬喇嘛也。兩議具奏上曰朕當裁之<sup>16</sup>。」

順治帝が約束をひるがえしたのに対して、ダライ・ラマはやめることもできなかった。元の計画によって、国境の外で順治帝と面会し、「密語」を行うつもりだったが、その熱も冷めてしまった。ダライ・ラマの上京後、いかに接待したらよいかについて清朝廷も分からなかった。とくに、ラマを尊崇するかどうか、モンゴルとチベットの事務についてダライ・ラマの意見に従うかどうか、という問題が論争の焦点となった。のちに、ダライ・ラマが短期滞在しただけですぐ帰ったことと、清の大臣たちがダライ・ラマの「不快をもって去った」ことが「ハルハ、オイラトの反乱」に繋がるのを心配していたことからみれば、当時の清朝廷にとってチベットのラマ集団との付き合いは辺疆問題を処理するためで、ダライ・ラマによるモンゴル地域に対する影響力を気にしただけだった。李宝文氏の研究によると、順治九年にダライ・ラマを冊封した結果、清とハルハ蒙古および青海蒙古との連盟を促し、清初期における北部と北西部の辺疆安全を維持した<sup>17</sup>。

17世紀80年代になると、康熙帝が甘肅辺疆地域の紛争を解決するために、ダライ・ラマに以下の手紙を送った。

16 『清世祖実録』、卷68、順治九年壬申。

17 李宝文「順治皇帝邀請五世達賴喇嘛考」『西藏研究』2006年第一期。

「厄魯特眾領主、皆崇奉爾喇嘛、依喇嘛爾之法度、尊爾之教導。自與朕混一朝政與教法以來、誠信來貢、代代不絕。……故我等一同遣使、興絕舉廢、欲使羅蔔藏衰布阿拉布坦、巴圖爾額爾克濟農合於一地居住。如是、方可符合喇嘛慈悲一切、朕使天下太平幸福之至意。若思朕之旨意正確、喇嘛可自彼處遣一喇嘛、與朕此次前去之人約定期日、使其返回。朕自此再遣一大臣、派至約定之地、與喇嘛之使相見而行事。」

康熙25年、ダライ・ラマの使者が理藩院侍郎と龍頭山で面会し、バトルエルクキノン——ヘロリに牧場を指定してあげた。その範囲が基本的に今日のアルシャー左右両旗に相当する。

総じて、ダライ・ラマが清朝を遵奉して和碩特モンゴルの清に対する求心力を強化したため、喀爾喀、衛拉特モンゴルが清に反対する時、和碩特がそれに参与しなかったのもダライ・ラマの態度と関係する。喀爾喀モンゴルはゲルク派宗教勢力の影響の下で、ダライ・ラマの言葉だけを聞き入れた。そのため、ダライ・ラマが在位する間、清と周辺モンゴル諸部の関係は基本的に平和と協力の関係を維持していた。

この時期、中国政教関係の主動権は基本的にラサのダライ・ラマ5世に掌握されていた。准噶爾と和碩特のハーンの権力交替、喀爾喀内訌及び「呉三桂の乱」には皆ダライ・ラマ5世の介入があり、清朝とモンゴルは相対的に受動的に態勢の中に置かれていた。ダライ・ラマ5世が亡くなった知らせが公開されるに至り、天平は完全に清朝に傾いた。

康熙45年、康熙帝はダライ・ラマ5世が円寂してすでに15年過ぎたことを知って「昔日達賴喇嘛存日、六十年来、塞外不生一事、俱各安静、藉此可知其素行之不凡矣。」と言い、ダライ・ラマが清朝辺境安定に対して果たした貢献とその政治影響力を高く評価した。

### (3) 対露関係におけるラマの影響

17世紀80年代末から90年代初期にかかる時期に、ロシアとハルハ蒙古の間では国境紛争の問題で緊張が高まった。ロシアのブリャンスク総督ゴロビンが全権大使としてシベリアで清と交渉を行い、ハルハ蒙古との緊張関係を緩和しようとしていた。そのため、数回に渡ってジェプツンダンバ・ホトクトへ使者が派遣されたが、ホトクト側は終始「儀礼」（すなわちロシアがジェプツンダンバの摩頂儀式を受けないこと）が異なるため、使者に面会することを断り続けた。

例えば、1687年4月、ゴロビンが若き軍人貴族ワシリ・ペルフィルエフを派遣して、手紙と贈り物をもって「蒙古ホトクト」に面会しようとした。ホトクト側がワシリに「われわれモンゴルの習慣にしたがって、蒙古ホトクトの施礼と祝福をうけるつもりかどうか」について訊ね、「もしわれわれモンゴルの習慣にしたがうならば、手紙と贈り物を持って会いに行ってもよい」と条件をつけた。だが、ワシリは自国ロシアの習慣にしたがう儀礼をとるので、モンゴルの習慣とホトク

トの祝福を受けないと答えた。ゆえに、ホトクトがワシリの面会を断った<sup>18</sup>。

「ホトクトのルールでは、中国からの大物あるいは各地の王子を接待する場合としても、モンゴルの宗教ルールに従う儀礼をとり、ホトクトの祝福を受ける<sup>19</sup>」。

『徐日升日記』の記載によると、『ネルチンスク条約』が締結された際に、ハルハとロシアとの間に衝突が起こり、交渉の代表は六千、七千ぐらいのハルハ人の「降参」希望者に遭遇した。「これらのハルハ人を率いたのが一人のラマであった。ラマはハルハ人が深く尊びあがめる聖人であった<sup>20</sup>」。

同じく17世紀の後半において、ロシアがなんとかハルハの王公貴族とジェブツンダンバを味方に丸め込もうとしたが、ダライ・ラマとチベット仏教の影響で、ハルハ蒙古の王公たちが南方と友好政策をとるのに傾いた。とくに、ハルハ右翼のジャサクト・ハーン部のアルタン・ハーンが、ハルハ三ハーン王のなかでもっともダライ・ラマと緊密な関係を持っていたため、その「家族の領地が南シベリアに密接するので、ロシア帝国との間に何度も衝突が起こったり、互いに使者を派遣して友好を表したりしたが、一度もロシアに帰順したことがない。これはダライ・ラマと深く関わっていたからである<sup>21</sup>」。

#### (4) 清皇帝の宗教傾向に対する影響

孔令偉氏によると、ホントイジが樹立した「大清国」の正当性について、その半分が元王朝の遺産とチベット仏教である。「清の建国がチベット仏教の普遍性に基づいたことは、順治帝が1644年中原に入った後すぐダライ・ラマ5世を北京に招請し、元王朝のフビライとパクパが設計した「施主・福田」の政教モデルを真似する主な理由である<sup>22</sup>」。

清の時代に、清朝の統治者が意図的に自分の宗教信仰を選択したことによって、モンゴルとチベットにおけるラマ教の発展が促されたが、これは後の一部の学者たちがラマ教によってモンゴル地域の経済発展が大きなダメージを受けたとして、その罪を満清政府になすりつける原因でもある。実際に、清の国家作りと王朝の再構築には宗教の要素が鮮明であった。

清の初期に、統治者は自分をラマ教の守護神として気取っていた。1615年、ヌルハチが「大金」政権を樹立した一年前に、ヘトゥアラの東で有名な「七大廟」を建てた。これは新興満洲政権によるラマ教振興のはじまりであった。1621年、ウー・ツァンの大ラマ、ナンソラマがホルチンから盛京に身を投じ、満洲人のためにお寺を建て、仏教を発展させ、早期僧侶団の樹立に協力したが、まもなく円寂し、その政教事業が白ラマによって継承された。太祖ヌルハチ期をまとめると、満洲人の仏教政教事業にはすでに一定のスケールがうかがえる。

18 『十七世紀俄中関係』第二巻第一冊、221頁。

19 『十七世紀俄中関係』第二巻第二冊、450頁。

20 『十七世紀俄中関係』第二巻第四冊、1067頁。

21 『大清帝国時期蒙古的政治与社会』48-49頁。

22 孔令偉「1724-1768年間拉達克、西藏與清廷間的歐亞情報網——以清代中國對莫臥兒帝國的認識起源為核心」『清史研究』2018年第二期。

1634年、チャハルのリンダン・ハーンが後金に破れた後、その部下のモルゲン・ラマが「載嘛哈噶喇佛像来帰」<sup>23</sup>のように戻り、この宝物が元王朝のパクパによって作られた。これは、モンゴルの元王朝後裔から政教法統における「教」を満洲人が継承した象徴となった。したがって、清政府がダライ・ラマ5世を招請することに力を入れて、その「不致中断自古帝王所創政教法統承統之事」<sup>24</sup>の意図から満洲人の明確な政教「法統」意識がうかがえる。順治期に、ダライ・ラマ5世が招請に応じて上京し、清皇帝と合わせて「東と西のハーン」と称され、協力して「政体一体」<sup>25</sup>を実行させようとした。清皇帝がはじめて「転輪聖王」という称号を与えられたことは、清皇帝の宗教化イメージを強化するはじまりであった。

1687年、チャンキャ・ホトクト2世が北京に到着し、「聖祖深器之」、モンゴルとチベットで清の仏教事業を立てる「扎薩克ラマ」と任命された。18世紀初期に至り、康熙帝がチャンキャに「黄教之事、由藏向東、均歸爾一人掌管」<sup>26</sup>と命じた。当時の政教情勢はまさに康熙帝の「合萬國以事一人、又從古所無也」<sup>27</sup>という通りであった。とうとう、清朝廷のなかに、政教体制のなかで最も崇高な地位を有する宗教リーダーは、チベットのダライ・ラマとパンチェン・ラマと対抗できるようになってきた。

満洲とモンゴルによるチベット仏教の受け容れと満洲の政治体制の確立によって、満、蒙、チベットの三方が政教関係のなかで次第に「神聖共同体」となってきた。「満洲皇帝が民衆の目に仏の化身となって、まるで仏教のリーダーであった。仏教僧侶封建主や数多く存在したお寺とラマは、自然に満洲皇帝を彼らの信仰の栄光と彼らが福祉を祝う源泉と見做し、彼に帰順して支配下に入った」<sup>28</sup>。

## 今後の課題：17世紀における宗教の影響力を如何に見るべきであるか

東アジアに対して言えば、17世紀は宗教が盛んな世であった。17世紀、宗教の影響力は16世紀と18世紀をはるかに超えた。チベット仏教の影響力が最も突出したが、イスラム教やキリスト教、民間宗教の発展にも比較的良い社会環境があり、すべてにおいて絶えず盛んになる過程があったが、それは宗教が輝く時期であった。

伝統的仏教と道教は零落し、僧侶の仏教、道士の道教は庶民の仏教と道教へ向かって進んだ。

イスラム教は唐代に中国に入ってから、清の中期（乾隆）まで中国で相当長い

23 中国第一歴史檔案館『清初内国史院満文檔案訳編（上）』1989年28頁

24 希都日古編訳『清内秘書院蒙古文檔案彙編漢訳』28頁。

25 希都日古編訳『清内秘書院蒙古文檔案彙編漢訳』144頁。

26 釋妙舟『蒙藏仏教史』廣陵書社、2009年、187頁。

27 張羽新『清政府與喇嘛教・清代喇嘛教碑刻録』西藏人民出版社、1988年、278頁。

28 符拉基米爾佐夫：『蒙古社会制度史』、第299－300頁。

間歴代王朝が出国を制限したため、この時期イスラム教内部ではそれ自身の教義の保護と伝承、教派の統一に着眼して古い習慣と定めを踏襲して信仰と儀式の不変を保持した。

清朝建立後、回族の発展は新しい段階に入った。康熙は各地の回教徒が正常な宗教活動を行うことを許したため、回教徒は公然として清真寺を建てて教義を研究して一時非常に繁栄した。乾隆中期、中国回教徒は拝謁しに遠い聖地に出向かった際、聖地に着いてから西方のイスラム教宗教行為と儀式は中国回教と異なるところがあることを知り、回教の誤りについて帰国後極力宣伝し、改革を提唱すべきであると認識した。遂に、老教、新教、新新教の紛争が生じた。教派の紛争もそれによって展開し、更には政教衝突を引き起こすことになった。

キリスト教（東正教、天主教、新教を含む）の中国における伝播過程はイスラム教と似て、唐朝の時景教として伝播され、元朝の時に比較的盛んになって、元末キリスト教は打ち砕かれた。キリスト教が三回目に中国に伝播されたのは16世紀末17世紀初である。

17世紀は西方の宗教が中国で発展する時期であった。この時期、中国の天主教徒の数は1000人から24万5千人に発展した。1692年、康熙が「容教令」を發布し、正式に天主教の合法地位と伝教権利を承認したため、教徒は100万近くに達し、中国における天主教の黄金期を迎えた。康熙が接触し交流した天主教伝教士だけでも30人余りである。

この後の18世紀、彼らは共に制限あるいは攻撃され抑圧される境遇に立たされた。17世紀宗教において現れたこの時代の特徴については、更に注目し研究するに値する。

発表論文

7



# 日本の近世化と 土地・商業・軍事

## 牧原成征

東京大学

### 要旨

16世紀、明での大きな銀需要と日本での銀の増産によって国際交易ブームがおきた。豊臣政権や満洲族の清朝は、それを基盤に成立し中華を征服しようとした新興の商業＝軍事政権だという見方が定着しつつある。一方、日本史では、豊臣政権は、石高制という土地制度、村請制による米年貢収取を基軸とする、いわば農本主義的な国家体制を樹立したという伝統的な見方も根強い。本報告ではまず、これらをどう整合的に理解すべきかを考えてみたい。

豊臣政権は、畿内の社会・経済を基盤・基準にして、当初から大陸侵攻を標榜して全国を統一した。その過程で、大名や給人を兵力として総動員し、百姓には兵糧＝年貢米を生産・貢納させ、兵糧・物資・金銀などの交換や輸送を町人に担わせる仕組みを構築した。急進的かつ集権的に社会の編成を進めたが、大陸侵攻にはあえなく挫折する。

秀吉の死後、政権は朝鮮から撤兵するが、それを支えていた大名相互の対立が深まり、関ヶ原の合戦に帰結した。その結果、徳川家康が天下人となるが、大名たちの主人としての地位を容易に確立できたわけではない。結局、彼は大阪の陣で豊臣体制に終止符を打ち、武力の発動を凍結させて全国の「平和」を実現した。特異な形で体制の継承と転換が進み、そのことが総じて、その後の長い徳川の時代を特徴づけることになる。本報告では以上の変容の過程を、いくつかの論点に即して検討してみたい。

## はじめに

本報告に与えられた課題は、文禄・慶長の役が日本国内の経済・社会に与えたインパクトについて論じることである。豊臣秀吉は、早くから「唐入り」を標榜し（補注1）、それによって支配体制の構築を進めた。「唐入り」は豊臣政権それ自体の性格と切り離しては考えられない。当時、東アジアでは中国での大きな銀需要と日本での銀の増産によって国際交易ブームがおきていた。豊臣政権や満洲族

の清朝は、それを基盤に成立し中華を征服しようとした新興の商業＝軍事勢力の一つであるとされる<sup>1</sup>。一方、日本史でもここ20年で、東アジアの動きを視野に収めた貨幣史等が大きく進展したが、豊臣政権は、石高制という土地制度、村請制による米年貢収取を基盤とする、いわば農本主義的な国家体制を樹立したという伝統的な見方も根強いだろう<sup>2</sup>。本報告ではまず、これらをどう整合的に理解することができるか、考えてみたい。

そして豊臣政権の「唐入り」の構想はその時々で変化し、朝鮮への侵略は当初だけは順調に進むが、やがて失敗に追い込まれる。侵略戦争は最終的に秀吉の死によって終わるが、その後も豊臣政権は存続し、関ヶ原の戦いなどを経て、徳川政権への継承あるいは転換を迎える。豊臣政権が大陸侵攻をめざして構築した支配体制・動員態勢は、出兵が失敗した後、徳川幕藩体制へどう継承され、どう転換したのだろうか。この過程を「奉公人」の問題を中心にたどることを本報告の第2の課題としたい。

## 1. 豊臣政権の財政 ——貢租米と金銀貨幣の連関構造

豊臣政権の経済・財政基盤を考察する際に用いられるのは『大日本租税志』（大蔵省租税局）所収の「慶長三年蔵納目録」である。以下、これに即して豊臣政権の財政の特質についてあらためて整理してみよう。

秀吉死亡時の1598（慶長3）年当時、全国の石高約1850万石のうち豊臣政権の蔵入地は222万石ほどと推計されている<sup>3</sup>。それに対して、金銀山からの運上が金3400枚弱と銀79415枚弱で、諸役運上が金1000枚ほどと銀13950枚、合計金4400枚弱と銀93361枚余とされている<sup>4</sup>。蔵入地222万石からの物成は、5割として110万石ほどだろう。蔵米換金相場は畿内近国で金1枚＝40石ほどで<sup>5</sup>、当時、金1枚＝銀10枚なので、金銀収入は米55万石ほどに相当する。豊臣政権末期の経常収入は、金銀山・諸役運上が年貢収入の5割ほどだった。これを確認した上で、以下、それぞれの中身を確認してゆこう。

### ・蔵入地・年貢収入

まず蔵入地は、全国に配置されつつ、畿内近国と、朝鮮出兵の兵站基地である北九州とに集中し、大名や現地の有力者等を代官に任じて管理させた。代官は、蔵入地の村から年貢等を、主として米、一部は大豆で収納し、政権の指示に従って現物での支払いに充てるか、京都などまで回送し、指定された相場で換金して

1 岸本美緒「東アジア・東南アジア伝統社会の形成」『岩波講座世界歴史13』岩波書店、1998年。

2 岸本前掲論文でも日本についてはこうした評価をするが、二つの見方の関係は問われていない。（補注2）

3 山口啓二『山口啓二著作集第二巻 幕藩制社会の成立』（校倉書房、2008年）、51-52頁。

4 金銀1枚＝10両、金1両＝4.4匁（16.5g）、銀1両＝4.3匁（16.125g）、1匁＝3.75グラム。

5 脇田修『近世封建社会の経済構造』（御茶の水書房、1963年）、30-31頁。

上納した。東北の遠隔地の場合、換金相場は金1枚=240石などと大幅に低く設定されていた(補注3)。

## ・金銀山

第2に、金銀山からの運上もやはり大名や代官・商人らに納入を請け負わせている。織田信長の配下にいた羽柴秀吉は1580(天正8)年頃には但馬を支配下におき、信長から生野銀山を与えられ、代官をおいて上納銀(公用銀)を納めさせた<sup>6</sup>。以後、秀吉直轄の銀山として、1598年には圧倒的に大きな運上銀高(6.2万枚余)を誇っている。銀9千枚余の運上を課された因幡銀山も、秀吉の腹心宮部継潤の下で1593(文禄2)年に開発されたとされ、秀吉直轄に近かったようだ(「稲場民談記」)。

一方、生野と並ぶ大銀山として知られる石見銀山は、一貫して毛利氏の支配下におかれた。毛利氏は、1581(天正9)年に年間で銀3652枚の収入を同銀山から得ている(『毛利家文書』三四六号)。朝鮮出兵期には納所高1万枚<sup>7</sup>、1598(慶長3)年には2.2万枚、翌年は3万枚としたが未納が生じ、その翌年(1600)は2.3万枚としている<sup>8</sup>。そのうち銀の採掘に関する役が1.4万枚余で、他の約9千枚は銀山町や港(温泉津)への流通課税(営業税・関税)だった。銀2.3万枚は当時の蔵入地11万石余の収入の2.5倍以上に相当すると推計されている<sup>9</sup>(補注5)。豊臣政権よりもかなり銀山収入・流通課税への依存度が高かった。

慶長三年蔵納目録に戻ると、「中国ニテ所々銀山」から銀4869枚の運上を柳沢監物が請け負っている。これは石見銀山からの運上ではなく、1594(文禄3)年に毛利氏が秀吉から、先銀山(石見銀山など旧来の銀山)以外の新銀山の運上を命じられたものである<sup>10</sup>(補注6)。同年、豊臣政権は長崎で弾薬の原材料となる鉛と煙硝を調達するため、石見に年貢米を廻して銀に換えさせている(「駒井日記」)。この文禄役後の休戦期、豊臣政権は「時節柄」(時局)を強調して、大名領国をふくむ各地で鉱山を積極的に発見・開発するよう強く促している<sup>11</sup>。政権が関与して各地で検地が広く進められたのもこの時期である。対外戦争を契機として集権化が進んだのであり、蔵納目録はその結果を示すものである。

## ・金銀貨幣

第3に、蔵納目録における諸役運上は、ほとんどが後藤判料(金1000枚)<sup>12</sup>・常是座中の運上銀(1万枚)である。秀吉は1594(文禄3)年4月に「大坂銀ふきとも」を「常是」という名称の座に定めた(「駒井日記」)。流通していたか政

6 小葉田淳『日本鉱山史の研究』(岩波書店、1968年)。(補注4)

7 本多博之『天下統一とシルバーラッシュ』(吉川弘文館、2015年)、176頁。

8 以上、村上直ほか編『江戸幕府石見銀山史料』(雄山閣、1978年)、70-81頁。

9 秋山伸隆「豊臣期における石見銀山支配」(『龍谷史壇』132、2010年)。

10 秋山前掲論文。

11 小葉田前掲書、本多前掲書。

権が所有する灰吹銀を精練させ、品位・規格の一定した銀を造らせ、その差額・吹賃から運上を出させたと考えられる。翌年には後藤徳乗とくじょうの下に金子吹27人を付属させた。彼らが造った金貨（大判、小判もか）を後藤に検定させ桐の極印を打つか墨書をさせ判料を取ることを認め、その一部を運上として納めさせたとみられる<sup>12</sup>。これらは後の金座・銀座に相当する。各地で多様な金銀貨が造られるようになっていた状況の下で、中央政権として検定・保証業者を一つに公認し、金銀貨の公認に乗り出した。

ところで、中世の日本においては中国渡来銭が貨幣として用いられていたが、15世紀後半には悪銭が増加して銭貨の価値に差が広がり、流通も不安定になった。一方、1530年代までに灰吹法が導入されて日本で銀が増産されると、中国では財政上の理由で大きな銀需要が生じていたため、1540年代には銀が中国へ貿易通貨として流入するようになった。日本には生糸、茶器・陶磁器、煙硝、金などが輸入された。1570年代には、銀は金とともに日本国内でも通貨として流通するようになり、それまで銭が担っていた機能を代替した<sup>13</sup>。ただ、金銀の通用は都市やその周辺が中心で、この段階では地方や在方（農村）にまで行き渡らず、中国のように土地所有者から直接に銀で納税させる制度を採用する条件はなかった。

このように豊臣政権は、畿内近国の大きな米生産から収取する年貢を財政の最大の柱として、それを軍勢の兵糧や労働力の飯米として支払い、残りを都市等の市場で金銀に換えて支払い、蓄蔵した。また、生野をはじめとする銀山での金銀生産からの運上を第2の柱とし、また金銀を貨幣として製造・検定させた。秀吉は早くから畿内近国におけるこれらの収入源とその連関に目を着け、検地による米年貢収取、都市の建設・繁栄、鉱山の開発、金銀の通用をいっそう推し進める政策をとった。

金銀が採掘され価値をもったのは、国内・域内で食糧（とくに主穀）の生産と流通が一定程度、発達していたからである<sup>14</sup>。逆に、多くの米が生産され、政権が米年貢をいくら収取・集中しえたとしても、金銀と交換して効率的に運用・蓄蔵できなければその価値は半減する。秀吉は1586（天正14）年初頭、徳川家康を攻める意志を示した際、兵站能力を喧伝して、軍勢には兵糧を支給し、四国・西国の軍勢の分は船で手配させる、濃尾の軍勢には金銀で支給すると述べている<sup>15</sup>。また文禄の役の最中、各地からの年貢米・商人米の輸送態勢を整備し、博多の米相場を基準に、博多や名護屋でそれより高い値段の銀で米を買い上げることが商人たちに布告している（『浅野家文書』二六一号）。秀吉の全国統一も朝鮮出兵も、米はもちろん金銀をふんだんに使うことで可能になったのであり、それは国際的な交通・交易によって金銀の通用が促された結果である。

12 小葉田淳『日本の貨幣』（至文堂、1966年）、藤井譲治「近世貨幣論」（『岩波講座日本歴史第11巻近世2』岩波書店、2014年）、本多前掲書を参照した。

13 本多前掲書。

14 『当代記』1608（慶長13）年4月21日条の後の記事では、奥州南部で金が出て金堀たちが佐渡から下り、さらに松前へ下って金山を掘ろうとしたが、松前氏が当地には飯米がないので飢饉の基になるとして許さなかったとする。

15 名古屋市博物館編『豊臣秀吉文書集三』（吉川弘文館、2017年）1835号。

## ・貿易利潤

蔵納目録に戻って、第4に、堺からは地子と諸座の役銭を取っていたが、あわせて銀1250枚（53貫750匁）で、さほどの額ではない<sup>16</sup>。問題は貿易による利潤であるが、そうした臨時収入<sup>17</sup>は蔵納目録には記されない。宣教師ザビエルは来日当初、「ミヤコから2日間の行程にあつて日本の主要な港である堺に（略）物質的に莫大な利益となる商館を設けましょう。なぜなら、この堺は日本でもっとも富裕な港で、そこへは日本中の銀や金の大部分が集まってきているからです<sup>18</sup>」と提案したが、商館は実現しなかった。秀吉は1587（天正15）年、薩摩島津氏を攻める途中、肥後でポルトガル人を引見し、ポルトガル船が堺のあたりに入港することを強く望んだ<sup>19</sup>。それが現実的でないと判断したためか<sup>20</sup>、九州平定後、長崎を収公・直轄した。

翌年夏、長崎へポルトガル船が渡来すると、小西立佐<sup>21</sup>に銀2千貫（4651枚）以上を持たせて派遣し、大量の生糸を優先的に買い占めさせた。その取引が終わるまでは、他の誰かがポルトガル人と取引するのを禁じた<sup>22</sup>。さらにその後、薩摩国片浦に黒船（ポルトガル船カ）が着岸し糸の商売を希望していることを島津氏が秀吉に報告すると、次のように指示した。一奉行に銀2万枚を持たせて派遣し、しかるべく相場を立てて買い上げる。それ以前には商売するな。もし糸が余れば諸商人にも買わせる。また以後、船がどれだけ来てもすべて買い上げる。それは商売のためではなく、日本へ船の来航を促すためである（『島津家文書』三八四）。朝尾直弘氏が指摘したように、利潤を目的としただけでなく、楽市・楽座令と同じように、来訪した商人を天下人が保護し恩寵を与えるという側面があった<sup>23</sup>。そのため関税を取ることもなかった。

政権が買い付けた生糸はどうなったか。政権公認の下で秀吉の妻（北政所ねね）の糸が京都の町人に売りつけられていたことがわかる（足守木下家文書）。また、1594・95（文禄3・4）年には、フィリピンからもたらされる「るすん壺」を、政権が独占的に買い上げ、商人らに売りつけた（『当代記』・組屋文書（補注8））。ただ、豊臣政権が直接、貿易に関わり得たのは九州平定によってであり、西国大名に比べると、貿易自体には不利な条件にあったことがわかる。

16 1579（天正7）年以前に長崎を領有していた大村氏は、地子銀とポルトガル船からの停泊税をあわせて、年間銀23-24貫の恒常的な収入があったとされる。武野要子『藩貿易史の研究』ミネルヴァ書房、1979年、46頁。

17 ほかに大名等からの献上があったが、その物量・額を集計することはできない。秀吉からの下賜もあった。（補注7）

18 『聖フランシスコ・ザビエル全書簡3』（平凡社、1994年）162-163頁。1549年11月5日付、マラッカのドン・ペドロ・ダ・シルヴァ宛て書簡。

19 岡本良知『十六世紀日欧交通史の研究』（原書房、1974年復刻版、その原版になった増補版は1942年）、470-72頁。

20 高瀬弘一郎『キリシタン時代の文化と諸相』（八木書店、2001年）、11-13頁。

21 行長の父。堺商人の出身とみられ、秀吉の堺奉行兼勘定頭というべき地位にあった（鳥津亮二『小西行長』八木書店、2010年、7頁、31-35頁）。

22 岡本前掲書、488-89頁。

23 朝尾直弘『朝尾直弘著作集第五巻 鎖国』（岩波書店、2005年）、216-218頁。

## ・都市地税・流通税の免除

第5に、慶長三年歳納目録をみても、豊臣政権は京都・大坂などの直轄都市において地税（地子）や商業税を徴収していない。一見すると奇異なことにみえ、豊臣政権が「商業」に基盤をおいていたと理解できるのか、論点になるだろう。結論的にそれは、織豊（とくに豊臣）政権の城下町建設、町人の集住促進のための政策、すなわち楽市・楽座（座公事＝商業税免除）と地子免許（地税免除）の結果である<sup>24</sup>。秀吉は1585（天正13）年には京都などで座公事を基本的に収公・否定し、1591（天正19）年には京都・大坂・大和郡山という直轄城下でほぼ一斉に地子を免除した。これらは江戸幕府の三都（京都・大坂・江戸）支配にも引き継がれ、商業税は部分的に賦課されることもあったが（補注9）、地子免許は幕末まで維持される。それは領主・城主の課す様々な御用や役を勤めさせたことの代償とみなされたからであるが、それだけではなく、三都の町人は、政権や領主層の売却する年貢米を、遠隔地よりかなり高い相場で購入することを事実上、強制されていたことを想起すべきだろう。その高い米価支払いの代償として一明確にそう認識されなかったとしても一地子が免除されつづけたと考えることで、この一見、極端な優遇策もそれなりに合理的に解釈できるだろう。

このように、町方と在方とを区別・分離し、最大の商品である米を在方の百姓に貢納させ、そのかなりの部分を過大な利潤をとって町人に売却・換金するという、農業と商業（鋳工業）との分業編成が、中世<sup>25</sup>とは異なる近世国家財政の基本原則として定着した。これによって都市や流通が著しく発達するが、金銀山運上や貿易利潤はまもなく激減し、かわって17世紀末以降、金銀貨発行益への依存を深めることになる。

## 2. 兵の動員と雇用労働の展開

### ・天正19年令

豊臣政権が大陸侵攻をめざして構築した支配体制・動員態勢を論じる際に必ず言及されるのが、1591（天正19）年8月の秀吉朱印状である（『浅野家文書』二五八号など）。この史料はかつて、武士・百姓・町人という近世的な身分を定めた「身分法令」だという評価がなされていた。しかし高木昭作氏は、その冒頭の「奉公人」は武士を指すのではなく、武士の従者を意味し、これは朝鮮出兵に向けて奉公人を確保するための法令で、戦時の時限立法とみられると主張した<sup>26</sup>。

中世には奉公／奉公人とは朝廷や権門・武家に仕えること／人を指し、主人に

24 牧原成征「近世的社会秩序の形成」『日本史研究』644、2016年。

25 室町幕府財政は、段銭・棟別銭、貿易の利潤、京都での土倉役・酒屋役などに依存した。

26 高木昭作「いわゆる身分法令と「一季居（いっきおり）」禁令」『日本近世国家史の研究』岩波書店、1990年、1984年初出。

仕える使用人は「下人」「下部」「被官」等という語であらわすことが多かった。一方、江戸時代には武家・公家・町人・百姓を問わず、主人に仕え年季などで雇用される労働者を広く奉公人とよぶようになる。この転換の画期は豊臣秀吉の法にある。秀吉は1585（天正13）年、支配域全体におよぶ国替を断行し、翌年には政権の基本法を定めたが（近江水口加藤家文書など）、それらの法令では給人に仕える侍（若党）や中間・小者を「奉公人」とよんで<sup>27</sup>、高い格式の呼称を与え、百姓とは区別した。

その上で、朝鮮出兵を控えた天正19年令では以下の3点を命じている。①去る7月の奥州出兵以後、奉公人が新しく町人・百姓になっていたら、町や村の責任で改めて、置いてはいけない。②在々の百姓たちが田畑を打ち捨て、商いや賃仕事に出た場合、その者はもちろん村中を成敗する。奉公もせず田畑も作らない者は給人・代官として改めて、置いてはいけない。③奉公人で、主人に断りなく辞めた者を雇用してはいけない。前の主人に渡すように。③は以前にも多くの大名・領主がとってきた法であるが、請人（保証人）を立てさせ、不履行の場合の厳罰規定を設けている。また京都では奉公人・百姓を隠し置いていない旨の請状を町が提出させられている（大中院文書）。請人・請状は、以後、人の移動に関する法規制の基本手段となる。

関白を譲られた豊臣秀次は翌1592年正月に、奉公人らの欠落禁止を厳命する朱印状を出した（『浅野家文書』二六〇号など）。その冒頭で「唐入に就て御在陣中」としていることから、高木氏は、本法は時限立法であり天正19年令も同じではないかと提起した。ただ、秀吉が戦争終結の期限を定めていたわけではなく、「時限」という表現には語弊もある。朝鮮出兵に際して奉公人を確保するための「臨時法」だとすべきだろう。ただ、それにとどまるものでもなく、「奉公人が町人・百姓になる」という表現が示すように、奉公人・百姓・町人の区別が定まっていることを前提にしている。その背景には、全国统一の完了と全国的な検地、石高の算定（御前帳徴収）、まもなく行う京都・大坂・大和郡山の地子免許＝町方と在方との分離があった。これら一連の政策はそれまでの秀吉の身分政策の集大成であるといえ、天正19年令はその一環でもあったとみるべきだろう<sup>28</sup>。

## ・人の動員と略奪

奉公人らは、とりわけ対外戦争に必ずしも進んで従軍したわけではなく、秀次令に明らかなように、むしろ彼らが逃げないよう対策を講じてゆく必要があった。これらの法令によって、大名・給人の奉公人確保が権威づけられ、町や村にもとづく支配体制は強化された。一方で、政権・大名と民衆との矛盾も増幅された。奉公人といっても実態は農民・町人と近似的な面も大きく、とくに主力となった九州・中国・四国の諸大名は、多くの百姓を陣夫・人夫として動員せざるをえなかった。

27 こうした呼称法が以前に全くなかったわけではない。（補注10）

28 牧原成征「兵農分離と石高制」『岩波講座日本歴史第10巻近世1』岩波書店、2014年。

一例をあげると、1596（文禄5）年12月、島津家では慶長の役に向けて軍役人数等の見積もりを作った（『島津家文書』九六四号）が、そこでは350騎のほか人数15097人とされ、後者のうち下級の侍衆には1人に2～3人ずつ計1900人の夫丸（人夫）が付属され、それとは別に直轄地より出すべき夫丸が2000人、加子が2000人と計算されている（すべて総人数に含む）。秀次令では、奉公人に加えて「人夫以下に至る迄」の欠落を禁止し、また陣へ召し連れた百姓の田畑を郷中の責任で耕作させている。それだけでなく、漁民なども広く加子（水主）として動員され、在地の生産を荒廃させた。領主の在地性もなお根強かったばかりか、過重な動員態勢によって、かえって在村の給人や奉公人が拡大される面もあった<sup>29</sup>。

朝鮮出兵における人の略奪にもふれておくべきだろう。戦国時代の戦争では、武士や雑兵（秀吉のいう奉公人を含む）による、物だけでなく人の略奪が広く行われていた。略奪された人びとは、譜代下人・労働力として所有の対象とされ、また売買された。戦国大名は味方についた特定の勢力や地域に、申請に応じて「禁制」を与え、自軍による攻撃や略奪などを禁止した。秀吉は九州征討時から一国全体を対象とする禁制や百姓の環住を命じる法令を発給し、広域的に「平和」と安全を保障し、定住と耕作を強制し、人の略奪、人身売買を禁止した<sup>30</sup>。これらはやがて全国に拡大されたが、貫徹したわけではない。明をめざした文禄の役では「高麗国」を所付（対象地域）とする秀吉の禁制が前線の加藤清正・鍋島直茂らに与えられたが、実際には戦闘の展開にともなって人の略奪も多く行われた。とくに慶長の役では朝鮮の全羅道を武力で征服する目標を掲げ、虐殺や人の略奪が激しく行われた。大名らの意図は、朝鮮で略奪した人びとを日本に送って耕作者とし、日本の百姓を兵として動員することにあつたとされる<sup>31</sup>。

## ・豊臣から徳川へ

さて、秀吉が大陸侵攻をめざして構築した動員態勢は、侵略戦争の終了後、徳川政権に引き継がれなかったのだろうか。あるいは豊臣政権の支配体制は、どのように徳川政権へ継承されたのだろうか。

徳川家康は1600年の関ヶ原の戦い後の論功行賞で事実上の領地宛行を大規模に行ったが、諸大名の主君としての地位を確立したわけではない。大名たちの主家であった豊臣家が大阪城になお存続したため、その存在・影響力を克服してゆく必要があった。京都・伏見・堺・奈良・長崎や大阪城廻り領以外の豊臣政権蔵入地、主要金銀山を入手し、外交・貿易権も掌握した。また諸大名に普請役を賦課して、伏見城・二条城・江戸城・駿府城・名古屋城などを造営させた。1603年に征夷大將軍に任官し、1605年には將軍職を子秀忠に譲った。この間、諸大名に村ごとの石高を記した郷帳と国絵図を作成・提出させた。

29 稲葉継陽「兵農分離と侵略動員」（同『日本近世社会形成史論』校倉書房、2009年、2003年初出）。

30 高木昭作「乱世」（『歴史学研究』574、1987年）、小林清治『秀吉権力の形成』（東京大学出版会、1994年）、藤木久志『雑兵たちの戦場』（朝日新聞社、1995年）。

31 『朝鮮王朝実録』宣祖三十年十月庚申条。朝鮮の捕虜となった加藤清正の臣福田勘介の供述。

一方、諸大名は、朝鮮出兵期の動員態勢から脱し、関ヶ原の戦い後に転封されたケースも多く、財政支出に苦しみながらも領国の経営に乗り出した。徳川政権による大坂包囲網形成ともあいまって、各地でそれぞれ城と城下町の形成を進めた<sup>32</sup>。

## ・徳川氏の奉公人法制

徳川政権は当初、諸大名の領国を直接に対象とする法を出すことはできなかった<sup>33</sup>。そのようななか、江戸幕府の奉公人法制としては、1610（慶長15）年4月2日付の「定」3カ条が重要である（『御当家令条』『御制法』）。①武士たちは、侍（若党を指す）はもちろん中間・小者に至るまで「一季者」を一切召し抱えてはいけない。奉公を望む者は一季（1年間、あるいは半年間）と定めて出すものは禁止する。②新参者は期限をあらかじめ定めずに、なるべく長く耐え忍んで勤めなさい。その年の切米（給分）を取った場合は、翌年の夏までは勤めて、その上で辞職を申し出なさい。③御普請・御陣・御上洛御供等の場合（以下「戦時」とする）には辞職を申し出てはいけない。関東中の諸奉公人（ここでは徳川氏の直参家臣<sup>34</sup>は六尺（ここでは市中の賃金労働者）を一切召し抱えてはいけない。

この法は江戸で秀忠付年寄が連署で出したものとみられ、徳川氏の領国である関東の武士（「諸奉公人」）と侍・中間・小者との関係を規定したものである。百姓・町人からの一季での雇用を禁止し、新参者は期限を定めずなるべく我慢して奉公を継続することを求めている。「奉公人」の語法が秀吉の法とは異なるが、秀吉が奉公人と百姓とを区別した方針自体は引き継いでいるとよい。ただし実際には百姓・町人から一季雇用される者がかなりの程度いたことがわかる。また、ここでは奉公を終えた者が百姓・町人になることを否定していないが、「戦時」には辞職の申し出（暇乞い）自体を禁止して雇用を強制継続するという、特別措置を発動すると規定している<sup>35</sup>。これは以後、江戸幕府の基本方針となる。

この前年、1609（慶長14）年正月2日付の「条々」5カ条（『条令』）では、1条目で「一季居のことは厳しく禁止している。以前からの商人のほかは、奉公を止めた者または百姓が振売や一銭剃り（髪結）をしてはいけない。ただし以前からしてきている者は町奉行の手形を取りなさい」と規定し、以下、江戸の治安に関する武士層への禁止事項を列挙している。やはり秀忠付年寄による旗本・御家人への法令であり、江戸町方にも高札として示され、心得のため（参考までに）大名へも触れられた（上杉年譜）と考えられる<sup>36</sup>。1条目は、秀吉の天正19

32 諸大名の都市・商業政策は、統一政権・江戸幕府とは異なる面も大きく、商業税を課したり、地子を取ったりしていることも多い。

33 藤井謙治「『法度』の支配」（同編『日本の近世3支配のしくみ』中央公論社、1991年）。家康は、秀吉のように諸大名に対して一斉に朱印状・直書を出すこともなかった。

34 初期の江戸幕府法令においては、「奉公人」は土分を含む広い意味でも用いられている。

35 大坂冬の陣に際して秀忠付年寄から出されたと思われる1614（慶長19）年10月「定」（『条令』）では、若党・小者・夫丸の欠落を厳禁し、宿（やど）と郷中の責任を規定し、陣から帰る際には手形を持参せよと命じており、秀次令に類似する。

36 『大日本史料』第十二編之十一、64-66頁参照。

年令の2条目を継承しているが、町奉行による手形発行を規定し<sup>37</sup>、江戸の治安維持に限った法になっている。

## ・短期の奉公人雇用慣行

中世末には一季の奉公契約慣行がすでに存在していた。史料上の早い例は、阿波三好家の重臣で畿内にも長く出陣した篠原長房<sup>しのはらながふさ</sup>が1560年代頃に制定した分国法「新加制式」の13条目「一季奉公輩事」である（補注11）。様々な主人の許を、ある月までの有期（一季）で渡り歩く奉公人が一般的に存在したことがわかる。京都でも、2月・8月に出替りする六尺が多く存在した<sup>38</sup>。

江戸時代初期の一季奉公人に関しては、「元和年録」の1618（元和4）年の記事がよく参照される。①武士の奉公人は、年季は別として、一季とは2月・8月の1年に両度、出替わりする。それがせわしいので、近頃より2月2日に出替わりを定めた。在々は2月に耕作の用意をするので、それまでに奉公先が決まらなければ在々（農村）へ引き込んで耕作を始めるために命じられたものである。②しかし、武士の奉公人たちが多く浪人して、在郷へ行くのも嫌、奉公も難しいと考え、勧進宗教者として江戸に滞留し、治安を悪化させているので取り締まるとご命令になった。武士が雇う中間（になりうる者）も少ないのでこうした命令が出された。つまり江戸における奉公人浪人を取り締まり、奉公人の確保を容易にする意図があったとする。

①に戻るとそれは、それまで2月・8月の年2度だった出替わりを、頻繁な入れ替わりを忌避する雇用主＝武士側の都合に配慮して2月の1度に限定した措置であった。「年季は別として、一季とは2月・8月の年2回出替わりする」という表現からは、それまでの一季とは基本的に半年を意味していた可能性があるだろう<sup>39</sup>。また「近頃」、つまり1618（元和4）年よりすこし前にこの措置がなされたことになる。

その点で注目されるのは、公家西洞院時慶<sup>にしのだういんとときよし</sup>の日記『時慶記』1610（慶長15）年2月2日・5日条である。京都所司代板倉勝重<sup>いたくらかつしげ</sup>が奉公人の出替り日を以後2月2日に公定するという記事である。『時慶記』では、それ以前には、2月初め～3月初め、8月初め～9月初めの出替りの記事が多い。この板倉の措置も、年2回だった出替わりを1回にすることだったとすれば、それまでの半年単位＝一季での出替わりを否定することであり、一季居の禁止というべき方針が江戸での方針をうけて1610年に京都でも定められたのかもしれない。

37 時期が下って、1637（寛永14）年10月に幕府が関東甲信の領主に指示した法令（『御当家令条』）では、郷中より奉公に出たり商売に行ったりする場合、落ち着き先を庄屋・五人組に連絡するよう求めており、百姓が商売に出ることは認めている。一方、明暦大火後には、武家奉公人確保が喫緊の問題となり、江戸で振売に札を交付して就業規制を強化している。

38 1613（慶長18）年に京都周辺で書かれた随筆『寒川入道筆記』には「京の六尺とも二・八月の出かはりに、よりあひて、此さきの季に、そちは何方にあたそと問ふ」とある。

39 『言経卿記』1594（文禄3）年11月16日条には、山科言経が粟津の与二郎に銀25匁を貸し、うち20匁を1年3カ月間、小者として年季奉公することで返済させる契約をした証文がある。そこでは1年3カ月を「二季半」としており、一季＝半年である。1652年の江戸町触では「一季・半季居之出替りの者」と記され、一季＝1年になっているようだ（『江戸町触集成』八四号）。

以上、徳川政権は2月・8月の奉公人出替り慣行があるなかで、幕臣に対し百姓・町人から一季での奉公人雇用を禁じつつ、まもなく2月1回の出替りに限定する政策をとったと考えられる。

## ・江戸の高札

さて大坂の陣で豊臣氏を滅ぼし秀忠に代替わりした後、1616（元和2）年10月に幕府は江戸で次のような高札を立てた。すなわち、武士の面々が一季居を抱えることの禁止、人売買の禁止、年季を3年に限定、喫煙・煙草作の禁止、ほか江戸町中での治安に関する項目を列挙したものである。慶長14年令と15年令を含むいくつかの法令を統合したものであるが、人売買の禁止、3年季制限を新しく盛り込んでいる。元和偃武を実現した秀忠政権が、豊臣政権の人身売買禁令を継承したとみることができ、3年までの年季制限を設けたのはそれを補完するためだったと考えられる。幕臣には一季奉公人の雇用を禁止したが、百姓・町人への長年季奉公をも禁止したのであり、そこには矛盾する面もあった<sup>40</sup>。

以降、この法令を1618（元和4）年、19年、1621年、22年、25年、27年…と連年のように、場合によって微修正を加えて出し直している。それらのうちには大名家史料に記録されているものもあるが、それは本来、江戸での高札であり、大名に伝達されたとしても、少なくとも当初は、大名の領国や家中全体を規制するための法令ではなかったとみるべきだろう。事実、1619（元和5）年に福島正則の広島領を収公した際に出した秀忠黒印状では、「百姓が、年貢未進の債務弁済のために、あるいは一季居として福島家中（の武士）に奉公している場合、いずれも（所領没収に伴って）契約を棄破するので、その所に留めるように」と命じており（『毛利家文書』一一六二）、福島氏家中に百姓から雇用された一季居がいたことが前提にされている（補注12）。

## ・一季奉公人の公認

幕府は1636（寛永13）年に至って、將軍家光の日光社参を控え、「一季居奉公人」を、当年はそのまま継続して雇用すべきことを命じ、大目付にその命令を伝達させた（江戸幕府日記）。大目付を通じて諸大名に触れられたと考えてよいだろう。この時の日光社参は、寛永の大造替が成った後の大規模なもので、公家・旗本直参のほか一門・譜代大名、外様大名の一部（相伴衆<sup>しゅうばん</sup>）を引き連れて盛大に行われた。また前年には参勤交代を武家諸法度に盛り込んで制度化している。熊本藩主細川忠利は、その前年、奉公人の払底、賃金高騰を嘆き、参勤交代は2月2日の出替り後、奉公人を確保してから3月に、少なめ的人数で出府する制度に

40 前者は以下にみるようにやがて廃止され、後者も1627（寛永4）年には10年季制限に修正される。

するのがよいという意見を、幕閣への私信で述べている<sup>41</sup>。島原・天草一揆のさなかの1638（寛永15）年2月にも幕府は、去年からいる一季居を8月まで辞めさせないよう、大名に触れている（『細川家史料』四〇四三号）。

この時期、下野の領主皆川隆庸<sup>みながわたくつね</sup>が家中で一季居の者を一切抱えていない旨の書上げを出しており<sup>42</sup>、関東の旗本においては依然として、一季居の雇用を禁じていた。一方で、1627（寛永4）年令（『御当家令条』）によれば、禁令に違反した雇い主は分限に従って過銭を出すだけであり、高札には1661（寛文元）年まで禁止が掲げられ続けるが、厳しく取り締まったわけではない。江戸幕府は、参勤交代を制度化し大名統制を強化した結果、かえって大名による一季奉公人雇用の現実に対応せざるをえず、旗本・御家人に対する一季居の禁令もやがて放棄するに至るのである。

以上を簡単に整理しておこう。①少なくとも京都・畿内周辺では中世末には武家・公家・寺社の諸権門が雇う下人（非熟練労働力）において、有期・短期契約による労働市場的な関係が形成されていた。②秀吉は、武士の従者を「奉公人」とよんで百姓と区別し、膨大な常備兵を析出した。とくに侵略戦争期には兵や従軍労働力の確保策を強化したが、それは給人や在地社会に過重な負担をもたらした。③徳川政権も関東の直参家臣に対しては、当初、一季奉公人を禁止し、常備兵の建前を貫こうとした。④しかし諸大名は一季の奉公人に依存し、幕府も、巨大都市を支配して大名を半ば江戸に集住させる過程で、短期奉公慣行の現実に対応していった。「平和」を前提に、日常的には百姓や市中の労働者を雇用させ（傭兵）、戦時にのみその雇用を強制継続させる政策をとった。

このように、膨大な常備兵が創出されたことによって、平時になるとそれを「傭兵」が代替し、特殊な男子労働市場の飛躍的な拡大がもたらされた。「兵」たりえない女性の法的地位は低く、労働力需要も乏しく、身売りの関係が残存した。日本近世の労働慣行には、豊臣政権による常備軍の創設とその矛盾、戦争態勢下での武家奉公人の身許保証の仕組み、人身売買・長年季奉公の禁止、集権化と分権化の相克などの歴史過程が、深く複雑に刻み込まれているのである。

## おわりに

最後に、対外戦争以降の歴史過程が日本社会にもたらしたものを確認しておこう。

家康政権が、豊臣家の存在を前提に、それをいかに克服するかを最重要課題としたのに対して、それを克服した後の秀忠政権・家光政権は、政権の継承・大名統制はもとより、朝廷との関係調整、対外関係の調整などを広く課題としたが、

41 『部分御旧記』所収、寛永11年11月18日付永井直清宛書状（『熊本県史料近世篇第一』187-189頁）。永井直清は、上方八人衆の一人で、幕閣を構成していたといえる。吉村豊雄「参勤交代の制度化についての一考察」（『文学部論叢（熊本大学）』29、1989年）は、この提案が將軍家光に取り次がれ、幕府の制度策定に大きく受け入れられたとする。

42 高木前掲書、263-65頁。1633（寛永10）年～1645（正保2）年のもの。

とくにキリシタン禁制を重要な政策課題とし、強力に推し進めるようになる。

1642（寛永19）年、長崎平戸町の人別帳は、町人の家族や下人一人ひとりについて、年齢・名前、出生地、長崎への来住年、父母などについて記すが、特に高麗人と、旧キリシタンで強固な信仰を持っていたと考えられる者については、親類を吟味して、組で請人を立てさせ、請状を取っている<sup>43</sup>。一方、1649（慶安2）年近江彦根城下魚屋町の改帳は、さらに詳しい記載項目を有するが、キリシタンのほか、関ヶ原合戦・大坂の陣における一手（部隊）の大將の子孫、御当家（井伊家）三代勘気の者とその子孫がいないことを特に請け合わされている<sup>44</sup>。このようにキリシタン禁制を主眼として宗門人別改制度が整備されてゆくが、キリシタンと並んで関ヶ原合戦・大坂の陣での敵方大將が反体制分子とされ、朝鮮人が要監視人物とされている例もある。

豊臣政権は「唐入り」を掲げ、いわば敵を作って権力集中を進め、貢納制・領主制・ヒエラルヒーを再構築し、実際に朝鮮へ出兵した。その失敗後、徳川政権は、その間に人の移動という面でも流動性を高めた社会状況に対して、豊臣家の否定、キリシタンの禁制を楨桿（テコ）として、民衆一人ひとりまでの所属・来歴・移動・信仰を、集団を介して管理する体制を築き上げていった。

日本近世の社会は、経済的にも文化的にも豊かな達成や繁榮を見せてゆくが、宗教や社会集団の特質も、経済や労働と同じように、戦争による国家体制構築のされ方に深く規定されていたといえるだろう。

### 【補注】

（補注1）豊臣秀吉が初めて「唐入り」を表明したのは、（天正13〔1585〕年）9月3日付、一柳市介宛朱印状とされてきた。近年、鴨川達夫氏は、該当部分は秀吉の意志を示すのではなく、秀吉が臣下である加藤作内の心理を推測したくだけであり、「自分のためなら秀吉は日本だけでなく唐国をも（加藤に）任せてくれるという（思い上った）気持ちなのだろうか」という意味だと解釈しなおした。秀吉が「唐入り」を言明したわけではないという指摘である（東京大学史料編纂所編『日本史の森をゆく』中央公論新社、2014年、34-38頁）。卓見であるが、加藤が秀吉から、日本だけでなく唐国を任せてもらえろと思えばいいというのはいやや度が過ぎ、秀吉がそう推測したというのも不自然である。「加藤にすれば（にとっては）秀吉が日本はもちろん唐国までも支配しているという気持ちなのだろうか。知行地は相応に与えるべきところ、蔵入地にも給人をつけたいというのは無理な言い分だ」と解釈できるのではないか。この後段で秀吉は、国や城を任せた臣下をすぐに更迭して「頼すくなき」と思われぬように、他の臣下たちに事情を説明し、加藤の処分に関する意見書・誓詞を出させている。「頼もしい」主君であるために、家来たちに大きな所領や城を与えることが必要であった。唐国のくだけりはレトリックではあるが、わざわざそういうレトリックを出していることから、秀吉が唐国までも支配してみせたいという欲望を表明したとみることもできるだろう。

43 武野要子校注「寛永十九年長崎平戸町人別生所札」『日本都市生活史料集成六 港町篇I』学習研究社、1975年。

44 斎藤純「近世前期彦根城下町住民の来歴について（上）（下）」『専修人文論集』55・57、1994・95年。

(補注2) 池上裕子『織豊政権と江戸幕府』(講談社、2002年)も、織豊政権が採った流通・貿易の促進・拡大政策は、石高制・土地政策と並立する国制レベルの政策だったと位置づけるが、両者の関係はあまり説明されず、並立にとどまっている。

(補注3) 売り方によっては代官や船を所有する豪商らが大きな利潤をあげることもできた。池上前掲書、262-263頁。

(補注4) 1570年、織田信長は生野銀山を影響下におき上納を出させようとしたようだが、安定して支配するに至らなかった。

(補注5) これは1581(天正9)年における銀と銭との相場をもとに、1600(慶長5)年の公用銀を銭1貫文=米1石で換算した推計である。公用銀にも未進が生じ、11万石余の蔵入地からの年貢率は75%ほどだった(『山口県史資料編中世3』657頁)ので厳密な計算ではない。関ヶ原の合戦後、毛利氏が防長に転減封された後(1600年11月)の徳川氏あて報告書では、銀2.3万枚の約半分が毛利へ既納、半分が未進とされている。

(補注6) 豊臣政権側から奉行が派遣される可能性もあったようだが、そうならず毛利氏側の奉行から納入することが秀吉から許された。毛利氏側では、御音物(贈り物)として名物をどれだけ進上しても代えがたいとそれを喜んでいる。「某書状」山口県立文書館毛利家文庫(『山口県史資料編中世3』654-55頁)。

(補注7) 当時、武家・公家の献上品・贈答品の中心は、銀・生糸・高級絹織物(小袖・呉服)であった。盛本昌広「豊臣期における金銀遣いの浸透過程」『国立歴史民俗博物館研究報告』83、2000年。

(補注8) 平戸・五島・博多・備前・京都の商人らにおそらくは九州で唐物(生糸や壺)の代金を前貸し、それを京都までの間で売らせて、京都で金銀を上納させている形跡もある(大中院文書)。

(補注9) 『当代記』1597(慶長2)年条では、この年から畿内、京・伏見・大坂・堺、諸売物にすべて五分一の役を徴収し、庶民が困ったという記述がある。

(補注10) 1509(永正6)年の高野山谷上院三方評定事書案に「奉公人出入に於いては、十二月を限るべし」云々とある(『高野山文書』一四九号)。下級の雑用労働者を奉公人と称し、その出替りを特定月に定めていることは、近世武家の年季奉公人の法制に近いもので、注目される。

(補注11) 「諸方を経歴して奉公を致すの輩、その月に当り暇を乞う常習なり。然るに、その月を遂げずして猥りに退出せしめば、自由の至りなり。もともと当季の主、意に任すべし。他人の妨げあるべからざる者なり」。

(補注12) 秋田藩主佐竹義宣は、1619(元和5)年3月22日、同藩の奉公人が江戸町中で手傷を負った場合はすぐに報告すること、また殿原・中間・小者として牢人を抱える場合、町中家持が請人に立つならよいが、相奉公人を請人として採用してはいけないと藩邸内に触れた(『梅津正景日記』同日条)。高木氏は、これを同年2月10日の幕府令「条々」をうけて出したもので、佐竹氏によるその解釈を示すとみた。それによって、禁令の「一季居」とは「然るべき請人のいない奉公人浪人」を指すとしたが、幕府令の条文を、佐竹氏がわざわざそのように複雑に解釈して出しなおすというのは理解しにくいのではないか。

## 発表論文 8



# 壬辰倭乱～丙子胡乱期 唐糧の性格に関する検証

崔 姪姫

国学振興院

[原文は韓国語、翻訳：金キョンテ（高麗大学）]

## 要 旨

唐糧とは、壬辰倭乱期の明軍のための軍糧米で、中国内地から輸送してきた穀物を指す。明軍は、軍糧を本国から自ら輸送してきて義州に蓄えておいたが、明軍が両南（湖南・嶺南）に駐屯してから、朝鮮政府は義州に蓄えていた唐糧を南方へ運ぶことに力を注いだ。ところで、壬辰倭乱の後も唐糧は消えず、異なる形で営まれた。光海君10年（1618）、明から「後金を攻略するための援軍数千人を徴発せよ」という咨文が下され、光海君14年（1622）には明の毛文龍が鉄山郡の椴島に駐屯してから、朝鮮政府に軍糧を求め始めた。そこで、朝鮮政府は両西地域、つまり平安道、黄海道から別途の結税を追徴して毛文龍の陣営に送った。毛文龍の軍隊に支給する軍糧であるから「毛糧」、あるいは両西地域から糧穀を出したことから「西糧」とも称した。1634年（仁祖12）に甲戌量田で三南地域（慶尚道、全羅道、忠清道）の土地の結数（結：朝鮮固有の農地面積の単位）が増え、丙子胡乱以降軍糧として費やされる穀物が減少すると、土地に追加で割り当てた結税がほとんど廃止されるものの、西糧だけは相変わらず維持され、1646年（仁祖23）になってから廃止された。

## 1. はじめに

戦争の勝敗を計る重要な変数は、攻撃と防御に効果的な戦略・戦術、技術的に高度な新武器の導入、そして兵力を維持できる兵糧の調達と集約することができる。鉄道、港湾などの近代的な輸送施設が整っていない前近代戦争で兵糧の調達と需給は戦争の支配権を決定する重要な要因となった。

周知のように1592年「征明假道」を口実に、日本が朝鮮を侵略したことにより、7年余りの間、韓半島では朝鮮—明連合軍と日本との間で武力衝突と講話交渉が長期間行われた。日本は戦争初期兵糧を本国から輸送してきたが、戦争が長期化し、朝鮮の首都への主要な基地を陥落させ、兵糧を現地調達する方式に切り

替えた。明も朝鮮に援軍を派遣し、大規模な兵力を維持する食料を一緒に支援することを決定して、朝鮮政府と兵糧を輸送する案を議論したが、戦争が長期化することに従って内地に不足した兵糧と馬の飼料を朝鮮朝廷に絶えず要求した。

明軍の参戦で戦乱が国際戦へと拡大し、兵糧の調達は、朝鮮に大きな負担となった。朝鮮では明軍に提供する穀物を別に「唐糧」と称した。ところが、壬辰倭乱が終息し、光海君代に入り「唐糧」は「毛糧」あるいは「西糧」に名称が変更され、丙子胡乱が終息した後も、唐糧は消えず府税の一種として引き続き受け取られた。

その間の兵糧調達に関する研究は、壬辰倭乱当時、朝鮮政府が兵糧をどのように用意しており<sup>1</sup>、兵糧が適時調達されていない状況で、明と朝鮮の葛藤がどのように生じ、また、これがどのように講話交渉の背景に作用するかを検討する議論が主になった<sup>2</sup>。これまでの議論を通じて壬辰倭乱期に調達された兵糧は、明軍が入国する前の8万余石と明の軍が入国後（1592.12～1593.8）は約10万余石、そして慶長の役（1598.5～1599.9）当時の20万余石を合わせた38万余石に達したと知られていたが、このなかで、直接明で調達した穀物は195,180石で、全体穀物の50%に達すると推定された<sup>3</sup>。一方、平壤城の戦いの後、兵糧の需給の問題で明との葛藤が生じ、これが日本との講話交渉を主導することになる主要因として作用したという点が明らかになった<sup>4</sup>。しかし、兵糧についての記事をよく見ると、史料に提示した兵糧がそのまま明軍に供給されたのかは疑いの余地がある。さらに兵糧の調達と徴収の問題は、壬辰倭乱当時に限定されず、後金が成長し、朝鮮を威嚇していた光海君代と丁卯・丙子胡乱が起こる仁祖代までの名称を変えながら続いた。

本稿では、壬辰倭乱を経て丙子胡乱が終息するまでの対外情勢が急変する時期に、いわゆる「唐糧」、「毛量」、「西糧」と呼ばれた兵糧がどのような方法で調達されており、これが朝鮮王朝の財政運営にどのような負担を招来したかを調べてみることにする。

## 2. 壬辰倭乱期 明の派兵と唐糧の調達

1592年4月13日、釜山に上陸した日本軍は、破竹の勢いで北上して20日余り後の5月13日、漢陽を占領した。続いて6月11日には平壤城を攻撃した後、しばらくの間、攻勢を止めた。宣祖は4月29日の夜、申砮が忠州で敗戦して戦死

1 李章熙,「壬亂中 糧餉考」,『史叢』15:16 합집, 1971 ; 1996,「壬辰倭亂中 屯田經營에 대하여」,『東洋學』26, 1996 ; 金鎔坤,「朝鮮前期 軍糧米의 確保와 運送 - 壬亂 當時를 중심으로」,『史學研究』32, 1981 ; 李貞一,「壬亂時 明兵에 대한 軍糧 供給」,『研究論文集』16, 울산대학교, 1985 ; 김강식,「壬辰倭亂中の 軍糧 調達策과 影響」,『文化傳統論集』4, 慶星大學校 郷土文化研究所, 1996 ; 최두환,『壬辰倭亂 時期 朝明聯合軍 研究』, 慶尙大學校 博士學位論文, 2011

2 柳承宙,「壬亂後 明君의 留兵論과 撤兵論」,『千寬宇先生還曆紀念 韓國史學論叢』, 正音文化史, 1985 ; 김경태,「임진왜란 후 明 주둔군 문제와 조선의 대응」,『東方學志』147, 2009 ; 2014,「임진전쟁 초기의 병량 문제와 강화교섭 논의」,『역사와 담론』70, 2014 ; 한명기,「임진왜란 시기 명군 지휘부의 조선에 대한 요구와 간섭」,『韓國學研究』36, 2015

3 이정일, 前의 論文, 6~7 쪽.

4 김경태,「임진전쟁 초기의 군량 문제와 강화교섭 논의」,『역사와 담론』70, 2014

したという知らせを聞いて、翌4月30日避難し、平壤に留住するという状況だった。しかし、6月11日、日本軍が水深が浅いところに沿って大同江を渡ると平壤城を捨てて再び避難し、義州へと至った。

当時、宣祖は避難途中に、明に請援使を送って援軍と兵糧を要請した。遼東から朝鮮の状況を聞いた明の兵部上書石星は皇帝に二つの部隊の軍事と兵糧を用意する銀を要請した。これに明の将帥戴朝弁と遊撃將軍史儒が兵士1千29人と馬1千93匹を率いて義州に到着した<sup>5</sup>。廣寧遊撃遊撃王守官と原任參將郭夢徵なども兵士506人、馬779匹を率いて17日に川を渡ってきたし、遼東副總兵祖承訓も兵士1千3百19人、馬1529匹を率いてきた<sup>6</sup>。当時明の皇帝は參將郭夢徵を介して、特に兵士を養うのに使う2万両の銀を送ってきた<sup>7</sup>。しかし、朝鮮の民間では、銀の取引が活発でなかったうえ戦乱のために民家が疲弊した状況だったので、副總兵祖承訓などが平壤を攻撃するときまでは、兵糧と飼料は、各郡県から直接調達した。7月6日、柳成龍は兵糧調達の責任を自任しながら従事官辛慶晉を送り一路の軍用米と馬の草を用意するようにした。

“沿道の各村に保存された現在兵糧は、義州が最も豊かで、定州は名前は大きな村だが現在は2百石あるだけです。龜城の穀物が時間内に運ばれば、兵糧を出すことができます。臣の考えでは、中国の軍事が出発するとき義州で3日間の食糧を持って初日は良策で宿泊しますが、龍川で一日の食糧を賄うと3日間の食糧がそのまま残るでしょう。2日目は林畔で宿泊するのに宣川でも良策のように1日の食糧をもっと賄えば、3日間の食糧がそのまま残っているでしょう。定州・嘉山でもそうして、安州では船を持って龍岡・三鼎の穀物500～600石を運搬して老江下流に向かっておいてから、中国軍事が到着する際にまた、安州で賄うようにすると、この年度には義州から安州まですべてその地方の穀物で賄うようになって義州で持っていた3日間の食糧は最初のまま残ることになるので、平壤にまで十分到着できます。倭敵がもし大軍が来るのを見て城を捨てて南に逃げたら平壤に残った穀物を兵糧にするのです。たとえそうできず、中国軍事がすでに城の下にとどいたら、三鼎の穀物を人と馬で運ぶと、運搬するのが困難だという心配がないので、これよりもっと便利な計画はないのです。……ただ、馬料は持っていくのに重いから、各站で備えることにするのが妥当です。この旨で相談して手当てさせるのはどうですか<sup>8</sup>。

柳成龍は明軍が3日間食べる食糧を輸送するが、安州までは各村で準備した食糧を消費して、安州・肅川・順安の3村は、食糧が全くないので、義州から輸送してきた食糧を与えるようにすれば、平壤まで進撃するのに無理がないとの見通しをした。順安まで兵糧が切れなければ、平壤城を奪還した後、備蓄しておいた

5 『宣祖實錄』 권27, 宣祖 25년 6월 17일(을사)

6 『宣祖實錄』 권27, 宣祖 25년 6월 20일(무신)

7 『宣祖實錄』 권27, 宣祖 25년 6월 24일(임자)

8 『宣祖實錄』 권28, 宣祖 25년 7월 6일(계해)

食糧を回収して兵糧として使用することができると思っている。

そもそも国王一行が漢陽を離れ平壤に到着したとき、食糧調達の問題を心配して、複数の村で税金に取り入れた穀物が10万石に達したため、柳成龍はこれを念頭に置いて兵糧調達の方策を立てたのだった。しかし、7月19日祖承訓などが平壤城を攻撃したが、勝つことができなかつたし、戦闘で明の遊撃將軍史儒が鉄砲に撃たれ戦死すると、戦争は長期戦の流れに変わった。

8月1日巡察使李元翼と巡邊使李蕢などが軍師を率いて平壤城を攻撃したが、戦況が不利になると、最終的に順安に駐留しており、柳成龍も安州に引き続き滞在し、中国で大規模な兵力が再び出てくるのを待った。明は日本軍の情勢を探るために、遊撃將軍沈惟敬を平壤城に送り、小西行長、宗義智、玄蘇などと会見した。11月には遼東都事張三畏を義州に送り、10万人の派兵計画を発表した。朝鮮では派兵する明軍の数を48,585人と推定して義州から平壤までの直路にある10村と三縣などの6村で米51,488石、豆33,127石を用意した。これは明軍が50日以上を支えることができる兵糧だった<sup>9</sup>。ところが明の朝廷から出兵を決定し、今回は兵力だけでなく、兵糧も共に調達することにした。いわゆる唐糧と呼ばれる兵糧が設けられたのはこの時からである。

都事張三畏が問うには、“中国であなたの国の兵糧が恵まれないことを懸念して、8万石を準備したが、米と豆が半分ずつですすでに江沿堡に積んでおいた。そのうち2万石は車輻に乗せて今夜すでに川岸に到着した。明日の朝、官倉に乗せてくるべきだ。君の国では監納官3員を決めて私たちが率いてきた委官3人と共に入会して捧納せよ。残りの2万石はあなたの国で力の及ぶ限り輸送して安定に到着させなければならない。”と言いました。臣たちが答えて曰く“我が国のために、すでに軍事を送ってまた、兵糧まで頂戴し、皇恩極まりない。ただ、韓国の戦乱を経験した後なので、物力が枯渇して状況がとても難しい。人夫を動員して輸送しても果たせない、老爺が別途に措置して運搬させるのはどうだろうか？”といったら、“この穀物をもし全部輸送してきて軍興に使っても、幸いに残るのがあれば、あなたの国の明年救荒に使えるようにするので、力をふりしぼって運搬しなければならない。もし全数量を運搬しなければ、私も別途に措置する。”と言いました<sup>10</sup>。

12月12日遼東で集結して義州にたどり着いた明軍は実際に5～6万人程度であり、これらを食べさせる軍用米は8万石のうち2万石が先に義州に到着した。張三畏は義州から唐糧を輸送する責務を朝鮮に要求しており、朝鮮は、各鎮堡の牛と馬五百匹を調達し、軍貨など各種兵器を運搬し、中国から運んできた兵糧も鎮堡で人を選んで分けて輸送する策を立てた<sup>11</sup>。しかし、戦乱で郡県が疲弊した状況で兵糧と兵器を適時に輸送するには相当な困難が伴った。郡県で兵糧を輸送

9 『宣祖實錄』 권31, 宣祖 25년 10월 26일(임자)

10 『宣祖實錄』 권33, 宣祖 25년 12월 12일(무술)

11 『宣祖實錄』 권34, 宣祖 26년 1월 2일(정사)

すると言う命令がきちんと実施されておらず、兵器の輸送も難航して問題を調整すべく報告された<sup>12</sup>。それにもかかわらず、1月10日、李如松率いる明軍は平壤城を奪還する快挙を達成した<sup>13</sup>。

問題は李如松提督が率いる部隊が、碧蹄館の戦いで敗れた後からは開城に滞在し、兵糧を消費するのみになったが、朝鮮朝廷に馬の飼料が十分に供給されない不満を吐露し始めたという点である。朝鮮政府は江華から船で穀物と馬糧を輸送する一方、忠清道と全羅道の田税米も少しずつ調達したが、明軍に供給するには限界があった。宣祖26年(1593)4月1日、講話交渉が妥結されると、明朝廷は朝鮮の要請にもかかわらず、明軍の追加派兵と兵糧の調達において消極的な態度を示した。この時提督李如松と多くの大將が本国に戻ったが、講話交渉が継続される期間、朝鮮に駐留する明軍に対し、朝鮮政府は兵糧を引き続き提供しなければならなかった。戸曹では1592年12月から1593年8月まで明から調達された唐糧の額を算出して供給方法を模索した<sup>14</sup>。

所捧處	小米	豆	芻秣
義州 所捧米	50,610 餘石	50,310 餘石	4,780 餘石
平壤 所捧米	13,790 餘石	16,180 餘石	-
小計	64,400 餘石	66,490 餘石	4,780 餘石
總計	130,890 餘石		4,780 餘石

<表1> 壬辰倭乱初期唐糧の規模(1592.12~1593.8)

<表1>で8月7日現在、小米64,400石、豆66,490石のうちで明軍に支給して残った兵糧は小米4,330余石、豆が7,660余石ほどだった。同年8月備辺司では明の駐留軍をおよそ2万人と見積もって、彼らに月給と月糧などの費用で1年間支給する銀の合計を1百万両と算出した。ここに明軍が1年間食べる米を少なくとも12万石と予想した。備辺司は明軍に支給する兵糧が不足しているという理由で駐留軍を5千人に減らすことを要請しようという意見を出したが、貫徹はできなかった<sup>15</sup>。結局、戸曹は講話交渉期を通して義州に残っている唐糧の一部と全国郡県が中央に捧げる田税米に依存するしかなかった。

講話交渉が決裂し、宣祖30年(1597)1月の丁酉再乱が起こり、明軍が増派されたが、明の朝廷から送ってきた兵糧はあまり多くなかった。まず、兵士数を見ると、都城に駐留した明軍だけでも28,223人に増え、備辺司は、この兵士に支給する兵糧が不足すると、駐留軍を西路に移動させて支給した<sup>16</sup>。一方、兩南に駐留している明軍の数はもっと多かった。同年、慶尚道に分派された中国軍の数

12 『宣祖實錄』 권34, 宣祖 26년 1월 6일(신유); 宣祖 26년 1월 7일(임술)

13 『宣祖實錄』 권34, 宣祖 26년 1월 10일(을축)

14 既存の研究では、義州で収めた、小米と豆だけを計算して明の軍が入国した後、10万石の兵糧が調達されたものと把握したが、(이정일, 前の論文)、実際の史料上に義州と平壤で受けた小米と豆を合計すると、<表1>で見るように、130,890石になる。ここに馬糧4,780石余りが追加で調達された。ところが上の<表1>に集計された小米と豆の数の中には宣祖25年(1592)12月12日遼東都事張三畏が用意したとした穀物万石が含まれたものとみなしなければならない。当時、張三畏は8万石のうち8万石だけが義州に到着し、これを輸送する責任を朝鮮に要求した。したがって、残りの6万石は追って義州と平壤に輸送されたと見るほうが妥当である。壬辰倭乱勃発以降、宣祖26年(1593)8月まで輸送した兵糧の総数は米豆を合わせた130,890石あまりと推算される。

15 『宣祖實錄』 권41, 宣祖 26년 8월 10일(신묘)

16 『宣祖實錄』 권97, 宣祖 31년 2월 15일(경오)

は4万人程度に把握されていたが、兵糧が底をつくときのような対策を取った。つまり、慶尙左道には咸鏡道と江原道の米豆二万五千余議席を海運で調達し、慶尙右道には江華島以南の督運御史によって義州の唐糧を積んで錦江下流に輸送した後、忠清道で別に差使員を定め、錦江上流を通じて糧穀を水運輸送し、その後は近くの村の夫馬で陸運輸送するようにした。一方、全羅道は慶尙道より軍兵士数が少なく、兵糧も6～7万石が確保されていると述べているから、内地で兵糧を独自調達していたものとみられる<sup>17</sup>。

宣祖31年（1598）戸曹判書金暉（1547～1615）が報告したところによると、1597年5月から1598年2月まで明軍が再び朝鮮に入ってから兵糧に放出した米豆は240,863石であり、このなかから朝鮮で経費として使った27,413石を除いた213,450石を明軍に提供したと集計した。このなかで、中国から輸入された小米6,866石と豆9,656石を除けば、朝鮮で放出した米豆と大麥は196,928石に達した<sup>18</sup>。ところが、宣祖31年（1598）9月、徐給事に報告した内容には1597年5月から1598年9月まで明から送ってきた穀物の量が大きく伸びている。

表2に示したように丁酉再乱期に朝鮮と明で用意した兵糧は計396,090石と集計されている<sup>19</sup>。ところで龍山倉と江華海口に備蓄された穀物を見ると、朝鮮で用意した穀物が明から送ってきた穀物より46,870石多い。忠州と驪州の粟と大豆は総額だけの記載なのでどちらのほうが多い量を調達したのか正確に知ることができないが、これを除いた朝鮮の穀物だけ合計しても、すでに207,470石（52.3%）に達する。

保管處	種類	朝鮮		明		計
		支出	在庫	支出	在庫	
龍山倉 江華海口	大米/稻米	54,910石	3,120石	2,310石	5,900石	66,240石
	小米	19,140石	960石	31,700石	32,670石	84,470石
	豆	81,720石	4,410石	22,550石	22,260石	130,940石
小計		164,260石		117,390石		281,650石
忠州 輸送	大米/稻米	3,490石		3,710石		7,200石
	小米	21,970石				21,970石
	豆子	16,290石				16,290石
驪州 輸送	小米	5,050石				5,050石
	豆子	3,010石				3,010石
恩津 輸送	稻米	1,190石				1,190石
	小米	16,880石				16,880石
	豆子	2,930石				2,930石
全州 輸送	稻米	2,800石				2,800石
	小米	27,840石				27,840石
	豆子	4,100石				4,100石
羅州 輸送	稻米	200石				200石
	小米	4,980石				4,980石
小計						114,440石
計		396,090石				

<表2> 丁酉再乱期 兵糧の規模（1597. 5～1598. 9）

17 『宣祖實錄』 권99, 宣祖 31년 4월 10일(갑자)

18 『宣祖實錄』 권98, 宣祖 31년 3월 3일(무자)

19 『宣祖實錄』 권104, 宣祖 31년 9월 28일(경술) 徐給事に送る回答内容には兵糧の総額を395,350石としたが、実際、合算額は<表2>の通りである。

もちろん明から調達した兵糧も少なくなかった。これに先立って、宣祖31年(1598)3月、戸曹判書金倅の報告によると、前月の2月晦日まで明が送った米豆は16,522石に止まったが、以降3月から9月まで実際龍山倉と江華海口に備蓄された穀物だけでも117,390石に到達するほど備蓄量が大きかった。それにもかかわらず朝鮮で明軍に支給した穀物は、明が輸送してきた穀物より額数が大きかった。9月現在、当時明軍に支給した額数は忠州と麗州から輸送した粟と大豆の数を勘案した場合、全体の396,090石のうち前述で明らかにした207,470石(52.3%)を上回っていたものと予想される<sup>20</sup>。結局、壬辰倭乱期、明から調達した兵糧は戦争初期の130,890石と丁酉再乱期の142,300石(+a)を合わせた273,190石(+a)であったと推算される。忠州と麗州から輸送した粟と大豆の総額が46,320石であったことを勘案すると、実録に掲載された唐糧の最高額数は最大319,510石を越えられない。

要するに朝鮮に支援軍を派遣し、彼らを扶養する兵糧を遼東で用意して輸送してきた。しかし、義州から朝鮮内地へ兵糧を輸送する責任を朝鮮政府に与えた。朝鮮では、各鎮堡の馬や人を動員して兵糧を輸送しようとしたが、戦乱で疲弊した状況で、軍令が十分に発揮できなかった。特に、碧蹄館の戦い以後、明軍は兵糧と馬の飼料が適時に供給されず、交戦しにくいという不満を訴え、講和交渉で方向転換した<sup>21</sup>。

問題は講話交渉後、明朝廷が兵糧を追加支給しないという立場を取っていたので、朝鮮の都城と両南に駐留した軍事に支給する兵糧は各道からの田税米にかなり依存するしかなかったという点だ。宣祖30年(1597)丁酉再乱が勃発して兵糧が追加で用意されてはいたが、朝鮮で用意した穀物と比較してみると、相対的に少ない量であった。このように朝鮮では、いわゆる「唐糧」と呼ばれた穀物は壬辰倭乱初期、義州に備蓄した穀物と丁酉再乱期に明から追加で送られてきた穀物を意味していたが、光海君代に入ると、唐糧はもう明の朝廷から支援する兵糧ではなく朝鮮で一方向的に担当しなければならない兵糧米へと性格が変わった。次章では光海君代、唐糧の性格がどう変わったのか見ていくこととする。

### 3. 光海君～仁祖代 毛文龍の駐留と毛糧・西糧の形成

壬辰倭乱の終焉で日本軍が退却し、明軍も撤収した後も、朝鮮政府は明の使者への接待と戦乱の復旧による費用の調達に苦心しなければならなかった。さらに、光海君8年(1616)建州左衛のヌルハチ[奴兒哈赤]が満州を統一して後金を立てながら、明と後金を巡る対外情勢がさらに複雑に展開されると、朝鮮は壬辰倭乱のとき、兵糧の調達の為に臨時に運営した分戸曹と調度使を維持させながら、

20 이정일은忠州の小米・豆、驪州の小米・豆を半分に分けて朝鮮と明で用意した兵糧の総額にそれぞれ合算して入れた後、朝鮮と名義兵糧調達の割合を概算で50:50と見た。しかし、上記の<表2>で見ると、朝鮮と明軍が用意した兵糧に差が大きいため任意で半分に分けて計算する方式は再考の余地がある。

21 김경태, 前の論文参照。

必要とする物資をそのたびに調達した<sup>22</sup>。

光海君11年(1619)頃には後金の奴酋が胡差を送って、明朝廷への恨みと朝鮮に対する和親を盛り込んだ手紙を送り<sup>23</sup>、朝鮮と明朝廷を圧迫した。これに対して毛文龍は鉄山の假島に入って勢力を結集し、遼東の民20~30万人を救済するという名目で明朝廷から内帑銀20万両を引き出す一方、平安南道鉄山海岸の假島に駐屯して朝鮮朝廷に食糧を要求した<sup>24</sup>。

朝鮮でははじめは黄海道・平安道から蕎麦3百石を毛文龍の軍隊に輸送し、戦闘に使う牛馬の皮を要求すると、兩西の監司を通じて送った<sup>25</sup>。特に、光海君代末からは、毛文龍に提供する穀物を管餉使で主導して用意させた<sup>26</sup>。管餉使は以前から西路の使臣の接待のための物資を調達する一方、船隻と夫馬を監督し、假島に兵糧を輸送する任務を担当していた。ところが、仁祖2年(1624)、毛文龍の糧餉要請が激しくなると、安岳郡守南以雄(1575~1648)を兩西管餉使に任命して糧穀を調達することに専心することにした。管餉使は三南と江原道から上がってくる糧穀を収めて、毛文龍を支援する一方、勅使接待などに必要な外交費用に使ったが、これを「唐糧」或いは「西糧」と称した。

壬辰倭乱当時、明軍に提供される穀物は各郡県に備蓄された穀物と田税米を使うほかにも遼東地方で直接輸送してきた量も相当だった。唐糧は、まさに明軍が直接輸送してきて義州に備蓄していた穀物を指した。ところが光海君代末から唐糧は「西糧」「毛糧」と呼ばれ、朝鮮の朝廷に全面的に調達の責任が転嫁された。特に仁祖代の毛糧は一時的に徴収する兵糧の性格を超え、民に定期的に徴収する課税へと変質された。

実際に朝鮮政府は毎年1結当り1斗5升ずつ各道から西糧を収めさせたが、忠清、全羅道の場合、距離が遠くて輸送が難しいため、黄海道と平安道の貢物を参酌して、忠清、全羅道で中央に代わりに上納するようにし、その代わりに忠清、全羅道が捧げなければならない西糧は黄海、平安道で用意する方式で運営された<sup>27</sup>。

仁祖6年(1628)9月、京畿監司崔鳴吉(1586~1647)が、京畿道の酷い災害にもかかわらず、もっぱら兩西地方の賑恤(貧者や被災者救済のために金銭や物を与えること)ばかりに気を使っている点を指摘し、毎年1結当り1斗5升を収めている毛糧を西に入れず、各邑で1結当り皮穀3斗ずつ収めて村に備蓄しておいて種子穀に使う案を提案した<sup>28</sup>。これに対して戸曹では“唐糧は西側辺境の兵糧に関わるものであり、戸曹が勝手に処理する性格がない”とし、留保的な立場を明らかにした。結局、毛文龍が除去された後も西糧は廃止されず、引き続き徴収が行われた。

壬辰倭乱以後、朝鮮政府は勅使接待と兵糧確保、各種役価支給のために田税と貢物のほかに別の税目を作って徴収しており、貢物を作米して米需要に充ててい

22 최주희, 「광해군대 京畿宣惠法の 시행과 선혜청의 운영」, 『韓國史研究』 176, 2017

23 『光海君日記』 권139, 광해 11년 4월 9일(임술)

24 『光海君日記』 권183, 광해 14년 11월 11일(계묘)

25 『仁祖實錄』 권6, 인조 2년 5월 21일(갑술)

26 『備邊司謄錄』 3책, 仁祖 2년 5월 11일

27 李裕元, 『林下筆記』 권21, 文獻指掌編, 양서의 공물가를 다시 정하다

28 『仁祖實錄』 권19, 仁祖 6년 9월 18일(을해)

た。例えば、五結收布、軍需木、皂隸價米などがこれに該当する。ところが、仁祖12年（1634）三南地域で量田を大々的に行い、課税できる田結の数が10万結ほど増えると<sup>29</sup>、このような追加徴税の項目は徐々に廃止された。問題は、このような別途の徴収項目が廃止される過程でも西糧は政府の必要によって引き続き維持されたということだ。以下記事を見てみよう。

戸曹で申し上げた。この前に金尙が榻前で申し上げたことについて、傳教しました。量田以降、三南地方の田結が多少十分あるから、五結收布・軍收木・皂隸價米をすべて革罷して西糧だけをそのままおきました。三南地方は西糧の数量を減じたが、江原道はそこまで量田を実施していなかったことを理由に数量を減じられませんでした。いわゆる西糧というのは当初唐糧、毛糧、西糧などの称号をつけたものですが、丁丑年以降に他の名目に換えていないものは誠に担当官庁の不察です。ただ、すでに西糧という名目を使用してこれを施行して以来、すでに長く、今、別の名目で変えるとしてもその分の数量を徴収しなければならないから、そのまま西糧の称号をつけてもよさそうです。あえて申し上げます<sup>30</sup>。

甲戌量田以後、三南地方の田結で納める五結收布、軍需木、皂隸價米をすべて廃止したのに対して、西糧については数を一部減らしはしたが、そのまま維持しなければならないということが戸曹の立場だった。湖西大同法施行に先頭に立った金堉も「西糧米はたいてい皮島(假島)の兵糧のためなので、今は廃止させるはずだが、西の辺境には相次いで兵糧を使うことがあって直ちに廃止することはできなかつた。これも国家で中止できない事」として西糧の重要性を強調した<sup>31</sup>。

甲戌量田以降、三南地方の田結514,976結で収めた西糧米は計51,497石に達しており<sup>32</sup>、これは中央に納められる戸曹の全税収入の半分に相当する量だった。さらに、京畿道と江原道でも西糧米を納めていたことを考えれば、西糧の総額はさらに大きかったと推測される。

実際、丁卯胡乱以後、後金に送る品物を用意するために西糧が使われており<sup>33</sup>、丙子胡乱当時には南漢山城で兵糧として使用するために西糧督運使を定めて輸送に格別に気を使わせた<sup>34</sup>。丙子胡乱が終息した後には人質として連行された昭顯世子一行のために瀋陽に送った食糧も西糧を活用するようにした<sup>35</sup>。西糧はこのように朝廷が廃止することを厭う税目であった。

朝鮮の朝廷で西糧を廃止する議論が受容されたのは仁祖23年（1645）頃である。当時、凶年の被害でこれに対する対策を論議し、領相が西糧を廃止する案を提起すると、仁祖も西糧を減じれば、皆が恵みを受け取ることができるだろうとして、

29 『仁祖實錄』 卷41, 丙子 18年 9月 24日(임인)

30 『비변사등록』 6책, 丙子 19年 6월 3일

31 金堉, 『潛谷遺稿』 卷8, 書狀, 西糧待秋成捧置本道狀

32 『仁祖實錄』 卷41, 丙子 17年 12월 10일(임진)

33 『備邊司謄錄』 4책, 丙子 12年 1월 4일

34 『備邊司謄錄』 5책, 丙子 16年 1월 27일

35 『備邊司謄錄』 7책, 丙子 20年 1월 16일

肯定的な反応を見せた<sup>36</sup>。その時、議論されたのは、西糧だけでなく歳幣について、その金額を減らす案であった。

歳幣は以前に本色木・雑物價木を合わせた数字が1千余同に達したが、清国で、数字を減らしたのがとても多くて、それ以後、毎年受け入れるのは本色木140余同、雑物價木490余同だが、来年は今年受け入れて使い残した木棉を移して数字を埋めることにすると、本色木50同と雑物價木200同だけ受け入れればいいのです。これであらかじめ知らせるのはどうですか<sup>37</sup>。

周知のとおり歳幣は丙子胡乱で敗れた朝鮮が清国に捧げる懲罰的歳貢だった<sup>38</sup>。鄭太和は本来歳幣價木に1千余同を受け取ったが、清で歳幣の量を減らしてくれたから毎年本色として受け入れる本色木と雑物價木をそれぞれ140同と490同余りだけ受け取ってきたというのだ。しかし、これもやはり余って来年に捧げる歳幣物資を調達するのに加えて使うことができるため、本色木と雑物價木をそれぞれ50同と200同だけ納めようとした。歳幣を減らすというのは清との緊張関係が緩和されたことを意味し、正規の税のほかに民間から徴収する税税目が次第に減っている状況を代弁する。

仁祖23年(1645)、西糧を廃止することを決定した後、朝廷ではその最後の措置として平安道と黄海道貢物[兩西條貢物]に対する変通案を作成した。仁祖24年(1646)、備邊司は兩西の貢物を再び設置することで啓目を差上げた<sup>39</sup>。前述したように光海君代末、各道で西糧を輸送していく際に、忠清と全羅道は道が遠く運送が不自由したために兩西地方[平安・黄海]で兩湖[忠清道・全羅]の西糧を受けずに独自に用意する代わりに、兩湖では兩西の貢物を中央に代わりに上納していた。これを「兩西條貢物」という。西糧を廃止することにしながら兩湖地方で兩西地方の代わりに上納していた兩西條の貢物も廃止したのである。ここでは平安道で貢物價木320同を上納することは難しい状況を考慮して兩湖に再び17結当りに1匹の木綿を出すようにする案も一緒に模索した。

兩湖に17結当り1斗を納めることにした措置が実際に施行されたのかは定かではない。ただ、兩西條貢物自体は仁祖代後、事実上廃止されており、西糧で充当した北辺の兵糧は他の方法で調達された。下記の記事を見てみよう。

結布で西糧を減じた後、担当官庁で管理して徴収するのは田税と三手糧だけです。これは常に続いて困難を心配しているのが現状であるため、取り出して残しておけない事だからこれ以上触るところがありません。ただ、右邑などで句管廳を向けて徴収して米に変えたこと及び己丑條の歳幣のため木棉などの物を市勢によって、米に変えて句管米とともにそのまま該邑に残してお

36 『備邊司謄録』9책, 인조 23년 8월 25일

37 위의 기사와 동일함

38 홍선이, 「歳幣·方物を 통해 본 朝淸관계의 특징: 인조대 歳幣·方物の 구성과 재정 부담을 중심으로」, 『韓國史學報』55, 2014

39 『備邊司謄録』10책, 인조 24년 7월 6일

けば、本邑では上納の弊害を抜け出すことができ、実に公私ともに便利です。この他にまた常平廳に貢物を変えて納付することがあるので、値段で出している木綿の数を計算して一様に大同詳定によってこれを酌量して米に変えると、その数量も少なくないようです。これらの米に変えたものを全て残しておいて糶糶（穀物の売買）し、一方では凶年に賑恤する穀物にして、一方ではこれから先の不虞に対比すると、事機に合います。常平廳の場合は担当者があるので臣曹で任意にできません。廟堂が考えて処理することにしてください<sup>40</sup>。

仁祖26年（1648）12月、備邊司では西糧を減じた後、戸曹から徴収するものが田税と三手糧だけだといいながら、米に変えて[作米]納められる税をすべて村に残しておいて糶糶することにし、凶年には賑恤する財源として、危機に見舞われたときには兵糧として活用する案を提案した。実際に孝宗代から賑恤廳、常平廳のような権設衙門で地方に句管穀を備蓄しておいて糶糶し始めた<sup>41</sup>。

丙子胡乱以後、朝鮮は清との関係を新たに模索しなければならない宿題を得たものの、明と後金の間の緊張関係から脱し、対外的な安定期に入ることになった。これに伴って増えた外交費用と兵糧の調達などの負担を解消するため、一時的に創設した各種税目がこのころ、次第に消滅されていった。そのうち西糧は最も遅くまで維持された税目で、仁祖代末になって廃止された。

要するに、西糧の廃止は朝鮮政府が安定した対外情勢をもとに賦税制度を新たに整備する環境が造成されたことを意味するものだった。実際に湖西大同法の施行の議論が孝宗の即位年（1649）の頃から提起されることができたのも雑多な賦税項目の廃止と密接な関連を結んでいる。大同法自体が本来民役の負担を改善することを主目的としており、大同税の中に雑多な、賦税と役価のを含めることを骨子としているためだ。結局、壬辰倭乱の初めから仁祖代末まで維持された西糧[唐糧]は朝鮮が対外的な安定期に入り、自然に廃止されており、これで朝鮮後期賦税政策は、新たな局面を迎えることになった。

## 4. おわりに

今まで壬辰倭乱初期から丙子胡乱が終息する仁祖代末まで、唐糧あるいは毛糧、西糧と呼ばれた兵糧米の性格について検討してみた。

壬辰倭乱初期、唐糧は明の派遣軍に支給する用途で中国本土から運んできた兵糧米を意味した。朝鮮では義州まで運んできた唐糧を朝鮮内地へ輸送する一方、各地で不足した兵糧を調達する役割を果たした。しかし、戦乱が盛んな状況で兵糧を輸送する牛馬や人を動員することは容易ではないために唐糧を内地へ輸送するのに相当な困難を経験した。碧蹄館の戦いでの敗戦後、明軍は朝鮮の兵糧

40 『備邊司謄録』12책, 인조 26년 12월 23일

41 문용식, 『朝鮮後期 賑政과 還穀運營』, 경인문화사, 2001.

需給問題に強い不満を提起する一方、漢城への進撃を止めて講和交渉へと方向転換した。明の朝廷では講話交渉期間に兵士と兵糧を追加することに否定的だったために、朝鮮では義州に残っている唐糧と朝鮮内地の備蓄穀、田税米などを集めて明軍に兵糧を支給した。講話交渉初期まで国内に輸送された唐糧は130,890石ほどであり、丁酉再乱期に明から追加で送ってきた兵糧は142,300石を上回った。

壬辰倭乱の終息とともに明から輸送されて来る唐糧は事実上消滅した。一方、明軍のために朝鮮内地でまるで税金のように納められた唐糧が新たに造成された。光海君14年(1622)、毛文龍の軍隊が假島に駐屯しながら、朝鮮に食糧を強く要求すると、朝鮮は各道から1結当り1斗5升の追加税を徴収して假島に輸送した。毛文龍に提供する兵糧として毛糧とも呼ばれていた唐糧は、毛文龍が撤退した後の仁祖7年(1629)以後も引き続き受け取られた。

問題は仁祖12年(1634)、甲戌量田が施行されて三南の田結が10万結以上確保され、五結收布、軍需木、早隸價米のような雑多な税目は廃止されたが、西糧[唐糧]だけはそのまま維持されたという点だった。西糧は対外情勢の危機の中で、その必要性が次々と提起されたために簡単には廃止されなかった。実際に西糧は丙子胡乱期には南漢山城に備蓄する兵糧として使われ、丙子胡乱以後には昭顯世子一行が滞在する瀋陽館に種子穀として送られた。仁祖23年(1645)のころになってようやく西糧の廃止が公論化された。西糧が廃止されたことによって両湖で兩西代わりに上納していた兩西條貢物が廃止されており、西糧に代わって大路の邑に兵糧を備蓄して糶糶する措置が大々的に取られた。

壬辰倭乱初期、明軍の兵糧米として造成された唐糧は、このように対外情勢が急変する時期を迎え、朝鮮王朝が不可避に支払った外交、軍事費用として長期間維持された。したがって、唐糧が消滅する17世紀半ば以降になってから朝鮮王朝は比較的安定した対外情勢の中で戦乱の後遺症を克服して賦税制度を整備する転換期を迎えることができたのである。

## 発表論文 9



# 清の前期における 中朝関係と 「東アジア」秩序構造

## 趙 軼峰

東北師範大学

[原文は中国語、翻訳：駱 豊（早稲田大学）]

### 要 旨

「東アジア」が流行の言葉となっている歴史研究において、「朝貢体制」は常に統括性の概念として使われている。しかし、「朝貢体制」は清の時期、主に中国と朝鮮、琉球、安南などの国との関係において現れたが、その中でも特に中朝関係が最も密接で、けっして「東アジア」を包括するものではない。本論文は、清代の史料を整理することを通して、清代における中国と朝鮮の「封貢関係」の特徴を浮き彫りにするものであるが、その中には、冊封、印綬、頒曆、常態化儀礼活動への参与、日食・月食の救護、災害の救済、常態的な互市、朝鮮人参と八旗等が含まれる。そして、中朝関係が中国と他の封貢国、無冊封関係のその他の朝貢国との関係と似ていることを顕すだけでなく、更には、中朝関係が同じ「東アジア」に属しながらも清と国交がない日本との関係と区別されたことについて検証する。中国、朝鮮、日本は「東アジア」地域の国際関係において皆重要性を持っているが、上述のように、17世紀から19世紀中頃までの「東アジア」国際秩序はけっして単一制度化体制の下に包括されたのではないため、「朝貢体制」あるいは「朝貢貿易体制」はこの時代「東アジア」地域国際関係と秩序構造を包括することができない。従って、これに関連する研究方法も改めて考える必要がある。

現代用語の中の「東アジア」を地縁的政治地域として17世紀中頃まで遡って見ると、ちょうど一連の重大な歴史転換点に置かれていた。中国では、明と清の政権交替によって、社会組織、政治制度、民族関係、文化気風など多方面で変化がもたらされ、中国と各国の国交秩序の再建も引き起こされた。明と朝鮮、琉球、安南、南掌の冊封関係は、清王朝とこれらの国家との冊封関係へと変わった。日本は後期の明王朝との間に国交がなく、日本が江戸時代に入ってしばらく「鎖国」政策を実施したため、中国の明王朝と清王朝の政権交替はけっしてこの

構造を変えることができず、清と日本両政府との間には、遂に17世紀から19世紀までの約200年間政府間の交流は皆無の状態であった。清と朝鮮などの国との冊封関係の再構築と日本の鎖国は皆17世紀中葉以降「東アジア」地域長期平和の時代背景である。William T. de Barry は当時の基本状況について「清王朝は中国の平和を凡そ二世紀に渡って維持した。清はけっして明らかに伝統的な外部国境を越えることはしなかった……清は成熟で安定した制度に達し、その上文化は精緻し、それは他の国と比較することが出来ない。ましてや清の周囲にはこれらに挑戦する如何なるものも見られなかった。朝鮮の李王朝は同じ道学の自立哲学——「自分を修めて他人を治める」——道学の自律哲学を統治の基礎として受容し、おおよそ500年間平和を保ち、繁栄を成し遂げて人民の文化を高めた。日本は早期の豊臣秀吉が東アジアを統治しようとした野心を取り除いた後、自分たちの国境を受け入れることを学び取り、徳川將軍の統治の下で内部の平和と繁栄に専ら力を注いだ。これは二世紀半の間に国外戦争と国内の厳しい騒乱を免れる政策であった……<sup>1</sup>」この長い平和の時期、「東アジア」各国はいろいろな方面で社会の発展を実現したが、東アジア以外の世界で発生したグローバル化の歴史的動きに対してははっきりと感知できず、東アジアと西洋の実力はここで徹底的に逆転され、この時期は19世紀中葉以後東アジア地域国際関係が激しく変わる基本的背景の下地であった。

「東アジア」を一つの地域単位とする歴史学研究は、20世紀前半期日本の学者が最も多く研究していたが、第二次世界大戦以後はこれまでとは異なった新しい研究をするアメリカのハーバード学派が突然現れ、国際学術界で「東アジア」問題を討論する主導的な学術群となった<sup>2</sup>。ここ数年の間、「東アジア」は更に大きな幅を持った国際化の話題となった。「東アジア」は有効的な歴史研究単位の一つとして使用されるだけでなく、民族国家単位を超える歴史的主要概念として学術界で注目を浴びることは増える一方である。しかし、もし国家を単位とする歴史は限界があり、或いは民族国家を単位とする研究は一種の「想像の共同体」に対する研究であると言うなら、「東アジア」を単位とする研究も限界があり、やはり一種の想像的、創建する対象の研究である。このような研究は、歴史的側面を示すことができるが、過度に解釈してもけっして戻らないし多くの歴史的誤った判断と誤解を招くことになる。本論文では、中国の清代と朝鮮の関係から着手して同時期における中国と日本及び「東アジア」その他の国や地域との関係を比較し、中国と朝鮮の関係で特に注意すべき点を六つにまとめ、その上、清代における中国と朝鮮、中国と日本の関係の差異を分析し、その差異の歴史的意味を見出す。そして、「朝貢体制」を統括概念として17世紀から19世紀までの「東アジア」国際秩序構造を論じる方法について検討する。「東アジア朝貢体系」説に関する幅広い討論は、本論文を基に別の論文で述べる。

1 ウィリアム・T・ド・バリ（William T. de Barry）著、何兆武・何氷訳『東アジア文明——五つの段階の対話』南京、江蘇人民出版社、2012年、64—65ページ。

2 ジョン・キング・フェアバンク（John King Fairbank）著、杜繼東訳『中国の世界秩序——伝統中国の対外関係』北京、中国社会科学出版社、2010年、1ページ、参照。

## 1. 清代における中朝関係の特徴

清が勃興する過程では、2度に及ぶ朝鮮出兵によって、中原を領有する前に明と朝鮮の冊封関係は清と朝鮮の冊封関係に取って変わった。其の関係の構築方式を比較すると、明と朝鮮の冊封関係は征伐とは無関係で、しかも新しく建立した朝鮮李氏王朝が自ら数回要請した状況の下で形成された。自発的なのか受動的なのか、平和か殺伐か、明と清の二王朝にわたる朝鮮王朝との冊封関係樹立のこのような違いは、朝鮮王朝の文化的アイデンティティと深く関わっていた。明は中原文化の国と見なされる一方で、清は朝鮮より礼楽文化が劣る「胡」或いは「夷狄」と見なされた。ただし、前述の差異はあるものの、明も清も朝鮮と緊密に関連していたことと、地縁的に政治、経済上の相互依存の背景が存在し、必ずしもすべてが文化的要因で決まるものではない。中原で情勢を安定させた後の清の朝鮮に対する政策は、基本的に明と一致し、儒家の伝統文化にも尊重を示し、双方の冊封関係は慎重に維持され、19世紀末まで続いた。清と朝鮮の朝貢関係は清とアジアのほかの国の関係との違いは、特につぎのいくつかの注目すべき点に現れている。

### (1) 冊封、印綬、頒曆、常設使節館

崇徳二年(1637)、清が朝鮮を征服し、「封其国主为朝鲜国王、赐龟钮金印、给诰命、封王妻为妃、王子为世子、赐裘帽、貂皮、鞍马<sup>3</sup>」と言う。ホンタイジは「……既定藩封、宜申新命。爰销传国之印、用颁同文之符。特遣使臣、赍捧印诰、仍封尔李倧为朝鲜国王。嘉乃恭顺、金章宝册、重新作我藩屏、带砺河山不改、立一时之名分、定万载之纲常。天地无私、冠履不易。王其洗心涤虑、世修职贡之常、善始令终、永保平康之福……<sup>4</sup>」と定めた。清の初期では、各朝貢国の国王が印綬され、「平台方三寸五分、厚一寸九<sup>5</sup>」の形制であった。ただし、朝鮮国王だけは金印、亀紐、芝英篆の印信で、安南、琉球とシャムは金飾銀印、駝紐、尚方大篆の印信であった<sup>6</sup>。清朝国内の規制と比べると、親王に金印を、郡王に金飾銀印であるゆえに、朝鮮国王は親王と尊重され、安南や琉球王は郡王と見なされていた<sup>7</sup>。

朝貢国として、朝鮮は中国の暦法を使わなければならない。順治18年(1661)、「朝鮮国毎年十月朔、遣使赍咨赴部、恭领时宪书。豫札钦天监封送仪制司、本司郎中朝服于司署颁发、来使跪领、赍回本国<sup>8</sup>」と定められた。

すべての朝貢国には、朝鮮だけは中国領域内に常設使節を接待する機関を設け、盛京で「朝鮮使館在德盛門内、属盛京礼部<sup>9</sup>」であった。鳳凰城にも送迎の

3 和珅等『欽定大清一統志』巻421。

4 乾隆勅編『皇朝文献通考巻』巻293、『四裔考一』。

5 乾隆勅編『欽定大清会典則例』巻63。

6 允禩等奉勅編『欽定大清会典』巻28。

7 印の字体は前述の通りの乾隆时期定めた制度によるものである。

8 乾隆勅撰『欽定大清会典則例』巻62。

9 和珅等『欽定大清一統志』巻35。

ために、送迎官3名、主客官1名、朝鮮通事2名と中江税務監督1名の職務を設けて、朝鮮との関係処理に従事した<sup>10</sup>。乾隆8年(1743)、19年(1754)、43年(1778)、48年(1783)の数回に及ぶ乾隆帝の盛京訪問では、朝鮮王朝から大臣を派遣し、送迎に参加した。ゆえに、乾隆帝から「式表東藩」の横額が賜られた<sup>11</sup>。

冊封関係成立当初から、朝鮮から清への朝貢規則は、康熙帝時期以降たびたび減免された。崇徳2年、貢ぎ物は「黄金百兩、白金千兩、苧布二百疋、各色棉紬四百疋、各色木棉布四千四百疋、龍紋席二、花席二十、鹿皮百、水獺皮四百、豹皮百四十有二、青黍皮三百、佩刀十、大小紙五千卷、米百石。万寿圣节礼物各色苧布三十疋、各色棉紬七十疋、龍紋席二、各色花席六十、豹皮十、水獺皮二十、白棉紙二千卷、厚油紙十部。元旦、冬至二节、減棉紬三十疋及水獺皮、油紙二种。皇后千秋节、苧布三十疋、棉紬三十疋、花席三十。元旦、冬至二节加螺鈿梳函一具<sup>12</sup>」と規制された。その後、次第に減免された。康熙3年(1664)、「外国慕化来貢方物、照其所進收受、不拘旧例<sup>13</sup>」と定められた。康熙32年(1693)、朝鮮が定額外に鳥銃3千本を献上した由に、「年貢内黄金百兩及藍青紅木棉嗣后永著停止<sup>14</sup>」と定められた。康熙51年(1712)、「朝鮮国慎守封圻、恪循仪度、四十余年来未尝稍懈、朕用嘉美、将该国贡典屡加裁減、至于甚轻。今贡物内有白金千兩、紅豹皮百四十二張、犹恐艰于备办、嗣后将二項永停貢獻<sup>15</sup>」と命じられた。また、雍正元年(1723)、「朝鮮貢物……視明時貢物已免过半、今惟年貢内可減去青黍皮三百、水獺皮百、木棉布八百疋、白棉紙二千卷、余貢如常<sup>16</sup>」と定められた。雍正5年(1727)、「朝鮮年貢之例、每年貢米百石、朕念该国路途遥远、运送非易、着減去稻米三十石、糯米三十石、每年進貢糯米四十石、足供祭祀之用、永著为例<sup>17</sup>」と議定された。

## (2) 常態化礼儀への参与

都へ朝貢に行った使節は頻繁に清朝の外交礼儀性のイベントに参加させられた。これに関する資料が多く残されたなかで、朝鮮使節が参加した礼儀イベントの範囲が遙かにほかの使節より多いことと、常態化に近いことが分かる。以下の例が挙げられる。

まず、国子監の御講に参加し、見学することが挙げられる。清の皇帝がみずから辟雍へ講学に臨むとき、朝鮮使節は参与するが、他国の使節は参与しない。乾隆50年(1785年)2月に、「詔建辟雍工成、皇上親詣国子監釋奠先師、御新建辟

10 和珅等『欽定大清一統志』卷37。

11 和珅等『欽定大清一統志』卷421。

12 乾隆勅撰『欽定大清会典則例』卷93。

13 乾隆勅撰『欽定大清会典則例』卷93。

14 乾隆勅撰『欽定大清会典則例』卷93。朝鮮国王の三千丁鳥撃銃は清軍に協力して准格尔部と戦う時に使用するものである。

15 乾隆勅撰『欽定大清会典則例』卷93。

16 乾隆勅撰『欽定大清会典則例』卷93。

17 乾隆勅撰『欽定大清会典則例』卷93。清代各国の清に対する貢物状況によるものである。何新華：『清代貢物制度研究』北京：社会科学文献出版社、2012年、参照。

雍講学……上親發御論，諸王公卿以下暨多士、朝鮮国使臣環伏听講<sup>18</sup>」と記録された。おおよそ見学の日に、「起居注官四人、位西南隅、亦東面侍儀；給事中、御史各二人、位東西檐柱内聴講。各官位橋南甬道、東西六堂。師生各序立堂階下。朝鮮国使臣立甬道西班各官之末……<sup>19</sup>」となる。

次に、皇室の葬式に参加することがある。清太宗のホンタイジがなくなったとき、「鹵簿全設、内外親王以下、佐領以上、及朝鮮國世子和碩福晉以下佐領命婦以上、鹹成服<sup>20</sup>」と記された。順治帝の死に当たって、「朝鮮國王遣使進香，恭進祭文一道，沉香三两……祭文由内閣翻譯，礼部恭書貢物，付所司陳節設，白金交内務府，礼部置弁饌筵牲礼<sup>21</sup>」と称す。康熙帝が亡くなったら「朝鮮所貢祭品、香燭設幾筵前、楮帛積燎、位王以下滿漢文武四品官以上、在壽皇殿大門外齊集、按翼排班。朝鮮使臣戴展翅烏紗帽、素服角帶、鴻臚官引立右翼班末。祭時引來使於仗南、北向立、贊行三跪九叩禮、退立原處<sup>22</sup>」と記されている。雍正帝の場合では、「設世宗憲皇帝鹵簿於雍和門外、讀祝官恭奉朝鮮國祭文進雍和門、豫設於永佑殿簷下黃案上……朝鮮國陪臣等官戴展翅烏紗帽、素服角帶、鴻臚寺官引立於右翼之末。内府官陳設祭品、點朝鮮國所進香燭。畢、鴻臚寺官引朝鮮國陪臣等官至儀仗之南、向北立、聽贊行禮儀、與雍正元年同<sup>23</sup>」。皇太子、または分封されなかった王子の葬式の場合では、すべて「朝鮮使臣在京者、素服七日<sup>24</sup>」となっていた。太后がなくなった場合では、「頒遺誥於直省及朝鮮國、誥到日、各照例成服、凡二十七日<sup>25</sup>」であった。

また、千叟宴に参加することがあった。乾隆10年（1745年）正月6日、乾清宮で千叟宴が賜れ、「凡宗室王貝勒以下文武大臣官員、予告大臣官員、覃恩受封文武官階紳士兵丁耆農工商、外藩王公臺吉、回部番部土官土舍、朝鮮賀正陪臣、共三千人。坐席各以品級班位、凡八百筵<sup>26</sup>」と記録されている。乾隆49年（1784）正月に、「命朝鮮國王酌派年在六十以上陪臣二三人充正副使來京、預新正千叟燕盛典」と準備され、乾隆50年（1785）正月に、乾清宮で千叟宴が行われ、「朝鮮正使陪臣李徽之、副使陪臣薑世晃並預燕賦詩、恩賞有加<sup>27</sup>」と記録されている。

最後に、諡号を与えることである。「朝鮮國王李倧諡莊穆（順治六年八月諡）、朝鮮國王李湜諡忠宣（順治十六年九月諡）朝鮮國王李柎諡莊恪（康熙十四年正月諡）、朝鮮國王李昀諡恪恭（雍正三年正月諡）、朝鮮國王李昞諡莊順（乾隆四十一年七月諡）。朝鮮國王世子追封王爵李湊諡恪愍（乾隆四十一年七月諡<sup>28</sup>）」という記録が残された。

18 梁国治等奉勅撰『欽定国子監志』卷8、『詣学二・臨雍』。

19 梁国治等奉勅撰『欽定国子監志』卷8、『詣学二・臨雍』。

20 乾隆勅撰『欽定大清會典則例』卷85。

21 乾隆勅撰『欽定大清會典則例』卷85。

22 乾隆勅撰『欽定大清會典則例』卷八十五。

23 乾隆勅撰『欽定大清會典則例』卷八十六。

24 允禩等奉勅撰『欽定大清會典』卷五十三。

25 乾隆勅撰『欽定大清會典則例』卷八十七。

26 乾隆勅撰『皇朝通典』卷五十七『礼・嘉七』。

27 乾隆勅撰『皇朝通典』卷六十；『礼・濱』阿桂等編纂『八旬万寿盛典』卷三十二、『盛事八』。

28 乾隆勅撰『皇朝通典』卷五十三、『諡略六』。

### (3) 日食・月食の救護

康熙60年(1721)、欽天監が6月1日の日食を推測し、「京師、盛京、朝鮮日食四分五分餘者救護，其日食二三分者皆不頒行<sup>29</sup>」と定めた。乾隆13年(1748)に、「嗣後凡遇日月交食，無論一分以下及二分三分，皆由欽天監前期五月具題請旨，勅部通行直省布政使司、盛京奉天府，轉行督撫提鎮將軍所屬各衙門並朝鮮國，一體欽遵。三分以上者救護，不及三分者不行救護。仍繪圖進呈<sup>30</sup>。」と認められた。このような「救護」は、ほかの冊封国や朝貢国がすべて関わらないことに対して、清朝と朝鮮のみが行う行事となった。

### (4) 八旗への参与

清朝が樹立した当初、一部の朝鮮人が清に帰順し、次第に八旗のシステムに取り組んだが、その本来の朝鮮身分が長期にわたって維持された。詳細に記録された例として、正黄旗と正紅旗に専ら朝鮮佐領の役職が設置された。正黄旗滿洲第四參領第九佐領が「系國初以朝鮮來歸人丁編立<sup>31</sup>」されていた。そのなかで、正黄旗第一參領第十二佐領第十四佐領もそれと類似し、「系國初以朝鮮來歸人丁編立<sup>32</sup>」され、その内、正黄旗は内務府の三旗の一つである。「順治初年定，内府三旗……正黄旗設朝鮮佐領一人<sup>33</sup>」。最初は領侍衛内大臣に所属したが、康熙13年(1674)に、内務府総管の所属に改め、康熙34年(1695)にまた領侍衛内大臣の所属に戻され、雍正元年(1723)に内務府総管所属に戻された<sup>34</sup>。朝鮮佐領は清皇帝の腹心部隊に属することは、単なる宮廷侍衛に奉仕することだけでなく、その装備からも一見できる。朝鮮佐領の管轄部隊は鳥銃の専門として、内務府軍隊の精鋭である。康熙6年(1667)に、「驍騎各給弓一、囊鞭一、矢五十。每驍騎二人各給長槍一、惟正黄、正紅旗朝鮮佐領驍騎各給鳥槍一<sup>35</sup>」と定められた。康熙16年(1677)に、「遴選三旗佐領、正黄旗朝鮮佐領、及内管領下甲兵共為六百名。停其一應差遣、專令學習鳥槍<sup>36</sup>」と定められた。康熙30年(1691)に、「設食三兩錢糧頭目七名、食二兩錢糧鳥槍人三十三名、每名各月給馬幹銀一兩五錢。又設食二兩錢糧承應奇炮人四名、專司聖駕巡幸隨侍鳥槍、豫備鉛彈、鐵砂、火藥、火繩及試演槍炮並南苑打鷗、均屬朝鮮佐領管轄<sup>37</sup>」と議定された。正黄旗・正紅旗では当初朝鮮佐領の役職を各一人設置した。康熙34年(1695)に、正黄旗に朝鮮佐領をもう1人増やした<sup>38</sup>。朝鮮佐領はそれぞれ驍騎營に属し、「凡内府三旗

29 乾隆勅撰『欽定大清會典則例』卷九十二。

30 乾隆勅撰『欽定大清會典則例』卷九十二。

31 鄂爾泰等編『八旗通志』卷四。

32 鄂爾泰等編『八旗通志』卷六。

33 乾隆勅撰『欽定大清會典則例』卷164。

34 乾隆勅撰『皇朝文獻通考』卷百八十一『兵考』。

35 乾隆勅撰『欽定大清會典則例』卷174。

36 乾隆勅撰『皇朝文獻通考』卷百八十一『兵考』。

37 乾隆勅撰『欽定大清會典則例』卷百六十四。

38 『欽定大清會典則例』卷百二、卷百六十四。『皇朝文獻通考』卷八十六では、「臣等謹按」による「初設佐領，每旗滿洲三人，旗鼓四人。康熙三十四年，各增二人。正黄旗又增朝鮮佐領二人」と記録されたが、その「增朝鮮佐領二人」は一人を増やしたあやまちだと思われる。

之制……驍騎營掌關防、參領三旗各五人、以司官兼攝副參領、各五人、滿洲佐領各五人、旗鼓佐領各六人、正黃旗朝鮮佐領二人……<sup>39</sup>」と記録されていた。雍正9年（1731）に、内務府三旗について「每旗各増設護軍二百名編為烏槍護軍……其見有烏槍驍騎六百名、亦令照依烏槍護軍學習連環等技。計新舊護軍共千二百名、應按佐領內管領分隸額數、滿洲十五佐領、朝鮮二佐領下各定為二十五名旗鼓……<sup>40</sup>」と議定され、翌年にまた「正黃旗朝鮮二佐領著為世管佐領。嗣後遇員闕、該參領開送適派子孫並家譜、由內務府引見補授<sup>41</sup>」と命じられた。乾隆9年（1744）に、「朝鮮佐領員闕、照世襲佐領之例奏補。朝鮮佐領下驍騎校員闕、於朝鮮佐領下無品級頭目及領催內遴選補授、論年開列<sup>42</sup>」と議定された。

## （5）災害の救済

康熙36年（1697）、朝鮮国王李焯が国内の被災のため、清皇帝に上奏し、中江地方でお米の貿易を申し出た。礼部が朝鮮の要求に応じない方針を出すつもりだったが、康熙帝から「朝鮮國王世守東藩、盡職奉貢、克効敬慎。今聞連歲荒歉、百姓艱食、朕心深為憫惻。彼既請糴、以救凶荒、現今盛京積貯甚多、著照該國王所請、於中江地方令其貿易<sup>43</sup>」と許可した。それで、朝鮮の米売買を監督するために、戸部侍郎貝和諾を奉天へ派遣した。康熙37年（1698）正月に、吏部右侍郎陶岱に命じて、朝鮮へ運ぶ3万石の米のなか、1万石を朝鮮国に賜り、ほかの2万石を安値で朝鮮に売った。のちに、朝鮮国王李焯から「皇上創開海道運米、拯救東國、以蘇海滄之民、饑者以飽、流者以還、目前二麥熟稔、可以接濟、八路生靈、全活無算」と上奏した。康熙帝は『海運賑濟朝鮮記』をわざと作り、「遂於次年二月、命部臣往天津截留河南漕米、用商船出大沽海口、至山東登州、更用雞頭船撥運引路、又頒發帑金、廣給運值、緩徵鹽課、以鼓勵商人、將盛京所存海運米、平價貿易、共水陸運米三萬石、內加賚者一萬石、朝鮮舉國臣庶、方藜藿不充、獲此太倉玉粒、如坻如京、人賜之食、莫不忭舞忻悅、凋瘵盡起。該王具表陳謝、感激殊恩、備言民命續於既絕、邦祚延於垂亡、蓋轉運之速、賑貸之周、亦古所未有也……朕念朝鮮自皇祖撫定以來、奠其社稷、綏其疆宇、俾世守東藩、奉職修貢、恩至渥矣。茲者告饑、不憚轉輸數千裏之勞、不惜糜費數萬石之粟、環國土而戶給之、非獨一時救災拯患、實所以普澤藩封、而光昭先德也<sup>44</sup>」と記されている。詳細な数字について記録の差があるため、さらに考証が必要だが、朝鮮被災の救済を行ったことは事実である<sup>45</sup>。このような救済は清と他国との間に存在しないものである。

39 允禩等奉勅撰『欽定大清會典』卷九十一。

40 乾隆勅撰『欽定大清會典則例』卷百六十四。

41 乾隆勅撰『欽定大清會典則例』卷百六十四。

42 乾隆勅撰『欽定大清會典則例』卷百六十四。

43 『聖祖仁皇帝聖訓』卷六十、『柔遠人四』。

44 乾隆勅撰『皇朝文獻通考』卷三十三、『市余考』。

45 今回の救済について、引用した『皇朝文獻通考』では陸水両途あわせて三万石の米を運送すると記載されているが、『聖祖仁皇帝御製文集』第二集卷17で記載されている米運送数字と同じであるが、『聖祖仁皇帝御製文集』第二集卷33の『海運賑濟朝鮮記』で記載された数字とは異なる。研究を必要とする。

## (6) 常態になる互市

冊封関係を象徴する朝貢に伴う特定の貿易を除いて、中国と朝鮮のあいだは清の初期から常態になった互市が存在していた。「凡鳳凰城等處官兵人等往義州市易者、毎年定限二次、春季二月、秋季八月寧。古塔人往會寧地方市易者、毎年一次。庫爾喀人往慶源地方市易者、每二年一次、由部差朝鮮通事官二人、寧古塔官驍騎校筆帖式各一人前往監視。凡貉、獾、騷鼠、灰鼠、鹿、狗等皮、許其市易外、貂、水獺、猓、獾、獺、江獺等皮不許市易。定限二十日即回<sup>46</sup>」という記録が残された。これは全部清国人が朝鮮へ貿易を行ったものである。順治帝のときになると、朝鮮人が申請をすれば北京で貿易することが許された。順治九年(1652)に、「朝鮮國人來京貿易者奏聞方准貿易<sup>47</sup>」と定められた。康熙帝になると、内地の商人が朝鮮へ貿易することが許されてきた。康熙28年(1689)に、「内地商民船至朝鮮者、停其解京、除原禁貨物外、聽其發賣。回籍、仍將姓名籍貫人數貨物於貢使進京時匯開報部。如其船遭風破壞、難以回籍、令該國王將人口解送至京<sup>48</sup>」と定められた。当時内地商民は朝廷の管理監督の下で朝鮮へ行って貿易をしたことがわかる。それ以外、中江地方の中朝貿易はさらに常態化になっていた<sup>49</sup>。鴨緑江西海岸の中江附近八旗台停留所の居民は朝鮮からすき、すきの刃、環鼻器具など農耕用品を購入する必要があるため、貿易の要求があった。順治4年(1647)、中国と朝鮮双方は春季2月と秋期8月を貿易の季節と確定し、毎年2回市を開催した。秋市商品には主に綿布、麻布、塩、牛、馬、農具などで、春市には紙、南草等が増やされた<sup>50</sup>。貿易は雍正12年(1734)に許可され、商税を毎年銀3千2百94両と定められた<sup>51</sup>。この商税は中国内地の商人だけに徴収し、朝鮮商人は免税されていた。「凡朝鮮國貢使往還與內地客商互相貿易、不拘何項貨物、内地商人計價一兩收稅銀三分、朝鮮人免税<sup>52</sup>」とある。康熙帝から雍正帝にかわった際、朝鮮人が中国商人胡嘉佩に返済の支払いを滞らせた事件が発生した。胡嘉佩らが国庫金を欠損していたため、朝鮮人に掛け売りした6万あまり両銀を帳消しにするように申し出た。雍正帝が胡嘉佩らの申請が本当かどうか疑ったため、「令行文詢問、並令内地貿易之人與朝鮮賒欠之人在中江地方質對明白、使中外之人不得互相推諉、以息擾累」と命じた。のちに、盛京礼部から朝鮮国王李昫あての咨文を得て、朝鮮人に掛け売りした事実を確認したが、最終的には再び対質尋問をせず「其朝鮮國人應還之銀、着從寬免追<sup>53</sup>」と決定した。乾隆元年(1736)、内地商民が中江へ行って朝鮮国人と貿易をすることが許され

46 乾隆勅撰『欽定大清会典則例』卷九十四、鳳凰城が現在の遼寧省鳳城市範囲内であることから、清は盛京將軍の管轄下にあったと考えられる。

47 乾隆勅撰『欽定大清会典則例』卷九十四。

48 乾隆勅撰『欽定大清会典則例』卷九十四。

49 乾隆勅撰『欽定大清会典』卷六十五。学术界は「中江」に対する具体的な場所に対して元は異なる考え方がある。張傑の研究によると、この場所は鴨緑江下流に流れる3つの川の間にある於赤島であるが、西江と小西江の間に位置しているため、中江と称されている。張傑「清代盛京滿族と朝鮮中江貿易新論」、『中国辺疆史地研究』、2013年第2期、参照。

50 参照、張士尊「清代中江貿易と中江稅收」『商業研究』、2010年第6期。

51 乾隆勅撰『欽定大清会典則例』卷四十八。

52 乾隆勅撰『欽定大清会典則例』卷四十七。

53 允祿奉勅編『世宗憲皇帝上諭内閣』卷六十一。

た。翌年、朝鮮国王は内地の商民が朝鮮で貿易する不便を考慮して「懇照舊例。奉旨著照所請、仍循舊例、與兵丁按期交易」と建議した<sup>54</sup>。鳳凰城東柳条辺門を朝鮮使臣が北京へ行く時必ず通る道であったため、康熙後期規模が大きい貿易地となった。康熙五十五年（1712）朝鮮使節団を引率して北京に向かった金昌業は曾て彼が鳳凰城辺城門で見た状況について「柵門作草屋庇之、門内有城將所坐屋及酒食店、民居、共十余家、而皆覆以草。在数外望見柵内有白物堆積如丘陵者、乃去核棉花、皆歷行所買、其数無慮累十万斤。壯哉！<sup>55</sup>」と記録した。このように、清代中国と朝鮮の間は朝貢と貿易が並行して行われた。

上述した6点のほかに、中朝間では多種の交流方式が存在していた。たとえば、双方が相手国の商人が乗っている漂流船にあつたら、援助を提供し、帰途を護送するようにし、海で越境した漁船に対して、相手国の捜査が許されていた<sup>56</sup>。また、朝鮮国王李焯が眼病を患ったため、中国で薬品を購入しようとしたら、清が役人を派遣して薬を朝鮮に贈ったこともある<sup>57</sup>。朝鮮の負担を軽減するため、清が使節の上京礼儀を統合することも屢々あった<sup>58</sup>。朝鮮へ詩歌を蒐集するために、清が人を派遣したこともある<sup>59</sup>。両国間の交流の広範と頻繁と一致するように、清政府内部において設置された朝鮮とかかわる機関がほかの朝貢国より遙かに多かった。例えば、礼部では会同四訳館が設置され、「朝鮮通事官初置六人、後增至十六人……朝鮮訳学置訳生二十人、於下五旗朝鮮子弟内選充<sup>60</sup>。と定められた。盛京に属する鳳凰城では迎送朝鮮官吏3名の職位が設けられた<sup>61</sup>。また、清のほかに、朝鮮、安南、琉球でも科挙制度が実施されたが、同時期の日本では科挙制度がなかった。

## 2. 中朝関係から見る 清代の「東アジア」秩序構造

前節の考察からわかるように、清の時代において、中朝関係はほかのどの国家間の関係より緊密であった。このような緊密な関係は、両国統治者の間に親しい感情に基づくものではなく、中朝関係の性質が他国との関係と大きく違うからである。

清の朝貢国会典に出ると、「凡四夷朝貢之國、東曰朝鮮、東南曰琉球、蘇祿、南曰安南、暹羅、西南曰西洋、緬甸、南掌、皆遣陪臣為使、奉表納貢來朝。凡勅封國王朝貢諸國遇有嗣位者、先遣使請命於朝廷。朝鮮、安南、琉球欽命正副

54 乾隆敕撰：《欽定大清會典則例》卷94。

55 金昌業『燕行日記』、林基中編『燕行録全集』卷31、ソウル、東国大学出版部、2001年、319ページ。

56 允祿等奉勅編『聖祖仁皇帝御制文集』第四集卷一、『諭礼部』、『景印文淵閣四庫全書』第1299冊、403ページ。

57 『聖祖仁皇帝聖訓』卷六十、『柔遠人四』。

58 参照『聖祖仁皇帝聖訓』卷六十；『世宗憲皇帝聖訓』卷三十五；『世宗憲皇帝上諭内閣』卷八十七；『世宗憲皇帝上諭内閣』卷百十四。

59 王士禛『池北偶談』卷十八、『朝鮮采風録』。

60 永瑤、紀昀等奉勅編『欽定歷代職官表』卷11、『礼部会同四裔館』。

61 乾隆勅編『皇朝文獻通考』卷八十四、『職官考八』。

使、奉勅往封。其他諸國、以勅授來使齋回、乃遣使納貢謝<sup>62</sup>」とされていた。ここで所謂「勅封国王朝貢諸国」とは冊封且つ朝貢する冊封国で、清朝は官吏を派遣して勅封の礼を行い、朝貢のみで冊封がない国には清朝の使節がなかった。朝鮮へ国王、王妃、世子を封ずる使節は「皆三品以上官充正副使、服色、儀從各從其品」である。安南、琉球、以翰林院、科道、禮部五品以下官充正副使、特賜一品麒麟服、以重其行、儀從皆視一品。使歸、還其服於所司<sup>63</sup>」であった。朝貢の期間については、「朝鮮歲至、琉球間歲一至、安南六歲再至、暹羅三歲、蘇祿五歲、南掌十歲一至、西洋、緬甸道遠、貢無定期<sup>64</sup>」であった。

乾隆43年(1778)に、呈上された『皇清職貢図』では、国内外において「夷」とされる人々の服飾と容貌が描かれた。その巻一は「外藩」に属し、次第に朝鮮、琉球、安南、シャム、スールー、ランサーン、ミャンマー、大西洋諸国、小西洋、イギリス、フランス、【口瑞】、日本、バンジャルマンシン、ブルネイ、ジョホール、オランダ、ロシア、宋朥勝、カンボジア、ルソン、ジャカルタ、マラッカ、蘇喇、亜利晩という順番であった。この順番をよくみると、以下の2点が分かるだろう。一つは、朝鮮が「冊封」の首位として、清と特別に親密な関係を表している。もう一つは、清は「朝貢」事務を考える際、「東アジア」という概念を用いていなかった。今で使われている「東アジア」の主要国家である日本は同じく「東アジア」の朝鮮、琉球の後に並べられただけではなく、南アジアのシャム、スールー、ランサーン、ミャンマーのあとでもあったし、さらにヨーロッパの大西洋、小西洋、イギリス、フランス（実際にはポルトガルを示す）の後に並べられた。『皇清職貢図』では、各国男女の図の後ろに文字が加えられ、朝貢に関する事情が記入されていた。その中で、ヨーロッパ各国の進貢はこじつけて記述されたが、日本の場合はあえて「宋以前皆通中國、明洪武初、常表貢方物、而夷性狡黠、時剽掠沿海州縣、叛服無常、俗崇釋信巫……<sup>65</sup>」と述べられ、清以後中日両国間何らかの朝貢あるいは政府関係について一言も触れなかった。清の対外関係の図録からみると、朝鮮は殊に緊密な対象であって、次に琉球、安南、シャム、スールー、ランサーン、ミャンマーなどの冊封国であって、さらに清と朝貢関係があると見なされた大西洋諸国であって、最後に清以前の中国と朝貢関係があった日本がラストグループであった。ゆえに、「東アジア」という地理上の範囲を用いて、17、18世紀の国際秩序を検討して差し支えないが、この種の国際関係秩序と「朝貢体制」の概念が必ずしも重ねられるわけではない。もし中国、朝鮮と日本を「東アジア」の主要メンバーとして考えるなら、乾隆時期の中国政府は全く「東アジア」意識を持たずに、一体化と特殊化した「東アジア」秩序が存在すると思わなかっただろう。

明の時代にはそもそも「アジア」という概念がなかった。この言葉は明末にヨーロッパの宣教師が五大州の知識を紹介するとき、付帯的に中国に導入された。アレーニの『職方外紀』では「亜細亜総説」の一節があって、「亜細亜者、

62 允祿等奉勅編『欽定大清會典』卷五十六。

63 允祿等奉勅編『欽定大清會典』卷五十六。

64 允祿等奉勅編『欽定大清會典』卷五十六。

65 乾隆勅編『皇清職貢図』卷一。

天下一大州也、人類肇生之地、聖賢首出之郷……<sup>66</sup>」と説明された。マテオ・リッチが中国に来るとき持ち込んだ『坤宇万国全図』にも五大州の説がある。清で官職を担当したF・フェルビーストが『坤宇全図』を作成し、「亞細亞、天下一大州、人類肇生、聖賢首出。其界……<sup>67</sup>」と説明していることから明末人の間にはすでに「亜細亞」概念が存在したことが分かるだろう。「東アジア」とは亜細亞の東部を指すにはかならないが、五大州の概念があるなら、論理的には「東アジア」に含まれている意味は理解しやすいはずだが、明では用いられたことがない。清になると、「亜細亞」という概念がもちろん知られていたが、それに関する地理上の知識について半信半疑であったため、長い間「亜細亞」を自らの積極的な思考と言葉として使用しなかったし、「東アジア」を一つの国際関係における地理的要素として認識しなかった。例えば、乾隆期に編纂された『明史』では五大州の説が言及され、「其説荒渺莫考。然其國人充斥中土、則其地固有之、不可誣也<sup>68</sup>」と認識されていた。四庫館臣所作『坤宇図説』『下巻載海外諸国道里山川、民風物産、分为五大洲……不必皆有実迹、然核以諸書所記、賈舶之所傳聞、亦有歴歴不誣者。盖虽有所粉飾而不尽虚構。存広異聞、亦無不可也<sup>69</sup>。』これはとりあえず記録しておいて、疑問を残すままに備考しておく態度を示した。「亜細亞」ですら認識されなかった時期、無論「東アジア」も思惟と言語の体系に存在しなかった時期の国際関係を議論するために、「東アジア」という地理要素を用いるのは現代の問題感心を歴史に投影したものである。これはあくまで現代の解釈として存在するが、これ以上発展すると、歴史の根源にありのままの様子を忘れてしまう恐れがある。

清における中朝関係の細かい点を分析していくと、いわゆる「東アジア」秩序を理解するうえで助けになる。

冊封、印綬はもちろん朝貢関係の正式な特徴である。清では朝鮮以外、安南や琉球に対して冊封も印綬も行ったが、基準が大幅に削減された。更に重要なのは、清が「職貢」のリストにヨーロッパ諸国も朝貢国家として入れたが、決して冊封と印綬を行っていなかった。つまり、「職貢」あるいは「朝貢」関係が、一種の広汎な国際交流概念として使われたので、周辺秩序関係を最もよく示すことができる「冊封」体制とはけっして重なることはない。これに対して、「冊封」は清の国家間関係秩序意識の意味を明確に持っている。朝貢するが冊封されないのは、清にとって、ただ清の崇高な地位を認めたいうえでの交流関係になり、持続的な常態になる結びつきにはなっていなかった。そのため、清がこれらの国に対して、何らかの義務も持っていないし、如何なる権利も期待していなかった。例えば、単に朝貢国が朝貢を停止しても、清は何の措置も採らない方針であった。朝貢かつ冊封された国だったら、清の冊封国となって、清はこれらの国に対して関係の程度に基いてそれに相当する責任を負わなければならない。上述した康熙年間の朝鮮被災の救済は、このような責任であり、天文の異変の救済も責任の

66 アレーニ『職方外紀』巻一、『亜細亞総説』。

67 F・フェルビースト (Ferdinand Verbiest、中国名:南懷仁)『坤輿図説』巻下。

68 張廷玉など『明史』巻三百二十六、『列傳第二百十四、外国七』。

69 F・フェルビースト (Ferdinand Verbiest、中国名:南懷仁)『坤輿図説』巻首。

一つであった。しかも、朝貢が政治礼儀性の行為として、回数・規模に対して細かく規定されたが、それについての貿易行為も朝貢の回数・規模に制約された。だが、清と朝鮮の貿易は常態になったやり方がある、すべて朝貢礼儀によるものではなかった。

要するに、清の対外関係のなかで、冊封、印綬、頒暦の冊封国が最も近くて、朝貢国がそれに次いで、非朝貢国がさらに次に属す。冊封国のなかに、朝鮮が一番緊密な関係をもって、清に常駐使節を派遣し、非外交性質の典礼を含め、清の重要礼儀活動に参加していた。ただ、前文で触れた朝鮮人の八旗組織への参加は、いくつか注意すべき点がある。まず、これらの朝鮮人が清初期の降伏人口として八旗に編入され、朝鮮王朝の人ではなくなったので、清と朝鮮の国家関係を直接説明できない。第2に、これらの人々が朝鮮人のアイデンティティを保ちながら、満洲族、モンゴル族、漢族に同化されなかったので、ある程度で現代の移民問題と類似して清王朝と朝鮮王朝の関係に関わっている。第3に、これらの朝鮮人の清における社会地位が比較的高く、満洲族とモンゴル族に近いぐらいで、漢族より高く、皇帝に信頼されていた。また、康熙17年(1678)に、左都御史果斯海が「満洲、蒙古、朝鮮人母許賣與漢軍、漢人、八旗各佐領下出戸人母許出本佐領外、應著為禁令、詔從所請<sup>70</sup>」と要請したことからも、朝鮮人の地位が満洲族・モンゴル族と同等で、漢軍、漢族より高かったことを表わす。

著名な歴史学者のジョン・キング・フェアバンク(John King Fairbank)は「東アジア」概念について次の三つの次元で把握している。「東アジア」には三つの次元の意味がある。地理的に高い山と大砂漠によって一つが二つに分かれている東部地区、人種学におけるモンゴル人種(エスキモー人とアメリカのインディアン人を除く)の居住区、文化においては中国古代文明の影響を強く受けた地域である。最後の一つは含意が最も狭く、中国を除いた日本、朝鮮とベトナムで、しかも以下の他の二つの大きな地域は含んでいない。その一つは、中央アジア地域で、特にモンゴル、新疆とチベットで、これらの遊牧民族の歴史は商業、戦争と占領を通して、すてに中国の歴史と融合され一体化された。もうひとつは東南アジア地域で、この地域の文化はインドの影響をより多く受けたようであるが、何世紀以来、この地域も東アジアと経済、文化、軍事戦略において漸次緊密につながりを持つようになった<sup>71</sup>。この三つの次元は明らかに不完全でありながらお互いに重なっているため、それらが包括している人の集団もけっして完全に同じではない。フェアバンクはこの三つの種類の間の差異は深く論じていないため、いくつかの曖昧さが残された。しかし、フェアバンクの「東アジア」概念は、結局主に彼が論じる第三種類、即ち、文化上の含意であるため、中国、日本、朝鮮、ベトナムを含んでいる。もし、フェアバンクの「東アジア」概念に依拠するならば、清の初期から19世紀中葉まで、中日間ではいかなる形式の正式な国交関係、つまり、冊封関係や朝貢関係を問わず、また類似的な現代国家間の平等な交

70 乾隆勅編『欽定八旗通志』卷百六十五。

71 ジョン・キング・フェアバンク(John King Fairbank)著、張沛訳『中国：伝統と変遷』北京、世界知識出版社、2002年、4頁。

流関係も含めて、存在しなかった。清代「東アジア」は一つの国家の国交の意義における秩序体系は存在しなかった。

これはもちろん清の前期「東アジア」内において特に中国と日本の間に「関係」が存在しないことを意味するものではない。中日両国は地理上近かったことと、歴史上の政府間かつ民間交流があったうえで、かつて戦争が起こったことがあり、両国とも朝鮮と近い関係上、自然と相互関係が存在した。明清の政権交代の際に、日本の徳川幕府は主に日本の国内に目を向け、アジア大陸に対する進出を中断し、主にカトリックの浸透を防ぐため、「鎖国」政策をとった。これは清代における中日政府間の正式外交も武装衝突もなかった基本背景である。この時期の中日国際関係をもっとも代表できるのは貿易である。松浦章はかつて次のように指摘した。「江戸時代の日本と清王朝の間は正式な外交関係が存在しなかった。長崎だけに限定して民間通商貿易を行ったが、このような非公式な関係は17世紀前半から19世紀後半まで続いた。この間、中国商船はほぼ毎年長崎に赴き貿易を行った」<sup>72</sup>。彼は『華夷変態』の中の記載に基づき、1687年、1688年中国大陸から出港して日本に向かう船を表にまとめたが、船は194隻、乗組員9,291人と統計した<sup>73</sup>。清代中国は白銀と銅幣の二つの貨幣体制を運営したが、国内では銅が欠乏していた。清は商人に日本に赴いて銅の貿易をすることを推奨し、更には官銀を出してこのような貿易に対する資金援助を与えたが、日本商人が中国に来て貿易をすることは禁止していた。康熙三十二年、「以日本洋銅饒裕、令安徽、江蘇、浙江、江西等省各商攜帶綢緞、絲斤、糖、藥往彼處市銅、分解各省、每歲額市四百四十三萬餘斤<sup>74</sup>」という記録が残された。また、史料では、「日本當明時素擾內地、今洋銅交市、海波不揚<sup>75</sup>」と記録された。日本も銅貿易に積極的であり、中国商人に許可を与えた。その許可を清の文献では「倭照」と呼んだ。両国が平和に付き合い、日本の船が中国海岸に漂流して来たら、清政府が援助を提供し、帰途を護送するようにしていた。康熙三十二年九月に、『兵部議覆廣東廣西總督石琳奏稱、風飄日本國船隻至陽江縣地方、計十二人、請發回伊國。應如所請。上曰：「外國之人船隻被風飄至廣東、情殊可憫、著該督撫量給衣食、護送浙省、令其歸國<sup>76</sup>』』と記録された。これは日本に比較的に近い浙江省まで護送し、無事に帰国させた。順治2年（1645）11月に、清皇帝が朝鮮国王李倧あてに「前有日本國民人一十三名泛舟海中、飄泊至此、已敕所司周給衣糧。念其父母、妻子遠隔天涯、深用憫惻、茲命隨使臣前往朝鮮、至日本可備船隻轉送還鄉、仍移文宣示俾彼國君民、共知朕意<sup>77</sup>」と伝えた。これは日本から漂流してきた人々を中朝間の使節とともに朝鮮に向かわせ、朝鮮側から日本へ送ることにした。これもまた清の時代に中日両国間最も政府間の付き合いを持つものとしてその意味は極めて友好であったが、中日間の直接的な交渉ではなく、朝鮮が仲介として務

72 松浦章著、鄭結西等訳『明清時代東アジア海域の文化交流』南京、江蘇人民出版社、2009年、304頁。

73 松浦章著、鄭結西等訳『明清時代東アジア海域の文化交流』南京、江蘇人民出版社、2009年、18-25頁。

74 『皇朝通志』卷九十三、『食貨略十三』。

75 乾隆勅編『皇朝文獻通考』卷二百九十三、『四裔考一』。

76 『聖祖仁皇帝聖訓』卷五十九、『柔遠人三』、『景印文淵閣四庫全書』。

77 乾隆勅編『皇朝文獻通考』卷二百九十五、『四裔考三』。

めた。朝鮮が中国と日本の間を繋ぐ役割を担った事は、当時平面化した「東アジア」の中国、日本、朝鮮などの政府間の直接交流が存在せず、情報の交流は段階的に伝達されたことを意味している。

このような状況で、清が朝鮮と日本の接触について完全に了解し認めた<sup>78</sup>。乾隆13年（1748）に、朝鮮国王が日本の新しく任命された関白に際し、使節を日本へ派遣することについて清に伺った時、乾隆帝は「該國照例通使<sup>79</sup>」と答えた。それでも、清は日本に対して依然として警戒心も持っていた。雍正6年（1728）8月に、浙江省総督管巡撫李衛は日本が内地の人を日本に勾留して、内地人が日本で弓矢や造船、律例を教えた形跡があり、国内にいる家族の行方も疑うべきものと見なされ、「不無窺伺，乘有空隙，欲為沿海搶掠之謀」と認識された。同時に、清と明の違いを強調し、沿岸部に海軍を布陣し、戦艦の駆使を熟させ、防衛に力を尽くすが、日本からの商人と貨物船を厳しく検査していた<sup>80</sup>。このために、清は東南沿海部の海上で検査と警戒を強化していた。

雍正6年9月、李衛による上奏では当時清政府による対日認識と両国関係が一見できる。そのなかで、「但訪聞得伊等皆貪夷人倭照，爭相貿易，惟恐失其歡心，措照不發，故凡有指名求索之處，無不依從。若到彼國，亦與別商同在土庫，惟請去之教習人等，則另居他處，其設謀畫計，皆知細底，而商等不過得其大概，多不敢言也。又聞寧波醫生朱來章，向曾在彼醫痊倭王，厚贈而歸，現領倭照貿易。臣今託病，令人赴蘇密尋。近復訪得，倭夷著閩商魏德卿欲請福清縣黃栢寺方丈僧人前往，約在九月終到普陀下船，以為料無人知，亦差員改裝，預往普陀等候。果否到來，查實喚訊。俟此數處之人到後，如探得彼中底裏，即當飛馳奏覆……以所聞倭夷於中國土產，多所未有，其仰藉於內地貨物者甚殷，若驟加禁絕，則用度不便，恐致多事。是以康熙五十四年，夷人創立長崎譯司，倭照給與內地商人領運。彼時督撫與海關意見不同，聖祖天地度量，特賜包容，聽從其便。今莫如仰遵皇上諭旨‘撫外之道，固本防患’二語，仍循舊例，照常貿易，惟有嚴加稽察奸弊，實力整飭海防水陸，以備不虞，則天朝之威德，自足震懾邪心而不敢肆其狡志矣。至於噶喇叭呂宋等處，皆西南洋貨物馬頭……雖紅毛亦稱狡悍，然與噶喇叭等處皆與中土尚遠，非如東洋日本之近而宜防，故從前聖祖定例，西南洋許其內販，而東洋禁其自來，亦因形勢不同之故也。若朝鮮久沐本朝天恩，職貢惟謹。然東洋獨日本為強，鄰國無不懼之。朝鮮因其相近，自然與之往來交好，親密不問可知……<sup>81</sup>」と報告された。李衛の上奏がすべて事実であると断言できないが、清の前期に日本に対する態度と方針、そして朝鮮・日本・「赤毛」の違いによる考慮が見られる。つまり、①日本との民間貿易が認められた；②南洋からの欧米商人による貿易が認められたが、日本計有だと認められない；③朝鮮と日本の緊密関係が黙認されたが、日本に対する高度な警戒もあった。この見方から、当時「東アジア」秩序の構造は、単なる「朝貢体制」あるいは「朝貢貿易体制」で十

78 朝鮮は中国に対して「事大」主義を取って、日本に対して「交隣」主義を取った。参照、金指南『通文館志』卷3-4『事大上、下』，卷5-6『交隣 上、下』。

79 乾隆勅編『欽定大清會典則例』卷九十四。

80 『世宗憲皇帝朱批諭旨』卷百七十四之八。

81 『世宗憲皇帝朱批諭旨』卷百七十四之八。

分に説明できないものである。

朝鮮は日本との間に使節往来と貿易関係が存在していたが、同時に日本に対して警戒し、ときには清に日本の意図を大げさに報告したこともある。例えば、順治7年正月に、朝鮮国王李淩が清に対して「據議政府報雲：倭子情形可畏。去年秋間，鞭撻使臣，出言不遜。驛館倭使，常以密書示通事，言辭甚謬。我國每年所與糧米，前皆運至屯中，今堆積驛館，似有所待。又雲：伊國叛賊，雜入漢商船內，出沒沿海地方，遣使我國，言洋船若漂至，即行執送。今有漢人船漂至，不送於咫尺倭館，直為解送上國。其蓄憾於我，比前必甚。前後事端，已成間隙。綢繆之計，不可不早等語。臣竊念小邦自壬丁年之變，各處城郭皆壞，兵器不整者蓋十有餘年。今觀狡倭情形，萬分可慮。倘遇警急，無計奈何，惟恃天朝援兵。念東萊府距王京無十日之程，王京距帝都甚遠。當小邦奏請天朝發兵之時，有何城郭器械可恃，以待援兵？今欲修築訓練，以為守禦之備…<sup>82</sup>」と報告した。清皇帝は李淩がだまされたと考え、大げさな報告が事実と反したため、切に責めた<sup>83</sup>。結局、確かにそんなことはなかった。

### 3. 結び

葛兆光先生は「垂細垂」を一つの歴史「共同体」として扱う言説に次のように疑問を投げかけた。「歴史からみれば、アジアがアジアとして、いつお互い認め合うアイデンティティ、共同な歴史根源、共通な「他者」に対する文化・知識・歴史、更には政治共同体を成したことがあるのか。現在おおよそアジアの西部と中部にいるイスラム教を信仰する国家と民族をひとまずおいても、そして、文化と歴史が東アジアとずいぶん違う南アジア諸国もひとまずおいても、たとえ所謂「東アジア」、即ち中国と朝鮮と日本の間で、いつ、誰がかつてこのような一つの共同空間を認識したことがあるのか<sup>84</sup>」、このような意見は真剣に扱うべきであると考えられる。

濱下武志教授は「アジアの自己意識」を「アジア全体の歴史的道のりを再構築する」要として見做す主要な学者である。彼は「近代アジアの歴史は西洋近代化理論の「発展段階」に依るものではなく、アジア地域内部の複雑な関係やアジアの自己意識とアジアの歴史的社会的体系の本質から定義すべきである」と主張している。「私たちはアジアの歴史を一つの総体系の歴史として理解し、この体系の特徴は中国を中心とする地域圏内の朝貢関係として理解することができる。この朝貢関係は後に現れた「近代」アジアの前提であり、しかも、その影響は近代アジア歴史の主要な方面において全てにおいてある程度現れている<sup>85</sup>」。彼の論説では、朝貢体系はアジア全体の制度的軸の中心であり、「近代」アジア誕生の

82 『清世祖実録』巻四十七、順治七年正月乙丑。

83 『清世祖実録』巻四十七、順治七年正月壬午；『皇朝文献通考』巻二百九十五。

84 葛兆光『宅茲中国』中華書局、2011年、170-171頁。

85 濱下武志著、王玉茹など訳『中国、東アジアとワールド経済』北京、社会科学文献出版社、2009年、16-17ページ。

前提でもある。ここで、西洋中心論のアジア観の意識を突破する努力は言うまでもなく称賛するに値し、アジアを一つの歴史的プロセスの総体として考察した努力もアジア歴史を認識する新しい道を開くこともできるが、問題はアジア総体的な「アジア自己意識」は境界を引いて実証することはできないし、しかもこの総体が支えた「朝貢体制」は少なくとも中国清代前期の約二世紀にわたって存在したが、日本は含まれない。このように、この体系は濱下教授が論述したようなアジアを統括する歴史的役割をしていない。濱下教授はかつて万歴『明会典』巻105の中の記載を借用して、明代の朝貢体系の中に日本を含むことを示したが、彼のこの項目史料の解読方法と結論は改めて詳しく検証する必要がある<sup>86</sup>。日本は永楽初めから嘉靖30年（1551）の間明代の朝貢体系に入ったのみで、しかも制限が多く、その間曲折も多く、その後中国とはいかなる朝貢関係も存在しなかった<sup>87</sup>。祁美琴はかつて論文のなかで、濱下武志は中国朝貢圏範囲と特質の描述において明と清の区別をみおとしているが、朝貢体制は朝貢貿易体制と異なり、清の朝貢は属国のみに限って行われ、清の政府は「朝貢の政治従属関係をなおいっそう重視し、朝貢と通常の市を区別して、冊封関係と通商関係の差異を明確にした……<sup>88</sup>」これらの疑問は14世紀から19世紀の間アジアあるいは「東アジア」には如何なる国家を超えるネットワークが存在しなかったと認めることは同じではなく、朝貢貿易がこの時代のアジアあるいは「東アジア」ネットワークの統括的体制の機能を持っていなかったことを表す。

朝貢体制に対してあまりにも一般化する主張はすでに久しく、朝貢体制で近代アジア国際関係構造をまとめることはまるで学术界の習慣となっている。楊念群は近年発表した一本の非常に透視力がある文章の中で、彼はいくつかの学者が先に発表した主張に賛同し、「東アジア」概念の形成は一つの「近代的事件」であり、ヨーロッパの近代歴史が対象化した一つの結果であると述べた。これは濱下武志が朝貢体制を近代「東アジア」基礎とみなす主張とは幾分異なり、「東アジア」は明と清の朝貢体制が直接表すものではなく、朝貢体制代替物を追求した結果である。このような認識の最大の貢献は、「東アジア」の近代構築の性質を見ることができることである。この基礎の上で、楊念群は、これまで「東アジア」の学者は「東アジア」を一つの総体として論じることにあまりにも慣れて、「東アジア」内部各地域と西洋の衝突経験の差異性をおろそかにしたと指摘した上、西洋勃興の関係の角度からだけでなく、「東アジア」内部政治地図と秩序再編の角度から「東アジア」の意味を理解しなければならない。この点も「東アジア」意識と「東アジア」構造に関する認識を深める役割を果たすに充分足りる。しかし、本論文の視点から見た場合、楊念群は朝貢制度と華夷秩序観念を近代の「東アジア」が止揚する歴史対象として議論する時、あまりにも簡単に前の学者が引いた朝貢体制の境界を信用し、証拠として採用する。16世紀中葉から19世

86 濱下武志著、王玉茹など訳『中国、東アジアとワールド経済』20ページ、趙軼峰『明清帝制衣商社会研究初編』北京、科学出版社、2016年、第57-59ページ。

87 (万歴)『明会典』巻105、『主客清吏司・朝貢一・日本国』。

88 祁美琴『清代朝貢体制地位に関する再認識』『中国边疆史地研究』、2006年、第1期。楊念群『「東アジア」とは何か—近代以降中日韓の「アジア」に対する想像の差異及びその結果』『2006年、第1期星清華大学学报』2012年第一期。

紀中葉までの3世紀の間、即ち「近代想像」の「東アジア」形成前の約300年の間、日本は根本的に中国を中心とする朝貢体制の中に存在していなかった。この点を直視すると、朝貢体制を近代「東アジア」形成メカニズムを解析する核心概念として議論することは史実の基礎を欠いている<sup>89</sup>。

前述のように、「アジア」という概念は「五大州」の説とともにヨーロッパの宣教師によって明の末期に中国に伝わって来た。地球球体説と五大州の説が伝わってからの凡そ2世紀に渡って、中国人はこのような概念と知識を系統的に厳密に追究せず、ただ疑問を残すままに備考しておく態度だった。実は、明の末期と清の前期に、中国の知識層、思想界ではヨーロッパのその他の分野の知識に対して、火器の製造を含む一部の实用価値があるような知識以外、基本的に類似的な態度を取っていた。そこから、中国文化は実用性を重視するが純粋な理論知識を重視しないことをわずかに現す。伝統において実用的で、直接的経験を偏重する中国人にとって、グローバル化が明らかに日常生活に及ばない時、「五大州」知識の虚実はけっして重要ではなく、「東アジア」もグローバル意識が形成した基礎の上で初めて明確な意味を持つ概念になる。ゆえに、17世紀から19世紀中葉までの清の統治者にとって、基本的に「東アジア」の概念が存在しないのは自然な事であった。このような状況のもとで、清が自ら進んで「東アジア秩序」を構築するわけがない。

清の前期の周辺関係構造について、政治の角度からみれば「封貢関係」の中に現れ、経済の角度からみれば貿易関係の中に現れた。前者は公的な、比較的に厳格的であるのに対して、後者は公私混合で混沌としてはっきりせず、両者の範囲も重なっていない。学界で「朝貢体制」を用いて帝制時代後期中国の中外関係を概括するとき、常に「朝貢」の意味を誇張するため、「朝貢」の地縁範囲も誤解される。清の国際関係で最も緊密なのは朝鮮であり、つぎには琉球、ベトナムなどの「冊封」且つ「朝貢」した冊封国家で、その次は普通の「朝貢」国である。冊封・朝貢関係が存在しない貿易国は自然に遠い関係になる。日本は冊封国家でも朝貢国家でもなく、最後の遠い関係に属した。ゆえに、ここ数年使い慣れた「東アジア」の範囲を清前期まで遡って使った場合、当時そこは平和の時期に置かれて、民間がメインになって働いた貿易活動があった。中日間は国交がなかったが、朝鮮は中国と日本の両方と直接政府間関係の交流をした。

清の前期東アジア地域の国際関係の構造に関して岩井茂樹はかつて別の見方を提起した。彼は明の前期に政府が追求した朝貢体制に基づいて天下秩序を実現する構想は16世紀にすでに破綻して、清代には「沈黙外交」方式で貿易と移住紛争に関わる国際関係を処理し、18世紀の「互市体制」はこのような関係の構造を現した<sup>90</sup>。彼が述べた「沈黙外交」は非常に曖昧な概念である。その前提は「外交」の意味を曖昧にすることで、外交とは国家間が使節を通して交流する行為で、外交関係がないのは無関係と等しいもので、関係があったとしても必ずしも

89 参照、楊念群「『東アジア』とは何か——近代以降中日韓の『アジア』に対する想像の差異及びその結果」、『清華大学学报』2012年第一期。

90 岩井茂樹『清代の互市と沈黙外交』夫馬進編『中国東アジア外交交流史の研究』京都、京都大学学術出版会、2007年、第379—382ページ。

外交関係があることと等しいことではない。それにも関わらず、岩井は結局彼の視点から朝貢体系は18世紀中日関係を包括することができないことやひいては、当時アジア国際秩序体系の認識、つまりこのような秩序あるいは関係のネットワークは朝貢体系を含むが朝貢体系に限らない多様な視点を通して考察すべきであることを確認した。

いずれにせよ、17世紀19世紀中葉の中日間は結局平和的で、このような平和が実現できた理由はまた引き続き深く検討すべきで、すでに持っている認識状態に留まるべきではない。

# 自由討論

座長：劉 傑（早稲田大学）

招待討論者：塩出浩之（京都大学）、金 甫桃（嘉泉大学）他

総括／三谷 博（跡見学園女子大学）



劉 それでは時間になりましたので、早速始めたいと思います。このセッションはこれまでのセッションの議論を踏まえて、全体で討論するというセッションであります。私は司会を担当する早稲田大学の劉傑と申します。これから討論に参加する先生たちにお話していただくこととなりますが、フロアの皆さんからもいろいろご意見を伺いたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

それではセッションの中身に入っていきたいと思いますけれども、今までの議論の中でたくさんの方が問題が提起されました。そもそも今回の対話のテーマは、17世紀の動乱から17世紀以降の東アジアの安定はどのように作り出されてきたのか、そのようなテーマであります。そうなりますと、当然、倭乱・胡乱というものがどうして起こったのか、そしてそれが東アジアの国々にどのようなインパクトを与えたのかということも、大きな関心事となります。それから戦乱

が終わったあとに、平和が、あるいは安定の時期が、東アジアはかなり長く続くわけでありませけれども、その安定は一体どのような形で、あるいはどのような条件のもとで実現されたのか、というようなことも関心の対象となります。

本日あるいは昨日の先生方のご発表の中で、たくさん問題点が提起されました。それらを全部整理して今回のメインテーマの方に、関連づけて議論を行うというのはかなり難しいことだと思います。後ほど発表された皆さんからも、いろいろと問題提起をしていただこうと思いますが、まずは私のほうから、全体にかかわる問題として少し議論したほうがいいのではないかと、いくつか提案させていただこうと思います。もちろんそれにこだわる必要はないのですが、議論の最初の提案として問題提起させていただきます。

一つは、第4セッションの最後に趙先生が提起されました、東アジアという地域の問題です。これは今回のテーマにかかわる大きな問題です。東アジアという概念そのものは、朝貢システムというものどう問題づけたらいいのかという問題提起です。東アジアという概念の有効性に関わる問題だと先生はおっしゃっています。冊封体制あるいは朝貢システムのなかで、東アジアという地域が形成されたという議論に、先生は異論を提起されたわけですが、濱下先生が提起された冊封体制の問題に異議を唱えたわけでありませけれども、私の理解では、むしろ趙先生は中国のさまざまな議論も強く意識されたものではないかというふうに思います。というのも、日本が朝貢体制に組み込まれていないということは、これは一般的に日本ではそう理解していますし、日本が東アジアを議論するときにもこのことを意識しての議論だというふうに私は理解していたわけですが。従いまして、この東アジアという朝貢体制・冊封体制という体制があるなかで、東アジアというものをどう理解したらいいのかというのがむしろ問題で、それをどう考えたらいいのかということの一つの問題にしたいと思っております。というのは、やはりアジアという地域は、近代に入った頃から強くアジアを意識するようになり、東アジアの国々は、例えば日本で強く意識されたようなアジア主義というものが台頭してきますし、中国も、あるいは韓国でも同じような議論があります。

今回の会議では対象とする時期ではないですが、アジア、あるいは東アジアというものが強く意識されるものになる「近代」、その前提としての17世紀の安定というものを、東アジアという視野で捉えるときに、どう捉えるのかということが重要ではないかと思っております。昨日の議論の中で、東アジアの視座から壬辰倭乱を見たらいいのではないかとのご提案がございました。そう考えますと、東アジアの視座というものは一体どういうものなのかということ、これは趙先生の問題提起と非常に関係してくることで、そういう意味では東アジアの視座から倭乱・胡乱の歴史をどう捉えるのかということ、一国の歴史ではなくて、東アジアという地域の中で議論するときの議論の仕方ということ、一つ問題にしたいと思っております。

それからもう一つは、先ほど問題提起がありましたが、この倭乱、いわゆる朝鮮への出兵なども含めて、一体、あの時代の情報というものはどういうふうに分析され、そして判断されたのかということ。というのは、少しわからない

ところが残されているからです。これだけ大きな戦争を開始する場合の、その判断材料としての情報。その時代はどのような形で収集・管理、そして運用されたのかということですね。これも専門の先生方がいらっしゃると思いますので、教えていただけたらなと思います。

それから、先ほど申し上げましたが、戦乱を経て非常に安定した国際関係が作られていくわけですけれども、この倭乱・胡乱が終わって、安定の時期が長く続く理由は何なのかということですね。それがその戦乱とどのような関係があったのか、平和な二百数十年というのは、どのような形で作り出されたのかということですね。これはもちろん国内外のさまざまな要素が含まれておりますが、国際的な要素と、そして各国の国内的な要因なども含めて、さらに少し議論できればと思います。とくに国内社会のさまざまな問題、先ほどの崔先生のお話にあった「唐糧」などの食料の問題と、あるいは牧原先生のご発表にあった日本の労働力、奉公人と常備軍の創設につながるような話ですね。そのようなことも含めて、国内要素と東アジアの平和な安定した時期の関連性ですね。このへんの議論も少し必要なのかなと思います。

外交交渉についても、二つばかりご発表がありましたけれども、その外交交渉において、例えば対馬と朝鮮との交渉、ある意味では東アジア全体に関わる問題なのかもしれませんが、外交交渉の担当者と政治の中核との関係、現代風にいうと中央と地方との関係ですね。この時代をどう捉えたらいいのかということです。清朝も清末の時期になってきますと、外交を担当する人が、現場でかなり主導権を握るようになるんですけれども、中央との関係はいまひとつはっきりしない問題がたくさん含まれていたわけです。その前史としての17世紀の外交交渉のあり方、中央と地方、現場と中央との間の関係は、どのように当時認識され、そして運用されたのかということですね。これも少し議論しなければならぬ問題かなというふうに思います。

それから宗教の力ということについて、17世紀を通してあったラマ5世の影響力を、祁先生から指摘していただきました。東アジア内陸部の問題になりますけれども、これが中国全体の対外認識、対外関係に果たしてどれだけ関係しているのかということ、もう少しご指摘していただけたらなということをお願いします。

以上、いくつか問題を提起させていただきましたけれども、どのように議論を展開したらいいのかということは、少し私も迷っているわけですけれども、今の私の問題提起と関係しながらでも結構でありますし、あるいは新たに問題提起をされても結構でありますけれども、これから先生方のご意見を伺っていきたくと思います。

第4セッションまでは、発表された先生方がお互いに質問し合い、かなり細かい議論も行われてきましたので、この第5セッションではなるべく視点を広げて、大きな視野から問題を提起し、議論していただけたらというふうに考えております。

それではまず前の列に座っている先生方から、少し今までの議論も含めて、あるいは先ほどの問題提起と関連づけても結構ですけれども、ご発言をお願い

したいと思います。なお、1時間半という限られた時間ではありますが、たくさんの方のご意見をお願いできればと考えておりますので、発言する際はできれば3分以内に収めていただけたらと思います。

■ 塩出 京都大学の塩出浩之と申します。日本の近現代史を専門にしております。このディスカッションでは、私の関心から少しお話をし、何人かの先生に質問をしたいと思います。

私は今回初めて参りましたが、この会議は「国史たちの対話の可能性」というふうに銘打たれております。まず、国史という言葉を手がかりに少しお話をしたいと思います。

国史という言葉はおそらく現在は大きく二つの意味で用いられているのではないかと思います。一つは近代以前に作られた歴史、国家あるいは王朝の歴史のことを指す。もう一つの意味としては近現代に作られた歴史、国民の歴史、民族の歴史、あるいはナショナルヒストリーという、この二つの意味で用いられているのではないかと考えております。

そこで、それが今回のセッションとどのように関係するかということですが、この会議の2番目のセッションで崔永昌先生が報告された壬辰倭乱をめぐる民族の記憶について、壬辰倭乱の直後から今日まで形成されてきた過程を極めて批判的に検証されておまして、非常に大きな感銘を受けました。とくに興味を持ったのが、記憶の連続性という側面を強調しておられるように思ったことです。

私の理解では、先ほどの二つの国史ということと関わってきますが、少なくとも東アジアでは近代以前と近現代とでは、国家と民衆あるいは人民との関係が異なっています。前近代、近代以前の国家は君臣関係を基礎としたものでした。これはちなみに国家間関係も同じように君臣関係を基礎としているということは、今回のいくつもの報告で確認されたことではないかと思います。

そのように君臣関係を基礎とした国家というのは、民衆あるいは人民を必ずしも完全に包摂してはいなかったというふうに考えております。

しかし、崔先生のご報告では、朝鮮時代の戦争の記憶というのが民衆レベルでも形成されたということ、かなり重視されていたように思いました。これはなぜなのか。戦争が国家と民衆の関係を変えたと考えべきなのか、あるいは階級制度との関係があるのか。それともやはり近代と近代以前との断絶をより大きく見るべきなのか、という点を伺いたいと思います。

それと関係して、国家と民衆との関係ということですが、許泰玖先生の報告では、朝鮮の政治家たちが明に対する礼とか、文明というものを重視していたということを指摘されまして、そういった価値観は、朝鮮の君臣・士大夫に共有されていたと指摘されました。ただ、他方で彼らが明への忠誠を維持するという判断をした際に、民心（民の心）を重視していたというような記述もあったと思います。そうすると民心とはどの範囲までを含むのか、果たしてそれは実際に民衆の意識のようなものを含めて見てもいいのかという点を伺いたいと思います。

それから日本に関していいますと、牧原先生のご報告では、豊臣・徳川政権における戦争動員体制の成立が明らかにされました。これは今のような関心からいいますと、国家と民衆、人民の関係をどのように変えるものであったのか伺いたい。それからそのような関係にもし変化があったとすれば、同じように戦争の記憶というものに、何らかの影響があったのだろうかということをお伺いしたいと思います。

それからさらに同じような問題、つまり17世紀前半の戦乱動乱というものが、国家と民衆の関係を変えたのか、あるいはその記憶はどのように形成されたのかという影響が、中国ではどのように観察できるのか。これは中国史のどの先生でも結構ですので、お答えいただくと幸いに存じます。以上です。

劉 ありがとうございます。それでは、金先生お願いします。

金 嘉泉大学の金甫桃と申します。私は本日のテーマとは少しかけ離れた韓国の中世時代を専攻しています。大体11世紀、12世紀から13世紀までの政治史を中心に調べています。それに昨日は出席できず、本日から参加しました。昨日発表していただきました第2セッションのお三方の論文は拝読しましたが、特にそれについてのコメントは致しません。

本日発表を聞かせて頂いた第3・第4セッションの六つの論文の感想を簡単に申し上げたいと思います。先ほど司会者の先生もおっしゃいましたが、東アジアという空間をどのように設定し、その設定された空間で起こった出来事をどのように見るべきか、という部分はとても重要なものではないかと思っています。私が専門にしている高麗時代の場合と比較してみますと、13世紀・14世紀の高麗とモンゴルの関係を、以前の韓国史では蒙古という外敵に対する「抵抗と克服」という見方で見ていたのですが、最近2000年代になってからはそんな見方からは脱した立場で把握しようとはしています。ただ、まだまだこの高麗と蒙古の関係をどのように見るべきかについては、確立された段階ではないといえます。

そんな意味で見ますと、もっとたくさんの資料があり、先ほど鈴木先生がおっしゃったようにこの時代と関連している各国の各種の言語で作成された資料がどのように共有され、研究に活用されることができるのかについて悩むのは重要だと思います。

これと関連して少し具体的にお話を伺いたいのは、「年号の使用問題」です。最後に趙軼峰先生が朝貢の秩序についておっしゃった時に、その秩序の証拠の一つとして「冊歴」という話をされたのですが、「冊歴」の一番代表的なものが年号だと思います。朝鮮の場合は、主に冊封国であったため、中国の清や明の年号を使ったのですが、朝鮮後期になるとある意味二重の年号を使用する傾向が現れます。つまり、清の冊封を受けた後も明の年号を使っているそんな事例が現れているのです。

その次に、交易と関連して、「清と日本の間に公式的な朝貢関係はない」とおっしゃいましたが、私が正確に知っているのかどうか分かりませんが、長崎

で日本が清からの交易のための貿易船が入ってくる時に発給する「朱印状」という文書に日本の年号を使っていたのですが、康熙帝時代だと記憶しておりますが、清がその事実を知り、文書には日本の年号ではなく必ず清の年号を使うように、という話をするそんな内容が入っていたといえます。

そういった点からいうと、年号というのが朝貢と冊封とある程度関連はあるけれど、それとは違った脈絡でも使われているようです。ですので、年号と関連してはどのように考えられていたのかについてお話いただけたらと思います。

次は、許泰玖先生に質問です。どうしても私は韓国史を専攻しているせいか、韓国語の論文が読みやすかったので、追加でもう一つ質問したいことがあります。許先生は、朝鮮後期の中華認識または普遍文明についてお話してくださいました。とても簡単にうまくまとめてくださいましたが、それにも関わらず、私が朝鮮時代について無知なもので、知りたいのは、中華認識とか普遍文明としての実体、実体はないかもしれませんが、どんなことが中華文明として設定されるのか、どれを中華文明だと設定しているのか、そういった認識に対してのことが知りたいと思いました。

そして、そんな認識が先生の論文では「朝鮮初期から現れたそんな認識が形成されて、強化されていった」という立場でお書きになっているようですが、そうした時にその認識される過程で壬辰倭乱とか丙子胡乱という事件はどのように影響を及ぼしたのかについても知りたいと思いました。

その次に祁美琴先生が17世紀のラマ教と関連した内容についてお話されました。とても興味深い発表でした。私が知りたいのは、チベット仏教、ラマ教というチベットの仏教がどのようにして満州族やさらにはモンゴルにまで影響を及ぼしたのか、つまり、チベットで生まれた政治的に影響を及ぼす宗教が、満州族やモンゴル族にまで影響を及ぼしたのかということ、どんな要素があったからなのか、ということが知りたいと思いました。

チベットの仏教をモンゴルや満州族が受け入れることができた何か要素があったと思うのですが、そんなことについて説明をいただければ感謝いたします。以上です。

劉 ありがとうございます。それでは発表された先生方からお話を伺いたと思います。今いくつかの質問がありました。たくさんの質問に関わっている先生とそうでもない先生もいらっしゃると思いますが、それぞれ3分程度でお答えいただければと思います。まずは趙先生からお願いできますか。

趙軼峰 東北師範大学の趙軼峰です。午前中の会議で「積極的に発言しなきゃ」と言われたので、限りある時間内で頑張ります。先ほど先生方のおっしゃった内容に対し、少しコメントを述べさせていただきたいと思います。

まず、劉傑先生は、明清時代に東アジア地域は朝貢体制を中心的な概念として用いたかどうかということについて、日本の学界のメジャーの観点はそうではないということだそうですけれども、私は勉強不足で、もう少しこの辺のことを勉強しなければならないようです。ただ、私の印象によれば、朝貢体制が

明清時代東アジア国際関係構造を支えているものであると主張している学者は確か濱下武志先生、まさに日本の学者だと思います。また、中国学界では、「東アジア」という概念が用いられるブームと言いましょか、1990年代代だったのです。それまではあまり言われなかったのです。なぜ90年代から用いられるようになったのかと言いますと、二つのルートがあります。一つは、ハーバード学派によって使われ、それが翻訳され中国に導入されたこと、もう一つは日本人の学者の関連研究成果が中国語に翻訳され、中日両国の学術交流も増えたことです。それで、この概念が中国に導入され、中国の学者たちも「東アジア」という言葉をたくさん使うようになったと考えられます。それまではあまり中心的な概念として検討されていなかったのです。そして「朝貢体制」という言葉は濱下先生によって提出された概念でして、この概念に関しては少なくとも2冊のご著作が中国語に翻訳されました。中国学界で、この課題について検討するときは必ず引用します。濱下先生の学説はどれだけ日本の学界で影響力があるのかわからないのですが、中国における影響力は極めて高いものだと感じます。以上は一つ目のコメントです。また皆様からのご指摘をいただけたらと思います。

二つ目は、17世紀の混乱から安定へのプロセスについてです。これはなかなか一つの原因で説明し難いと思います。多面的な原因があるのではないかと思います。簡単に申し上げますと、世界史視点から17世紀危機を分析する見方があります。17世紀危機の根源は環境の変遷にあり、環境の変遷は太陽黒点数の変化によってもたらされたということです。当時アジアでは災難が頻発し、世界的に見ても災難が多かった時代です。今や世界史視点で17世紀危機を解釈する方法はよく用いられていますが、時々このような解釈には大げさな部分もあると感じられます。もちろんある程度の合理性はありますが、具体的に人為的なことを全て環境変化などの自然要素に押し付けるのはどうかとも思います。自然環境は確かに一つの原因です。気候変化による全アジア地域の寒冷化、農業不作などは深刻になり、少なくとも中国の農民運動・農民戦争に影響を及ぼしたとは言えます。しかし、これ以上のこと、例えば李伯重先生は最近、清が明に取って代わられたのは17世紀の環境変化がもたらした結果だと述べていますが、この解釈はやや大げさすぎると思います。私から見れば、この時期の混乱から安定へのプロセスはやはり各国国内の原因、それぞれの再統合へのニーズによるものだと思います。中国は内陸と辺境地域のより広い範囲での秩序の再統合を求めていましたが、それが清の体制の下で完成されました。日本の場合、徳川將軍家の体制を見てみると、鎖国政策をとったのは国内の原因もあれば、国外の原因もありますが、やはりもっと重要なのは国内の原因ではないかと思うのです。あまり詳しくは知らないのですが、この時期における日本の一連の政策、つまり鎖国政策や大陸へ勢力を広げることを放棄することなどの調整改革は、中国とどれだけの関連性を持つかということ、全くないとは言えないですけども、間接的な関係しかありません。また、日本と朝鮮との間にも間接的な関連性があります。ですので、中国にしても日本にしても、それぞれ国内の理由によって沈澱・統合し、さらに国際的環境の要素が加えれば、200年間の平

和に導いたと考えられましょう。

最後は年号に関する問題ですけれども、関連する資料を提供していただけなかったかと思います。どの文献にこのような記載が載っているのかお伺いしたいのですが、私の見るところによりますと、清が日本に清の年号を使うべきだと求めたことについての資料はありません。金教授がどこで見つけられたのかもし教えていただければと思います。理論的にはないはずなのではないかと思いますが、なぜかという、簡単に言えば日本は清の管理下でないからです。ただし、朝鮮が二重年号を使ったのは確かです。一般的な正式文書・政府文書は清の年号を使い、個人の記載・私的著作は明の年号を使っていました。そのため、朝鮮王朝の官僚や文人・知識人の書いた本や文集のなかで、「崇禎七十年」など、明の年号が普通に使われていました。しかし日本ではそのようなことが見られませんでした。

ここで私から一つ質問をさせていただきたいのですが、朝鮮にとって、どのようなものが中華文明なのでしょう。これについて朝鮮の実録や論文集を色々と調べてみたのですが、一つは中華文明の代表的存在である儒学、それからもう一つは儒学と関連性を持ちながらも完全に同一視できない「礼制」、「礼儀」です。第3セッションで許教授もおっしゃったように、「礼」は朝鮮にとって非常に大切な存在で、政権よりも重要だと言えます。政権は交代することができるのです。今日はこの政権に忠実を尽くし、明日になると別の政権に変えることもあります。それに対して「礼」というものは自ら認める最もコアな内容だということと言えます。以上です。ありがとうございました。

劉 今ちょうど日本の学界の問題についてお話が出ましたので、少し順番を変えます。三谷先生お話しいただけますか。

三谷 跡見学園女子大学の三谷博です。東アジアという言葉が、日本の学者、とくに濱下さんによって唱えられて、それが中国に流布しているという話はなかなか興味深いと思います。ただ、日本の学界では濱下さんの説は、おそらく今から20年ぐらい前に否定されてしまっていて、今スタンダードになっているのは岸本美緒さん、中国史・明清史の専門家ですが、「岸本美緒説」が中心になっています。濱下さんの説は、私自身読んで始めは驚いたのですが、驚いたというか面白いなと思ったんですけれども、濱下さんの頭の中には日本という国が存在しないんですよ。私は日本史が専門ですから、日本を無視した東アジアとは何だというのが、率直な感想です。それは実は日本の中国史学者全員に共有された発想です。本当に日本を小さく見るというのが彼らの特徴です。私は別に日本のナショナリストではないんですけれども、自分の研究対象が「ない」と言われると困るし、それから19世紀の世界の中で日本の人口は世界の5番目か7番目ぐらいでして、人口でいうと非常に大きな国なんですね。それを無視した議論をするというのは、相当おかしいことだろうと思います。

岸本説の肝心なところは、この方は経済史の人ですので、銀の流通というのが出発点なのです。銀の流通によって東アジアの明朝、朝鮮と日本が結び付け

られていた、それが世界ともつながっていた。それが16世紀の終わり頃の話だと。その後、倭乱・胡乱を通じて各国がバラバラになっていったというのが岸本説で、その大枠はたぶんまだまだ挑戦している人はいないと思います。それからついでに申しますと、アジアという言葉がリージョンの意味で実体化したのは、だいたい1880年ごろだと思います。きっかけは琉球の帰属を巡って清朝と日本が対立して、あわや戦争になりかけたことがあって、それを克服するために、アジアという概念をわざと使い始めたんです。これは、中国でも日本でもそうでした。中国・日本・朝鮮を「同文同種」の国と称して共通性を強調して、その外側に敵として白人国家のロシアを想定して、つまりロシアを共通の敵にして、中国と日本の対立を緩和するという操作が、両方の国で行われました。それまでの日本では、地理書を見ていても、国ごとにバラバラに考えていて、それをまとめたリージョンという発想はないんです。西欧から入ってきたアジアとかヨーロッパとかという地域名称はあるんですけども、その名称に関してはどこにも説明がありません。それが1880年ごろに、急に変わって、それが後のアジア主義と呼ばれる主張に結びついたんです。

劉 ありがとうございます。今三谷先生がおっしゃった点は、とても興味深い点だったと思います。中国には確かに日本の研究者の研究成果が近年かなり翻訳され、紹介されているわけですが、私の知っている限りでは、中国にとって受け入れられやすいような著作がほとんどでありまして、非常に歓迎される視点といたしますか、中国人にとって受け入れて気分がいいといたしますか、そのような研究成果はかなり中国に紹介されて、引用されているということは確かにあると思います。

濱下先生の朝貢システムの図が非常に有名で、いろいろなところで引用されています。その中にはもちろん日本も書かれていて、その図にはそのシステムの外にあるというふうに描かれています。従って、アジアの朝貢システムの中に日本が入っていないということを前提に議論をしていますから、その朝貢システムを議論するならば日本は当然入ってこないということになってしまいます。そうすると趙先生がおっしゃったことが非常に重要になってきます。この朝貢システム以外のものでアジアをどう捉えるかということは、それが日本の存在ということを強く意味するものであるということ。そうなりますと、趙先生と三谷先生がおっしゃったことはかなり共通点がある。つまり日本の前近代あるいは近代におけるアジアでの役割というもの、あるいは影響力そのものをもう一度見直すべきだということだろうというふうに思います。

一つの朝貢システムがあると同時に、その議論はあって当然いいわけですがけれども、それ以外の枠組みというものも必要なんじゃないかというふうに思います。

三谷 最近の研究成果をもう一つ紹介します。今から3年ぐらい前に出た本ですが、海から見た東アジア史の本です。日本は鎖国していたといわれるけれども、貿易で見ればつながっているというのが一つの主張です。商業交易という点では、

東南アジアから日本に至るまで全部がつながっているというわけです。それに対して政治面から見ると北東アジアの中国・朝鮮・日本は国境管理のシステムが非常に厳格でありまして、国家間関係は非常に疎遠であると同時に、日本は特に孤立しているんですね。経済面から見ると政治面から見るとでは非常に違うということです。また、そのときの発見のもう一つが、東南アジアには華人（かじん）がたくさんいますけれど、東北アジアだと朝鮮や日本にはほとんど誰も入ってこれなかった。そういう差異があるんだということが、この本には書かれています。

劉 ありがとうございました。それでは引き続き、崔先生お願いします。

崔 姪姫 国学振興院の崔姪姫です。私は全体の討論のテーマについて簡単にお話申し上げます。朝貢システムの中で東アジアという地域問題をどのように理解することができるのか、というのが大きなテーマの一つだと思い、この部分に関して朝鮮社会の見地からどのように説明することができるのか。経済構造の中で見ると、朝貢システムは朝鮮社会にうまく定着した王朝だといえます。これは、趙軼峰先生が先ほど発表された内容ともつながっています。しかし、朝貢システム自体は韓国と中国と日本にそれぞれ独自の政治、軍事、経済的な面を理解し、各国間の平和な国際秩序を標榜したものであったので、朝鮮社会もやはり独自の国家としての役割、ステータスを維持しながら、中国と日本との関係をつないでいったと思います。

私はこれが19世紀まで中国や日本または朝鮮のヘゲモニー談論の話になってしまっただけでは危険であると思います。朝鮮の場合は、経済構造でも日本と中国間に一定の距離を置くための努力を絶えずしていたと思います。なぜなら、まかり間違えると朝貢体制の中で中国の経済構造に巻き込まれることもあるし、または日本の要求に私たちが多くの財政を割り合しなければならぬこともあったので、そんな緊張関係を外交政策の中でひも解いていくのが、朝鮮後期の宿題であったと思います。

朝鮮の場合はそうだったので、経済的には相当保守的な方法で商業を、対外貿易部分で特に保守的な政策をするしかなかったのですが、財政分野では全体の八道の中で平安道は中国との関係を維持できる外交費用を割り当てて負担ができるようにし、そして慶尚道のような地域は、日本の対馬地域の公作米という米を定期的に供給して、平和体制を維持するための努力をしたと思います。各国が王朝を維持するための努力はされるべきですが、朝貢冊封体制において、どれだけ平和を維持するために努力し、そこに外交費用をどのように使ったのか、について注目する必要があると思います。そういった面で、朝鮮の場合は、この平和体制を維持するための外交費用を定期的に国家の財政の中で割当て、費用を支出していたといえます。以上です。

劉 ありがとうございました。これに対する議論は後にして、牧原先生お願いします。

■ 牧原 東京大学の牧原成征です。私からは今回の議論を通して、やはり日本は、よく言われることですが、東アジアの本来大変辺境に位置していたわけですが、7世紀に律令国家という形で、唐の影響を強く受けて、いったん王朝権力が成立したわけですね。ただし、やはりその後対外的な緊張が、朝鮮半島等に比べて非常に弱くてですね、その王朝体制というのがある種緩んで、武士が各地に台頭するというそういう社会体制が、定着していったということだと思いますね。だから、中国や朝鮮と比べると、科挙であるとか学問思想の重視の度合いというのが、著しく異なる社会であるということがすごく感じられます。それが、16世紀の末に至って、旧来の緩んできて形もなくなりつつあった王朝体制を再建するのか、新しく作り直すのか、とにかく新しい統一政権が形成されて、それが民衆とある種、権力と分離、第二の分離というか、それが日本列島にもたらしただろうと。そういう形成のされ方が、やはり日本特有の特殊な、プラグマティックな国家と社会のあり方を作っていったらと思う感じがします。塩出先生のご質問は大変興味深いご質問だったんですが、一応今のように考えていって、先ほど三谷先生が言われた岸本説に基本的に私も、それを日本史としてどう考えるか踏まえたつもりですが、16世紀に至って国際交易等が活発になるなかで、銀の流通だけか、そのほかの地域的な要素もあるのではないかとということもあると思いますが、新しい変動が起きて、先ほど申し上げたように新しい権力が成立したと。しかしそれがあつた種、壬辰倭乱という形で、暴発するというか、そういうことになって、そこからある種の反動が起きて政治的にバラバラに落ち着いていくという、そういうことではないかと理解しているわけです。

壬辰倭乱とかそういう戦争の記憶がどういふふうに影響したかということですが、やはり朝鮮と比べると武士が、武士の由緒というもののなかにもそのような記憶が残されていることはあるわけですが、日本の民衆の中にはそれほど記憶と呼べる記憶は残されていない。それも以上のことと関わっているのかもしれない。とりあえずそういうふうには思っております。

■ 劉 ありがとうございます。それでは祁先生お願いいたします。

■ 祁 人民大学の祁美琴です。先ほど劉先生が提起された「宗教の外交に対する影響」というご質問に簡単にお答えします。17世紀について言えば、「中国」という概念を一応差し置いて、当時では清、明、モンゴル、チベットそれぞれが独立した政権でした。お互いの政権どうしの関係はまさに一種の外交関係と言えます。外交関係の意味合いは非常に大きいものです。ただ後に中国という境域の中に統合されたのですけれども、当時お互いの関連性は外交関係に当たるものでした。そして、宗教の日本や韓国への影響について、明が滅亡してから、朝鮮の小中華意識は非常に強まりました。このような意識の転換は清という国家の性質の変化と何らかのつながりがあるのではないかと思います。つまり、清という国は変わったと考えると、朝鮮が中華文明を伝承する役割を果たさなければならぬというふうには意識したのではないかと考えています。このような関

連性が存在するかどうか自分もまだ言い切れませんが、許先生も、もしよろしければこれについてさらに検証してはいかがでしょうか。

それから、塩出先生にご質問を頂いたのですが、王朝の歴史から国民の歴史までという過程において、歴史の記憶にはどのような変化が生じたかということですが、私個人的な感想になってしまうのですが、歴史的記憶というのは現実的なニーズと密接に関わるものです。王朝時代にしても、国民時代にしても同じだと思います。民族の共通の意識、あるいは民族の凝集力、そういったものが求められる場合は歴史的記憶を用いるのです。つまり、どの時代においても、その歴史的記憶は現実的なことによって触発されたものかどうか、その歴史的記憶でもって現実的なことを推進できたかどうかには注意すべきだと考えております。

金先生からお聞きいただいた、つまりラマ教はどのように満蒙社会に影響を及ぼしたのか、ラマ教のどのような要素が受け入れられたのかというご質問について、実は、ラマ教がモンゴル社会に入ってきて以来、モンゴル社会を全面的に変えたと言っても過言ではありません。清のモンゴル社会というのは、宗教化された社会なのです。例えば寺院の建築ですけれども、ラマ教が入る前は、モンゴル草原にはそういう固定した建物がなかったのです。草原に現れた最初の建物は寺院でした。寺院が出来てから、後に都市も形成され、貿易なども発展していったのです。もう一つの例は教育システムですけれども、モンゴル社会の教育システムはチベットの宗教的教育システムと全く同じで、それを完全に引き継いだものです。それから、僧侶の信仰について、モンゴルの男性人口の半分以上は出家してラマになり、この人数が非常に多かったと思います。ですから、モンゴル社会を研究する場合、ラマ教信者がモンゴル社会に極めて大きな割合を占めている点を見逃してしまうと、モンゴル社会に対する研究も不十分なものになってしまいます。法律制度もまた然りです。モンゴル地域における民族の法律や地方の法律の中に、宗教に関わる規制がたくさんあります。もしラマ教とモンゴル社会の関係について研究する場合は、一つの部分にこだわることではなく、色々な視点から全面的に分析しなければならないと考えております。

それから少し補足したいのですが、17世紀は中国にとって非常に宗教的影響力の大きい時代であり、ラマ教ひとつにとどまりません。17世紀になると、従来の仏教、道教は衰えつつあり、世俗化していったのです。ひとつのデータがあります。康熙6年、全国における僧侶・道士が総計14万人いました。儒教は中国の伝統的な宗教として、非常に大きな影響力と強固な民衆の基盤を持つと思われませんが、当時の人数は14万人に過ぎませんでした。一方、17世紀新しく中国に入ってきたキリスト教は、信者数が急に30万人まで上昇したということです。このデータから見れば、17世紀においてキリスト教も同じく中国で教勢を増していったことがわかります。1692年、康熙帝は宗教寛容令を發布し、カトリック布教を公認しました。後に教徒数が100万人にも達したそうです。ですからこの時代はカトリック教の黄金時代とも言えましょう。それから、イスラム教も同様です。唐の時代から中国に入ったのですけれども、明の時代まで

はわずかな発展しか見られず、康熙・雍正時代になると、イスラム教に対してもすごく尊重するようになり、あるいは比較的寛容的な政策を取っていました。それが18世紀乾隆帝時代になって初めて制限され、抑圧されるようになったのです。そのため、全体的に言えば、17世紀は宗教に対して非常に寛容的な時代でした。中国の清の歴史から見ても、この時期において宗教は確かに政治への影響力を最大限に発揮できたと言えると思います。

劉 ありがとうございます。それでは、鈴木先生お願いします。

鈴木 鈴木開です。まず、金甫桃先生から資料のことで少し質問があったので、少し解説をしたいと思います。私は丁卯胡乱と丙子胡乱の間の戦間期ですね。朝鮮・後金関係というのが、重要だというふうに思っています。そのときの国書というのが、満州語の資料が重要だというのがあるんですけども、実は清の漢文の資料というのもあります。朝鮮から送られた国書と清から朝鮮に送られた国書、漢文のものなんですけれども、これが清朝で瀋陽に保管されていました。これを日露戦争後に、内藤湖南が外務省から派遣されて発見するというか、写真に撮って持って帰ってきていて、今は京都大学にあります。元の使用は散逸してしまって、見られるのはその京都大学の写真のものとソウル大学にも一部あるようです。ただ、全部ではないということもあって、なかなかこの時期の外交関係を一時資料から研究するというようなところが、韓国中国の研究者であまりなされていないというところも問題としてあります。それを一つの象徴的な例として挙げておきます。

あとは、胡乱研究者の立場から少し申し上げておきたいのが、まず朝貢と互市という話について。一応整理をしますと、そもそも互市というのは朝貢にいったときに、中国からその恩恵として行われる貿易のことをいいます。ですが、明の末期から清にかけて、特に日本なのですが、朝貢に来ないで中国の辺境で交易だけして帰るといったのが問題になってきます。後には西欧のイギリスとか出てくるんですけども、このような辺境での交易も互市と呼ぶようになってきます。つまり互市には二つの意味があるということなんです。

それで、朝鮮と清の関係で、そこがまたさらにねじれるのかもしれないんですが、丁卯胡乱のときに何を始めるかという、先に辺境での、朝貢とは関係ない貿易、互市を始めるんですね。丁卯胡乱の次の年からです。まずそこから朝鮮と後金の関係が始まるということなんです。で、そのあとに、丁卯胡乱のあとに朝貢関係が、本当は冊封といたいののですが、ここでは朝貢としておきます。そのような互市、国境での互市というのが清代を通じて継続されるという話もあります。そのあたりで決して朝鮮と清の関係は冊封関係がメインじゃないというところが、ないのかもしれないということなんです。もうちょっと意識していただきたいということがあります。

あと、歳幣ですね。何回か出てきていますが、これも、朝貢ではないはずなんです。本来は。時代を遡ると遼と宋の間で澶淵の盟がありますが、あの時代の歳幣、宋から北方の王朝に持っていったと思うんですけど、あれを基

本的にモデルにしているというか。だから、明に対する普通の朝貢ともう一つ歳幣が別立てであるんですね。朝鮮と清の関係の特徴も朝貢関係だけでないということです。それはなぜかという、基本的に10年間の兄弟関係があったということが、今のところ私の結論なんです。冊封関係、朝貢関係、モデル朝貢システムとかありますけれど、決して実際の動きとは違うということをしひ意識してもらいたいと思います。

劉 ありがとうございます。それでは許先生お願いします。

許 カトリック大学校の許泰玖です。いただいたご質問についてお答えしようと思います。発表で朝鮮の斥和論、対明義理論の基盤を朝鮮人たちの中華文明に関する価値観を共有したためだと説明しましたが、ご質問は「では、その朝鮮人たちの範囲、レンジがどこまで該当するのか」ということだったと理解しました。

それは、今のレベルでは朝鮮の国王と朝廷で働いている官僚たち、その次に中央と地方にいる両班や士大夫たち、またこれを抽象化すると、当時漢文資料を読み解くことができた知識層であったと規定することができると思います。では、実は韓国でも同じような質問を受けたことが多いのですが、そうではない範囲にある平民とか当時の奴婢のような人たちはどのように考えたのか、これまではそれを確認できる史料といえますか、実証的な根拠がありませんので、それについてはお答えできないというのが、私の答えです。

次に、二番目に金甫枕先生の質問に対してお答えします。朝鮮後期の普遍的な中華文明に対する認識について私が論文において強調しましたが、ではその普遍的中華文明というのは朝鮮人たちが普遍的に中華文明の内容、実体は何なのかという質問をされたという風に理解致します。

この質問もやはり私が韓国でもよく聞かれる質問ですが、たぶん以前ならば、たとえば10年前、20年前の大学院生だった頃ならこれに対する模範解答はあります。「性理学思想」「華夷観」「天命思想」「宗法制」「儒教秩序」などのようなこととお話できると思うのですが、実は「普遍的中華文明」という用語を強調する様々な先生たちが韓国の学界にいらっしゃるのですが、そこで同徳女子大学のチェ・ジョンソク先生と私の立場は、ここで重要なのは文明の内容も重要だけれど、それを普遍的だと認識したというその態度と志向というのでしょうか、それを強調しているわけです。普遍というふうに認識するというのは、それは明の圧力だとか国際情勢のせいではなく、朝鮮人たち内部で自発的で自動的に認識したということ、それらを強調する意味で普遍的中華認識だとお話したので。

つまり、普遍的中華文明が何かというと、中世のキリスト教文明が何なのか、中世のイスラム文明が何なのか、西欧の近代文明が何なのか、と同じくらいの質問に私には聞こえるのですが、私の立場はこうだと申し上げることができません。

普遍的に受け入れたので、今も私たちがプラトン、アリストテレスやイエス・

キリストやゴータマ・シッタラダ（釈迦）を考えた時に、その人の国籍を思い浮かべたりしないように、当時の朝鮮人たちも多分孔子や朱子を思い浮かべる時に、または中華というものを思い浮かべる時に、中国というナショナリティを、少なくとも朝鮮人たちはそんなに強くは、もちろんつながってはいますが、それが根本的な要素ではなかったと思います。

次に2番目に、壬辰倭乱、朝鮮の中華認識の変形において、壬辰倭乱や丙子胡乱についてはどのように考えるのかという質問だったと思いますが、韓国の学界の通説は、朝鮮前期には自主的で実用的なあるスピリットを持っていて、段々と性理学に対する理解が深まるごとに段々と硬直する中華認識、その決定打となるインパクトが壬辰倭乱への明の派兵とそこで形成された再調整であった、という考えですね。

その次に、また重要な説明の枠として、1664年に明が滅亡して中華の主体に空白ができることで、その継承者というのでしょうか、ないしはその代替者として朝鮮が中華を主張することになり、そこで朝鮮のプロトタイプのナショナリズムが形成されていったというのが、私が理解している韓国の学界の中華認識の通説だと思うのですが、今私が最後の章で記述した結論はそんな通説とは少し異なります。

朝鮮前期から普遍的な中華文明に対する認識はすでに相当入ってきていたし、そういった意味でいうと壬辰倭乱とか1664年の明の滅亡というのは、学界の通説で言っているほど重要な要素ではなかったと思います。重要なのは何かというと、特定国家として明を理解することと、普遍文明を象徴する明が一種の記標となるのです。

そんな二つの認識は朝鮮初期から共存していたというふうに思います。以上です。

劉 ありがとうございます。あっという間に時間は過ぎてしまっていて、あとはもう15分もありません。大変申し訳ないのですが、残りは3分ずつお話をしていたらなというふうに思います。それでは荒木先生からお願いします。

荒木 国立歴史民俗博物館の荒木和憲です。私に対する具体的な質問は来ていないかと思いますが、塩出先生がおっしゃった、前近代は君臣関係を基礎とした国家であって、それが国際関係にも君臣関係というのが持ち込まれるという、ちょっとそのご意見のところを手がかりに、少し考えてみたいと思います。

私は16世紀までの歴史をメインでやっていますが、君臣関係を国際関係に持ち込んでくるというのは、やはり明の大きな特徴だと思っております。やはり明時代ですと、冊封とか朝貢とか、あるいは互市とか、全部ひとまとめにしたシステムを作ってしまった、どれか一つ欠けるだけでも国際関係が成り立たないという形ですね。

日本としては、室町時代、明と貿易をしたいと思っても、冊封を受けて朝貢という形でいかないといけない。それを受け入れないと貿易ができないという形ですので、やはり明代というのは、君臣関係の秩序というのが、東アジア

アにかなり及んでいたのかなと思います。ただそれがすべてかといえば、例えば日本と朝鮮の関係ですとか、日本と東南アジアの関係、そういうものは君臣関係によらない国際関係で成り立っていますので、おそらく中華的な、中華の論理、華夷の論理、君臣関係の論理で成り立っている部分と、それとは違う、朝鮮王朝の言葉を借りると、「交隣」という言葉がありますけれども、そういった交隣関係で成り立っている部分、それが東アジアの国際関係を形づくっていたのではないかと思います。

17世紀以降、私あまり発言すべきところではないんですが、清朝の場合は明とは違って、おそらく柔軟な国際関係のオプションを複数用意していたのかなという印象を持っています。冊封をしてかつ朝貢をせよという場合。あるいは冊封はするけど朝貢はない、あるいは冊封も朝貢もなくして互市だけあるというような、そういった三つのオプションがあって、例えば日本のように君臣関係は築きたくないけれど、貿易はやりたいという国とも互市というオプションでもってつながることができるというですね、そういった清朝の、明に比べると非常に柔軟な形というものがあって、そういったものが東アジアの安定に大きな影響を与えていたのではなかろうかと、素人考えですが、そういうふうに考えたところです。

劉 ありがとうございます。では、崔先生お願いします。

崔永昌 国立晋州博物館の崔永昌です。まずは、塩出先生が質問されたことからお答えします。朝鮮後期の歴史の話をしてしながら、＜歴史小説『壬辰録』を通じて見た朝鮮後期民衆の壬辰倭乱＞という項目を見て質問されたようです。実はこれは韓国の国文学界の成果を私が整理してお話したのですが、この当時の民衆というのは、現代的な意味での民衆とは大変異なると思います。歴史学界でも常套的に使っている感じがあるのですが、当時の『壬辰録』というものの自体が漢文を知らなくてもハングル本なので、すくなくともハングルを読める人たちということになりますし、朝鮮後期になると、小説を読んでもくれる人たちが出てきて、一般の人たちも聞くことはできますが、その範囲がどこまでになるのかは定かではなく、私も現代的な意味での「民衆」とまでいうのには無理があると思います。

しかし、壬辰倭乱という戦争自体が宣祖は義州まで避難したりするのですが、国王から一般民衆に至るまで、ことごとく被害を受け、特に一般大衆が被った被害が大きく惨憺たる状況でした。また、戦争は身分移動の重要なきっかけとなり、私が昨日発表したように宣武原従功臣として9,060人が冊封されましたが、その中で見ると三等功臣になった人を見ると、奴婢もたくさん含まれています。私奴も多く含まれており、戦争に大きな功を上げて身分が上昇する人たちがかなり多かった状況です。そういう点を勘案しなければならないと思います。

記憶の連続性を申し上げ、それを強調したのですが、朝鮮後期になると、両班・士大夫たち、特に、嶺南（現在の慶尚道）、湖南（現在の全羅道）の方に南下しますと、その後は中央官界への進出が挫折し、簡単に中央へ進むことがで

きない状態になりますね。それで、彼らは<sup>ヒンチン</sup>郷村社会で影響力を維持する一つのまたは重要な要素が義兵将の子孫であるということでした。そのようなことがとても重要なことでした。

一部こういった傾向は今も続いています。地方に行きますと、地方で有力者といった人たちは、本人が義兵将の子孫であることを強調する人たちがたくさんいます。そういった点で理解できるのではないかと思います。ありがとうございました。

劉 ありがとうございます。鄭先生お願いします。

鄭 寧波大学の鄭潔西です。私への具体的な質問は頂いていないのですが、先生方のご質問には自分からもいくつか考えを述べさせていただきたいと思います。塩出先生のおっしゃった内容に対する観点ですけれども、塩出先生は東アジア研究における「視点」、「視野」を強調し、一つの国に限らず、より広い視野で研究しなければならないというふうにおっしゃいましたが、私も同感です。この場を借りて2、3申し上げます。私個人的な認識としては、東アジア研究において、空間と時間の二つの視点から見なければなりません。

先ほど趙先生の発表をお聞きして、清の時代における東アジア冊封朝貢システムに対する解釈が非常に合理的なものだと思います。ただひとつ言いたいのには、「東アジア」というのは非常に広域な範囲です。明以前は一つの比較的にまとまった東アジアシステムがあったのかもしれませんが、清の時代になると少し変化が起きました。一番顕著な変化は、清が明に取って代わってからいくつかの「東アジア」システムが生まれました。空間的に説明すると、清と他の国の間には、清を中心とする東アジア冊封朝貢体制が築かれていました。そのうち冊封されて朝貢する国もあれば、冊封を受けなくとも朝貢を行う国もありました。先ほど許先生のお話にもあるように、朝鮮には当時小中華という思想が生まれました。それに対して、日本には大中華意識が生まれ、ベトナムにも大中華の概念が現れました。ベトナム国王は清の皇帝に対しては「国王」と自称し、国内または周辺の小国に対しては自分のことを「皇帝」と呼んでいたのです。つまり自国を他国を凌駕する立場に置いたというふうに理解できます。

そして日本の場合は、時間の角度から説明することができます。より理解しやすくなると思います。東アジアシステムにおける画期的事件は、1401年、室町幕府が中国明朝の冊封朝貢体制に入ったことだと思います。それが150年ぐらい続き、後に倭寇問題でその体制から脱出しました。今回検討していた壬辰倭乱ですが、豊臣秀吉はもともとこの体制に挑戦しようとしてしましたが、後に外交交渉を通じて、逆にこの体制への帰着意向が見られます。というのも、室町政権と同じようなシステムに回帰するのではなく、システム内部の再編を望んでいたのです。つまり、日本がこのシステムにおいて朝鮮に対する優位な立場を確保し、朝鮮より高い地位を求める意向があったのです。しかしこの試みが実現せず、日本は再びこの冊封朝貢体制からかけ離れました。その後、新たな問題が現れました。時間に沿ってみればわかりやすいと思いますが、荒木先生の

研究によりますと、1607年朝鮮と日本とは再び外交関係を結び、明もそれを容認し、日朝関係を認めました。しかし当時の日朝関係は実は対等的なものではありませんでした。日本の立場から、朝鮮の派遣して来た通信使を日本へ朝貢に来る使者と解釈することができます。こう見れば、東アジア秩序における日本の地位について、徳川秀忠の考えも豊臣秀吉の意向と共通する部分があると言えましょう。では続きまして1609年、日本語では「琉球侵攻」と称され、日本が琉球を滅ぼした時期があります。琉球はそれ以来両属の国となり、明を宗主国とすると同時に日本に服属していました。こうして日本は自国を中心とするシステムを徐々に構築していったということがわかります。日本の場合、冊封はあったのかもしれませんが、朝貢に関して、琉球は定期的に日本に貢物を差し出していたが、朝鮮は日本に通信使を派遣する形をとっていました。

ですから、時間と空間という二つの視点を合わせて説明したほうが理解しやすくなるのではないかと思います。

劉 ありがとうございます。このセッションも、あとは時間がなくなっていましたけれども、今までの先生方のご質問と議論をさらに私のほうでまとめるつもりもないので、次は三谷先生にバトンタッチして全体をまとめてお話していただいて、最後にしたいと思います。よろしくお願いします。

三谷 簡単にまとめます。内容についてはとくに触れません。まず第一に、このテーマ自体、倭乱と胡乱と戦争がテーマなので、各国の人たちが相当むきになって熱く語るのではないかと期待していました。望んでいたわけではないですが。ただ現実には皆さん極めて冷静にお話しになっていて、例えば倭乱のときの明軍の役割について、崔先生のご発表と鄭先生のご発表はだいぶ意見が違うように見えたんですが、とくにお二人の間に論戦は起きなかった。これを一つ指摘しておきます。良い面もあれば、悪い面もあると思います。

それから、もう一つ目立ったのは、非常にミクロな仕事をなさる方とマクロな発言をなさる方がいて、どちらかというミクロな話をなさる方が多かった。これは現在の東アジアの学界の流行かなというふうに考えました。とくに日本の場合はミクロな資料に密着するというのが若い世代には定着していて、我々年長のもののがいつも閉口する、何を書いているのかわからないという不満なんです。そういうことがあります。しかしそれよりもむしろ個人差が大きいかなというふうに思いました。国境でそう大きな差があるわけではない。

それから、私の歴史学の理想を申し上げると、それはやはり研究テーマというのは、資料を読んでいるうちにハッと思いついて、とても重要な問題を見つけて、それを証明するために仕事をするという順序がいいだろうと思う。それともう一つ理想をいえば、解釈するためのツールを開発するというのも大事で、つまり昔は理論とかモデルとかいわれたものですが、これができると自分が今見ているものと似ているものがよその世界別の時代にあるということがすぐにわかるんですね。それが許先生の発表では見事に出来ていたので、私としてはとても楽しむことができました。素人でもわかる発表だったんです。

最後に申し上げたいのは、今それぞれの国、世界的に、歴史はいらないという意見が非常に強くて、毎年毎年大学の予算が減らされるという状況です。日本は今非常に厳しい状況にあって、文科省の委員が3年ほど前にそのような主張をいたしました。我々は反論はしたんだけど、どうやって第三者、タックスペリア（納税者）を説得するかというと、それは財界のほうが上手なんです。素人にもわかる話をきっちりできるように我々は訓練しないと、我々の仕事がなくなってしまう可能性がある。これは充分考えていただきたいと思います。そのためにまずやらなくてはいけないことは、自分の学生にわかってもらう、楽しんでもらうような講義をする。それと同じような内容を、このような異分野の人が集る場に持ってくるができるようになると、歴史学科全体、国を超えて発言力が強くなると思います。ぜひこのような稀な機会、専門外の人が集る機会にそういうことを考えていただければと思います。

劉 ありがとうございます。最後に三谷先生からこの会議の内容よりも、もっと大きな歴史学のあり方、研究のあり方についてのお話しをしていただきました。

歴史学の存亡は、これは日本だけでなく、アジア、世界全体の歴史家にとって大きな課題だというふうに思いますけれども、その中で我々は一つの歴史の中の問題について対話をすると同時に、新しい歴史学のあり方を探っていくことも今後の課題になるのではと、そういう印象を受けました。

以上をもって、このセッションはこれで終わりにしたいと思います。今年の国史たちの対話の内容はこれで終わることになりますけれども、来年以降に向けてどうあるべきか、あるいは歴史対話そのものが、どのような意味があってどう理解したらいいかということも含めて、次の「歴史和解」セッションで議論を深めていければと思います。

# 和解に向けた 歴史家共同研究ネットワークの検証

座長：劉 傑（早稲田大学）

発表者：【日本】三谷 博（跡見学園女子大学）、浅野豊美（早稲田大学）

【韓国】趙 珖（韓国国史編纂委員会）、朴 薫（ソウル大学）

【中国・台湾】楊 彪（華東師範大学）、王 文隆（台湾政治大学）

在日研究者：段 瑞聡（慶応大学）



劉 それでは「第3回国史たちの対話」の最後のセッションを始めたいと思います。私はこのセッションの司会を担当いたします早稲田大学の劉傑と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

昨日の第1セッションから本日の第5セッションまで、もう五つセッションを行ってきました。主に17世紀の国際関係と壬辰倭乱の話を中心に、この17世紀の戦乱から安定に向かう歴史を通して、3ヶ国の関係を議論してきたわけであり、大変有意義な議論がたくさん行われました。

ところで先ほど休みの時に通訳の方と少しお話をしたところ、「穏やか過ぎる」とお叱りを受けました。「もっと面白い激しい議論を期待していたのだけれど、喧嘩がないですね」ということを言われました。喧嘩のある議論をもっと通訳したかったという、ちょっと物足りなさがあったのかもしれませんが。このセッションも内容的に考えますと、激しい喧嘩になるような話ではないですけれども、若

干物足りない感が残るかもしれません。先生方が非常に興味深い問題提起をなされると思うので楽しみにしております。

セッションのテーマでありますけれども、このセッションは歴史の和解に向けての歴史共同研究のネットワークの可能性について議論をするということであり、このセッションを設けた理由と目的などについては、第1セッションの時に説明いたしましたので省略させていただきます。今日の議論のポイントは、パネラーの先生方が歴史の対話について経験されたことを踏まえて、歴史家の対話の意味と、今まで対話によって得られた成果と問題点は何か、歴史対話の将来はどうあるべきかということ。これは今回我々がやっている国史たちの対話ということに限らず、本日ここにいらっしゃる先生方は様々な形の歴史対話の場面で直接活躍された先生たちばかりでありますので、それぞれの経験を踏まえてご発言をお願いしたいと思います。そのうえで歴史家が国境を越えて対話する意味と今後の展開について、みなさんと議論できればと考えております。

このような趣旨で一人ずつ、これもそれほど時間がある訳ではありませんので、一人5分ないし6分というのを目安にしてお話をさせていただければと思います。では、プログラムの順番通りに発言していただければと思います。最初に三谷先生からお願いしたいと思います。

三谷 跡見学園女子大学の三谷博です。ちょっと時間がオーバーするかもしれませんが。この歴史認識問題については日本が一方の当事者で、他の2国がもう一方の当事者という関係になっていきますので、少し詳しく話すことをお許してください。私が歴史認識問題に関与したのは、2001年の後です。日本で文部省の検定に通った中学校の歴史教科書について、日本の国内と韓国・中国を挟んで大論争が起きました。日本ではとても珍しいことです。それを機会に、一方では劉傑さんが提唱された日中の間の歴史家交流、もう一つは韓国の林志弦さんや日本の李成市さんが提唱した日韓の歴史対話プロジェクト、この二つに参加しました。いずれも民間レベルの交流でして、私は政府の企画した事業には一切関与したことはありません。

実はそれ以前にも上の世代が東アジアの内部で、ベトナムなどを含めた歴史対話をやっていたのですが、時間がないのでここでは省略させていただきます。かつての同僚であったドイツ史の西川正雄さんが非常に努力されて良い成果をあげられていたのですが、私は関与しておりませんのでお話しません。

さて、劉さんの日中交流なのですが、これは実は教科書問題が起きるより先に彼は考えていたようです。つまり江沢民さんの時代に、日本と中国の政府が歴史をめぐる対立を起こしてしまった。その政府間対立を歴史家が引き取って、歴史については冷静な対話をする必要があるだろうということです。その時の目標は、日本側では歴史的な事実、特に日本の隣国に対する加害の事実の認識を日本に持ってもらおうということ。同時に中国側には、日本は実際どういう社会なのかということを知ってもらおうということ。そうすれば、この歴史というものが日中の間の紛争原因となることを予防できるだろうということが劉さんの目的で、私は最初にお話を伺った時にすぐやろうと決めました。

次に、私は民間交流だけをやったのですが、劉さんの日中の共同研究は、方法としては史料を共有するところからはじめようというものでした。以前の中国では史料を重視しなかったけれども、直前の10数年間で歴史学の方法がすっかり変わって、史料を大事にするようになった。そうすると、史料ベースに研究をやってきた日本人の歴史家と話ができるはずだ、というのが彼らの見込みで、確かにそれは可能になりました。

もうひとつの柱は、招く人は年長の頭の固い人にはご遠慮願って若手に限ると。私は当時そんなに若くはなかったのですが、とにかく若手に入れてもらった。それから中国側からは、本土から招かないで日本とかアメリカにいる人に来てもらった。それで話がしやすくなったのはあります。

その成果が2006年に刊行された『国境を越える歴史認識』という本でありまして、東京大学出版会と社会科学文献出版社の両方で同時に出版されました。それぞれの問題点で解釈が違ってきたというのは確かにあったのですが、最初は両方とも果たして話し合いが成立するのか大変懸念してしまっていて、私も最初のころはすごく緊張して参加したのを覚えています。実際は、話してみたら話が通じてしまったので、後はお互いとても仲良くなってしまったのですけれども、最初はそれくらい厳しいことでありました。『国境を越える歴史認識』ですけれども、日中同時に出版されて、特にそれまでは中国の人たちが読めなかった日本の第一線の専門家の解釈が中国語で読めるようになったという意義があったかと思いません。

ところで、発表会が北京であったんですね。その時私は一人で行かされて、これまた緊張しました。私はこういう会議は全然緊張しないのですが、その時ばかりはガチンガチンになっていましたが、なんと中国側の人たちがみんな非常に温かく迎えてくださって、本当に安心しました。

それからのちになって英語版も出版されて、ハーバード大学のアンドリュー・ゴードン（Andrew Gordon）さんが協力してくれて出たのですが、これは英語圏で日中の歴史教科書問題を考える時の重要な参考文献になっていると聞きます。そのあと私は別の仕事を始めたんですが、劉傑さんは今度はもっと若い中国史の川島真さんたちと組んで、中国本土の学者も招いて共同研究をやりました。何冊か成果が出ています。

日韓の方に話を移しますと、傾向は全く同じですが、ここに大きな特色がありました。趙珧先生が携わられた政府間の方ですが、私の聞く限りではうまくいっていないと聞きました。3期目もやろうという声がどこからも聞こえてこない。

しかしながら、私の参加した民間の共同研究は上手くいきました。これは特殊な事情があって、まず言い出しっぺが「在日」の李成市さんたちであったこと。どちらの国にも所属が認められない人たちがやったということです。それがあって、参加したメンバーは彼らを選んだらしくて、日本でも韓国でも自分の国のナショナリズムに対して極めて批判的な人ばかりが集まっていた。私は最初はナショナリズムに批判的な観点をあまり持っていなかったのですが、参加して話をずっと聞いていると、この人たちは非常に深い話ができていると気が付いてですね、やはり国の一員として話をするのと、ちょっとそれから距離をとって話をす

るのでは全然違うんだなということがわかりました。私にとっては大発見があったということです。これは当時世界的にナショナリズムの脱構築ということが盛んになっていて、その風潮にこの企画も乗っていたはずですが、現実には彼らが話してうまく話が通じているということは本当に大事なことでした。理屈の問題じゃないということがわかりました。

次に、対話自体はなんとかいったのですが、じゃあ国内にその成果が還元できたかという点、これがなかなか大変でした。私がこうした東アジア対話に参加した動機は政治的動機ではありません。教科書論争が起きたとき日本の世論の一部で、太平洋戦争はアジア解放の戦争だったという言説が堂々とまかり通っていて、中国との戦争はどうしてくれるんだと。こっちは事実を知っているわけで、それを無視して議論をするのはおかしいじゃないかと、学者としてはそうとしか考えられないということがあったんです。これが最初の動機です。

それから、もう一つ逆にですね、中国や韓国から日本の教科書はけしからんと言われているんだけど、基本的な事実に関することはきちんと書いてあるんですね。そういう中国・韓国側からの大きな誤解がある。

話の焦点が教科書に向かっていて、むしろ日本の大人の持っている偏見の方が問題なのに、そちらの方は問題にしていない。妙なことが起きているなというのが私の印象でした。そこで私が編著したのが『大人のための近現代史』と名付けられた東アジア全域の近現代史の本です。日本にいる日本史、中国史、朝鮮史等の第一線の専門家が分担してくれたのですが、最後は私一人で全部書き直しました。

19世紀編が最初出たのですが、あまりどういう反応があったのかは聞いていません。20世紀編も時を置かず出すはずだったのですが、これが長引いて今のところまだ出ずに10年近く経つんです。これは、川島真さん、劉さん、それから韓国史の亡くなった並木真人さん、この3人が執筆者だったので、9割くらい原稿ができたのに止まっているんです。たぶん私は今年の秋から暇になるだろうと思いますので、第1巻が出てちょうど10年目になる来年には出るだろうと期待しています。

次いで、日本学術会議という学者の団体がありまして、そのメンバーの一人として日本の高校の教育に歴史基礎という必修科目を新設しようという提案に加わりました。この一番大きな狙いは、日本人が自然に考える「日本とその外」という頭の中の空間分断、これを解消する方法として日本史と世界史を一つの本で書こうという狙いでした。2015年に2回目の提言を政府に対してする学術会議をやりました。その時のカリキュラムの骨子は私が書いたんです。近現代史に範囲を絞って、事実を覚えるのではなく、事実の意味、事実が当事者にとってどういう意味をもったのか、加害者の方は何を考えたのか、被害者の方はどんな目に遭ったのか、それがわかるような教育をやるべきだというのが主眼でした。それ以外にも、政治の話だけでなく、グローバルな現象も取り込むとか、あるいはジェンダーといった現代必須のトピックも入れようという案でした。しかし、日本政府はこれを採用してくれなかった。

同じような近現代という枠で、「歴史総合」という日本史と世界史を融合する

科目を作りましたが、その中身は我々が提言したものからかなり変わっています。私も実際に教科書を書いて模範を示そうと思っていたら、出版社から参加を断られたという酷い目に遭って、ちょっとがっかりしているところであります。

それから最後に近い話ですが、政治との関係が2010年代に入って極めて深刻になりました。我々民間同士で語っていた学者たちは国境を越えて友人になったのですけれども、逆に国内との関係がうまくいかなかった。日中関係史専門家の歩平さんは、中国側のいろんなレベルで活躍された方ですが、亡くなる前に日本での講演で「学者同士の国境を越えた対話はできるようになったのだけれども、逆に政府や世論から我々は孤立してしまった」と非常に嘆いておられた。その状況は今でも続いていると思います。

これに追い打ちをかけたのが領土問題の発生で、2012年に韓国大統領が竹島（独島）に上陸しまして、日本政府が尖閣諸島（釣魚島）を国有化したしました。いずれも国境紛争が長く続いた土地であって、それまでは非常に慎重に対応していたのにそれが一気に破られるということが起きてしまった。それによって、どちらのケースも日本の世論は、自分たちは被害者で攻撃されていると思うことになりました。それまで今世紀の初めは韓国にも中国にも人々は好感をどんどん高めていったんですが、これが一気に冷えてしまった。そして領土問題で人々が怒っているなかで、歴史を持ち出しても誰も聞いてくれないということになりました。今でもあえて20世紀の前半に日本人が過誤を犯したことを語る学校の先生方も結構いるんですが、今や少数派になってしまいました。歴史問題、歴史認識問題に関わってきた人々のなかでも今世紀の初頭以来、日本人としてはあんまり認めたくない先祖の過ちをあえて正視、反省しそれを次世代に伝えようと努力した。なのに報いは与えられなかった。隣国はそうした努力を評価してくれなかったという失望感が一気に広がってしまいました。

ただし、教育の現場から、先日も長野とか静岡に行って高校の先生たちと話しましたけども、依然として20世紀前半に日本が隣国に対して加害を行った事実を教室で伝えようと思っている人はまだいます。彼らは本当にそういう向かい風に対して抵抗する努力をしているんですけども、やはりそれを支援するには政府のレベルで長期的な観点に立って政策転換をやってもらうしかありません。自分の国の利益を表に出していがいみ合うのではなくて、むしろ平和こそが我が国の利益であるというふうに思ってもらわないといけないと思います。

そうしたなかで、民間学者に何ができるかということなんですが、二つあります。一つは、以前私は早稲田大学、復旦大学、ソウル大学校の先生方、具体的には李成市先生、朴薫先生、葛兆光先生、三氏と共同して、若手の学者たちで東アジア三国の歴史について対話する集会を行いました。そこでは以前は近代だけ、つまり日本が加害者だった時代だけを取り上げていたんですけども、この前近代も同様に取り上げることにしました。3回で終わってしまいましたけれども、その成果の一部は刊行できることになりました。多分今年中、あるいは年明けには東大出版会から出ると思います。朴薫さんは韓国語版はもうかなり進んでいるよとおっしゃっています。今は中国語版が出るかどうかちょっとわかりません。

ともかくそうした国境を越えた共同研究の成果が目に見えるようになることは

非常に大事なことで、私自身は各国6本全部で18本の論文を全部読んで、中国の古代環境史から戦後の樺太の歴史まで読んでみましたが、それらは非常に優れたもので、現在の東アジアの若手歴史家たちは優秀なんだということをあらためて確認して大変喜びました。お互いに切磋琢磨すれば世界、欧米の歴史家たちと十分に渡りあえるほどの素質は持っています。それを実現するにはどうしたらいいかはちょっと大事な問題なのですが、ここでは触れません。

こうした学術レベルの前近代を含む歴史対話というものは、学術的にはもちろん意味があるんですが、歴史認識問題についても非常に大事であると思います。と言いますのも、先ほど説明しましたように、今日本人はなんで自分たちは被告席に座らせ続けられるんだと不満を持っています。そこで隣国に対して名前を聞いただけで嫌悪を感じるとか、何を言っても信用できないとか不信感がある。実際のところ恐怖心もかなりある。そういう状態で歴史を議論するのはまず難しい。そうすると、実際に20世紀前半に日本人が過誤を犯したのは間違いないのですが、それを反省するという行動は、反省したら相手が認めてくれるという信頼感やあるいは相手の判断力に対する尊敬がないとできないのですね。

そこで、その一つの迂回路として20世紀の前半よりマシだった東アジアの歴史を想起したり、それから隣国自体に深い関心を持つとか、あるいはそういった場に出てきた国境の向こう側の同業者が非常に良い仕事をやっているということを知って尊敬の念を持つと、そういった迂回路から素地を作っていくしかないのではないかと思います。

最後に、この会合自体、渥美財団のおかげでできている「国史たちの対話」の役割も重要だと思います。2012年以来アジア諸国の間では、歴史対話への関心が本当に薄れてしまって、各国のなかで手前勝手な歴史解釈が横行するようになってきました。これにはやはり放っておくわけにはいかない。歯止めをかけなければいけない。そのためには、どうしてもまず関係国の歴史家から直接に会って話をするしかなくて、これを続けることがおそらく未来への素地になるだろうと。今はどんなに努力しても和解に向けて世の中を逆転させることはできないけれども、継続することが大事であり、さらに今回嬉しかったのは若い有力な歴史家が各国から集まってくださって、率直に良い議論やってくれたということ。これは本当に楽しみなことだと思っています。ちょっと長くなりました。ありがとうございました。

劉 はい。ありがとうございました。三谷先生は、この10年20年くらいずっと日本と中国・韓国との間の歴史対話に関わってこられたわけですが、その内容は実は非常に豊富なものがあつたのですけども、今日はそのなかのエッセンスだけちょっと紹介をしていただきました。それでは引き続き、早稲田大学の浅野先生にお願いしたいと思います。浅野先生は今早稲田大学を中心に、和解学の創成という一つの研究プロジェクトを立ち上げて、その代表を務めています。そのなかの歴史和解というのは重要なテーマとなりますが、その観点からお願いしたいと思います。時間もできれば5、6分以内でお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

浅野 ご紹介ありがとうございます。この会議の共催団体として一番最初に「科学研究費新領域研究・和解学の創成」の名前がありますが、その代表を務めさせていただきます早稲田大学の浅野豊美です。まず、和解学とは何かという話を簡単にいたしまして、その和解学の観点から今までの議論をどのように楽しませていただいたか、その話をしようと思います。

最初に、和解学とは何かという話です。今お話のあった三谷先生の『国境を越える歴史認識』のプロジェクトに10年前に参加させていただき、「台湾をめぐる日中の歴史認識の衝突」という論文を書きました。「喧嘩のある議論がなかった」と通訳者の方からの意見が出ているそうですが、要するに歴史家が国民の代弁者となり、国民の喝采を浴びるような威勢の良い発言をすることが歴史家に期待されている、というような社会状況が今現在あると思います。そのような社会から期待される通りに行動してしまった学者もなかにはいるようですが、しかし、この場に集まった先生方はそうではなく、もっと異なる、国民的な感情を近づけていく議論をする先生方だったと私も思っております。

それから、和解学とは何かという話に関連しますが、国家・社会・民族という言葉自体はほとんど今日と昨日は議論されませんでした。歴史家自体がどのような概念でその歴史を見ているのかということを中心に意識することが、和解学的な手法での歴史共同研究のまず最初の入り口になると思います。もちろん和解というのは知識人だけでは達成されないもので、政治・外交・メディア・市民運動など色々なファクターが必要になります。主にこの4つのファクターに注目しながら、国民という存在が我々の頭のなかに想像されているかのようにして、国民と国民との間の和解もいかにしたら我々の頭の中に想像できるような社会的な条件を作ることができるのか、という課題に応じていきたいと思っています。

印刷技術があり、さらに文字の読める大衆がいて、そして国民的な文化とされるようなものが義務教育を通じて教えられて、初めて我々の頭のなかに国民や民族というものが想像されているわけです。ところが今やSNSがあり、インターネットがあり、グローバル化された社会のなかで生きている我々が、なぜ国民という集団を乗り越えられないのか。それはやはり言語の問題が一番大きいとは思いますが、少なくとも国民と国民とが和解しているということが頭のなかに想像されるような社会的な条件を作っていかななくてはいけないとも思っております。

知識人としてできることとして、劉傑先生を編集委員長として、「歴史紛争和解事典」というものを今Web上で構築中です。Webサイトの上では、非常に感情的な議論が蔓延ってしまうわけですが、これはむしろ理性的で冷静な議論というものをネット社会に提供するためのものだと思っています。また、和解の主体は日本人がやるのではなく、アジアの若い研究者がやるべきだと思っております。つまり、一緒に手を組んでやるものだ、という位置づけです。三谷先生は熱い思いで語っていただきましたが、私はある程度冷めていて、冷めた思いで、しかし熱い心を持っています。熱い頭と冷たい心というはおかしくなると思いますが、熱い心と冷めた頭でやらなくてはいけないと考えています。

それで、今までの議論を聞いて感じたことですが、国民とは、国家とは、社会

とは、ということ意識すると何が見えてくるのかということです。大きく地域や時代のレンジを取ることが最大のメリットだと思っています。

先ほどの議論で琉球王朝の観点がありましたが、薩摩が琉球を自由に処分させてくれと、徳川家に関ヶ原の戦い以降お願いしたというのは、まさに朝鮮でできなかったことを薩摩でやるということだと私は理解しました。つまり豊臣秀吉がやりたいと思っていた新しい東アジアの国際関係、それを部分的に実現したのが、琉球を両属状態にするということではなかったのかと思っています。

またさらに南蛮との接触、つまり西洋人との接触という観点がほとんどなかったのです。銀を媒介としたスペインの貿易圏との接続という話は少し出ましたが、やはり鉄砲とキリスト教というのは大きく、新しいテクノロジーが南蛮人たちによってもたらされてきた、それをいち早く国内生産した日本が朝鮮半島や琉球に勢力圏を伸ばしたという構造で、これには19世紀の開港期と全く同じ構造があったと思います。ですから、テクノロジーや科学技術というものはグローバルヒストリーのなかで注目はされていますが、これも全面的にこの時代を見るために必要な観点だと思います。

また胡乱に関しては一万人以下の数千人であったにも関わらず、短期間の間にソウルを占領した。その反対に、10万人以上の軍隊を送ったにも関わらず壬申倭乱の時には朝鮮半島を占領できなかった。倭乱を通じて鉄砲技術が朝鮮半島に伝わっていたにも関わらず、胡乱の時には短期間に、しかも1年も前から北方の女真族との関係は緊張していたにも関わらず、つまり十分な戦争準備をする期間があったにも関わらず、短期間に占領されてしまった。一体これはなぜなのかという問題。こういった問題にもやはり是非専門の歴史家の先生には答えていただきたいと思っています。

また、家光が鎖国令を発したのが1636年で、ちょうど胡乱があった時期です。つまり鎖国令そのものも東アジアの国際関係と大きな関係があったわけで、平和的な形でスペインやポルトガルを退去させてオランダとだけ管理貿易体制を敷くということが今の常識になっていますが、細かい話はこのくらいにしておきます。

毛文龍の話では、貿易をして罪に問われて殺されたという話がありました。「毛糧」という話がありましたが、貿易という観点で毛文龍がどのような貿易をしていたのか、それも気になります。

もう時間なのでこれくらいにしますが、次回は第4年目となり、近代にいよいよ入ります。おそらくテーマは開港期になると思いますので、17世紀の南蛮人との接触と19世紀の開港期というのは一体どう違っていったのか、蒸気船やミニエー銃という新しい銃というのが大きなテーマになると思いますが、ぜひ比較を意識しながら開港期に取り組んでいただけたらと思います。

劉 ありがとうございます。この2日間の議論をずっと浅野先生は聞いて、多分いっぱい話すことが溜まったんじゃないかなという気がしましたけれども、今までに少しお話をさせていただく時間を差し上げればよかったと反省しています。それでは引き続き趙珖先生にお願いしたいとおもいます。趙先生も日韓の共同研

究、あるいは現在進行しています「国史たちの対話」でずっと中心的な役割を果たされてこられました。その観点から是非お願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

趙珖 ありがとうございます。韓国国史編纂委員会の趙珖です。国史学の対話及び歴史学の対話に、私が直接参加したのは2002年からでした。その当時、小泉総理と金大中大統領間の相互協議によって、累積した歴史問題を対話を通じて解決するために、相互間の理解を深めようといった提案がありました。それによりまして、第1回日韓・韓日歴史共同研究委員会というのがつくられました。日韓・韓日歴史共同研究委員会の場合は、第1期と、第2期、二つの段階がありました。私は第1期の最初から委員長の代理を務めました。2期からは韓国側の代表の立場から会議に参加しました。

しかし、歴史対話に私が個人的に参加し始めたのは、1970年代だったと思います。その当時、ユネスコで文献の翻訳に参加するチャンスがありました。正式なユネスコのメンバーではなく、大学院に通っていたときに、アルバイトとして資料の翻訳をいたしました。そうした過程のなかで歴史の対話ということに接し、歴史学者として、歴史学生として、この問題について真剣に考えなければならぬとその当時から思い始めました。

その結果、2002年度日韓歴史共同研究委員会に参加する前に、歴史対話に関するヨーロッパの様々な事例について、私なりに勉強する機会がありました。こうした状況のなかで歴史の対話が進められました。ところが、このときの両国間の歴史対話というのは、まず国家的な公式機関による対話でありました。こうした国家間の対話が進められるプロセスにおきまして、日本側の研究者、韓国側の研究者の場合には、国家の代表として選ばれたのではないかと勘違いが起きるくらいのイメージがあまりにもありました。国家の代表を自任し、必要以上の衝突が起きたことも事実です。それで果たして国家的な国家間の歴史というのは本当に必要なのかという疑問を抱いたこともあります。

しかし、この対話を具体的に進行させることについて個人的な考えでは、多国間の対話、マルチプラグの対話ができるときに、正しい対話に至ることができる。民間の対話、様々なNGOを中心とした機構、そして民間レベルでの対話を総合して、それを実践してできる国家間の対話がともに推進されなければならない。そうしたときに初めて対話に成功するという判断を下しました。国家が最終的に対話を受け容れ、対話の結果を実践しないならば、民間レベルの対話はよい思い出のみに終わってしまう可能性があるからです。そしてこの対話を推進するときに、国家間の対話を試みるとするならば、それは当然相互対立的な立場から、国家の代表を選ぶのではなく、相手国の意見を静聴できる、そういった研究者を任命し、対話に臨まなければならないということです。

しかしながら、この10年間、この第1期、第2期の対話の過程におきまして、そうはいかなかったことを直接目撃することができました。非常に嘆かわしいことでもあります。国家間の対話だけでなく、対話というものは、NGO団体を通じた対話、個人の領域の対話だけでなく、それ以外の様々な対話が同時に進められ

なければならぬということです。

ヨーロッパの場合を見ますと、ヨーロッパの加害者の国だったドイツと、ポーランド・フランス・チェコスロバキア・ロシア・北欧と、様々な国家との対話が進められました。その対話は国家が介入せず、民間で合意した内容を国家がそのまま受け容れるという形であったため、ヨーロッパでは共同の教材も出すことができましたし、お互いよりよい関係を維持することができたと私は思っております。ですから、私たちがそうしたヨーロッパの良い事例をモデルにしなければなりません。

2002年当時、日韓の歴史対話に参加していたNGO団体には、私の記憶によれば七つの団体がありました。その七つの団体で実際対話が持続されることはあったけれども、その対話の結果が実践として受け容れられることはなかったです。対話の過程におきまして、日本側の立場から、特に日本のマスコミの立場から見ますと、日本が加害者ということは認めるけれども、その加害者としての謝罪を、毎年日本はあまりにも続けているのではないかという疲労感があるわけです。謝罪の繰り返しによる大きな疲労感です。しかし被害者である立場から加害者に話を続けるというのは、正当な理由が必ずあると私は思います。謝罪はするけど、謝罪の実践がないとするならば、信頼をなくす謝罪になるからです。ですから、謝罪の繰り返しからそういう現象があり、それに疲れ果てるというよりも、お互いに歴史問題につきましても、過去のことについて、新しい実践と申しましょか、謝罪以降の互いの保障をする、そういったものが実際行われたときに、それが有効な対話になるわけです。その二つのバランスがとれないため、学会は学会なりに、また国家が主管する対話の集団におきましては、それなりの対話だけをしたために、これまで日韓の対話は大部分ジェスチャーで終わってしまうといった反省をしております。

私自身が参加し進められてきた日韓の対話において、その対話の主題を定めるときには、重なっている関心事項、衝突のない問題だけ選んで、対話をしてきました。問題点はそのままにしてきたわけですね。竹島・独島問題、従軍慰安婦の問題、原子爆弾の被害者の問題、そうした様々な山積している問題については蓋をして、それ以外の問題でまず接近しようといった形でありました。それ以外の問題へのアクセスも成功しなかったです。それはその問題に対する深みのない対話であったからであったと思います。

こうした状態ではありますけれども、対話は引き続きなされるべきだと思います。対話の究極的な目的というのは、相互理解と共同繁栄だからです。相互理解と共同繁栄は、たやすいことではありません。難関がいくらあっても、それを克服しようとする態勢、姿勢を持ち続けたときに、また可能であれば、オープンマインドでお互いを理解しようとする姿勢、その過去の被害に対する加害者としての保障、あるいは謝罪、心から出る謝罪があったときに、問題は過ぎ去った過去になります。現在の過去としては、もう存在しないと思います。

こうした考えを持ちながら、渥美財団は歴史の和解を考え、国史と国史の対話を今試みていますし、各国の国史と国史、非常にナショナリズム的な立場からの用語を一つのテーマとして、対話をしていること自体、ある意味では非常に難しいことをしているといった面もあると思いますけれども、こうして対立的な用語で

あっても、互いに和解を求め、それで一致された対話の内容を模索するといった面が3回にわたったこの対話を通じて感じることができました。国家間の対話も重要でありますけども、こうしたNGO的なレベルでの対話も今後引き続き、たゆまずなされるべきだと思いますし、またよりオープンマインドで、お互いに重なる関心事項のなかで、加害または被害、いつかはそれを議論できるそうした場になることを強く望んでおります。歴史の和解を通じて、現実的に国家・民族間の和解もより推進されることになると思います。

歴史はご存じのように、史料とその史料の解釈の結合だと思います。場合によりましては、ある史料に対する理解がちゃんとなし、あるいはそういった無関心等が、このような問題を惹起していると思います。こうした状況のなかで、解釈が正しくされるというのは難しいと思います。歴史的な真実に近づこうとする歴史学者としての姿勢を持ち続けること、それによってたゆまずこの対話が引き継がれることを期待しております。渥美財団によるこの対話におきましては、自分一人一人が国家の代表というところはないわけです。そういった面は非常に良いことだと思います。こうした民間レベルでの対話を集めて、日本の政府を動かす、韓国の政府を動かす、加害者・被害者という過去の事実をもはや過去に戻して、過去のこととして忘れて、未来に向けて相互の政府が適切な行動をしなければならぬと思います。それが非常に重要な礎になると思います。ありがとうございました。

劉 趙珖先生どうもありがとうございました。大変重みのあるお言葉をいただきました。特に歴史対話に参加している歴史家としてあるべき姿を指摘されまして、我々はそれを常に念頭に歴史対話をこれから続けていかなければならないという印象を受けました。どうもありがとうございました。それでは引き続き朴薫先生にお願いしたいと思います。朴先生もいくつかの歴史対話、共同研究にずっと参加されてこられた方で、本日もその話を伺いたいと思います。よろしく願いいたします。

朴 ソウル大学で日本史を教えている朴薫です。歴史の和解とか歴史認識の問題、歴史の紛争といった問題はもう古い問題でありますし、解決の端緒が見つからないものであります。

ところで、つい最近、ソウル大学の大学新聞の記者が私にインタビューしてきて、そのなかで「東アジアの歴史問題というのはどのようにすれば解決できるか」と聞かれ、「それは私に聞いてはいけません、私は知りません」と答えました。「それは歴史家がするものではない、それは私たちが解決できるものではない」というふうに答えたことがあります。今、歴史紛争問題というのは、学問だとか歴史学の問題というよりは、政治問題でありますので、政治家とかマスコミの人たちが解決しなければならないものだと思います。それにもかかわらず、先ほどの大学新聞の記者のように、社会構成員たちは歴史家たちにそれを聞いてきます。「歴史が入るから」と言って。よく考えてみますと、実は歴史家の問題ではないというよりは、現在のような歴史学の状況では、それに答えにくいもので

あると思いました。いわゆる歴史学者たちが高度な政治問題に対応する準備がない、あるいはそういう体制になっていないということです。

みなさんご存じの通り、20世紀の後半、この歴史学というのは、史料が本当に新しく発掘される時であったからだと思いますけども、実証一辺倒と言いますか、自分の良いテーマを一つ持って、それを実証しながら、悪く言うと、生涯それで食っていく。それで、日本語で言う棲み分け、自分のフィールドを決めて、自分の縄張りを決めてしまうということです。そこに埋没すると言えば良いでしょうか。悪く言えば、マニアックなおたく。そういう歴史をしてきたので、そういった高度な政治問題を、マニアだとかおたくたちに解決を要求するということになると、良い答えは出ないと私は思います。失礼かもしれませんが、こういった傾向というのは、自国史あるいは国史学者たちにおいてもっとひどかったと思います。それだけもっと実証的にやらないと、食い扶持がなくなるからです。自分の存在がなくなるからです。それで、どんどん解決しにくくなったと思います。

もう少し振り返ってみますと、50、60年くらい前に、例えば日本の中国史の宮崎市定さんみたいな人たち、また日本史の遠山茂樹さんのような方、また中国の陳寅恪さん・傅斯年さん、とても有名な方ですけども、そういう歴史の全体像とコンテクストを把握しながら、説得力のあるナラティブで作って、その知恵を社会に発信し、社会を統率できる歴史学者がたくさんいました。しかし50、60年経ってみると、そういった歴史学者たちはほとんどいなくなりました。今の歴史学が廃業に近づいてきている理由の一つではないかと思います。

それでは、どのようにするべきかと考えたときに、私はいろいろなことを社会に要求するよりは、歴史学者一人一人がやり方を変えなければならないと思います。繰り返しになりますが、自分の分野または自分の時代、こういったものを専門的に基盤にするのは当然ですけども、その分野で最高の専門性を維持しながらも、それを言い訳にして、「これは俺の縄張りだ」と言って、他のことが出たら、「もう全然知らない」と言うのではなくて、または壁を作るとかではない。そういう姿勢ではもうこれ以上21世紀では生き残れないと思うのです。こういう集まりというのは、それぞれの縄張りを壊す、そういう場になると思うのですけども、それは簡単ではないということは、私はこれまで3、4年間、日中韓の歴史家のフォーラムを運営するなかでわかりました。外に出ようとしてもまた引っ込んでしまうし、また出ようとしても引っ込んでしまう。そういうことがたくさんありました。

とにかく歴史学者たちは、先ほどもどなたかがおっしゃっていましたが、まず自分の時代だとか自分の分野でない非専攻者に、自分が何を言っているのか、自分の話をちゃんと分かりやすく伝えられる能力がなければなりません。そして自分が講義をしている学生たちに、自分の話をちゃんと伝える能力がなければなりません。もう少し力が残れば、一般の教養人たちにも伝達できるような能力を持っていかなければならないと思います。私がなぜ歴史学を専攻したかということ、当時は歴史学というのはとても魅力的なものに見えたからです。もう芸能人よりずっと魅力的に見えました。だからその当時は歴史学の教授たちも魅惑的で

した。今の歴史学者が20代の若い大学生に魅惑的でしょうか。そういうことを考えてみたとき、絶望的です。それを直さなければならないと思います。

私は、すべての研究者がそういう能力を持たなければならないというのは無理な要求だというのは知っています。しかし、こういう雰囲気を変えていけば、歴史学会で少なくとも、10%、20%、30%、そういう形の歴史学者たちが輩出されて、そういう人たちを中心にして今発生している紛争だとか問題だとか、そういういったところに専門家として、ある程度専門感覚は持っているべきではないでしょうか、それからちゃんと話し合える能力あり、そして包括的なとりまとめができる人たちが輩出されなければなりません。

私が提案したいのは、こういう集まりももちろん重要です。自分の専攻を発表する、そしてこういうアカデミックな交流をする部分も必要ですけども、これはあまりにも遠回り過ぎるので、歴史認識問題を直視するためには、10%、20%の高い能力を持った歴史学者の集まり、それは持続的でなければならないし、長期的なものにならなければならないと思います。ちゃんと時間を確保した歴史家たちのフォーラム、こういったものがいいのではないかと思います。ですから私は、ここに初めて参加しましたが、そういった形の集まりを提案したいと思います。ありがとうございました。

劉 ありがとうございました。新しい歴史学のあり方というものが今求められているのではないかと、というようなご意見であります。さらに「歴史オタク」が政治・外交の問題について答えを求められたときにはどうすればいいのか、という問題ですね。これは実は歴史家が避けて通れないと言ってしまうような問題だろうと思います。その点に対しどのように立ち向かったらいいのかということで、これは歴史学のあり方ということに非常にかかわる問題でありますので、重要な問題提起だったと思います。それでは引き続き楊先生にお願いしたいと思います。楊先生は中国で東アジアの国々の歴史教科書について長年研究された経験がありまして、その教科書を通して各国の歴史認識のあり方とか、あるいは歴史学そのものの政治や社会との関係についていろいろ考えてこられた先生であります。よろしくお願いたします。

楊 華東師範大学の楊彪です。中日韓3カ国の和解について、歴史そして歴史教科書をめぐる各種の議論は、私個人の経験からみると、実は20年以上経てきたと思います。今日ここにいる皆さんはよく中国と日本との議論をなさっていますが、私は補足として中国と韓国との和解について、少し話したいと思います。

まず、中国と韓国の間では、国家レベルの歴史共同研究を行ったことがありません。韓国と日本の間でも行われましたが、中韓ではなかったです。ただし、和解の成果からみると、中韓民間レベルの対話の効果を評価すべきだと思います。

私は上海で仕事してまして、和解の成果の例として、1993年に上海で行われた中国と韓国の歴史をめぐる議論が挙げられると思います。この対話は中国国内でも一番早かったと言えます。中国は1990年代に歴史教科書の制度を改革し、全国統一の教科書を廃止しました。上海ではそのときから独自の教科書を使って

きました。私が学生だった頃、韓国は中国の教科書では韓国と呼ばれず、南朝鮮と呼ばれていました。変化したのは1993年でした。1992年の中韓国交正常化のち、1993年から教科書で「大韓民国」と呼ばれるようになりました。そして、上海で行われた対話は、政府レベルの交流ではなく、民間レベルの中国と韓国の歴史家が集まった交流でした。私は当時まだ若かったですが、この対話に参加しました。対話の結論として、大韓民国臨時政府が上海で成立したという歴史事実を上海の歴史教科書に記入することにしました。これは単なる事実表記ではなく、朝鮮半島の「法統」認識に関わる問題だと思います。そして、中国全国の教科書で、朝鮮戦争に関する記述も変わりました。もともと南の方から開始したという戦争の書き方をやめ、某年某月某日に戦争が勃発したというような中立的な記述になりました。過去と比べれば、大きな変化だと言えましょう。

のちに、李明博さんがソウル市長だったとき、ソウル市の漢字表記を「漢城」から「首爾」に変えました。このことについても、中国民間レベルではそこまで大きな反響を及ぼさなかったし、自然に受け止められました。もし、このようなことが日本で起きたら、中国の民間では異なる反響が生じたかもしれません。例えば、来年の日本の新元号について、もし今までのように中国古典から元号を決めるという伝統をやめたら、中国の世論では異なる議論になるかもしれません。しかし、韓国が国会や裁判所においても漢字を使わなくなるということに対して、中国民間はさほどの反応を示さなかったです。

朴槿恵元大統領が韓国の教科書を国定にしようと試みましたが、今の大統領にすぐ取り消されました。韓国が国定教科書を取り消したと同時に、中国では国定教科書を実施しようとしています。今の時点では徐々に導入されていますが、まだ全国に普及してはいません。今まで使われてきた国定教科書の内容からみると、2016年の初版では唐と新羅の関係を一節として入れましたが、2017年のバージョンではこの一節がなくなりました。今回の会議前に、私が2018年の最新版を確認してみましたが、唐と新羅の一節がまた復活しました。そして、内容もさらに詳しくなり、崔致遠などの人物も教科書に登場しました。私からみれば、中国と韓国との間で、政府レベルの共同研究がなくても、中韓の歴史研究とコンセンサスは中日より順調ではないかと思います。

中国と日本は多くの摩擦を経験してきて、歴史の負担のほかに、政治の介入もひとつの大きな問題だと思います。政治の介入は両刃の剣のような存在で、プラスの面もあれば、マイナスの面もあります。今までの20年間を考えると、前期は比較的プラスの効果を発揮したと思います。ただ、この20年間の後半では、とくに小泉首相期の時期から、政治の力がマイナスな影響を及ぼしてきました。これにより、中日間の政府レベルの交流が止まっただけではなく、民間レベルでも交流がうまく機能しませんでした。中国と日本の政府レベルの歴史共同研究は一期しか行われず、その1期も最終の報告書がなかなか出なかったのずいぶん延びました。最終的にも、第2期が計画通りに実施されませんでした。対照的に、日本と韓国とは2期の共同研究を行いました。

この過程で、政治の介入が和解の進展を悪化させました。日本では、尖閣諸島の問題を教科書に書き入れたり、教科書から隣国との条約を削除したりしたとい

う問題がありました。私の推測では、これも国からの政治的な考慮があったのではないかと思います。例えば、日本が平和憲法を改定しようとする状況では、一つの仮想敵国、外部のプレッシャーが存在することが、和解より憲法改正に有利に働くのではないかと思います。

政治の介入は、楽観的に考えると、最近の2年間ではプラスの効果を生むようになってきました。例えば、来年日本の新しい天皇が即位すれば、今の状況から考えると、最初に中国の国家首脳と面会する可能性が非常に高いです。これは重大な歴史的意義を持つ事件と言っても過言ではありません。中国と日本とが政治上と歴史上の新しい段階に上ってきたと認識してもいいと思います。このような政治状況のもとで、中国も日本も密かに、国民から感づかれぬように、変化しています。日本の内閣メンバーがこの2年間に、靖国神社を参拝していなかったということは、過去にない珍しいことです。これは日本も努力しているという意味です。中国でも、尖閣諸島の問題、歴史認識の問題を両国首脳会談と結びつけないようにしました。もともと、小泉内閣期と第1次安倍内閣期では、このような問題は重要でした。これは両国政治レベルにおける水面下の努力と考えてもいいと思います。中国の首相も日本を訪問しました。そこから考えれば、日本の新天皇と中国首脳との歴史的な面会を準備しているかもしれません。このような政治関係のもとで、少なくともこれからの2年間には、中国と日本の歴史和解が楽観的に考えられます。

「和解」といえば、それを強いて定義しておくなら、これは法律上の意義を指すべきです。例えば、朝鮮半島で最終的な和平協定、あるいは終戦協定を締結できたら、法律上の和解ができたと思います。ただ、歴史の和解は法律上の和解ではなく、一つのプロセスを指していると思います。このプロセスは対話によって、両国の社会レベルの相互信頼にまでたどり着くということです。このような真の和解に到達するには、現時点でポジティブな状況もネガティブな状況もあります。ポジティブに考えられるのは、まず東北アジアにおける経済の一体化と文化の一体化が確実に進んでいることです。例えば、中日韓の自由貿易協定や、韓国と日本のドラマが中国で大ヒットしたことなどが、和解をポジティブに促進させると思います。次に、中国自身の変化が挙げられます。中国は改革開放の方針を維持していますので、改革と開放を継続することが和解につながるのではないかと思います。ただし、和解に対してネガティブな要素も存在しています。まずは地政学の問題です。近年、地政学は学界の交流と和解に大きな影響を及ぼしています。次はイデオロギーの問題です。中国のイデオロギーはほかの国と異なっています。それゆえに、一部の問題に関する理解について、中国と他国の間では明確な違いが存在しています。もちろん、イデオロギーについて楽観的な分析もできます。なぜかという、日本と韓国との間では、明らかにイデオロギーをめぐる対立が存在していませんが、共通なイデオロギーに基づく歴史和解が達成できていません。そこから考えると、イデオロギーの問題は克服できない問題ではないかもしれません。

最後に、民族主義の問題に注目すべきだと思います。社会が進歩するにつれて、民族主義は国家の成長とともに発展していく傾向があります。真の歴史和解

は民族主義を克服しないとはいけません。民族主義を克服するために、和解のための仕事は学界だけではなく、民間にむけても進んでいくべきだと思います。だから、私たち学界の人間にとって、民間に対する影響を拡大するために歴史家としての魅力が必要です。これに基づく和解こそ真の和解だと思います。

劉 特に先生は歴史教科書の研究をされていますので、教科書と政治の関係は非常に緊密な関係にありますし、政治力の介入によって歴史認識の問題が大きく影響されるという点を強調されたかと思います。それでは引き続き王文隆先生にお願いしたいと思います。王先生は現在台湾にいます「国民党党史館（国民党の歴史に関する史料館）」の館長を務められていました。たくさんの中国やあるいは日本や韓国の研究者が中国近代史を研究する場合にこの史料館を訪れて、そこが一つの学者たちが交流する場として重要な機能を果たしてきたわけであります。なかなか普段会えない人たちは台湾の「党史館」に行けば、たくさんの人たちがそこで会えると言うそういう場面にずっと立ち会ってきた先生であります。その経験を踏まえて、今日お話をさせていただきたいと思います。よろしくお祈いします。

王 台湾政治大学の王文隆です。私は「国民党党史館」の元館長でした。今日一日、大会の報告を聞いて、個人的な感想を申し上げます。

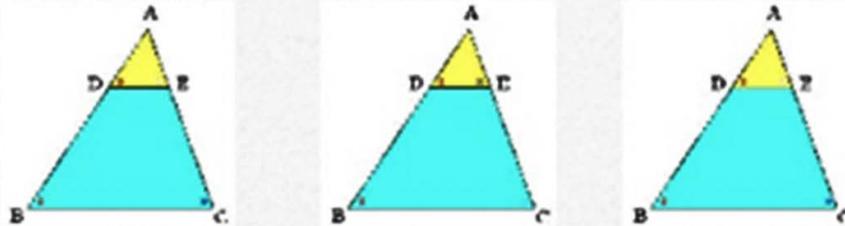
歴史の研究者として、歴史の真相を探究したり、そして相互理解につなげられる重要な歴史の一部を探したりしなければならいわけです。私たちは子供の頃から教科書を通して歴史を学んでいました。これは試験のために、やらないといけないことです。ただ、うちの奥さんにとって、歴史はドラマから学ぶこともできます。例えば、彼女はドラマ『大長今』から韓国の歴史を学びました。歴史の本より、ドラマのほうがみてみたいですね。では、私たち歴史学者が教科書の編纂や、ドラマの制作に参加できないとしたら、何ができるか、学者としてどのような役割を果たせるか、考えないとはいけません。

歴史の研究には、図書館と史料館に頼らないといけない部分があります。このようなアカデミックな訓練を経験してから、学者たちがどうやって史料を探すか、いかに史料を解釈するかを身につけるようになります。歴史学はさきほど朴先生がおっしゃったようなオタクがやっている特殊能力ではなく、一種の技能に近いと考えています。一定の時間を費やすことができれば、どんな領域の問題に対しても自分の見解が生み出せる能力こそ、歴史学のあるべき姿だと思います。

では、私たちのような国境を越えた歴史学者に何ができるのか。今日、ここにいる皆さんは特殊な歴史家の集まりだと思います。なぜかという、皆さんには民族主義の考え方が弱く、代わりに同情と理解、あるいは相手に対する尊重の気持ちは頻繁にうかがえました。ここで、一つの三角形が一つの国を代表しているように、ここにいる皆さんは一番上の黄色い三角形だと思います（スライド1）。皆さんはお互い交流できるパイプを持っています。さらに、共有される手に入れられる史料もあり、他人と異なる見方を提言しても、お互いに理解できるような空間が存在しています。図書館や公文書館などの場所は歴史史料を探すために行かなければならないところです。私が党史館にいたとき、毎日世界中から

## 學者所能扮演的角色

- 人文學科研究的依據與檔案館、圖書館
- 學院式的訓練與論文發表、學者間的客觀溝通或是尊重與了解
- 跨境學者的功能



### スライド1

台湾に史料を見にきた学者を接待していました。中国、香港はもちろん、パキスタンからの学者もいて、彼らと一緒に史料を探したり、食事をしたりしました。時には、同じ研究テーマを扱っている研究者がいて、同じ時期に党史館で史料を見ていました。なので、彼らが史料収集の時期から、すでにお互いにコンセンサスに到達する可能性への方向が分かっているはずで、これらの訓練を受けてきた学者は、一つの基礎概念を持っているはずで、学者で思想家の胡適の話によると、「ある分の証拠があるなら、その分の話をします。七分の証拠しかないなら、八分の結論にはいけません」。このようなアカデミックな訓練があるから、学術研究はできるだけ客観的に行われることが期待されます。

ただ、人間は感情を持っています。感情があるから、ときにはその感情と立場に制限され、歴史を解釈してしまうこともあります。そうすると、読み手には異なる理解に見えるかもしれません。東アジアについて言えば、様々な国があり、それぞれの国にそれぞれの立場があり、そして、様々な教科書が作られました。例えば、韓国は歴史教科書について、日本側に抗議しています。政府はこのようなことをしますね。私たちが歴史研究をしている時にも、様々な政治宣伝によって、政治の目的のために妨害されました。政治宣伝のための妨害について、ここで2枚の絵（p192、スライド2）を見せたいと思います。

右の絵はいわゆる大東亜共栄圏のことです。日本軍が中国で行われている戦争について、平和のために闘っているように書かれています。日本が平和のために中国で戦争し、蒋介石という悪いやつを追い出すためだったと言っています。これに対して、左の絵の重慶では、日本帝国主義を打倒せよと書かれています。彼らは同じ事件について述べていますが、政治宣伝によって全く違う見方になっています。もちろん、今の時点からみれば、多くの政治人物は各自の政治目的のために、歴史を利用し、歪曲し、曲解してきたことが分かっています。ただ、歴史学者にとって、このような政治宣伝の妨害をできるだけ突破して、学術を政治からまもることを考えないといけません。

## 政治宣傳



スライド2

## 衝突下的委屈



スライド3

もちろん、戦争には被害者意識が存在します。衝突が必ず被害者意識を招きます（スライド3）。左の写真は、上海事変のとき、子供が戦火の下に泣いているように見えます。のちに明白になりましたが、この子供は抱きかかえられており、それはフェイクの写真でした。ただ、これは中国の戦争による被害者意識を表しました。右の写真は原爆の投下された広島です。日本は世界で唯一、2回にわたる原爆を経験した国です。ゆえに、この戦争を語る時、日本も被害者意識をもっています。加害者も被害者も、戦争のプロセスについて、各自の歴史の被害者意識を語るができるわけです。

このような問題を語る時、私たちのような国境を越えた学者がいかに交流すべきか。いかに和解にたどり着けるか。史料館と図書館には大量の史料があり、これらの史料をすべての研究者と一般人は閲覧できるわけです。したがって、

(歴史上の)すべての論述、すべての対話、すべての内容が確認できるわけです。このような史料収集は、考え方に結びつくための重要なモデルです。私はわりと楽観的に考えているかもしれませんが、一部には政治のために活動している学者もいますが、基本的にほとんどの学者がそれには批判的に、独立して研究を行っていると思います。ゆえに、彼らは違う立場からお互いの考え方を理解し、尊重し、最終的に和解することが可能ではないかと思います。

もちろん、さまざまな歴史事実を語るとき、お互いの感情が傷つくこともあるかもしれません。例えば、最近台湾では、初めて慰安婦の銅像が建てられました。これに対して、台湾と日本の国民感情が傷つくのではないかと、というような声もあります。もし各国の国史を「小さな歴史」としてみれば、地域の歴史を「大きな歴史」として考えることができます。今回の国史たちの対話で、とても素晴らしいと思っているのは、視野を広げて、いわゆる民族主義の論述を排除し、より広い視点から、歴史を考えている点です。このような歴史の研究方法が続けられるなら、楽観的な考えではありますが、歴史上のできごとは許されますが、忘れられることはありません。歴史が忘れられないかぎり、私たち歴史学者が、史料を収集したり、論じたり、枠組みを構築したりするなかで、いかに歴史を語るかということが、大変重要なことになります。歴史をいかに述べ、そしていかにより多くの人に自分の考え方を受け入れてもらえるかが、もっとも大きな問題になります。さらに、歴史教科書に影響を及ぼし、さまざまな媒体を通して一般の人々の歴史認識に影響することが可能になるなら、はじめて和解が実現できるかもしれません。

劉 ありがとうございます。王先生は史料館、歴史史料館でありますけども、そこでたくさんの方と接して、研究者は和解を目指して研究を続けている方もたくさんいるわけですから、そこで感じられたことがたくさんあったかと思います。今日は非常に力強い説明をいただきました。ありがとうございます。

それでは最後に段先生にお願いしたいと思います。段先生は、中国近代史、特に蒋介石の記録をたくさん読んでいらっしゃる先生でありまして、その中で感じられたことを中心に話をさせていただけるかと思います。よろしくお願いたします。

段 皆さんこんにちは。慶応大学の段瑞聡です。多分子定されている時間があと2分しか残っていないので、何分話せば大丈夫でしょうか。昨日の夜、李恩民先生に、10分で何文字喋れるかと聞いたら2500字大丈夫だということで、そのくらい用意していたのですが、多分それほど時間がなくなるのでなるべく簡潔にお話ししたいと思います。

先ほど6名の先生方から、大変素晴らしく、非常に示唆に富んだお話がありました。大変勉強になりました。この2日間ずっとこのセッションに来て真面目に拝聴させていただいて大変勉強になりました。これまで近代史に関心を持ってきましたが、やはりこれだけでは足りないと感じるようになりました。

17世紀が今回のテーマですが、このセッションのテーマは国史たちの対話で、日中韓3カ国であり、我々はこれを当たり前のようにこのように言っています。

実は今回私が主に強調しておきたいのは、この日中韓、特に中国と韓国ですが、分断国家でもあることを皆さんに思い出していただきたいということです。

中国と台湾は1949年以降今日まで分断のままです。南北朝鮮は最近緩和の兆しが見え始めてきているので、個人的には非常に嬉しく思っています。色々な政治的な問題について、ここではあまり深入りしない方がいいかも知れませんが、これはやはり歴史的に残されてきた遺産ですから、本来は政府同士で解決すべきですが、我々も研究者としてあるいは民間人として何かできるかを考えるべきだと思います。

その意味では、今回王文隆先生が台湾から来てくださりまして、非常に良かったと思います。できれば次回、来られないかも知れませんが、北朝鮮の研究者がこの場にいらっしゃれば、色々な意味でもっと良い対話ができるのではないかと思います。

日本の方ではこの分断国家という問題はありませんが、過去の戦争をめぐって、戦争の記憶、沖縄と本土との関係、あるいは現在の米軍基地の問題について、沖縄県と日本政府との間で微妙な関係があります。先ほど大使を歴任してこられた明石康さんがこの会場にいらっしゃいましたが、日本の外交問題については、戦後73年経ちましたが、日本はまだロシアとは平和条約が調印されておりません。北朝鮮とは国交すら樹立されていません。このような環境のなかで私たちはここで和解を語っています。だから通訳の方から穏やか過ぎるという不満が出ているのですが、我々は和解のために集まっているので、新しい対立をつくりだしてはいけないと思っています。ですがやはり東アジアあるいは北東アジアの平和と安全保障を考えると、このような政治的な問題を、我々は歴史研究者としてどう考えるか、または和解のためにどのような努力や方法があるかを考える必要があると思います。これが1点目です。

2点目は歴史研究の国際化です。これに関しては問題ありません。これまでここにいらっしゃる先生方とは様々な形で共同研究をやってこられたので、劉先生、三谷先生、日韓共同研究、あるいは政府主導の日中歴史共同研究。ただこれらの歴史研究が、どのような効果をもたらしているのかを考える必要があると思います。

その意味で私は第3点としては、「歴史研究成果の社会化」あるいは「歴史教育の大衆化」を提起したいと思います。「歴史研究成果の社会化」というのは、ただ我々がここに集まって報告するだけではなく、これによって仲良くすることはできるが、これで満足してはいけないと思うのです。やはりもっと多くの社会の一般の方々にもっと歴史事実を知っていただき、相互理解を深めていく必要があると思います。そのような意味ではこの歴史研究の社会化をもっと強化する必要があると思います。

歴史教育と言うと、何となく学校教育と思われるんですけども、日本語では生涯学習というものが、学校教育だけでなくやはりこの一般の方々に歴史事実を知っていただくということも必要です。例えば、「歴史は危機的な状況にある」というのは、日本では当てはまりますが、中国では近年むしろ中華民国史ブームが起きております。今までの我々が中国で学んできた歴史とは違う形で近年、特に先ほど浅野先生がおっしゃったニューメディア、例えばTwitter、中国では代わりの

WeChat(微信)は、大変便利なものです。私は毎日たくさん歴史関係のものを転送したり発信したりしております。うるさいと思っている友人がいるかも知れませんが、なぜそのようなことをしているかと言うと、より多くの人々に本当の歴史事実を知ってもらいたいからです。できれば是非ここにいらっしゃる皆さんで、アプリやLINE、Twitterやブログを活用して新しい歴史研究あるいは歴史教育を進めていくことができないかと考えております。以上です。ありがとうございました。

劉 ありがとうございました。非常に短時間でしたけれども、先生方には時間を守って話をしていただきました。ご協力ありがとうございました。このセッションの時間は90分ということで、もう時間が過ぎてしまいました。会場の皆さんの方からも色々ご質問とか感想もあるかと思えますけれども、あまり時間がないので一つだけご質問と感想などがありましたら是非お願いしたいと思えます。どなたかいらっしゃるでしょうか。

塩出 京都大学の塩出浩之です。非常に充実した討論ありがとうございました。一言だけ付け加えさせてください。

劉傑先生からの昨日の趣旨説明でも今日の話でも、留学生がこの歴史対話に与えた影響ということをお話になって、その点はあまり議論がなかったと思うんですが、個人的な経験だけ一言お話ししたいと思っています。それは私が大学院に入った90年代の終わりごろだったのですが、私は東大の三谷先生のゼミで、たくさんの留学生の方々に出会いました。当時は韓国と中国それから台湾とか、特に韓国、中国の方が多かったと思えますけど、それは私にとってそれまでにない非常に衝撃的な経験でした。韓国とか中国とかの人々が自分の国の歴史についてどう考えているとか、韓国や台湾の場合には一時期には日本であった、ということを知識としては知っていても、対話のなかで考えるという機会は大学に入るまでまったくなかったのです。その経験は私の歴史に対する考え方を知らないうちに変えました。結果的に私は最近まで日本の近現代の移民の研究をしていましたが、そういうことはたぶん留学生の人たちと会わなかったらなかっただろうと思えます。

これは私の個人の経験ですけど、おそらくそういうことが今の日本に限らず東アジア全体で起こっているのではないかと。もちろん欧米の大学でも同じことがあるでしょうけど、知らないうちにどんどんそうやって変わっている部分があって、おそらくまだ十分気がついていないだけで、ずいぶん変わったんじゃないかなと思っています。自分の経験以上のことは言えませんが、一言付け加えたいと思えました。

劉 ありがとうございました。もうお一人お願いしたいと思えます。

川崎 津田塾大学の川崎剛と申します。以前は朝日新聞アジアネットワーク(AAN)の事務局長を務めておりました。昨日、晋州博物館の崔永昌先生が最初に壬辰倭乱について北朝鮮では人身祖国戦争と呼ばれていると紹介されたので、そ

れはすごく新鮮であると思いました。北朝鮮はもちろんここには参加していないわけですが、壬辰倭乱だけでなく東アジア史のさまざまな局面で北朝鮮がどのような用語を使ったり、どのように解釈したりしているのかを、東アジア史の専門家が脚注のように言って頂けるとするのは非常によかったなと思います。

先ほど段先生が言われたことですが、北朝鮮にも北朝鮮の国史があって、それはどのように言っているのかということを知りたい。研究者の方がもしそういう知識がおありであるとしたら、こういうような場で少しずつ脚注のように言っていただけるといいなと思ひまして、一言を申し上げます。ありがとうございました。

劉 どうもありがとうございました。それからよろしいでしょうか。昨日からずっと会場にいらしている明石康先生に、ぜひ最後に一言お話いただければありがたいと思います。よろしくお願いします。

明石 私は国史たちの対話ということに対して、昨日から色々みなさんの大変有意義かつ率直なご意見を拝聴して素晴らしいなあと思いました。まだまだ我々の住んでいる世界は本当に客観的に歴史的な事象を眺め、それについて判断するような環境にはなっていないどころか、ある意味では今新しい冷戦が始まりつつあるのではないかというようなセンセーショナルなことを言う評論家が出て来ている現在、個々人がきちんと歴史的な事象を判断する能力を付けることは、極めて重要なことだと思います。

今回の渥美財団が主催するアジア未来会議においては、最初のスピーカーはAIの問題について話しました。Artificial Intelligence。2人のスピーカーのうち1人は科学者であり、もう1人は哲学者が話をしました。私にとっては哲学者の話の方が、やや古めかしい話ではあって、人間がそれぞれの本質に立ち戻る時になったのではないかという大変シンプルなメッセージでありましたけども、いかにそういう経済が発達しようとも、我々は常に基本に立ち戻るということが極めて重要だと思います。

世界は複雑になるんですけども、ある意味では我々はシンプルなくつかの真理というものを発見していく必要があるんだと思います。確かに今の時代は「イズム」があまりにも洪水のように世界中を襲っている時代であります。民主主義がともすればポピュリズムというものに落ちていく。世界の一番の超大国でもそういう現象が起きておりますし、グローバリズムの時代に入ったと我々の多くは信じていたら、とんでもない。新しい意味での危険なナショナリズムがまた我々の前に出てきています。

そういう意味で、我々がいかにしたら歴史をもっと正直に率直に眺めることができるか、これは劉傑先生と三谷先生が非常に説得力を持ってこの48時間で多くのことを教えてくれました。そういう意味では、色のついた歴史ではなくて、しかし個々人の深いところでの信条に基づいた歴史観というのがこれから育って欲しいと思います。いろいろ問題があると思ひますし、三谷先生と劉傑先生のお仕事はまだまだ終わらないと思ひますけども、余計な政治的な配慮と言うような

ものから自由な視点から、自由な観点から、できればみんなが受け入れることができる新しい一つの世界観みたいなのが、何となく気がついてみたらそこに生まれていたという事態になると素晴らしいだろうと思います。

劉 明石先生ありがとうございました。大変貴重なお言葉ありがとうございました。これをもって「国史たちの対話」第3回目を終了したいと思います。2日間にわたってこの会議を支えてくださった通訳の皆さんに拍手で感謝したいと思います。次回からは、みなさんが期待されている喧嘩に近いような議論もやってみたいと思います（笑）。みなさんありがとうございました。

## 第3回『国史たちの対話の可能性』円卓会議報告

金 キョンテ 高麗大学

2018年8月25日から26日、ソウルのThe\_K-Hotelで第3回「国史たちの対話の可能性」円卓会議が開かれた。今回のテーマは「17世紀東アジアの国際関係——戦乱から安定へ」で、「壬辰・丁酉倭乱」と「丁卯・丙子胡乱」という国際戦争(戦乱)や大規模な戦乱を取上げ、その事実と研究史を確認した上で、各国が17世紀中頃以降いかに正常化を達成したかを検討しようという趣旨であった。各国が熾烈に争った戦乱と、相互の関係を維持しながらも、各自の方式で安定化を追求した様相を一緒に考察しようとしたのだ。

8月24日夕方のオリエンテーションでは国史対話に参加する方々の紹介があり、翌朝から2日間にわたって熱い議論が繰り広げられた。三谷博先生(跡見学園女子大学)の趣旨説明に続いて、趙珖先生(韓国国史編纂委員会)の基調講演があった。17世紀に朝鮮で危機を克服するために起きた数々の議論を参照しながら、17世紀のグローバル危機論の無批判的な適用を避けて、東アジア各国の実際の様相を内的・外的な観点から包括的に検討すれば、3国の歴史の共同認識に到達できると提言した。

第2セッションの発表テーマは「壬辰倭乱」だった。崔永昌先生(国立晋州博物館)は「韓国から見た壬辰倭乱」で、韓国史上の壬辰倭乱の認識の変化過程を具体的に分析した。鄭潔西先生(寧波大学)は「欺瞞か妥協か—壬辰倭乱期の外交交渉」で、従来は「欺瞞」と解されていた明と日本の講話交渉について再検討し、明と日本の交渉当事者が真摯に事に当たっていたことを明らかにした。また、豊臣秀吉は講話交渉のなかで日本を明の下に、朝鮮をまた日本の下に位置させようとして朝鮮の王子などの条件を提示したが、明はそれを拒否したと報告した。荒木和憲先生(日本国立歴史民俗博物館)は「『壬辰戦争』の講和交渉」で、壬辰倭乱後の朝鮮と江戸幕府との間の国交交渉における対馬の国書偽造とこれを黙認した朝鮮の論理に注目した。壬辰倭乱というテーマは3国ですでに多くの研究が蓄積された分野であり、対立点も比較的明確である。各国の史料に対する相互の理解が高まっているので、今後、より実質的かつ発展的な議論が期待されている。

第3セッションの発表テーマは「胡乱」だった。許泰玖先生(カトリック大学)は「『礼』の視座から見直した丙子胡乱」で、朝鮮が明白な劣勢にあっても清と対立(斥和論)した理由を、朝鮮が「礼」を国家の本質と信じていたことによると分析した。鈴木開先生(滋賀大学)は「『胡乱』研究の注意点」で、韓国の丙子胡乱の研究で「丁卯和約」と「朴蘭英の死」を扱う方式について紹介し、史料の重層性と多様性を理解するために利用できる事例とした。祁美琴先生(中国人民大学)は「ラマ教と17世紀の東アジア政局」で、清朝が政治的混乱を収拾していく過程でラマ教を利用しており、ラマ教もこれを利用して歴史の主役になれたことを明らかにした。清朝が中原を支配する過程で当時存在したいくつかの政治体や

宗教体の実情も視野に入れなければならないという事実を再認識させてくれた。

本テーマは、倭乱に比べて3国間共同の対話が本格的に行われていない分野であると思う。史料の共有と検討はもちろん、3国の思想(あるいは宗教)にも大きな変動をもたらした事件として、一緒に議論する部分が多い研究分野と考えられる。

第4セッションの発表テーマは「国際関係の視点から見た17世紀の様相(社会・経済分野を中心に)」だった。牧原成征先生(東京大学)は「日本の近世化と土地・商業・軍事」で、豊臣政権後、江戸幕府に至る財政制度と武家奉公人の扱いの変動を分析した。変化の起きた点を明快に指摘し、専門でない人でも容易に理解することができた。崔ジョ姫先生(韓国国学振興院)は「17世紀前半の唐糧の運営と国家の財政負担」で、壬辰倭乱当時、明の支援に対する軍用糧食を意味した「唐糧」が、「胡乱」を経て租税に変化する様相を具体的な分析を通じて説明した。趙軼峰先生(東北師範大学)は「中朝関係の特徴および東アジア国際秩序との繋がり」で、「東アジア」と「朝貢体制」という概念について問題を提起して、本会議が対象としている17世紀以降の韓中関係の特性を紹介し、該当の概念語に対する代案が必要であることを提言した。

政治の動きの下にあって社会を動かす根元、社会・経済に対する関心は、本主題の発表者相互間はもちろん、他のテーマを担当した発表者や参加者たちも積極的な関心を示した分野だった。政治と同様に各国の経済構造は相当な差異を見せるという事実を確認し、これも今後の「国史」間の活発な交流が期待される分野であることを確認した。

セッション別の相互討論と、第5セッションの総合討論では、発表者が考える歴史上から具体的な論点まで多様な範囲の質疑応答が続いた。より熱烈な討論を期待した方たちが物足りなさを吐露したりもしたが、これは決して発表会が無気力であったという意味ではないと考えている。「国史」学者たちが自分の意見を強調する「戦闘的」討論から、外国史の認識を蓄積しつつ、さらに一段階上のレベルに進み始めたことを証明するものだったと思う。

また、「公式討論」の他に、他の国の異なる様相を理解して、その根源がどこにあるか再確認しようとする個別の討論があちこちで行われていたことを目撃した。そして、研究者間の個人的な交流も不可欠であるという考えを持つようになった。

3国の参加者たちが定められた発表と討論時間外にも長時間、共に自由に話し合う時間が必要だと思った。もちろん現実的には仕事が山積の状況で、さらに長い時間を一緒に過ごすのは難しいだろうが、3国以外の土地で会議を開催したり、オンラインを通じた持続的な対話をしたりして、問題意識の共有を進める方式も有効であろう。

また、今までの対話を通じて、自分の専門分野がもつ独特の用語や説明方式に固執せず、これを他の専門分野の学者にどうすれば簡単に伝えられるか、さらに、一般の人たちも理解できるようにする方式を考える必要があるという気がした。筆者もまた同じ義務を持っている。

3回の「対話」に参加しながら、ずっと感じるのは、言語の壁が大きいという

事実だった。3国は「漢字」で作成された過去の史料を共有することができるという長所を持っている。歴史的にも近い距離で共通の歴史的事件をともに経験した。互いに使用する史料では疎通できるが、史料に根拠した自分の見解を伝えて相手の意見を聞くには「通訳」という手続きを経なければならなかった。3国の研究者たちがお互いの問題意識を認識してこれを本格的に論議を始める直前に会議の時間が尽きたような惜しい気持ちが残ったのは事実である。

しかし、多大な費用と努力を傾けた同時通訳は確かに今回の3国の国史たちの対話に大きく役立った。十分ではないが、2回目に比べて1歩、1回目に比べて2歩前進したという感じがした。

対話の場を作っていたただけでなく、言語の障壁を少しでも低めるための努力をしてくださった渥美国際交流財団に感謝する。当初より5回で計画されている「対話」だが、その後も、たとえ小規模でもさらに踏み込んだ対話を交わすことができる、小さいながら深い「対話の場」が随時開かれることを期待する。

(SGRA かわらばん：金 キョンテ「第3回『国史たちの対話の可能性』円卓会議報告」より転載)

## 国史間の対話を続ける、深めるために

村 和明 東京大学

2018年9月25・26両日にわたり、韓国ソウル市Kホテルにて開催された、「日本・中国・韓国における国史たちの対話の可能性」円卓会議の第3回、「17世紀東アジアの国際関係——戦乱から安定へ」に参加した。

各3名の研究者による個別報告を用意したセッションが四つ用意され、最後にパネルディスカッションが開催された。全体としては第4回アジア未来会議という巨大なイベントのなかで行われ、おそらくそのためか、聴衆の数も多く、興味深そうに傾聴しておられた姿が印象に残っている。

報告はいずれも大変興味深かったが、本数が多く紙幅も限られるので、以下に全般にわたる感想を述べつつ、関連する範囲で個別の報告にも言及することにした。なお以下では不満めいた点も記すが、企画段階から参画した筆者にも責任の一端が存することをあらかじめお断りしておきたい。

感想の第一としては、当日にも指摘がなされた点であるが、相互の議論に乏しく、対話という円卓会議の本旨からすれば多くの課題を残したのではないかと、いう点である。たとえば壬申倭乱の問題では、第1セッションで個別の事実認定のズレがみえ、また朝鮮半島を侵略の目標と見るか通過予定地とみるかなど、歴史認識の齟齬もありそうであったが、特に展開はなされなかった。報告のラインナップの問題もあろうが、討論時間のごく限られていた点がもっとも問題であったように思う。3報告に対し他の2報告者が基礎的な質問をし、それに各々回答するところから討論を始めたのだが、この部分だけで早くも時間は不足した。報告自体の時間も限られていたためであろうか、基礎的な事実関係を相互に確認し合う質疑が多く、セッション全体として議論を深め総合していく段階にはなかなか至らなかった。このイベントの一貫した強みである同時通訳の皆さまが、個別具体的な内容が多様に展開される進行に備え、事前に大変な努力をされていたことから、あまり発展がなかったことは惜しまれた。

討論時間があれば、と惜しまれた論点を少し具体的にあげよう。例えば許泰玖氏（カトリック大学校）の報告であつかわれた、普遍的な価値観と個別具体的な政治判断という論点は、比較史的な検討が大いに期待できる問題であったし、趙軼峰氏（東北師範大学）のような広域な地域・文明圏の捉え方の再検討も当然討論向きであった。また、一見逆のようであるが、大規模戦争のための体制が事後の安定期の国家・社会に残した刻印を扱った牧原成征氏（東京大学）、兵站とその制度的変貌をおった崔姪姫氏（国学振興院）の報告などは、モノ・ヒト・カネにそくして具体的な法や制度を精緻に見ることで、異なる地域の研究者にとっても実像を結びやすく、そこを起点として議論が盛り上がりうる論点だったと思うが、如何せん短い時間では理解の共有のレベルにも至らなかった（事後のコーヒープレイク中に交わされた質疑はかなり刺激的だったことは付記しておきたい）。なるべく多くの研究者を一堂に会せしめるということも、円卓会議の趣旨

からすれば必要と思われるから、討論時間の問題は今後とも頭の痛いところであろう。

今後の論点を考える上で参考になったのは、たとえば趙珖氏の韓国学界における倭乱・胡乱の取扱いかたを述べた基調講演、また崔永昌氏（国立晋州博物館）の韓国における壬申倭乱認識の変化をあつかった報告であった。各国・地域・文化圏の歴史観や方法論の違いを、和を求めるあまり迂回するのではなく、それとともに見つめて生産的な議論を展開する方法として、各国・各地域における史学史を検討することを通じて、それらの違いの生じ変化してきた過程を浮き彫りにしてゆくという方法である。事実認定を詰めてゆくことももちろん重要であるが、事象の見え方・捉え方の前提にあるものを歴史的に解明し、できれば共有してゆく方法もかなり有望ではないか。

2日目のセッション、パネルディスカッションを通じては、過去の交流のあり方が丁寧な跡づけられ評価された。研究者同士の相互理解はかなり進展したものの、現在はむしろ研究者と国家・社会のギャップの方が問題であるとの認識が示され、総括はやや悲痛さを感じさせるものであった。これも、前日から討論が不活発であった理由の一つであろうか。

そのなかで朴薫氏（ソウル大学）が述べられた、現代社会にとっての歴史学の価値の問題、研究者ひとりひとりが魅力的となり、発信を続けることの重要性の提起は、個人的にたいへん耳の痛い、ためになる論点であった。対話も学問の発展も、現代・未来の社会への貢献も、最終的には個人がになうわけであり、同時代の状況がある種の逆風であっても、個人が切磋琢磨することと、その方向は常に重要であろう。

なおこの点において今回の機会は、企画の趣旨の達成度はさておき、参加された諸氏のショーウィンドウとしてだけでも、筆者にとっては十分に興味深く刺激的であった。報告の構成、顔つきに身振り手振りも多くのことを物語ってくれ、さまざまなことを教えてくれたのである。聴衆のひとり、明石康大使も求めに応じて感想を述べられたが、穏やかで確かな語り口は強い感銘を与えるもので、スピーチというものの意義と効果について考えさせられた。

オプションであった南漢山城の見学ツアーも、一国の興廢が煮詰められた空間を、目と足で体感するという機会はそうあるものではなく、大変ありがたかった。興奮のあまり誘導を外れて飛び回り、皆さまにご心配とご迷惑をおかけしたことを、この場を借りてお詫びしたい。

最後に財団の皆さま、また同時通訳の皆さまに大きな敬意を表して、まともない感想文のむすびとしたい。

（国史メールマガジン・「Kokushi Email Newsletter #2」より転載）

## 国境を超える史学史の対話

孫 軍悦 東京大学

第3回「日中韓における国史たちの対話の可能性」フォーラムは、「倭乱」と「胡乱」という二つの「乱」を取り上げたにもかかわらず、終始和やかな雰囲気の中で無事に終わった。専門外の私にとって、どの報告も興味深く、大いに勉強になったが、最も考えさせられたのは、「朝貢システム」という概念をめぐって日本と中国大陸の歴史学界における理解の相違であった。

東北師範大学の趙軼峰教授によると、中国大陸では近年、前近代の東アジアの国際関係を語る際に、1990年代に浜下武志氏の提起した「朝貢システム」という概念がしばしば用いられるようだ。しかし、清と朝貢国朝鮮との関係がかなり親密だったのに対し、日本との間には国交すらなかった。この事実を考えると、「朝貢システム」という概念を以って東アジア全域の国際関係を表すことが果たして妥当である否か、再考する必要がある。これは、趙教授の問題提起であった。

浜下武志氏が、「朝貢システム」というアジアを捉える新たな枠組みを構想したのは、グローバル化が急速に進み、国民国家という枠組みが相対化されつつある1990年代であった。従来、「朝貢関係」は、中国を中心とした朝貢と冊封という二者間の関係として捉えられ、中国との関係の疎密に基づいて個別に検討されていた。浜下氏は、こうした中国を唯一の中心とする放射状の国家間の関係として、アジアをとらえるのではなく、いくつかの中心一周辺（小中華圏）が、シンガポールや琉球、香港といった中継地によって結び付けられ、一つの緩やかな統一、複合的な広域地域秩序を構成していると考えた。この広域地域では、宗主、藩属、主権といった統治理念だけでなく、東シナ海や南シナ海をめぐって展開する交易、移民、送金ネットワークという、異質な政体や社会集団、商人グループを併存させ、相互につながる地域間関係の理念も存在していた。そして、アジアの近代は、「西洋の衝撃」による朝貢システムから国家条約体制への転換として捉えるのではなく、この「歴史的な広域地域秩序」の内在的な変動と展開としてとらえることができるのである。

このように見えてくると、浜下氏が、宗主権、主権、「非組織ネットワーク」といった様々な統治理念を包摂し、中継地によって緩やかにつながる「歴史的な広域地域秩序」として「朝貢システム」を提示したのは、内部を単一化、均質化、集中化する「主権国家」という近代の統治形態を相対化し、国家を単位としない、未来の地域間関係秩序を構想するためのヒントとする意図があったのではないだろうか。西欧および西欧の近代を参照枠とせず、アジア自体の歴史を客観的に凝視しようという、いわば内面化されたオリエンタリズムと決別する意志が、80年代末以降の溝口雄三氏、浜下氏らの中国研究に強く感じられるのである。このような問題意識と日本史学史における位置づけを無視し、「朝貢システム」を再び前近代の東アジアにおける、中国を中心とする国家間の関係を表す概念として用いてしまうと、大きな誤解を招くだけでなく、アジアにはアジアの近代、

中国には中国の近代があるというアジア乃至中国特殊論に単純化され、様々な問題を抱えている今日の社会的現実を正当化する口実に利用されてしまう危険性すら孕んでしまうのであろう。

かつて、丸山真男は、思想的前提から切り離されて、部品として輸入された外来思想が、伝統思想と互いの論理的関係も占めるべき位置も判然としないまま雑然と同居し、思想が対決と蓄積の上に歴史的に構造化されていない、という問題を指摘したが（『日本の思想』）、ここ数十年、ありとあらゆる外来思想の洗礼を受け、いささか食傷気味の中国の研究者たちも、いまはまさに同じことを痛感しているのではないだろうか。史料や研究方法、理論、学説の共有がかなり容易になった時代であるからこそ、史学史を含めての歴史研究の交流が必要なのかもしれない。

一方、史学史の研究そのものにも、一国史観を超える視野をもつと、別の風景が広がるのであろう。例えば、「壬辰倭乱」に対する認識の歴史の変遷を整理した崔永昌教授の報告によると、1950年代に、「壬辰倭乱」を「民族が内部的にまたは外部的に経験した国難」とする「国難克服史観」が台頭し、さらに60年代となると、無気力な官軍の代わりに遊撃戦を展開した義兵に焦点を当てた「義兵中心の壬辰倭乱認識」が形成されたという。実は、日本の中世史家石母田正が1948年に書いた文章のなかに、在日の友人から聞いた話としてこのような認識を紹介していた（『堅氷をわるもの』）。朝鮮の少年たちが村の老人の読み聞かせた黄表紙や思い出話から、義勇軍の英雄的な闘争を伝えられただけでなく、腐敗した支配階級への不信の念をも植え付けられたというところに、石母田が深く感銘を受けた。明らかに、石母田は民族を守るための義兵中心の闘争を、当時占領下に置かれた日本における民衆の米帝国主義と吉田内閣に対する闘争と重ね、その背後に毛沢東の新民主主義理論の影響が垣間見える。その意味で、素人の憶測ではあるが、1950、60年代の義兵中心の「国難克服史観」の台頭は、単に韓国内部の政治状況によるものでなく、当時アジア・アフリカで勃興した、対外的に民族独立解放、対内的に人民民主主義を求める運動と思潮とも呼応していたのかもしれない。

以上述べたような、史学史を含めての歴史研究間の対話だけでなく、歴史学者と一般市民間の対話をいかに促していくかも、このフォーラムの重要な課題である。三谷博先生と趙珖先生の話を知ると、政治の介入を最も受けやすい歴史教育の領域に共同研究の成果を反映させることがいかに困難であるかがよくわかる。一方、王文隆教授の話が示したように、今日、歴史教科書より、むしろテレビドラマや小説、マンガ、マスコミの報道などが人々の歴史認識の形成に大きな影響を与えていると言える。実際、私自身もインターネットで朝鮮史を調べながら、韓国ドラマ『鄭道傳』を楽しんでいた。私の兄は、金融関係の仕事をしているが、中国語に翻訳された山岡荘八や司馬遼太郎の本を愛読し、戦国時代の歴史に私よりもはるかに詳しい。父も最近日本人作家の書いた中国人女性作家の伝記を読んでいる。もはや、北方謙三の『三国志』や『大水滸伝』を通して、中国史に興味を覚える中国人読者が現れてもおかしくない時代となった。こうして歴史認識を形成するツールが国際化、多様化するなか、「ナショナル・ヒストリー」の

形成と浸透も、学校の歴史教育やプロパガンダだけに頼るのでなく、より複雑化しているのである。このような時代の変化を見据え、一般市民の歴史的思考能力と具体的な歴史的出来事に対する認識の形成にいかに関与するかを真剣に考えかつ行動することが、安定した研究環境を獲得するために業績づくりや応募書類の作成に忙殺される若手研究者にとって、難しい課題であろう。しかし一方、朴薫教授が若い頃憧れた歴史学者に遠山茂樹や傅斯年の名をあげたように、やはり時代の課題に真正面から取り組む歴史学者において、歴史学そのものが最も生き生きとしているのではないだろうか。かつて、溝口雄三氏に、研究室と現実社会との緊張を常に保たなければならないという言葉を伺った。いまだに私の励みであり、また悩みでもある。

(国史メールマガジン・「Kokushi Email Newsletter #3」より転載)

## あとがきにかえて

## その4

## 和解に向けた歴史家ネットワークのために

劉 傑 早稲田大学

今回は「国史たちの対話」の3回目となります。第1回と第2回は日本の北九州で開催されましたが、この対話を全面的にバックアップしてくださった渥美財団、とくに今西さんに衷心より感謝を申し上げます。今回はソウル大学日本研究所、東京クラブをはじめ、さまざまな方々からのご支援をいただきまして、誠に有り難うございました。

第3回目のテーマは17世紀の東アジア国際関係です。そして、対話の最後に、「和解に向けた歴史家共同研究ネットワークの検証」というセッションを設けることにしました。これは全体の円卓会議の内容とは違いますが、今までの対話を総括し、今後の対話に問題提起を意図したものです。

既に国史たちの対話は2回行われました。また、ご承知の通り、今までの20年の間、日、中、韓3カ国のあいだでは、多様な形の歴史対話が展開されてきました。これらの対話はどのような成果を取めたのか、どのような問題を積み残したのか、さらに、むしろ対話によって新たにどのような問題を作り出してしまったのか。いよいよ検証しなければならない時期に来ているのではないかと強く感じています。

これまでの歴史共同研究を振り返ってみますと、まず、国家間の、政府が主導した歴史共同研究がありました。日本と中国、日本と韓国の間で行われました。それぞれ不完全ながら、成果を出版し、各国の社会に一定の影響を与えました。また、民間レベルでは近代史をめぐる歴史対話、共同研究、若手研究者を中心とした共同研究などが行われてきました。東アジア国際関係の激しい変化に翻弄されながらも、歴史家たちは執拗に対話のチャンネルを維持し、拡大してきました。しかし、多様な歴史共同研究の相互関係や、社会への発信とその影響、とりわけ、国民同士の相互理解に与えた影響について、一度丁寧に検証する必要があるのではないかと思います。今回の「和解」のセッションで、このようなことを議論できればと期待しています。

早稲田大学は浅野豊美先生を代表にして「和解学の創成」というテーマで科研費を申請しました。昨年から5年間の計画で研究が進められています。この研究を簡単に説明すれば、「和解学」というものを東アジアの「共有知」として、生み出すことができるかどうか、という試みです。私はこの中で「歴史家のネットワークの検証」というグループを担当しています。国民同士の和解は長期的な課題です。歴史家が国民同士の「和解」にどのようにコミットしていくのかということも難しい問題です。ただ、和解と和平が東アジアの重要なテーマであるならば、歴史対話もそれを意識したものであることはいまでもありません。

さて、「国史たちの対話」の着地点、すなわち、最終的な目的をどこに設定すれば良いのでしょうか。このことは、先に紹介しました「歴史家ネットワークの検証」の目的と重なる部分もあります。いまのところ、三つのことを考えております。

一つ目は、各国の歴史認識に影響を与える要素として、どのようなことが考えられるのか、ということについて一応のイメージ図を描き出すことです。そこには、各国の社会変動、歴史教育のあり方、国際関係の影響など、さまざまなファクターが考えられますが、特に注目したいことは、歴史認識の問題は、まずそれぞれの国の国内問題であるという点です。国内問題としての歴史認識問題が各国に横たわっています。つまりそれぞれの国の内部にある多様な歴史認識が対立しているなか、どのような形で国境を越えて対話をするのか。歴史認識問題は、国内と国際という複雑な構造になっています。各国の歴史家がそれぞれの国内要素にどう影響されながら、国際研究に臨んでいるのか、この点を明らかにする必要があります。

二つ目は、今までの歴史対話の歴史を検証し、総括することです。そのために、三つの時期に分けて考えることができるのではないかと思います。第1期は、1970年代以前の歴史対話です。それはいわゆる「戦後歴史家」たちの対話です。この時期の対話の多くは、直接対話ではなく、論文などの研究成果を通しての対話です。例えば、日本の戦後歴史学界の研究状況は、70年代以前の中国におけるアジア史、日本史、中国史研究に強い影響を与えました。その実態の検証はほとんど行われてきませんでした。つまり、国交のない国々の中の知的交流のあり方をもう一度考え直す必要があると思います。

第2の時期は80年代です。これは中国が大きく変わり始めた時期です。歴史家たちの直接対話はいろいろな形で展開されました。当時はいわゆる歴史認識にめぐる対立というより、「アジアの近代化」の問題が大きな焦点となっていました。そのときの対話の成果、あるいはその遺産をどのように受け継いだらいいのか、この問題が残さままです。

そして、第3の時期は90年代、とくに90年代半ば以降の時期です。この時期の対話は、まさに歴史認識のズレをいかに克服するのかということを中心に展開されました。ただし、この時期の対話は政治的な対立や、社会的な対立を背景に展開されたものです。歴史家たちは大きな荷物を背負って対話しました。今、われわれが取り組んでいる「国史たちの対話」はまさにこのような背景のなかで行われています。冷静に考えれば、この時期の対話は問題を発見しただけではなく、新たな問題を作り出しているのかも知れません。

そして、三つ目は、多様な歴史対話の主体の検証です。私が関わってきた歴史対話のかなりの部分は「越境する歴史家たちによる対話」です。とくに、80年代以降、中国の歴史研究者が大量に海外に出て成果を発表しています。彼らは主にアメリカや日本、あるいはヨーロッパで活躍しています。彼らは国境を越えて歴史対話に加わっています。日本の研究者もこのような問題意識を持って海外で対話に参加している方が多いと思います。韓国の研究者も同様です。この越境する歴史家たちが参加する対話がどのように発信され、それぞれの国の歴史認識にどのような影響を及ぼしたのか、非常に興味深いテーマです。

以上の問題意識を踏まえて、今回の「和解」のセッションは、今までの歴史対話の経験を踏まえて、対話のなかで何が生まれたのか、あるいは問題点として何が残されたのかを、まず明らかにすることを目的にしたいと思います。同時に、

根本的な問題ではありますが、いったい歴史学および歴史家は、歴史の和解、国家と国家の和解にいかに関わっていったらいいのか、「和解のための歴史学」の可能性と限界はどこにあるのか、ということも念頭に置きたいと思います。

現在、歴史学をめぐる「史料」のあり方が大きく変化しています。また、歴史問題の議論に参加する人の構成も一変しました。歴史学と歴史家は大きなチャレンジに直面しています。一つはオーラルヒストリーや記憶の問題です。これらの要素が歴史史料として登場したとき、伝統的な歴史学の研究方法では対応しきれないような問題が発生します。また、多様な史料がいまインターネットで公開され、国境を越えて、誰でもアクセスできるようになり、誰でも歴史について簡単に発信することができるようになりました。歴史像の複雑化が、歴史学に大きな課題を突き付けています。時代はあるいは「新史学」の創成を求めているのかも知れません。その新史学のイメージはまだ定かではありませんが、一つ言えることは、「国境を越えた歴史学」ではないかと思います。

「国史たちの対話」は3回目ではありますが、4回、5回以降は、19世紀、20世紀など近現代がテーマです。着地点に少し近づけるように、より問題意識を鮮明にしていく必要があるのではないかと思います。今回のセッションは、そのための一つの準備活動になればいいかなと思います。

(国史メールマガジン・「Kokushi Email Newsletter #4」より転載)

## 著者略歴

## ■ 趙珧 / CHO Kwang

1945年韓国ソウル生まれ。朝鮮時代の思想史、史学史、関係史を専攻。高麗大学校で文学博士を取得。東国大学校国史教育科教授、高麗大学校韓国史学科教授・文科大学長・博物館長、延世大学校碩座教授、韓日歴史共同研究委員会委員長、韓国史研究会会長を歴任。現在、高麗大学校名誉教授、ソウル特別市史編纂委員会委員長。

主な著作：『朝鮮後期社会の転換期的特性』『朝鮮後期社会の理解』『韓国史学史の認識と課題』『朝鮮後期天主教史研究』など。

## ■ 崔永昌 / CHOI Young-Chang

1964年、釜山生まれ。1986年、高麗大学校史学科を卒業。1989年、高麗大学校大学院碩士（＝修士）課程を卒業。1992～2013年、文化日報の記者。2006～2007年、カナダのブリティッシュコロンビア大学（UBC）韓国学研究所の訪問学者。2013～2015年、韓国の文化財庁の下の国外所在文化財財団の調査研究室長など。2015年～現在、国立晋州博物館長。朝鮮時代の水軍と壬辰倭乱の時に派遣された明軍について興味を持っている。

## ■ 鄭潔西 / ZHENG Jiexi

2004年（中国）寧波大学歴史学部卒。2006年（中国）浙江大学歴史学修士。2011年（日本）関西大学文学研究科博士後期課程修了。博士（文化交渉学）。現職：寧波大学人文メディア学院副教授。研究分野：対外関係史、壬辰倭乱史。著作：『国境を越える人、情報ネットワーク、封貢危機：万暦朝鮮戦争と十六世紀末の東亜』（上海交通大学出版社、2017年）、『歴代正史日本伝考注 明代卷』（共著、上海交通大学出版社、2016年）。

## ■ 荒木和憲 / ARAKI Kazunori

2001年九州大学文学部卒業。2006年九州大学人文科学府博士後期課程修了。博士（文東北師範大学学）。

現職は、国立歴史民俗博物館准教授。

専門分野は、日本中世史・東アジア交流史。

主な著作：『中世対馬宗氏領国と朝鮮』（山川出版社、2007年）、『対馬宗氏の中世史』（吉川弘文館、2017年）

## ■ 許泰玖 / HUH Tae-koo

1970年、ソウル生まれ。ソウル大学校国史学科で学士、碩士、博士学位を取る。碩士学位論文の題目は「17世紀朝鮮の 焰硝貿易과 火器製造法 發達」であり、博士学位論文の題目は『丙子胡亂의 政治・軍事史的 研究』である。ソウル大学校奎章閣韓国学研究院の学芸研究士を経て、現在は韓国のカトリック大学校人文学部国史学専攻の助教授として在職している。

主な研究分野は、中華主義と関わる朝鮮後期の政治史、外交史、思想史である。

発表論文：「丁卯・丙子胡亂 前後 主和・斥和論 關聯 研究의 成果와 展望」、「이나라 이와키치(稻葉岩吉)의 丁卯・丙子胡亂 關聯 主要 研究 檢討」、「丙子胡亂 理解의 새로운 視角과 展望-胡亂期 斥和論의 性格과그에 대한 脈絡的 理解-」などがある。

## ■ 鈴木開 / SUZUKI Kai

2006年明治大学文学部卒。2014年東京大学大学院人文社会系研究科博士課程修了。博士（文学）。

現職は、東京大学大学院人文社会系研究科助教。専門分野は、朝鮮近世政治外交史、中朝・中韓関係史。

主な著作：「丁応泰の変と朝鮮—丁酉倭乱期における朝明関係の一局面」（『朝鮮学報』第219輯、2011年）、「朝鮮丁卯胡亂考—朝鮮・後金関係の成立をめぐる」（『史学雑誌』第123編8号、2014年）、「丙子の乱と朝清関係の成立」（『朝鮮史研究会論文集』第55号、2017年）

## ■ 祁美琴 / Qi Meiqin

中国内モンゴル自治区オルドス市生まれ。1987年中央民族大学歴史系卒。1996年博士（歴史学）。中国人民大学清史研究所教授、雑誌『清史研究』編集長。研究分野は清朝政治史、辺疆民族史。研究成果は主に内務府および三旗包衣団体の特徴、清朝辺疆管理、清朝の王朝特性などの問題に集中する。

## ■ 牧原成征 / MAKIHARA Shigeyuki

1994年東京大学（文学部）卒業、1999年東京大学大学院人文社会系研究科博士課程単位修得の上退学、2003年博士（文学）取得。現職は、東京大学大学院人文社会系研究科准教授。専門分野は、日本近世史（身分制、土地制度、流通）。主な著作：『近世の土地制度と在地社会』東京大学出版会、2004年。編著『近世の権力と商人』山川出版社、2015年。「兵農分離と石高制」（藤井譲治ほか編『岩波講座日本歴史第10巻近世1』岩波書店、2014年）。

## ■ 崔 姪姫 / Choi Joo-Hee

2003年、梨花女子大学校を卒業。文学碩士（歴史学）。2014年、高麗大学校韓国史学科を卒業。文学博士（韓国中世史）。2014年、「朝鮮後期 宣惠廳의 運營과 中央財政構造의 變化」というテーマで高麗大学校で博士学位を取る。後に、韓国学中央研究院（the Academy of Korean Studies）の専任研究員を経て、現在は韓国国学振興院（the Koreanstudy Institute）の責任研究院として勤めている。主な著作：「光海君代 京畿宣惠法의 施行과 宣惠廳의 運營様相」（『韓國史研究』179, 2017）、「均役法 施行 前後 訓練都監의 財政運營 様相」（『歴史와 現實』102, 2016）, Confucian business ethics in Korea; pre-modern welfare state(Asia Pacific Business Review 22, 2016) などがある。

## ■ 趙 軼峰 / Zhao Yifeng

1953年内モンゴル開魯県生まれ。東北師範大学歴史学学士、修士、カナダアルバータ大学歴史学博士。1984年から1989年まで、東方師範大学歴史学部講師、助教授。1989年から1999年まで、カナダブランドン大学客員教授、アルバータ大学訪問学者、講師。2000年以降、東北師範大学歴史学部教授、副学部長、明清史研究所長、華南師範大学歴史学部教授、暨南大学歴史学部教授、東北師範大学出版社学術委員会主任、歴史文化学院教授、アジア文明研究院長、《古代文明》編集長等を歴任。研究分野は明清史、史学理論、比較文明史。

主な編著書：『中国古代史』（共編、高教出版社、2002、2010年版）、『明代国家宗教管理制度と政策の研究』（中国社会科学出版社、2008）、『明代の変遷』（上海三聯書店、2008年）、『学史叢録』（中華書局、2005年）、『クリントン弾劾とアメリカの政治文化』（中国社会科学文献出版社、2014年第二版）、『明清帝制農商社会研究（初編）』（科学出版社、2017年）、『〈明夷待訪録〉注説』（河南大学出版社、2017年）。訳書に『グローバル文明史』（中華書局、2006年）。その他論文約百編を発表。

## 第3回 国史たちの対話の可能性 17世紀東アジアの国際関係——戦乱から安定へ メンバーリスト

	氏名 (ローマ字)	氏名 (日本語)	氏名 (韓国語)	氏名 (中国語)	所属 (日本語)
<b>発表者</b>					
1	Araki Kazunori	荒木和憲	아라키 가즈노리	荒木和憲	国立歴史民俗博物館
2	Suzuki Kai	鈴木開	스즈키 가이	鈴木开	東京大学
3	Makihara Shigeyuki	牧原成征	마키하라 시게유키	牧原城征	東京大学
4	Choi Young-chang	崔永昌	최영창	崔永昌	国立晋州博物館
5	Huh Tae-koo	許泰玖	허태구	许泰玖	カトリック大学校
6	Choi Joo-hee	崔姪姬	최주희	崔姪姬	国学振興院
7	Zhao Yifeng	趙軼峰	자오 이펑	赵轶峰	東北師範大学
8	Qi Meiqin	祁美琴	치메이친	祁美琴	人民大学
9	Zheng Jiexi	鄭潔西	정제시	郑洁西	寧波大学
<b>発表者 / 実行委員</b>					
10	Liu Jie	劉傑 ※座長	류제	刘杰	早稲田大学
11	Mitani Hiroshi	三谷博	미타니 히로시	三谷博	跡見学園女子大学
12	Cho Kwang	趙琯	조광	赵琯	韓国国史編纂委員会
<b>実行委員</b>					
13	Ge Zhaoguang	葛兆光	거자오광	葛兆光	復旦大学
14	Mura Kazuaki	村和明 ※座長	무라 가즈아키	村和明	東京大学
15	Li Enmin	李恩民 ※座長	리언민	李恩民	桜美林大学
16	Xu Jingbo	徐静波	쉬징보	徐静波	復旦大学
17	Peng Hao	彭浩	펑하오	彭浩	大阪市立大学
18	Kim Kyongtae	金キョンテ	김경태	金 困泰	高麗大学
19	Chong Soonil	鄭淳一	정순일	郑淳一	高麗大学
20	Kim Bumsu	金範洙	김범수	金范洙	東京学芸大学
21	Sun Junyue	孫軍悦	손군열	孙军悦	東京大学
<b>翻訳 / 編集サポート</b>					
22	Lee Jihyeong	李志炯	이지형	李志炯	第一工業大学
23	Jeon Sangryul	全相律	전상률	全相律	神田外国語大学
<b>同時通訳</b>					
24	Ding Li	丁莉	정리	丁莉	北京大学
25	Song Gang	宋剛	송강	宋刚	北京外国語大学
26	Piao Xian	朴賢	박현	朴贤	京都大学
27	Jin Danshi	金丹実	김단실	金丹实	通訳翻訳者
28	Lee Hyeri	李ヘリ	이혜리	李惠利	韓国外国語大学
29	Ahn Younghee	安ヨンヒ	안연희	安暎姬	ソウル外国語大学院大学
<b>招待討論者</b>					
30	Shiode Hiroyuki	塩出浩之	시오테 히로유키	盐出浩之	京都大学
31	Lee Myungmi	李命美 ※座長	이명미	李命美	韓国外国語大学校
32	Biao Yang	楊彪 ※座長	양 바오	杨彪	華東師範大学
33	Hun Park	朴薰	박훈	朴薰	ソウル大学
34	Kim Bokwang	金甫尙	김보광	金甫尙	嘉泉大学
35	Asano Toyomi	浅野豊美	아사노 도요미	浅野丰美	早稲田大学
36	Wang Wenlung	王文隆	왕원룡	王文隆	台湾政治大学
37	Duan Ruicong	段瑞聡	뉘안루이충	段瑞聡	慶應義塾大学
<b>翻訳</b>					
38	Luo Feng	駱豊	뤄펑	骆丰	早稲田大学
39	Zheng Cheng	鄭成	정청	郑成	早稲田大学
40	Hong Sungmin	洪性珉	홍성민	洪性珉	早稲田大学
41	Hanai Miwa	花井みわ	하나이 미와	花井 Miwa	早稲田大学
42	Liu Yingwu	柳英武	류영무	柳英武	早稲田大学
43	Huang Mingshu	黄明淑	황명숙	黄明淑	早稲田大学
<b>レポート編集者</b>					
44	Nagai Ayumi	長井亜弓	나카이 आयु미	长井亚弓	渥美財団
<b>実行委員 / スタッフ</b>					
45	Imanishi Junko	今西淳子	이마니시 준코	今西淳子	渥美財団
46	Tsunoda Eiichi	角田英一	쓰노다 에이이치	角田英一	渥美財団
47	Honda Yasuko	本多康子	혼다 야스코	本多康子	渥美財団

## SGRA レポート バックナンバーのご案内

- SGRA レポート01 設立記念講演録 「21世紀の日本とアジア」 船橋洋一 2001. 1. 30 発行
- SGRA レポート02 CISV 国際シンポジウム講演録 「グローバル化への挑戦：多様性の中に調和を求めて」  
今西淳子、高 偉俊、F. マキト、金 雄熙、李 來賛 2001. 1. 15 発行
- SGRA レポート03 渥美奨学生の集い講演録 「技術の創造」 畑村洋太郎 2001. 3. 15 発行
- SGRA レポート04 第1回フォーラム講演録 「地球市民の皆さんへ」 関 啓子、L. ビッヒラー、高 熙卓 2001. 5. 10 発行
- SGRA レポート05 第2回フォーラム講演録 「グローバル化のなかの新しい東アジア：経済協力をどう考えるべきか」  
平川 均、F. マキト、李 鋼哲 2001. 5. 10 発行
- SGRA レポート06 投稿 「今日の留学」「はじめの一步」 工藤正司 今西淳子 2001. 8. 30 発行
- SGRA レポート07 第3回フォーラム講演録 「共生時代のエネルギーを考える：ライフスタイルからの工夫」  
木村建一、D. バート、高 偉俊 2001. 10. 10 発行
- SGRA レポート08 第4回フォーラム講演録 「IT 教育革命：ITは教育をどう変えるか」  
白井建彦、西野篤夫、V. コストブ、F. マキト、J. スリスマンティオ、蔣 惠玲、楊 接期、  
李 來賛、斎藤信男 2002. 1. 20 発行
- SGRA レポート09 第5回フォーラム講演録 「グローバル化と民族主義：対話と共生をキーワードに」  
ペマ・ギャルポ、林 泉忠 2002. 2. 28 発行
- SGRA レポート10 第6回フォーラム講演録 「日本とイスラーム：文明間の対話のために」  
S. ギュレチ、板垣雄三 2002. 6. 15 発行
- SGRA レポート11 投稿 「中国はなぜWTOに加盟したのか」 金香海 2002. 7. 8 発行
- SGRA レポート12 第7回フォーラム講演録 「地球環境診断：地球の砂漠化を考える」  
建石隆太郎、B. プレンサイン 2002. 10. 25 発行
- SGRA レポート13 投稿 「経済特区：フィリピンの視点から」 F. マキト 2002. 12. 12 発行
- SGRA レポート14 第8回フォーラム講演録 「グローバル化の中の新しい東アジア」 + 宮澤喜一元総理大臣をお迎えして  
フリーディスカッション  
平川 均、李 鎮奎、ガト・アルヤ・ブートゥラ、孟 健軍、B. ヴィリエガス 日本語版2003. 1. 31 発行、  
韓国語版2003. 3. 31 発行、中国語版2003. 5. 30 発行、英語版2003. 3. 6 発行
- SGRA レポート15 投稿 「中国における行政訴訟—請求と処理状況に対する考察—」 呉東鎬 2003. 1. 31 発行
- SGRA レポート16 第9回フォーラム講演録 「情報化と教育」 苑 復傑、遊間和子 2003. 5. 30 発行
- SGRA レポート17 第10回フォーラム講演録 「21世紀の世界安全保障と東アジア」  
白石 隆、南 基正、李 恩民、村田晃嗣 日本語版2003. 3. 30 発行、英語版2003. 6. 6 発行
- SGRA レポート18 第11回フォーラム講演録 「地球市民研究：国境を越える取り組み」 高橋 甫、貫戸朋子 2003.8.30 発行
- SGRA レポート19 投稿 「海軍の誕生と近代日本—幕末期海軍建設の再検討と『海軍革命』の仮説」 朴 榮濬  
2003.12.4 発行
- SGRA レポート20 第12回フォーラム講演録 「環境問題と国際協力：COP3の目標は実現可能か」  
外岡豊、李海峰、鄭成春、高偉俊 2004. 3. 10 発行
- SGRA レポート21 日韓アジア未来フォーラム 「アジア共同体構築に向けての日本及び韓国の役割について」2004. 6. 30 発行
- SGRA レポート22 渥美奨学生の集い講演録 「民族紛争—どうして起こるのか どう解決するか」 明石康 2004. 4. 20 発行
- SGRA レポート23 第13回フォーラム講演録 「日本は外国人をどう受け入れるべきか」  
宮島喬、イコ・ブラムティオノ 2004.2.25 発行
- SGRA レポート24 投稿 「1945年のモンゴル人民共和国の中国に対する援助：その評価の歴史」 フスレ 2004. 10. 25 発行
- SGRA レポート25 第14回フォーラム講演録 「国境を越えるE-Learning」  
斎藤信男、福田収一、渡辺吉裕、F. マキト、金 雄熙 2005. 3. 31 発行
- SGRA レポート26 第15回フォーラム講演録 「この夏、東京の電気は大丈夫？」 中上英俊、高 偉俊 2005.1.24 発行

- 
- SGRA レポート27 第16回フォーラム講演録「東アジア軍事同盟の過去・現在・未来」  
竹田いさみ、R.エルドリッジ、朴 榮濬、渡辺 剛、伊藤裕子 2005. 7. 30 発行
- SGRA レポート28 第17回フォーラム講演録「日本は外国人をどう受け入れるべきか-地球市民の義務教育-」  
宮島 喬、ヤマダチ・アナ・エリーザ、朴 校熙、小林宏美 2005. 7. 30 発行
- SGRA レポート29 第18回フォーラム・第4回日韓アジア未来フォーラム講演録「韓流・日流：東アジア地域協力におけるソフトパワー」 李 鎮奎、林 夏生、金 智龍、道上尚史、木宮正史、李 元徳、金 雄熙 2005. 5. 20 発行
- SGRA レポート30 第19回フォーラム講演録「東アジア文化再考-自由と市民社会をキーワードに-」  
宮崎法子、東島 誠 2005. 12. 20 発行
- SGRA レポート31 第20回フォーラム講演録「東アジアの経済統合：雁はまだ飛んでいるか」  
平川 均、渡辺利夫、トラン・ヴァン・トウ、範 建亭、白 寅秀、エンクバヤル・シャグダル、F.マキト  
2006. 2. 20 発行
- SGRA レポート32 第21回フォーラム講演録「日本人は外国人をどう受け入れるべきか-留学生-」  
横田雅弘、白石勝己、鄭仁豪、カンピラパーブ・スネート、王雪萍、黒田一雄、大塚晶、徐向東、  
角田英一 2006. 4. 10 発行
- SGRA レポート33 第22回フォーラム講演録「戦後和解プロセスの研究」 小菅信子、李 恩民 2006. 7. 10 発行
- SGRA レポート34 第23回フォーラム講演録「日本人と宗教：宗教って何なの？」  
島蘭 進、ノルマン・ヘイヴンズ、ランジャンナ・ムコパディヤヤー、ミラ・ゾンターク、  
セリム・ユジェル・ギュレチ 2006. 11. 10 発行
- SGRA レポート35 第24回フォーラム講演録「ごみ処理と国境を越える資源循環～私が分別したごみはどこへ行くの？～」  
鈴木進一、間宮 尚、李 海峰、中西 徹、外岡 豊 2007. 3. 20 発行
- SGRA レポート36 第25回フォーラム講演録「ITは教育を強化できるか」  
高橋富士信、藤谷哲、楊接期、江蘇蘇 2007. 4. 20 発行
- SGRA レポート37 第1回チャイナ・フォーラムin 北京講演録「パネルディスカッション『若者の未来と日本語』」  
池崎美代子、武田春仁、張 潤北、徐 向東、孫 建軍、朴 貞姫 2007. 6. 10 発行
- SGRA レポート38 第6回日韓フォーラムin 葉山講演録「親日・反日・克日：多様化する韓国の対日観」  
金 範洙、趙 寛子、玄 大松、小針 進、南 基正 2007. 8. 31 発行
- SGRA レポート39 第26回フォーラム講演録「東アジアにおける日本思想史～私たちの出会いと将来～」  
黒住 真、韓 東育、趙 寛子、林 少陽、孫 軍悦 2007. 11. 30 発行
- SGRA レポート40 第27回フォーラム講演録「アジアにおける外来種問題～ひとの生活との関わりを考える～」  
多紀保彦、加納光樹、プラチャー・ムシカシントーン、今西淳子 2008. 5. 30 発行
- SGRA レポート41 第28回フォーラム講演録「いのちの尊厳と宗教の役割」  
島蘭進、秋葉悦子、井上ウイマラ、大谷いづみ、ランジャンナ・ムコパディヤヤー 2008. 3. 15 発行
- SGRA レポート42 第2回チャイナ・フォーラムin 北京&新疆講演録「黄土高原緑化協力の15年—無理解と失敗から相互理解と信頼へ—」 高見邦雄 日本語版、中国語版 2008. 1. 30 発行
- SGRA レポート43 渥美奨学生の集い講演録「鹿島守之助とパン・アジア主義」 平川均 2008. 3. 1 発行
- SGRA レポート44 第29回フォーラム講演録「広告と社会の複雑な関係」 関沢 英彦、徐 向東、オリガ・ホメンコ  
2008. 6. 25 発行
- SGRA レポート45 第30回フォーラム講演録「教育における『負け組』をどう考えるか～  
日本、中国、シンガポール～」 佐藤香、山口真美、シム・チュン・キャット 2008. 9. 20 発行
- SGRA レポート46 第31回フォーラム講演録「水田から油田へ：日本のエネルギー供給、食糧安全と地域の活性化」  
東城清秀、田村啓二、外岡 豊 2009. 1. 10 発行
- SGRA レポート47 第32回フォーラム講演録「オリンピックと東アジアの平和繁栄」  
清水 諭、池田慎太郎、朴 榮濬、劉傑、南 基正 2008. 8. 8 発行

- SGRA レポート48 第3回チャイナ・フォーラム in 延辺&北京講演録 「一燈やがて万燈となる如く—アジアの留学生と生活を共にした協会の50年」工藤正司 日本語版、中国語版 2009. 4. 15 発行
- SGRA レポート49 第33回フォーラム講演録 「東アジアの経済統合が格差を縮めるか」東 茂樹、平川 均、ド・マン・ホーン、フェルディナンド・C・マキト 2009. 6. 30 発行
- SGRA レポート50 第8回日韓アジア未来フォーラム講演録 「日韓の東アジア地域構想と中国観」平川 均、孫 洌、川島 真、金 湘培、李 鋼哲 日本語版、韓国語 Web 版 2009. 9. 25 発行
- SGRA レポート51 第35回フォーラム講演録 「テレビゲームが子どもの成長に与える影響を考える」大多和直樹、佐々木 敏、渋谷明子、ユ・ティ・ルイン、江 蘇蘇 2009. 11. 15 発行
- SGRA レポート52 第36回フォーラム講演録 「東アジアの市民社会と21世紀の課題」宮島 喬、都築 勉、高 熙卓、中西 徹、林 泉忠、ブ・ティ・ミン・チイ、劉 傑、孫 軍悦 2010. 3. 25 発行
- SGRA レポート53 第4回チャイナ・フォーラム in 北京&上海講演録 「世界的課題に向けていま若者ができること〜TABLE FOR TWO〜」近藤正晃ジェームス 2010. 4. 30 発行
- SGRA レポート54 第37回フォーラム講演録 「エリート教育は国に『希望』をもたらすか：東アジアのエリート高校教育の現状と課題」玄田有史 シム チュン キャット 金 範洙 張 健 2010. 5. 10 発行
- SGRA レポート55 第38回フォーラム講演録 「Better City, Better Life ~東アジアにおける都市・建築のエネルギー事情とライフスタイル~」木村建一、高 偉俊、Mochamad Donny Koerniawan、Max Maquito、Pham Van Quan、葉 文昌、Supreedee Rittironk、郭 榮珠、王 劍宏、福田展淳 2010. 12. 15 発行
- SGRA レポート56 第5回チャイナ・フォーラム in 北京&フフホト講演録 「中国の環境問題と日中民間協力」第一部（北京）：「北京の水問題を中心に」高見邦雄、汪 敏、張 昌玉 第二部（フフホト）：「地下資源開発を中心に」高見邦雄、オンドロナ、ブレンサイン 2011. 5. 10 発行
- SGRA レポート57 第39回フォーラム講演録 「ポスト社会主義時代における宗教の復興」井上まどか、ティムール・ダダバエフ、ゾンターク・ミラ、エリック・シッケタンツ、島 蘭 進、陳 継東 2011. 12. 30 発行
- SGRA レポート58 投稿 「鹿島守之助とパン・アジア論への一試論」平川 均 2011. 2. 15 発行
- SGRA レポート59 第10回日韓アジア未来フォーラム講演録「1300年前の東アジア地域交流」朴 亨國、金 尚泰、胡 潔、李 成制、陸 載和、清水重敦、林 慶澤 2012. 1. 10 発行
- SGRA レポート60 第40回フォーラム講演録「東アジアの少子高齢化問題と福祉」田多英範、李 蓮花、羅 仁淑、平川 均、シム チャン キャット、F・マキト 2011. 11. 30 発行
- SGRA レポート61 第41回SGRAフォーラム講演録「東アジア共同体の現状と展望」恒川恵市、黒柳米司、朴 榮濬、劉 傑、林 泉忠、ブレンサイン、李 成日、南 基正、平川 均 2012. 6. 18 発行
- SGRA レポート62 第6回チャイナ・フォーラム in 北京&フフホト講演録 「Sound Economy ~私がミナマタから学んだこと~」柳田耕一 「内モンゴル草原の生態系：鉱山採掘がもたらしている生態系破壊と環境汚染問題」郭 偉 2012. 6. 15 発行
- SGRA レポート64 第43回SGRAフォーラム in 蓼科 講演録「東アジア軍事同盟の課題と展望」朴 榮濬、渡辺 剛、伊藤裕子、南 基正、林 泉忠、竹田いさみ 2012. 11. 20 発行
- SGRA レポート65 第44回SGRAフォーラム in 蓼科 講演録「21世紀型学力を育むフューチャースクールの戦略と課題」赤堀侃司、影戸誠、曹圭福、シム・チュン・キャット、石澤紀雄 2013. 2. 1 発行
- SGRA レポート66 渥美奨学生の集い講演録「日英戦後和解（1994-1998年）」（日本語・英語・中国語）沼田貞昭 2013. 10. 20 発行
- SGRA レポート67 第12回日韓アジア未来フォーラム講演録「アジア太平洋時代における東アジア新秩序の模索」平川 均、加茂具樹、金 雄熙、木宮正史、李 元徳、金 敬黙 2014. 2. 25 発行

- SGRA レポート 68 第7回SGRA チャイナ・フォーラム in 北京講演録「ボランテニア・志願者論」  
(日本語・中国語・英語) 宮崎幸雄 2014. 5. 15 発行
- SGRA レポート 69 第45回SGRA フォーラム講演録「紛争の海から平和の海へー東アジア海洋秩序の現状と展望ー」  
村瀬信也、南基正、李成日、林泉忠、福原裕二、朴榮濬 2014. 10. 20 発行
- SGRA レポート 70 第46回SGRA フォーラム講演録「インクルーシブ教育：子どもの多様なニーズにどう応えるか」  
荒川 智、上原芳枝、ヴィラーグ ヴィクトル、中村ノーマン、崔 佳英 2015. 4. 20 発行
- SGRA レポート 71 第47回SGRA フォーラム講演録「科学技術とリスク社会ー福島第一原発事故から考える科学技術  
と倫理ー」崔 勝媛、島菌 進、平川秀幸 2015. 5. 25 発行
- SGRA レポート 72 第8回チャイナ・フォーラム講演録「近代日本美術史と近代中国」  
佐藤道信、木田拓也 2015. 10. 20 発行
- SGRA レポート 73 第14回日韓アジア未来フォーラム、第48回SGRA フォーラム講演録「アジア経済のダイナミズムー  
物流を中心に」李 鎮奎、金 雄熙、榊原英資、安 秉民、ドマンホーン、李 鋼哲 2015. 11. 10 発行
- SGRA レポート 74 第49回SGRA フォーラム講演録：円卓会議「日本研究の新しいパラダイムを求めて」  
劉 傑、平野健一郎、南基正 他15名 2016. 6. 20 発行
- SGRA レポート 75 第50回SGRA フォーラム in 北九州講演録「青空、水、くらしー環境と女性と未来に向けて」  
神崎智子、斉藤淳子、李 允淑、小林直子、田村慶子 2016. 6. 27 発行
- SGRA レポート 76 第9回SGRA チャイナ・フォーラム in フフホト&北京講演録「日中二百年ー文化史からの再検討」  
劉 建輝 発行予定
- SGRA レポート 77 第15回日韓アジア未来フォーラム講演録「これからの日韓の国際開発協力ー共進化アーキテクチャ  
の模索」孫赫相、深川由紀子、平川均、フェルディナンド・C・マキト 2016. 11. 10 発行
- SGRA レポート 78 第51回SGRA フォーラム講演録「今、再び平和についてー平和のための東アジア知識人連帯を考え  
るー」南基正、木宮正史、朴榮濬、宋均營、林泉忠、都築勉 2017. 3. 27 発行
- SGRA レポート 79 第52回SGRA フォーラム講演録「日本・中国・韓国における国史たちの対話の可能性(1)」  
劉傑、趙琬、葛兆光、三谷博、八百啓介、橋本雄、松田麻美子、徐静波、鄭淳一、金キョンテ  
2017. 6. 9 発行
- SGRA レポート 80 第16回日韓アジア未来フォーラム講演録「日中韓の国際開発協力ー新たなアジア型モデルの模索ー」  
金雄熙、李恩民、孫赫相、李鋼哲 2017. 5. 16 発行
- SGRA レポート 81 第56回SGRA フォーラム講演録「人を幸せにするロボットー人とロボットの共生社会をめざして第  
2回ー」稲葉雅幸、李周浩、文景楠、瀬戸文美 2017. 11. 20 発行
- SGRA レポート 82 第57回SGRA フォーラム講演録「第2回 日本・中国・韓国における国史たちの対話の可能性ー蒙  
古襲来と13世紀モンゴル帝国のグローバル化」葛兆光、四日市康博、チョグト、橋本雄、エルデニ  
バートル、向正樹、孫衛國、金甫枕、李命美、ツェレンドルジ、趙阮、張佳 2018. 5. 10 発行
- SGRA レポート 83 第58回SGRA フォーラム講演録「アジアを結ぶ? 『一帯一路』の地政学」朱建榮、李彦銘、朴榮  
濬、古賀慶、朴准儀 2018.11.16 発行
- SGRA レポート 84 第11回SGRA チャイナフォーラム講演録「東アジアからみた中国美術史学」塚本磨充、呉孟晋  
2019. 5. 17 発行
- SGRA レポート 85 第17回日韓アジア未来フォーラム講演録「北朝鮮開発協力：各アクターから現状と今後を聞く」  
孫赫相、朱建榮、文昊鍊 発行予定
- SGRA レポート 86 第59回SGRA フォーラム講演録「日本・中国・韓国における国史たちの対話の可能性：17世紀東ア  
ジアの国際関係ー戦乱から安定へー」三谷博、劉傑、趙琬、崔永昌、鄭潔西、荒木和憲、許泰玖、  
鈴木開、祁美琴、牧原成征、崔姪姫、趙軼峰 2019. 9. 20 発行
- SGRA レポート 87 第61回SGRA フォーラム講演録「日本の高等教育のグローバル化!？」沈雨香、吉田文、シン・ジョ  
ン Chol、関沢和泉、ムラット・チャクル、金範洙 2019. 3. 26 発行

■ レポートご希望の方は、SGRA 事務局 (Tel : 03-3943-7612 Email : sgra-office@aisf.or.jp) へご連絡ください。

SGRAレポート No. 0086

---

第59回SGRAフォーラム

第3回 日本・中国・韓国における国史たちの対話の可能性  
17世紀東アジアの国際関係——戦乱から安定へ

編集・発行 (公財) 渥美国際交流財団関口グローバル研究会 (SGRA)  
〒112-0014 東京都文京区関口3-5-8  
Tel: 03-3943-7612 Fax: 03-3943-1512  
SGRA ホームページ: <http://www.aisf.or.jp/sgra/>  
電子メール: [sgra-office@aisf.or.jp](mailto:sgra-office@aisf.or.jp)

発行日 2019年9月20日  
発行責任者 今西淳子  
印刷 (株) 平河工業社

©関口グローバル研究会 禁無断転載 本誌記事のお尋ねならびに引用の場合はご連絡ください。

# 日本・中国・韓国における 国史たちの対話の可能性

17世紀東アジアの国際関係——戦乱から安定へ

